

令和2年第3回宇城市議会定例会会期日程表

会期25日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月1日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 報告第15号から認定第8号までの41議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
9月2日	水	休 会	○ 議事整理
9月3日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、豊田、長谷、三角、河野（正）） 【 延 会 】
9月4日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（原田、五嶋、山森、園田） 【 延 会 】
9月5日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月6日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月7日	月	休 会	○ 議事整理 （台風10号襲来により一般質問を後日に延期）
9月8日	火	休 会	○ 議事整理 （台風10号襲来により一般質問を後日に延期）
9月9日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（中山、溝見、高橋、福田） 【 延 会 】

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月10日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（坂下、入江、高本） ○ 報告第15号から承認第12号までの質疑 ○ 議案第54号から議案第80号までの質疑、委員会付託 ○ 認定第1号から認定第8号までの質疑、決算審査特別委員会を設置し付託 ○ 議案第81号の上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 発議第2号の上程・提案理由説明・質疑 【 散 会 】 ○ 決算審査特別委員会
9月11日	金	休 会	○ 議事整理
9月12日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月13日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月14日	月	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教、建設経済、民生）
9月15日	火	休 会	○ 議事整理
9月16日	水	休 会	○ 議事整理
9月17日	木	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
9月18日	金	休 会	○ 議事整理
9月19日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月20日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月21日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月22日	火	休 会	○ 市の休日のため休会
9月23日	水	休 会	○ 決算審査特別委員会
9月24日	木	休 会	○ 議事整理

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月25日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第54号から認定第8号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第82号の上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 発議第2号の討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

9 月 1 日 (火)

令和２年第３回宇城市議会定例会（第１号）

令和２年９月１日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸報告
日程第４		専決処分の報告について（専決第１５号から第１９号まで）
日程第５	報告第１５号	令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について
日程第６	報告第１６号	令和元年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について
日程第７	報告第１７号	令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第８	報告第１８号	令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第９	承認第１１号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第１４号）（令和２年度宇城市一般会計補正予算（専決第３号））
日程第１０	承認第１２号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２０号）（令和２年度宇城市一般会計補正予算（専決第４号））
日程第１１	議案第５４号	宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について
日程第１２	議案第５５号	宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第５６号	宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第５７号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第５８号	宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第５９号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

		定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 60 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 61 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 62 号	宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 63 号	宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について
日程第 21	議案第 64 号	宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について
日程第 22	議案第 65 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 23	議案第 66 号	令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 24	議案第 67 号	令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 25	議案第 68 号	令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 26	議案第 69 号	令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 27	議案第 70 号	令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 28	議案第 71 号	令和 2 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 29	議案第 72 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））
日程第 30	議案第 73 号	工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）
日程第 31	議案第 74 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 32	議案第 75 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）
日程第 33	議案第 76 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 34	議案第 77 号	財産の無償譲渡について
日程第 35	議案第 78 号	財産の取得について
日程第 36	議案第 79 号	権利の放棄について
日程第 37	議案第 80 号	和解の成立について
日程第 38	認定第 1 号	令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 9	認定第 2 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 0	認定第 3 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 1	認定第 4 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 2	認定第 5 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 3	認定第 6 号	令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 4 4	認定第 7 号	令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 4 5	認定第 8 号	令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
日程第 4 6		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市民環境部次長	浦 田 敬 介 君
健康福祉部次長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上下水道局長	大 塚 和 博 君
教育部次長	豊 住 章 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
農業委員会事務局長	白 木 太実男 君	監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木見田 洋 一 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） ただいまから、令和2年第3回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、6番、高橋佳大君及び7番、高本敬義君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（石川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの25日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（石川洋一君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、まず、第2回定例会閉会日において第1回議会改革特別委員会及び公共交通網整備検討特別委員会が開催され、議会改革特別委員会委員長に長谷誠一君、副委員長に永木誠君、公共交通網整備検討特別委員会委員長に岡本泰章君、副委員長に高本敬義君がそれぞれ互選されました。

次に、去る7月の県南豪雨災害で特に甚大な被害がありました八代市と人吉市に対し、8月19日、私、石川と大村副議長の2人で、それぞれの市議会議長に対し、見舞金を手渡ししてまいりました。議員各位の賛同に感謝を申し上げます。

次に、お手元に配布をしておりますとおり、1ページから6ページに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和2年5月分から7月分までが提出されております。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する宇城市の現状を御説明いたします。

8月2日に市内初となる感染者が確認されましたが、その後、家庭内での濃厚接触による感染や新規感染者の発生等により、現在13人の感染者が確認されております。

ただし、県の報道資料によると、その全ての方の感染経路は明らかでありますので、市としては、引き続き自己防衛の徹底を呼び掛けているところです。

次に、市の対策についての報告です。

第1に、全世帯を対象とした国による支援の特別定額給付金ですが、8月11日をもって申請を締め切り、結果、受給申請件数は、全世帯の99.9%である24,603件、支払額は約58億5,800万円の実績となっています。現在、事業終了に向けて最後の業務を行っております。

第2に、市内事業所に対して、市の独自支援策として実施しております宇城市事業持続化対策特別支援金ですが、昨日現在で618件の交付決定を行っているところです。今後も迅速に交付決定を行い、市内事業所に対する支援を行ってまいります。

第3に、低迷した市内経済の早期回復を目指すプレミアム率100%のプレミアム付商品券ですが、8月25日現在の販売率は81%で、約9億5,500万円分販売したもののうち、使用率は44.6%であり、既に登録された取扱店で計約4億2,600万円分が利用されております。

プレミアム付商品券は、市内事業者に一定の波及効果をもたらしていると感じておりますが、各家庭に目を向けると、マスク購入代やステイホームによる光熱水費の増加など、感染症への自己防衛対策のための支出が新たな負担となっていることは否めません。

また、市内経済への打撃は長期にわたり、第2波が本市内まで到来した今、その影響はいまだ先が見えない状況です。

そこで、今議会で上程させていただいております100%プレミアム付商品券第2弾について報告いたします。

この商品券は、一般家庭内等における感染対策に伴う経済的負担の軽減及び第2波による経済的ダメージの緩和を目的として発売する方針と考えています。

第1弾と同様に、一人当たり2万円の商品券を1万円で販売するもので、全ての市民が購入され、利用いただけたとすると、最大約12億円の経済効果となりますので、御審議をお願いいたします。

次に、防災拠点センターの進捗状況についての報告です。

防災拠点センターは、災害が発生した場合に、地域住民が一定期間滞在するための新たな指定避難所として利用する施設として、また平時には防災に関する行事を

はじめ、公民館事業や福祉事業などで利用できる施設として、旧５町ごとに計６か所の整備を進めてまいりました。

資材不足による工事の遅延などもございましたが、この度、７月１９日に豊野、７月２６日に三角、８月３０日に不知火の各拠点センターが落成を迎え、既に供用を開始しております。今年度中には残りの松橋東・西、小川の拠点センターも随時落成する予定となっております。

次に、地域間交流施設金桁温泉についての報告です。

三角の観光に回遊性を持たせるとともに、三角町の新たなシンボルとして、地域の健康・憩い・癒しの場として整備しておりました金桁温泉ですが、７月１５日に無事落成式を迎えました。現在、営業を開始し、市外からの利用者も多く、大変良い評判をいただいていると伺っております。

くまモンの生みの親である小山薫堂さんにも取材いただき、市としても今後は積極的にさらに広くアピールし、より多くの方々に来訪いただくことで、地域活性化につながればと思っております。

次に、令和２年７月豪雨による県南被災地への支援状況の報告です。

熊本県市長会の采配により、７月７日から人吉市に応援職員を派遣しており、昨日までに累計１３６人が現地で災害対応業務に従事しております。

また、被災地に向かうボランティアを支援するため、８月に宇城市発着のボランティアバスを運行いたしました。計８回の運行で、総計１３６人のボランティアの方々に利用いただき、議員や職員をはじめ、高校生も多数参加していただいたところです。

また、８月９日には、球磨村の松谷村長様立会いの下、小川仮設団地に球磨村から入居を希望された被災者４世帯７人の受入れを行いました。８月２２日には、さらに８世帯１８人が入居され、現在、１２世帯２５人の方が入居されております。

球磨村に建設中の仮設住宅に入居できるまでの約３か月程度と短い間ですが、ゆっくり体を休めていただければと思っております。

最後に、行政機能を止めない取組の報告です。

市内における感染者の発生と拡大、熊本県のリスクレベルが最高のレベル４特別警報を維持している状況から、職員の勤務場所を分散する勤務を継続しています。この分散勤務により、執務室内で勤務する職員数を５割程度削減し、職員間での感染拡大を防止することで、業務を継続できる体制をとっております。

以上、行政報告といたします。

○議長（石川洋一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第４ 専決処分の報告について（専決第１５号から第１９号まで）

○議長（石川洋一君） 日程第４、専決処分の報告について、専決第１５号から専決第１９号までの報告を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集の９ページをお願いします。報告第１０号専決処分の報告について詳細説明します。

本件は、令和２年６月９日に、宇城市道当尾工業団地線の除草作業で刈払機を使用中、小石が飛び、駐車場にとめてあった車両の後方窓ガラスを損傷させたことで市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は４８,９５０円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

次に、議案集１１ページから１３ページをお願いします。報告第１１号専決処分の報告について（建物明渡等請求事件に関する調停に代わる決定）の詳細を説明します。

本件は、再三の納付指導を行ったにもかかわらず、滞納が解消せず、納入相談にも応じない者に対し、訴えの提起を行いました。

口頭弁論で、熊本地方裁判所から提示された民事調停法第１７条に基づく調停に代わる決定に対して、当該決定を受諾し、異議の申立ても行わない旨決定したものです。

調停に代わる決定の内容を簡潔に申しますと、被告の宇城市への３５万９千円の支払い義務の確認、分割払いでの納付承諾、支払いを怠った場合の契約解除、明渡しであります。

以上で、報告第１０号から第１１号までの詳細説明を終わります。

○教育部長（吉田勝広君） 議案書の１４ページ、１５ページをお願いいたします。公用車の事故に係る損害賠償額の専決処分の報告でございます。

本件は、令和２年６月１６日に宇城市松橋町において、市職員が公用車の運転を誤り、駐車してあった相手方の車両に接触し、車両を損傷させたため、市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償額は２１万３千円でございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車事故共済保険から補填をされております。

○土木部長（原田文章君） 議案集１６ページをお願いいたします。報告第１３号専決処分の報告について詳細説明します。

本件は、令和２年６月１６日に、宇城市道南田当尾小学校線の除草作業で刈払機を使用中、小石が飛び、走行中の車両に当たり、右前方窓ガラスを損傷させたこと

で、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は20,680円です。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、報告第13号の詳細説明を終わります。

○総務部長（成松英隆君） 議案集の18ページから19ページをお願いします。報告第14号専決処分について説明いたします。

消防団員が、有限会社みなとしょうゆ醸造元の駐車場フェンスの支柱4本を倒壊させた事故に係る損害賠償の専決処分の報告となります。

令和2年7月8日、消防団において7月4日の熊本県南部の豪雨による行方不明者及び危険物の捜索を海岸沿いで実施しています。その活動中、三角町波多の有限会社みなとしょうゆ醸造元の自宅兼店舗駐車場でフェンスにつかまり、約3.5メートル下の海岸を確認しようとした際にフェンスを押し倒し、支柱4本を倒壊させたため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償の額は73,722円でございます。

賠償金の処理方法については、これまでと同様となります。

以上、報告第14号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 専決第15号から専決第19号までの報告が終わりました。

これで、専決処分の報告についてを終わります。

—————○—————

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第5 | 報告第15号 | 令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 報告第16号 | 令和元年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第17号 | 令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第18号 | 令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第9 | 承認第11号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第14号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号）） |
| 日程第10 | 承認第12号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第20号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号）） |
| 日程第11 | 議案第54号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について |

日程第 1 2	議案第 5 5 号	宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 5 6 号	宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 5 7 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 5 8 号	宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 5 9 号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 6 0 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 6 1 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 6 2 号	宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 6 3 号	宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について
日程第 2 1	議案第 6 4 号	宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について
日程第 2 2	議案第 6 5 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 3	議案第 6 6 号	令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 6 7 号	令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	議案第 6 8 号	令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6	議案第 6 9 号	令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	議案第 7 0 号	令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8	議案第 7 1 号	令和 2 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））
日程第 3 0	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）
日程第 3 1	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 3 2	議案第 7 5 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

(松橋中学校屋内運動場改築工事)

日程第 3 3 議案第 7 6 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

(松橋中学校武道場他改築工事)

日程第 3 4 議案第 7 7 号 財産の無償譲渡について

日程第 3 5 議案第 7 8 号 財産の取得について

日程第 3 6 議案第 7 9 号 権利の放棄について

日程第 3 7 議案第 8 0 号 和解の成立について

日程第 3 8 認定第 1 号 令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 9 認定第 2 号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 0 認定第 3 号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 1 認定第 4 号 令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 2 認定第 5 号 令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 3 認定第 6 号 令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第 4 4 認定第 7 号 令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第 4 5 認定第 8 号 令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長(石川洋一君) 日程第 5、報告第 1 5 号令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、日程第 4 5、認定第 8 号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 本日から令和 2 年第 3 回市議会定例会、大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として、令和元年度三角町振興株式会社等第 3 セクターの経営状況の報告 3 件、健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告 1 件の計 4 件。承認案件として、令和 2 年度宇城市一般会計補正予算の専決処分 2 件。条例案件として、一部改正では、宇城市支所及び出張所条例の一部改正など 9 件、廃止では、宇城市小川総合福祉センター条例の廃止など 2 件の計 1 1 件。予算案件として、令和 2 年度宇城市一般会計補正予算など 7 件。その他の案件として、工事請負契約の締結関係 5 件、財産関係 2 件、権利の放棄 1 件、和解の成立 1 件の計 9 件。認定案件として、令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定など 8 件。合わせて 4 1 件をお願いするものでございます。

令和 2 年度一般会計補正予算(第 4 号)につきましては、普通交付税や新型コロナ

ナウウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の２次配分などの増額見込み、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に関する施策の追加や応急仮設住宅等の移転改築など、新たに発生した財政需要に対して予算対応を行うもので、歳入歳出それぞれ２億１,０００万円余を増額し、予算総額４億４,８００万円余としています。詳細につきましては、関係部局長から説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第１５号令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、報告第１７号令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○経済部長（稼 隆弘君） 宇城市が出資しております、三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の３件の経営状況報告をいたします。

議案集２０ページです。まず、報告第１５号令和元年度三角町振興株式会社の経営状況について報告します。内容は、別冊の令和元年度三角町振興株式会社の経営状況報告書で説明いたします。

１ページをお願いします。比較貸借対照表の当期について説明します。

資産の部は、流動資産１億８,１３０円と固定資産１億９,８９２円の合計で２億９,１万７,０２２円となり、前期比で３４万円減少しております。

負債の部は、流動負債３億３,６万４,７３６円と固定負債２億５,６３０円の合計で５億８,７万３,６６円となり、前期比で１億２,１万円減少しております。

純資産の部は、資本金は１億５,７０万円で、それに利益剰余金と自己株式を合わせた純資産合計が、マイナス２億９,５万３,３４４円と債務超過になっております。

次に２ページの比較損益計算書を説明します。

純売上高１億２,６７万９,９７４円から売上原価０円を差し引いた売上総利益は１億２,６７万９,９７４円となり、これから販売費及び一般管理費１億４,５３万９,３４８円を控除した営業損失はマイナス１億８,５万９,３７４円となり、当期純利益は８万４,９９６円になります。

次に３ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は１億４,５３万９,３４８円で、前期比で１億４,００万円ほど減少しております。主な減少理由は、宇城市物産館運営を民間事業者へ移行し、人員削減したため、給与手当、法定福利費が減少したためです。

９ページからは、令和２年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、三角町振興株式会社の経営状況の報告を終わります。

次に、議案集 21 ページです。報告第 16 号令和元年度不知火温泉有限会社の経営状況について報告します。

別冊の令和元年度不知火温泉有限会社の経営状況報告書で説明します。説明の前に修正をお願いします。9 ページの表題の令和元年度事業計画を令和 2 年度事業計画へ修正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。

1 ページをお願いします。比較貸借対照表の当期を説明します。

資産の部は、流動資産 3,546 万 5,934 円と固定資産 1,707 万 4,561 円の合計で 5,254 万 4,951 円となり、前期比で 706 万円減少しております。

主な減少科目は、現金及び預金のマイナス 695 万円であります。

負債の部は、流動負債 2,664 万 6,946 円となり、前期比で 167 万円減少しております。

純資産の部は、資本金は 3,300 万円で、それに利益剰余金マイナス 710 万 6,451 円を合わせた純資産合計が 2,589 万 3,549 円となっております。

次に 2 ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高 2 億 9,631 万 7,169 円から売上原価 1 億 7,369 万 3,437 円を差し引いた売上総利益は、1 億 2,262 万 3,732 円となり、これから販売費及び一般管理費 1 億 3,087 万 7,310 円を控除した営業損失はマイナス 825 万 3,578 円、当期純利益はマイナス 539 万 2,791 円になります。売上高減少の主な理由は、新型コロナウイルス流行に伴う物産館売上減少マイナス 623 万 4,280 円です。

次に 3 ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。令和元年度販売費及び一般管理費は 1 億 3,087 万 7,310 円で、前期比で 60 万円減少しております。

9 ページからは、令和 2 年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、不知火温泉有限会社の経営状況報告を終わります。

次に、議案集 22 ページです。報告第 17 号令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について報告します。別冊の令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告書で説明いたします。

1 ページをお願いします。比較貸借対照表の当期を説明します。

資産の部は、流動資産 4,645 万 4,693 円と固定資産 968 万 6,530 円の合計で 5,614 万 1,223 円となり、前期比で 101 万円増加しております。

負債の部は、1,279 万 7,587 円となり、前期比で 236 万円ほど減少しております。主な減少理由は、利益の減少による未払法人税等が 134 万 3 千円減少

したためです。

純資産の部は、資本金は1,370万円で、それに利益剰余金を併せた純資産合計が、4,334万3,636円と前期より337万1,448円増加し経営状況は好調と言えます。

次に、2ページの比較損益計算書を説明します。

純売上高3億3,588万5,148円から売上原価2億7,143万95円を差し引いた売上総利益は、6,445万5,053円となります。これから販売費及び一般管理費5,989万8,037円を控除した営業利益は455万7,016円となり、当期純利益は337万1,448円になります。売上高増加の主な理由は物産館の売上げが519万6,252円伸びたことで、これはぶどう等の売上げ好調によるものです。

次に3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。令和元年度販売費及び一般管理費は5,989万8,037円で、前期比で224万円ほど増加しております。主な理由は、職員1人増員に伴い、給与手当、法定福利費が増加したためです。

8ページからは、令和2年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 報告第15号から報告第17号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第18号令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてから、議案第55号宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集23ページをお願いいたします。

報告第18号令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について詳細説明します。

まず、表1の健全化判断比率の各比率について説明します。

1番目の実質赤字比率については、普通会計の赤字比率を算定するものです。

2番目の連結実質赤字比率につきましては、市の全会計を対象に算定するものです。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため該当しませんので横線になっております。

3番目の実質公債費比率につきましては、宇城市の全会計に加え、広域連合などの一部事務組合等を対象とし実質的に返済、若しくは負担した公債費比率になります。令和元年度は8.9%でございます。

早期健全化基準と定められている25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。参考といたしまして、平成30年度は10.2%でしたので、1.3%

下がり、改善しているところでございます。4番目の将来負担比率につきましては、第3セクター、広域連合等の一部事務組合を含めた市債の償還見込額残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来負担額を、標準財政規模との比率で表すもので、令和元年度は2%となっております。平成30年度は5.4%でしたので3.4%下がり、こちらも改善しているところでございます。

以上のとおり、本市は健全化判断比率の指標である4項目について、基準以下となっており、各比率とも改善されております。

表2の令和元年度宇城市公営企業会計資金不足比率につきましては、3つの企業会計とも資金不足はありませんので横線となっております。

以上で、報告第18号の詳細説明を終わります。

次に、議案集24ページから25ページをお願いします。

承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第14号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号））について詳細説明します。資料については、別冊令和2年度宇城市各会計補正予算宇城市一般会計補正予算（専決第3号）になります。

令和2年7月3日付け、市長において専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算の内容につきましては、国の補正予算（第2号）により、低所得のひとり親世帯（児童扶養手当支給世帯等）に対し、1世帯5万円、第2子以降一人当たり3万円を加算、さらに収入が減少した世帯には追加で5万円を加算し支給するひとり親世帯臨時特別給付金の給付事業に係る経費となっています。

1ページをお願いします。まず初めに、予算の総額について説明いたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,001万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ415億3,118万1千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金で8,001万7千円を追加しています。

3ページに移ります。歳出費目では、款3民生費、項5母子福祉費で8,001万7千円の追加を行っています。

続いて、歳出の主な内容と、その特定財源について御説明します。

7ページをお願いします。款3民生費、項5母子福祉費、目1母子福祉費、節18負担金補助及び交付金で、ひとり親世帯臨時特別給付金7,633万円を追加しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金

を早期に支給するものです。また、支給に係る事務費も含め全ての経費が、国庫支出金で賄われることとなっています。

以上で、承認第11号の詳細説明を終わります。

次に、議案集は26ページから27ページになります。

承認第12号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第20号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号））について詳細説明します。資料は別冊になります。令和2年度宇城市各会計補正予算宇城市一般会計補正予算（専決第4号）になります。

令和2年7月20日付け、市長において専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算の内容につきましては、令和2年7月豪雨災害からの速やかな復旧を図るもの、また、学校再開等に伴う小中学校に対する新型コロナウイルス感染症への対策を迅速かつ的確に行うものとなっております。

令和2年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第4号）1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億6,696万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ425億9,814万9千円としています。

2ページに移ります。主な歳入費目では、款14国庫支出金、項1国庫負担金で1億1,500万円余の追加、款15県支出金、項2県補助金で4億4,000万円余の追加、また、款21市債、項1市債で3億2,300万円を追加しております。

3ページに移ります。主な歳出費目では、款5農林水産業費、項3水産業費で1億3,900万円余を追加、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費で6億1,900万円の追加、同じく、項2公共土木施設災害復旧費で2億6,600万円余の追加を行っています。

4ページに移ります。第2表、地方債補正です。1追加で、農林水産業施設災害復旧事業費、起債限度額1億5,500万円余を追加し、2変更では、農業生産基盤整備事業費ほか2件の起債限度額を、紙面のとおりに変更しています。

続きまして、歳出の主な内容と、その特定財源について説明します。

9ページをお願いします。中段になります。款5農林水産業費、項1農業費、目9農業施設維持管理費、節14工事請負費で、排水機場突発事故復旧工事費1,200万円を追加しております。

益南排水機場ポンプの突発的な故障により、早急な改修工事を行うもので、特定財源は、県補助金852万円、地方債が310万円となっております。

同じく、項3水産業費、目3漁港管理費では、節12委託料として4,698万3千円、節14工事請負費で9,229万2千円を追加しています。7月豪雨によりまして、市管理の漁港海岸に漂着した流木等の撤去費用であり、漁業への被害拡大防止を図るものです。特定財源は、県補助金6,963万6千円、地方債6,260万円となります。

10ページに移ります。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費で1,541万3千円、同じく、項3中学校費、目1学校管理費で650万円を追加しております。学校再開に際しまして、感染対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障を行うための経費であり、特定財源として小学校費、中学校費とも各学校の規模に応じて国庫補助金が、おおむね2分の1の補助率で措置されています。

続いて、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費で5億6,300万円を追加しております。内訳は、節12委託料3,100万円、節13使用料及び賃借料1,000万円、節14工事請負費として5億2,000万円余、節18負担金補助及び交付金で160万円となっております。7月の豪雨で被災した農地や農業用施設等の復旧に係る経費となり、特定財源としましては、県補助金3億3,706万円、地方債1億3,190万円、受益者分担金が7,413万6千円となっております。

同じく、10ページから11ページにかけまして、目2林業施設災害復旧費で5,600万円を追加しています。こちらも7月豪雨により被災した、白岩林道復旧に係る経費です。特定財源としましては、県補助金2,500万円、地方債2,390万円、そして受益者分担金が500万円となっております。

11ページに移ります。同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費では2億5,705万円の追加です。いずれも農林水産施設と同様に、7月豪雨により被災した河川・道路などの公共土木施設における応急対応、災害復旧に係る経費であり、特定財源としまして、国庫負担金が1億1,585万7千円、地方債1億150万円となります。

12ページに移ります。同じく、目3住宅災害復旧費、節12委託料で920万円を追加しています。同じく、7月豪雨の際に床下浸水等の被災を受けた曲野中村復興住宅の復旧に係る経費となります。特定財源として、公営住宅災害見舞金280万円を見込んでいます。

最後に、歳入予算の説明をいたします。8ページにお戻りください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を9,495万9千円追加し、補正後の財政調整基金繰入金を30億7,753万円としています。特定財源については、歳出予算の中で説明しましたが、今回の事業の実施にあたり、特

定財源で不足する額について、一般財源として財源調整するものです。

以上で、承認第12号の詳細説明を終わります。

次に、議案集28ページ、説明資料集は3ページです。

議案第54号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について説明いたします。

第1条は、宇城市小川支所及び宇城市松合出張所の移転に伴い、現在の位置を変更する必要が生じたため、条例を改正するものでございます。

第2条は、宇城市農業就業改善センターの解体により、宇城市農業就業改善センター条例を廃止する必要が生じたため、条例を廃止するものでございます。いわゆる松合就業センターというのは、こちらの解体後には、その代替施設として集会所の建設を計画しており、広く市民の皆様へ利用していただける施設を目指しております。

以上で、議案第54号の詳細説明を終わります。

次に、議案集は29ページから30ページになります。資料集は4ページから5ページになります。

議案第55号宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

近年の人権課題に関して、国は、平成28年、個別の差別を解消することを目的に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律の3法を施行し、令和2年6月、県は、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例を施行しました。

人権課題に関しては、本市においても、昨年、差別貼紙事案が確認されており、大きな課題の一つと考えられます。そのような情勢を踏まえ、インターネットの普及などにより複雑多様化する人権課題への対応を図るとともに、さらに充実した人権施策を推進していく必要があると考え、今回、条例を改正するものです。

今回の提案は、国県の動きを受けて、本市のみならず、宇土市、美里町もそれぞれの市町で本市と同一内容の条例改正を、それぞれの議会に提案される予定でございます。

以上で、議案第55号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 報告第18号から議案第55号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第56号宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） 議案第56号宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措

置条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を行います。

議案集は 31 ページ、資料集は 6 ページと 7 ページになります。

今回の改正内容につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正を行うものです。

資料集の 6 ページが、宇城市企業振興促進条例の第 3 条第 1 項第 1 号の新旧対照表になります。資料集の 7 ページが、宇城市税特別措置条例の第 2 条第 1 号の新旧対照表になります。それぞれ地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条を、第 26 条に改めるものです。

以上で、議案第 56 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 56 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 57 号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 58 号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案集は 32 ページ、説明資料は 8 ページをお願いいたします。宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、本条例での当該通知カード再交付に係る手数料を廃止する必要性が生じたため改正するものです。

本改正により、紛失等によって通知カードの再発行をしていた手続きがなくなり、手数料を廃止するものです。

以上で、議案第 57 号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案集は 33 ページ、説明資料は 9 ページ、10 ページをお願いいたします。宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。

本条例は、宇城市交通安全対策推進委員会条例の組織の見直し及び市民環境部分掌事務の改正により、宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例における庶務を組織改編により総務部総務課から市民環境部市民課へ移管されたことにより改正するものです。

宇城市交通安全対策推進委員会の組織の見直しについては、委員の職務で会長となっていたものを代表に見直すものです。

以上で、議案第 58 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 57 号及び議案第 58 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 59 号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 61 号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第 59 号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。議案集は 35 ページから 37 ページ、資料集は 11 ページから 25 ページです。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴う条例の一部改正を行うものです。

主な改正点は次のとおりです。これまで地域型保育事業については、小規模かつ 0 歳児から 2 歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めていましたが、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするとともに、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所のうち、市長が適当と認めるものについても、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とします。加えて、保護者の疾患や障害等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するものです。また、今回の改正に併せ、一部文言等の改正を行うものです。

以上で、議案第 59 号の詳細説明を終わります。

次に、議案第 60 号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は 38 ページから 40 ページ、資料集は 26 ページから 41 ページです。

今回の条例改正は、先ほど説明いたしました、議案第 59 号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に関連して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても同様の対応とするため、本条例を改正する必要が生じたものです。また、今回の改正に併せ、一部文言等の改正を行うものです。

以上で、議案第 60 号の詳細説明を終わります。

次に、議案第 61 号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は 41 ページ、説明資料は 42 ページです。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する政令の施行に伴い、宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたものです。

主な改正内容は、放課後児童支援員認定研修の受講機会の拡大を図るため、当該研修を中核市の長まで実施できるよう拡大し、その研修を修了した者が本市で事業に従事する場合、支援員として受入れできるよう改正するものです。

また、本年４月の児童福祉法改正により、事業従事者の基準が、国で一律に定める従うべき基準から、地域の実情に応じて定める参酌すべき基準へ改正されました。このことに伴い、支援員の確保が困難な状況にあることを踏まえ、認定研修受講の期間等について要件を緩和する改正を行うものです。加えて、今回の改正に併せ、一部文言等の修正を行います。

以上で、議案第５９号から議案第６１号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第５９号から議案第６１号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第６２号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案第６２号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集は４３ページから４５ページ、説明資料は４４ページから４８ページになります。

平成２７年３月に策定されました行政改革大綱及び公共施設の見直し方針による施設の効率的・効果的な施設運営を行うため、市立図書館及び不知火美術館において、次年度以降から指定管理制度の導入を計画しています。

今回の主な改正点は、指定管理者による管理として、教育委員会が指定する者に行わせることができること。指定管理者の業務として、指定管理者に管理を行わせる場合は、資料の収集、整理及び保管、展示などの業務を行わせることができること。指定管理者が行う管理の基準として、条例や規則の定めるところにより、適正に管理を行わなければならない。ということを追加するものです。また、今回の改正に併せ、一部文言等の改正を行うものです。

以上で、議案第６２号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第６２号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第６３号宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第63号宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について説明します。議案集は46ページです。

小川総合福祉センターは、昭和54年に小川町保健センターとしてしゅん工、平成3年老人福祉センターを併設し、市民の福祉向上や健康維持の拠点センターとして、長年にわたり利用されてきました。

しかしながら、建設から40年以上が経過し、建物本体の老朽化、併せて熊本地震の影響から、原因不明の雨漏りや附帯する温泉設備の不具合が多発している状況となっています。このような状況を踏まえ、施設利用者に今後の管理運営等についての説明会を開催し、浸透する雨水による漏電や天井材の落下が懸念されること、併せて、改修による費用対効果も望めないため、市民の安全を保つことが難しくなっている現状をお伝えし、閉館の御理解をいただいたところです。

なお、閉館後の利用者の移転施設として、ラポート、河江・海東の両コミュニティセンター、1月に開館します小川防災拠点センターを予定しておりますが、防災拠点センターの開館を踏まえて、12月末をもって閉館とするものです。

以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第63号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第64号宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例についての詳細説明を求めます。

○経済部長（稼 隆弘君） 議案集の47ページをお願いします。議案第64号宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について詳細説明します。

今回の条例廃止は、宇城市松合出張所が宇城市松合ビジターセンターへ移転し、業務の合理化を図ることで、条例が不要となるため、今回、宇城市農業就業改善センターの解体に伴い、宇城市松合ビジターセンター条例を廃止するものでございます。

現在、宇城市松合ビジターセンターには職員は常駐しておらず、施設管理業務及び松合土蔵白壁群案内業務を地元の松合の町並み保存会等に委託しています。今後は、松合出張所の職員が常駐することになりますので、施設管理業務が不要となります。

また、宇城市松合ビジターセンターを窓口としている松合土蔵白壁群案内業務については、今後も松合出張所を窓口として継続していく予定です。

以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第64号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第65号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第65号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について説明します。別冊で配布しております令和2年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ22億1,022万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ448億837万8千円としています。内容につきましては、普通交付税や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次配分などの収入の増額を見込み、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に関係する施策の追加や応急仮設住宅等の移転改築など、新たに発生した財政需要に対し早急な予算対応を行うものでございます。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款10地方交付税、項1地方交付税で6億8,000万円余の追加、款14国庫支出金、項2国庫補助金で8億3,400万円余の追加、款15県支出金、項2県補助金で4億2,400万円余の追加、款20諸収入、項6雑入で7億2,100万円余を追加しています。

3ページをお願いします。主な歳出費目では、款2総務費、項1総務管理費で5億2,100万円余を追加、款3民生費、項1社会福祉費で1億200万円余を追加、款6商工費、項1商工費では12億1,400万円余を追加しています。

4ページをお願いします。款9教育費、項1教育総務費で1億7,300万円余を追加しています。

5ページに移ります。第2表、繰越明許費です。新型コロナウイルス感染症対策支援プレミアム付商品券事業ほか1件を設定しております。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、無線LAN環境ネットワーク保守業務委託ほか3件を追加しています。

7ページをお願いします。第4表、地方債補正です。1追加で、通信施設整備事業費ほか1件を追加し、2変更では、児童福祉施設整備事業費ほか5件の起債限度額を、紙面のとおりに変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

16ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目11情報システム運営費で3,949万5千円を追加しています。

17ページに移ります。節18負担金補助及び交付金で、光通信網ルート整備事業補助金3,290万円を追加しています。光ケーブル未整備地区の整備に係る事業者負担に対する補助となります。この事業における特定財源としましては、国庫支出金920万円、地方債1,730万円を見込んでおります。

同じく、目17熊本地震復興基金事業費、節12委託料で、応急仮設住宅・みん

なの家移転業務委託料４億８，７００万円を追加しています。熊本地震の際に建設された木造応急仮設住宅や集会所・談話室を県から譲り受け、公共施設等として継続的に利用するための事業となります。この事業における特定財源としては、県支出金を３億６，５００万円余、市の平成２８年熊本地震復興基金からの繰入金１億２，１００万円余を見込んでいます。

２０ページをお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目２社会福祉施設費、節１４工事請負費で、小川総合福祉センター解体工事費１億円余を追加しています。老朽化が著しく、利用者の安全面・衛生面の確保が懸念される当該施設の解体経費です。

２２ページをお願いします。同じく項４児童福祉費、目３子ども・子育て支援費、節１８負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス対策保育環境改善等事業費補助金１，２５０万円を追加しています。国が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止事業を受け、私立保育園等が実施する消毒液等の消耗品や、空気清浄機購入などの感染症対策に対して支援するものです。特定財源は、対象経費の全額を県支出金として見込んでおります。

２３ページに移ります。同じく項５母子福祉費、目１母子福祉費、節１８負担金補助及び交付金で、熊本県ひとり親世帯生活支援給付金１，５６０万円を追加しています。新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯１世帯当たり２万円を給付するもので、事務経費を含めた支給に係る経費の全てが県支出金で賄われます。

２６ページをお願いします。款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、節１８負担金補助及び交付金で、攻めの園芸生産対策事業補助金１，８５５万８千円を追加しています。生産力強化を図るため、省エネやコスト低減のための設備・機械の購入等に対して支援を行うもので、特定財源は、歳出額同額の１，８５５万８千円を県支出金として計上しております。

２７ページに移ります。款６商工費、項１商工費、目３商工振興費で１１億８，３００万円余を追加しております。このうち、節１報酬から節１２委託料までの１２億円余については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、家庭内における感染対策等に伴う経済的負担の軽減及び地域経済のダメージ緩和を目的とした、２回目となるプレミアム付商品券事業を実施するための経費となります。

１回目同様、プレミアム率１００％の商品券販売を予定しており、特定財源は、諸収入として、商品券販売収入５億９，０００万円を見込んでおります。同じく、目４観光費、節１２委託料で１，６００万円を追加しています。

２８ページに移ります。追加の主なものとしましては、一番上段に記載している、

誘客多角化等滞在コンテンツ造成業務委託料2,000万円となります。魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査検証を行うもので、補助率10分の10で観光庁の実証事業となります。

また、同じく建設業務委託料で、測量設計業務委託料を1,500万円減額、道の駅不知火全面改修基本構想・基本設計業務委託料715万円を追加しています。利用しやすく、また継続的・安定的に収益が上げられるよう、改めて施設の在り方を見直すため、基本構想等の設計予算を計上する一方、見直しに伴い当初予定していましたボイラー改修に係る測量設計業務委託料を皆減するものでございます。

31ページに移ります。款8消防費、項1消防費、目4災害対策費、節14工事請負費で、防災コミュニティ施設整備工事費3,190万円を追加しています。松橋公民館解体の事業進捗の遅れ等に伴いまして、松橋西防災拠点センター外構工事費の一部について、本年度予算として改めて計上するものです。特定財源は、地方債で歳出同額の3,190万円を見込んでいます。

33ページに移ります。33ページから34ページにかけまして、款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費で1億6,000万円余を追加しています。国が進めるGIGAスクール構想、また新型コロナウイルス感染症対策としての学習環境整備の早期実現に向け、小学校1年生までを対象としたICT環境の整備拡大のため、予算追加を行うものです。特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む国庫支出金1億6,200万円余、地方債2,000万円を予定しております。また、節10需用費で消耗品費3,441万2千円を追加していますが、この中には、新不知火小学校の制服等の購入費687万5千円が含まれております。

また今回の補正予算において、各費目で人事異動等に係る人件費の調整も行っておりますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算を説明します。特定財源につきましては、歳出予算の説明の中で一部説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

10ページをお願いします。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で6億8,000万円余を追加しています。令和2年度の算定結果に基づく増額で、基準財政需要額における災害対策債の元利償還金増加が主な要因でございます。

12ページをお願いします。中段です。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で9億700万円余を減額しています。普通交付税や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次配分など、他の費目の収入増により、財源調整を行っております。

款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金では、前年度繰越金 1 億 6,600 万円余を追加しております。

13 ページに移ります。款 20 諸収入、項 6 雑入、目 5 雑入で 6 億 8,900 万円余を追加しております。このうち、一般財源で主なものとしては、宇城広域連合過年度精算返納金 8,849 万 4 千円となります。

以上で、議案第 65 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 65 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 66 号令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第 66 号令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、詳細説明を申し上げます。補正予算書の 101 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,733 万 7 千円を追加し、それぞれ 8 億 9,604 万 2 千円とするものです。

まず、歳入を説明します。106 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料及び目 2 普通徴収保険料合わせて 1,689 万 8 千円の増額は、都道府県ごとに隔年で見直しがされます被保険者負担の保険料率が増額改定されたことによるものです。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定事業繰入金 506 万 1 千円の増額は、保険料改定に併せて均等割軽減の基準所得が見直されたことによるものです。制度上、低所得者等の保険料軽減分は県が 4 分の 3、市が 4 分の 1、いずれも公費において補填しますので、一旦、県負担分が本特別会計に繰り入れられるものです。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 537 万 8 千円の増額は、令和元年度決算による前年度繰越金です。

次に、歳出を説明します。107 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 2,513 万 5 千円の増額は、歳入で御説明しました保険料及び保険基盤安定事業繰入金、加えて前年度保険料負担金精算分を、後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金 220 万 2 千円の増額は、歳入で御説明しました繰越金から、前年度保険料負担金精算分を差し引いた額を一般会計に戻入れするものです。

以上で、議案第 66 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第66号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第67号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第67号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。宇城市各会計補正予算書の201ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,233万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,665万6千円とするものです。

208ページをお願いします。歳出の主なものを説明します。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の1,523万5千円の増額は、本田会裁判和解に伴う弁護士報酬です。

次に、款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金の3億8,425万5千円の増額は、前年度繰越額確定に伴う元金積立金と本田会裁判和解による返還金です。

次のページをお願いします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料の1億4,871万8千円の増額は、過年度国庫支出金等の返還金で、前年度実績による国県及び支払基金への精算返還金です。項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金の3,583万8千円の増額は、前年度介護給付費等実績と事務費精算に伴う市一般会計への精算繰出金です。

次に、歳入の主なものを説明します。206ページをお願いします。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金1,452万4千円増額の主なものは、本田会裁判の和解に伴う弁護士報酬を一般会計から繰り入れるものです。

次のページをお願いします。款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金で3億4,164万8千円を前年度繰越金として増額しています。

次に、款10諸収入、項3雑入、目6返納金で2億788万円を本田会裁判の和解による返納金として増額しております。

以上で、令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第67号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第68号令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 補正予算書の301ページをお願いします。議案第68号

令和２年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

第１条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６５７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２、６１４万９千円とするものでございます。

前年度の繰越金６５７万４千円を、育英事業費奨学基金に積み立てるものです。

以上で、議案第６８号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第６８号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第６９号令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）及び議案第７０号令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 議案第６９号令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）について詳細説明をいたします。別冊の補正予算書４０１ページをお願いいたします。

第２条収益的収入及び支出です。支出の第１款水道事業費用の既決予定額から、補正予定額２９４万７千円を減額し１４億７００万円余としております。これは、人事異動に伴う職員給与等人件費の増減によるものです。

第３条資本的収入及び支出です。支出の第１款資本的支出の既決予定額に、補正予定額１、０００万円を増額し５億６，８００万円余としております。これは、松橋小川上水道区域の新規加入希望に対する配水管布設工事を行うものです。

以上で、議案第６９号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第７０号令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号）について、詳細説明をいたします。別冊補正予算書５０１ページをお願いいたします。

第２条収益的収入及び支出です。支出の第１款下水道事業費用の既決予定額に、補正予定額７４９万１千円を増額し１４億９，２００万円余としております。これは、人事異動に伴う職員給与等人件費の増減によるものです。

５０２ページをお願いします。第３条資本的収入及び支出です。収入の第１款資本的収入の既決予定額に、補正予定額６，８３５万円を増額し７億９，７００万円余としております。これは、企業債及び国庫補助金の増によるものです。

支出の第１款資本的支出の既決予定額に、補正予定額９，０１１万９千円を増額し１３億４，６００万円余としております。これは、国の内示による管路工事施工と事業計画変更委託発注を行うものです。

５０３ページをお願いします。第４条企業債です。補正前限度額３億３，７２０万円を補正後限度額３億９，１４０万円に増額するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第69号及び議案第70号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第71号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第71号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。各会計補正予算書601ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出です。支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額5億2,700万円余に、358万7千円増額し5億3千万円余とし、病院事業費用総額を5億3,700万円余とするものです。これは、人事異動に伴う職員給与等人件費の増減によるものです。

次に、第3条資本的収入及び支出です。条文には、資本的収支における不足額の補填を説明しています。

602ページをお開きください。収入の補正です。第1款資本的収入、第1項企業債の既決予定額680万円に、補正予定額900万円増額し1,580万円とし、資本的収入総額を2,098万7千円とするものです。

その下の支出になります。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額1,870万円に、補正予定額300万円増額し2,170万円とし、資本的支出総額を2,527万円とするものです。これは、ナースコール機器の故障に伴う修繕更新するものです。

第4条企業債です。補正前限度額680万円を補正後限度額1,580万円に増額するものです。

603ページになります。第5条議会の議決を受けなければ流用することができない経費です。職員給与費を358万7千円増額し3億5,700万円余に変更するものです。

以上で、議案第71号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第71号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第72号工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集の48ページでございます。説明資料集は49ページになります。議案第72号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

今回の防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区）に係る工事請負契約の締結につきましては、令和2年8月7日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

契約の内容は、工事名、防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区）、工事場

所、宇城市小川町地内、契約金額３億２，８９０万円税込みでございます。契約の相手方、熊本市中央区水道町８番６号、日本電気株式会社熊本支店、支店長八木克哉となっております。

工事概要は、親局設備更新１基、屋外拡声子局設備更新３３基、屋外拡声子局新設７基、再送信局設備更新１基、戸別受信機設置２５０基です。

工期としまして、令和３年３月２６日までとしております。

以上で、議案第７２号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第７２号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第７３号工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案集の４９ページをお願いいたします。議案第７３号工事請負契約の締結について、詳細説明を申し上げます。説明資料は５０ページから５１ページになります。

今回の三角センター解体工事に係る工事請負契約の締結につきましては、令和２年７月２８日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

契約の内容は、工事名、三角センター解体工事、工事場所、宇城市三角町波多２５２番地、契約金額１億８，０９５万円税込みでございます。契約の相手方、住所、宇城市三角町波多２８８６番地９、商号又は名称、三洲建設株式会社、代表者氏名、代表取締役吉田洋平。

本工事は、老朽化が顕著であることや、アスベストが広範囲に存在するため、三角センターを解体するものです。令和２年６月２６日の指名審査会を経て、７月２１日の入札において落札者を決定し、仮契約を締結したところでございます。

工事概要は、資料集の５１ページでございます。建築物解体・撤去・処分、アスベスト除去、外構解体・撤去・処分、解体撤去後の整地。構造・規模は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造２階建、延べ床面積２，９８１平方メートル。

工期は、令和３年３月２２日までとしております。

以上で、議案第７３号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第７３号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第７４号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）の詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集の５０ページと説明資料５２ページをお願いします。議案第７４号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について詳細説明いたします。

黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（旧橋撤去）工事の工事請負変更契約でございます。

す。

主な変更の内容は、仮設工の数量減により請負金額が減少したことによる減額変更です。当初設計では、高所の解体切断作業を行う際に、部材からの転落防止を図るため仮設の安全施設を設置するようにはしていましたが、作業性などを現場にて再度検討した結果、主に機械での作業となり、人力による切断作業を高所により実施する必要がなくなったため、仮設工が不要となり費用が減額となるものです。

説明資料は、公共工事請負変更仮契約です。工事名、黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（旧橋撤去）工事。今回変更額 9 0 4 万 2, 0 8 8 円です。現請負金額 3 億 9, 3 8 0 万円、変更請負金額 3 億 8, 4 7 5 万 7, 9 1 2 円、いずれも税込みでございます。契約の相手方は、住所、宇城市三角町波多 2 8 8 6 番地 9。商号又は名称、三洲建設株式会社、代表者氏名、代表取締役吉田洋平。

以上で、議案第 7 4 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 7 4 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 7 5 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）及び議案第 7 6 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案集の 5 1 ページをお願いいたします。議案第 7 5 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、詳細説明を申し上げます。説明資料は 5 3 ページ、公共工事請負変更仮契約書でございます。

今回の松橋中学校屋内運動場改築工事に係る工事請負契約の変更契約において、令和 2 年 8 月 1 7 日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

変更契約の内容は、建設地の文化財発掘調査により発生した残土処分の追加、雨水排水ルートの変更に伴う排水路の施工延長の増、工事に支障となった倉庫 2 体の解体工事の追加などによるものでございます。

工事名、松橋中学校屋内運動場改築工事。今回の変更増額は 1, 0 1 3 万 2, 0 4 9 円、現請負金額 7 億 4, 1 9 6 万円、変更請負金額 7 億 5, 2 0 9 万 2, 0 4 9 円いずれも税込み額でございます。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町松橋 1 0 2 8 番地。商号又は名称、高橋・藤永建設工事共同企業体、代表者氏名、代表取締役堀本利好。

以上で、議案第 7 5 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集 5 2 ページをお開き願いたいと思います。議案第 7 6 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、詳細説明を申し上げます。説明資料は 5 4 ページ、公共工事請負変更仮契約書になります。

今回の松橋中学校武道場他改築工事に係る工事請負契約の変更契約において、令

和2年8月17日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

変更契約の内容は、工事に支障となった既設屋内運動場螺旋階段の解体工事の追加、建設地の発掘調査により凸凹となった部分の整地工事の追加及び屋外兼用トイレの外部側にドアを追加したものでございます。

工事名、松橋中学校武道場他改築工事、今回変更増額866万9,696円、現請負金額4億6,970万円、変更請負金額は4億7,836万9,696円いずれも税込み額でございます。契約の相手方、住所、熊本県八代市萩原町一丁目11番6号、商号又は名称、藤永・高橋建設工事共同企業体、代表者氏名、代表取締役藤永和広。

以上で、議案第76号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第75号及び議案第76号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第77号財産の無償譲渡について及び議案第78号財産の取得についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第77号財産の無償譲渡について、詳細説明を申し上げます。議案集の53、54ページです。

令和2年3月31日をもって、市立曲野・萩尾・竹崎の3児童館を廃止したことに伴い、曲野児童館及び萩尾児童館の建物及び附帯設備を地元行政区に無償譲渡するものでございます。

曲野児童館については、所在、宇城市松橋町曲野3158番地。種別、建物。細目、木造平屋建、延べ床面積300.87平方メートル、ほか附帯設備を含みます。

萩尾児童館については、所在、宇城市松橋町萩尾962番地。種目、建物。細目、木造平屋建、延べ床面積202.47平方メートル、ほか附帯設備を含みます。

譲渡の相手方は、それぞれの地元行政区である曲野区及び南萩尾区です。なお、それぞれの児童館敷地は、行政区及び行政区に準ずる団体の所有地であり、本年9月末までは施設の備品整理等を行うために土地の賃貸借契約を結んでおりますが、契約期間終了後、本来であれば施設については解体・撤去した後に区へ帰属させるべきであります。

市では、これまで地元行政区と閉館後の施設の運用等について協議を行ってまいりました。昨年度の児童館運営委員会において、曲野児童館については、区の公民館として利用したい旨の申出がありました。また、萩尾児童館についても、区で有効活用したいとの意向を確認しております。

50年を超える長きにわたり、児童館の運営に多大な御協力と御支援をいただいた地元行政区の意向であるとともに、譲渡後の施設利用の目的が公共の用等に限られることを鑑みて、無償による譲渡とするものです。

また、財政の観点からも、建物を譲渡することにより解体・撤去に係る費用の抑制につながることから、非常に有効な手段であると考えます。

なお、竹崎児童館については、地元行政区より施設の老朽化及び今後同施設を利用した事業の見込みがないこと。また、施設の一部が県道の拡幅事業の計画範囲に入ること等の理由により施設の活用はしないとの意向を示されましたので、建物及び附帯設備の解体・撤去を行っております。

このようなことから、曲野児童館及び萩尾児童館については、建物等を無償により譲渡したく提案するものです。

以上で、議案第 77 号の詳細説明を終わります。

議案第 78 号財産の取得について、詳細説明をします。議案集は 55、56 ページ、資料集は 55 から 59 ページです。

本件は、小川応急仮設住宅用地を取得することについて議決を求めるものです。

小川応急仮設住宅用地は、熊本地震発災直後、「医療法人中村会」の御厚意により、平成 28 年 5 月 6 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、無償による賃貸借契約を締結していました。

しかしながら、仮設住宅入居者の生活再建が進まず、期限までの返却が見込めなかったため、さらに 2 年間の延長をお願いし、期限を令和 3 年 3 月末までとした変更契約を平成 31 年 3 月 29 日に締結しています。

今後の見込みとして、現入居者の生活再建により期限内での退去は見込めるものの、建物の撤去についてはさらに相当の期間を要することから、賃借期間内での返却ができない状況となりました。賃借期間の再延長のお願いも考えましたが、賃借期間が長期にわたること及び熊本地震発災後の仮設住宅建設用地の確保にかなりの労を要したこと等を踏まえ、有事の際の有効活用等が期待できることから、用地取得が望ましいとの結論に至りました。

購入価格の算定は不動産鑑定結果を基に、熊本地震復興基金を活用した予算措置を行っております。契約につきましては、令和 2 年 7 月 22 日に相手方と仮契約を締結したところです。

内容としまして、所在地が宇城市小川町西新田字西割 564 番 2、他 8 筆。取得面積 6,604 平方メートル、取得価格 4,490 万 7,200 円です。相手方は、宇城市松橋町砂川 1729 番地 2、医療法人中村会、理事長中村亮斉様です。

以上で、議案第 77 号及び議案第 78 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 77 号及び議案第 78 号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 79 号権利の放棄についての詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集の 57 ページと説明資料の 60 ページをお願いいたします。議案第 79 号市営住宅使用料の権利の放棄についての詳細を説明します。

市営住宅使用料等を滞納したまま、行方不明になった債権回収の見込みのない元入居者に係る 1 件の金銭債権の放棄をするものです。債権額は、住宅使用料プラス督促手数料を合わせて 31 万 2,900 円です。

なお、今回、権利の放棄をお願いします対象者は、現在、市営住宅には居住しておらず、民法による消滅時効も到来しており、連帯保証人についても時効の援用の理由により請求ができません。

以上で議案 79 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 79 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 80 号和解の成立についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 詳細説明の前におわびと資料の差し替えのお願いをさせていただきます。議案集は 58、59 ページでございますが、事前にお手元にお配りした裏表のこの議案と差し替えをお願いいたします。誠に申し訳ありません。深くおわびを申し上げます。

それでは、改めまして議案第 80 号和解の成立について、詳細説明をします。

本件は、平成 24 年 12 月定例会において議決された、医療法人社団本田会に対する介護給付費等の返還を求めるための訴えの提起に係る和解です。

訴えについては、平成 25 年 3 月 28 日付けで提起しており、その内容は、介護老人保健施設等の開設許可等の取消しをされた相手方に対して、本市が支給した介護給付費等の返還を請求したところ、指定期限までに納付がなされなかったため、訴えにより支払いを求めるものでした。

令和元年 9 月 11 日に熊本地方裁判所で、相手方に宇城市の請求する金員を支払えという判決が言い渡されております。その後、相手方が判決を不服として、令和元年 9 月 26 日に控訴しました。今回の和解の成立は、福岡高等裁判所の和解勧告に基づく和解協議の結果、これに応じるものです。

和解の内容について説明いたします。差し替えさせていただいた議案集の第 4 項、和解条項の概要をご覧ください。

第 1 号から第 6 号までに記載のとおり、医療法人社団本田会が本市に 2 億 788

万29円支払い、それ以外に本件に関して何ら債権債務がないことを確認する内容となっております。

以上で、議案第80号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第80号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 認定第1号令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

まず、令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の実質収支について説明します。

歳入歳出決算書の16ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。表の上段から、1の歳入総額は364億4,256万円、歳出総額は351億3,449万9千円、歳入歳出差引額は13億806万1千円、4の翌年度へ繰り越すべき財源のうち、（1）継続費通次繰越額は7,910万3千円、（2）繰越明許費繰越額は2億7,848万8千円、（3）事故繰越し繰越額は1,682万2千円、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた5の実質収支額は、9億3,364万8千円となり、6の実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億6,700万円としております。

令和元年度一般会計歳入歳出決算における総務部所管の概要を説明します。17ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細を使って、主なものについて説明します。

はじめに、歳入からいきます。

18ページ、19ページをお願いします。ページの下の方になります、款2地方譲与税です。収入済額が3億760万419円で、前年度比368万9,363円、1.2%の増です。

20ページ、21ページをお願いします。ページの中段になります。款3利子割交付金です。312万3千円で、前年度比マイナス550万5千円、63.8%の減となります。

次に、款4配当割交付金です。収入済額1,289万6千円で、前年度比マイナス376万9千円、22.6%の減となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金です。861万5千円で、前年度比マイナス437万6千円で33.7%の減です。

款6地方消費税交付金です。10億3,499万3千円、前年度比マイナス7,501万9千円、6.8%の減となっております。

22ページ23ページに移ります。上段でございます。款7ゴルフ場利用税交付

金です。３，５３７万６，２５６円で、前年度比マイナス２０５万８，５４２円、５．５％の減となっております。

款８自動車取得税交付金です。３，７６６万３，９１７円で、前年度比マイナス３，４０２万６，０８３円、４７．５％の減です。令和元年度１０月からの制度改正によりまして、自動車取得税が廃止されたことによります減となっております。

款９地方特例交付金です。１億６３万５千円で、前年度比６，６３１万４千円、１９３．２％の増です。幼児教育の無償化の実施にあたって初年度のみ交付される、子ども・子育て支援臨時交付金創設が増額の要因でございます。

款１０地方交付税です。９５億９，２５８万円で、前年度比マイナス４億４，６４４万９千円で、４．４％の減となっております。地方交付税の内訳としまして、普通交付税が８６億６，７０２万５千円で、対前年度比３．８％の減です。特別交付税が９億２，５５５万５千円で、対前年度比９．９％の減となっています。

款１１交通安全対策特別交付金です。６６５万７千円で、前年度比マイナス４９万８千円、７．０％の減となっております。

続いて４８ページ、４９ページをお願いします。下段の方になります。款１６財産収入です。１億２，２７２万６，３０７円、前年度比マイナス３，２０３万１，６７７円、２０．７％の減となっております。

５０ページ、５１ページに移ります。財産収入は、土地建物貸付収入、基金利子、基金運用収入、そして財産の売却収入が主な内容となっております。

次に、款１８繰入金です。３億９，１９０万３，８１８円で、前年度比７，６７５万１，００７円、２４．４％の増です。

５２ページ、５３ページに移ります。繰入金の大半を占めておりますのが、項２基金繰入金３億６６４万８，４７７円でございます。目２減債基金繰入金で１億４５９万円、目３その他特定目的基金繰入金で、事故繰越分を含め２億２０５万５，４７７円となっております。

続いて、款１９繰越金です。９億９，１５０万８，８８８円で、前年度比マイナス４億５，３３４万７，７４２円、３１．４％の減となっております。

平成３０年度の決算剰余に係る繰越金は、目１繰越金７億５，５３０万７，２９７円となります。また、平成３０年度からの事業繰越に伴う繰越金として、同じく目１繰越金（繰越明許）が１億４，７４１万９千円、目１繰越金（事故繰越）が、６，５６９万３，５９１円、目１繰越金（通次繰越）が２，３０８万９千円となっております。

６２ページ、６３ページをお願いします。款２１市債です。市債全体の収入済額は６２億３，３２０万円で、前年度比９億３，０２０万円、１７．５％の増となって

おります。繰越明許や事故繰越事業分に係る市債の発行が主な増加要因となっております。

68ページ、69ページをお願いします。款22環境性能割交付金です。自動車取得税が令和元年10月に廃止されたことに伴い、新たに創設された交付金で940万5千円皆増の収入となっております。

また、最下段が一般会計における歳入合計です。歳入総額364億4,255万9,674円、前年度比で4億3,689万478円、1.2%の増となっております。

続いて、総務部歳出の主なものについて説明いたします。72ページから126ページまでが、款2総務費となります。

まず、72ページ、73ページをお願いします。款2総務費における支出済額は、39億9,898万2,937円で、前年度に比べ4,798万3,068円の増となり、対前年度比は1.2%増となっております。

108ページ、109ページをお願いします。総務費の増額の主な要因としましては、こちらが経済部となり説明が重複するものと思われませんが、目20生活支援等関連経費で、消費税率10%への引上げに伴い実施されたプレミアム付商品券事業1億2,000万円余となります。

236ページ、237ページをお願いします。こちらの236ページから245ページまでが、款8消防費となります。款8消防費は、支出済額25億3,969万427円で、前年度に比べまして12億3,315万6,529円の増となり、対前年度比は94.4%の増となっております。

242ページから245ページにかけてをお願いします。款8消防費の増額要因としまして、目4災害対策費における繰越明許及び事故繰越における、防災井戸、防災拠点センター、そして防災倉庫等の整備事業費の増加によるものです。その大部分を占めるのが、242ページから243ページの下段に記載の、目4災害対策費（繰越明許）、節15工事請負費（繰越明許）での、防災コミュニティ施設整備工事費12億6,177万8千円となります。

316ページ、317ページになります。款11公債費です。支出済額35億6,508万84円で、前年度に比べ3億5,308万7,908円の減額で、対前年度比は9.0%の減となります。

平成5年度借入の一般単独事業債（松橋庁舎）、平成10年度借入の地域総合整備事業債（不知火文化プラザ整備）の償還の完了、また、平成26年度に借り入れた、地域振興基金造成のための合併特例事業債の償還額減少が主な減額の要因となっております。

また、最下段が、歳出合計を記載しており、決算額351億3,449万8,87

4円、前年度に比べ8億7,734万2,869円の増額、対前年度比は2.6%の増となっています。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○企画部長（中村誠一君） 企画部所管の決算について説明いたします。

まず、歳入決算につきまして、決算書の50、51ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金の収入済額、5億1,976万4,801円は、ふるさと応援寄附金で、前年度に比べ約2億950万円の増となっております。

次に、歳出の決算になります。決算書の72、73ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費の支出済額34億1,673万5,592円のうち、企画部所管の支出につきましては、職員人件費を除いて10億723万7,447円となっております。主な科目としては、88ページの目6企画費、それから96ページの目10広聴広報費、98ページの目11電算運営費、106ページの目19地方活性化事業費となっております。

主な決算額を説明いたします。目6企画費では、91ページのふるさと納税事務一括代行業務委託料2億6,643万3,739円、それから93ページの上から3段目になります。ふるさと納税寄附金基金積立に係る宇城地域振興基金元金積立金の2億3,538万7,088円を支出しております。同じく企画費で、91ページ、節19負担金補助及び交付金の補助金で、下から6段目になりますけれども、路線バスを運行するバス会社に対しまして、赤字を補填する地方バス運行等特別対策補助金として1億591万8千円を支出しております。

次に、目11電算運営費では、99ページの使用料及び賃借料で、電算関係システムの使用料ということで1億86万9,226円、また101ページの節19負担金補助及び交付金の補助金で、光回線が未整備であった三角町郡浦地区、不知火町松合地区、豊野町の光回線整備に係る事業者への光通信網整備事業補助金ということで1億1,702万5千円を支出しております。

以上で、企画部所管の決算についての詳細説明を終わります。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 市民環境部所管について説明いたします。

まず、歳入から説明します。2ページから3ページをお願いいたします。

款1市税です。収入済額が61億3,201万8,731円で、前年度に比べ1億4,671万9,289円の増、前年度比プラス2.5%になりました。

内訳は、市民税が25億583万4,563円で、前年度比547万9,590円の減、固定資産税が29億9,963万666円で、前年度比1億4,725万5,969円の増となりました。

その他、軽自動車税が２億１，３７５万５，２９７円で、前年度比６５１万５，０５９円の増、市たばこ税が４億１，２７９万８，２０６円で、前年度比１５７万２，１４９円の減となっております。

市税全体の収入未済額は１億９，２６８万４，９７７円で、前年度に比べ１，１８８万７，４０５円の減となっています。

収納率は、現年度分が９９．０７％、滞納繰越分が２８．９８％、合計で９６．７８％と過去最高の収納率で、前年度収納率９６．５５％を０．２３ポイント上回りました。

続きまして歳出を説明します。

１０４、１０５ページをお願いいたします。款２総務費、項１総務管理費、目１７社会保障・税番号制度対策費、支出済額９７７万６，３６８円です。これは、マイナンバー（個人番号）カードの作成・交付等に係る費用となっています。

１１６、１１７ページをお願いいたします。項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節１３委託料のうち支出済額３，３３１万９，１８１円は、本庁、支所における各種証明書発行に係る窓口業務の委託料です。

１７２、１７３ページをお願いいたします。款４衛生費、項２環境衛生費、目１環境衛生総務費、節１９負担金補助及び交付金、支出済額８，３２８万１，７０１円、それから１７４、１７５ページになります。項３清掃費、目１清掃総務費、節１９負担金及び交付金、支出済額４億７，４９０万８，６７１円は、主に宇城広域連合の事業費負担金です。

以上で、市民環境部所管の説明を終わります。

○健康福祉部長（那須聡英君） 健康福祉部所管について説明いたします。決算書の１２６、１２７ページをお開きください。

款３民生費です。総額１０８億１，３５０万２，２２１円の支出で、前年度より約４億９，３００万円の増となっています。

健康福祉部所管を項目別に説明します。

項１社会福祉費、８億５９７万２，７３９円のうち健康福祉部所管分は１億４，１３９万５，１６５円です。社会福祉職員人件費、生活困窮者自立支援事業、民生委員児童委員協議会補助、社会福祉協議会補助などの経費が主なものとなっております。

１３０ページ、１３１ページをお願いいたします。項２障害者福祉費２０億９，９６７万６，１１２円です。約４，９００万の増です。主なものは、１３５ページ節２０扶助費１９億６６６万７，７３４円、障害福祉サービス等事業と児童発達支援事業などがございます。

項3老人福祉費23億3,851万5,774円のうち、健康福祉部所管は12億611万1,269円、約1,900万円の増です。主なものは、139ページ、目3介護保険費、節28繰出金10億1,130万800円などです。

141ページをお願いします。項4児童福祉費43億139万5,030円、約5億1,100万円の増です。主なものは、143ページ目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金、保育所等整備事業補助金3億9,085万円、目2児童手当費、節20扶助費、児童手当9億2,671万円、145ページの目3子ども・子育て支援費、節19負担金補助及び交付金24億2,098万5,744円、これは、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金でございます。

155ページ、項5母子福祉費3億7,972万1,899円、約7,500万円の増です。主なものは、節20扶助費、児童扶養手当3億4,320万8,420円などでございます。

157ページ、項6生活保護費7億9,255万9,270円、約560万円の減です。主なものは、159ページ節20扶助費7億2,677万5,363円余でございます。

続いて161ページ、項8災害救助費8,191万1,513円のうち、健康福祉部分については3,374万4,713円です。主なものは、節13委託料、地域支え合い事業委託料2,514万7,608円です。

款4衛生費、項1保健衛生費17億3,902万7,755円のうち、健康福祉部分については6億812万4,630円です。主なものは、165ページ目2予防費、節13委託料、予防接種業務委託料1億4,195万347円、167ページ、目3母子衛生費、節20扶助費、こども医療扶助1億6,194万8,357円、節13委託料、各種健診業務委託料7,524万8,732円などとなっております。

以上で、健康福祉部所管の詳細説明を終わります。

○経済部長（榎 隆弘君） 経済部所管の令和元年度決算を説明します。

歳出について説明いたします。まず、決算書108、109ページをお開きください。

先ほどの総務部の説明と重複しますが、款2総務費、項1総務管理費、目20生活者支援等関連経費、節13委託料、支出済額1億1,894万5,263円、また下段の繰越明許の委託料、支出済額265万7,203円は、住民税非課税世帯や子育て世帯へのプレミアム付商品券事業委託料やそれに伴う事務職員派遣業務委託料です。

176、177ページをお願いいたします。款5農林水産業費、支出済額14億2,

８７７万４，２８７円です。これは農業委員会所管分を含めた金額となります。

１８０、１８１ページをお願いします。主なものとしては、まず、項１農業費、目３農業振興費、節１９負担金補助及び交付金、支出済額９，９３７万４，７０７円です。これは、備考欄の農業次世代人材投資事業補助金７，０７１万７，８７８円などです。

次に、１８２、１８３ページをお開きください。目３農業振興費（繰越明許）、節１９負担金補助及び交付金（繰越明許）です。支出済額２億４，７８６万３千円で、内容は生産総合事業補助金と担い手確保経営強化支援事業補助金です。

１８６、１８７ページをお願いします。目８農地総務費、節１９負担金補助及び交付金、支出済額１億７，３１６万１，８５２円で、主なものは、備考欄の多面的機能支払事業補助金１億６，１２２万３，３５２円です。

１９０、１９１ページをお開きください。目１３は場整備事業費、節１９負担金補助及び交付金、支出済額７，５９６万８千円で、主なものは、県営畑地帯総合整備事業負担金７，５８４万円です。次にその下段になります、目１４湛水防除事業費、節１５工事請負費、支出済額２，２７１万３，７０５円で、これは排水機場維持管理適正化工事費です。

１９６、１９７ページをお開きください。項３水産業費、目４漁港改良費、節１３委託料、支出済額１，６８５万７７８円で、これは、漁港海岸長寿命化計画策定業務委託料です。

次の１９８、１９９ページをお開きください。節１５工事請負費、支出済額３，０４０万円は水産物供給基盤機能保全事業工事費で、これは令和２年度への繰越事業です。

次にその下段になります、款６商工費、支出済額５億３９６万６，６０７円です。

２０２、２０３ページをお開きください。その主なものは、項１商工費、目３商工振興費、節１５工事請負費、支出済額１，４３４万１，８５１円で、これは、農林水産物直売交流施設駐車場整備工事費です。

次に、節１９負担金補助及び交付金、支出済額４，１８４万１，７９４円で、これは、備考欄の住宅リフォーム助成事業補助金２９０万４千円や商工会補助金１，９０７万６千円、また、各町のまつり等の実行委員会への補助金などです。

２０６、２０７ページをお開きください。目４観光費、節１５工事請負費、支出済額２，０７３万９，４９０円で、次の２０９ページになります。備考欄の三角西港観光トイレ大規模改修工事費２，０３９万７，２２５円などです。

同ページの下段の目４観光費（繰越明許）、節１５工事請負費（繰越明許）として、支出済額１億４，６９９万４，６１８円は金桁温泉施設建設工事費です。

312、313ページをお開きください。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、支出済額1,235万7,930円です。主なものは、目1農業用施設災害復旧費、節14使用料及び賃借料、支出済額632万5,966円の建設機械等借上料と、節19負担金補助及び交付金支出済額591万1千円の農業基盤災害復旧事業補助金です。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○土木部長（原田文章君） 土木部所管の歳出について説明いたします。

決算書の210、211ページをお願いします。款7土木費です。支出済額60億6,557万8,750円で、前年度に比べ11億29万3,485円の減となっております。

支出の主なものですが、216、217ページをお願いします。目3道路新設改良費、支出済額8億964万3,164円と、次のページ218、219ページになりますが、目3道路新設改良費（繰越明許）、支出済額10億8,302万8,177円で、合計の18億9,267万1,341円で前年度に比べ4億6,879万5,837円の減となっています。

主なものは、上段の節15工事請負費4億630万9,399円と下段の節15工事請負費（繰越明許）の10億3,058万795円になります。

主な内訳は、長崎久具線改良工事約4億7千万円、北小野出村線・御船豊福線等の改良工事によるものです。

232ページ、233ページをお願いします。項6住宅費、支出済額22億6,198万8,157円、前年度に比べ3億7,785万7,292円の減となっております。

主なものとして、235ページをお願いいたします。最下段になりますが、目2住宅建設費（事故繰越）の節17公有財産購入費（事故繰越）で21億1,131万8,852円は、災害公営住宅4か所（曲野中村、大野、小野部田、海東）の購入分です。

312、313ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費は、支出済額1億4,490万1,220円で、前年度に比べ6,009万8,561円の減となっております。

主な要因としまして、目1公共土木災害復旧費で4,705万8,256円、昨年度比較4,557万4,827円の減でございます。

以上で、土木部所管の説明を終わります。

○教育部長（吉田勝広君） 決算書の244ページ、245ページの方をお願いいたします。教育部所管につきまして説明をさせていただきます。

款９教育費の支出済額は、総額４１億６８５万３,５２１円で、前年度より７億８,１１３万４,６１９円の増でございます。主な要因は、不知火小学校校舎建替事業、松橋中学校屋内運動場及び武道場の建設、並びに小中学校の空調設備設置工事によるものでございます。

なお、支出済額の隣でございますが、翌年の繰越分でございます。継続費通次繰越として、不知火小学校校舎建替事業、松橋中学校屋内運動場建築事業及び学校給食センター建築事業、合わせて１６億８,４５１万４千円。繰越明許費では、松橋中学校武道場整備事業、小川中学校建替基本設計業務など２億５８４万７千円を翌年度に繰り越しております。

続きまして、歳出の主なものを説明させていただきます。項１教育総務費で、支出済額４億５,５１６万２,２７６円、前年度より２億３,３７８万１,９５６円の増となっております。

主なものは、２４８ページ、２４９ページをお願いいたします。目３教育振興費、節１３委託料で、英語４技能検定などのＩＣＴ支援包括提携事業委託料。それから節１４使用料及び賃借料で、中学生１人１台のタブレット配備などの事務機器等賃借料、並びに節１８の電子黒板やデジタル教科書、パソコン教室のパソコン更新の備品購入費といった学校におけるＩＣＴ環境整備に伴うものでございます。

次の２５０ページ、２５１ページをお願いいたします。項２小学校費では、支出済額１２億５,８２５万５,３６４円、前年度より５億８,５１２万８,８６７円の増となっております。

２５４ページ、２５５ページをお願いいたします。目１学校管理費、節１５工事請負費の小学校無線ＬＡＮ環境整備工事及び不知火小学校校舎改築工事、並びに目１学校管理費（繰越明許）、節１５工事請負費の空調設備設置工事が主な要因でございます。

次の２５６ページ、２５７ページをお願いいたします。項３中学校費では９億４,２５５万７,８２８円で、前年度比６億１,６５４万３,９０６円の増でございます。

２６０ページ、２６１ページをお開き願いたいと思います。目１学校管理費、節１５工事請負費で、松橋中学校武道場改築工事及び、次の２６２、２６３ページの学校管理費（繰越明許）、節１５工事請負費の空調設備設置工事、その下の通次繰越、松橋中学校屋内運動場改築工事が主なものでございます。

２６４ページ、２６５ページをお願いします。項５社会教育費では４億９,６９７万７,４０４円で、前年度より６,６０３万８,１９６円の増です。

２６６ページ、２６７ページの目１社会教育総務費の節１５工事請負費、三角地区生涯学習センター解体工事、それから２７０ページ、２７１ページの目２公民館

費、同じく節１５工事請負費の中央公民館解体工事によるものでございます。

２８２ページ、２８３ページをお開き願いたいと思います。項６文化費では、支出済額４億２,７８１万８,０４３円で、前年度より１億４,１３８万３,２３９円の増です。

２８８ページ、２８９ページになります。目５松橋総合体育文化センター費（繰越明許）の大規模改修工事が主な要因でございます。

２９２ページ、２９３ページをお願いいたします。項７保健体育費では、支出済額が２億８,１８３万６,９５７円で、昨年度より９２６万９,６５３円の減です。

２９４、２９５ページの上段でございます。目１保健体育総務費の節１３委託料、不知火地区体育施設指定管理業務委託、それから節１９負担金補助及び交付金、熊本県民体育祭負担金及び３０４、３０５ページでございます。目７勤労身体障害者教養文化体育施設費（繰越明許）の施設改修工事費が主なものでございます。

次に、項８学校給食費では２億４,４１２万２,０４９円で、前年度より８億５,１９５万６,２９２円の減です。

３１２ページ、３１３ページをお願いします。目５給食センター建設費の現年度及び通次繰越分を、令和２年度へ繰り越したことによるものです。

以上で、教育部所管の説明並びに令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） これで認定第１号の詳細説明を終わります。

次に、認定第２号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第３号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 認定第２号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

決算書の５１０ページをお願いします。まず、特別会計の実質収支を説明します。

歳入総額７８億８,４７３万１千円に対し、歳出総額７９億３,７５８万４千円となり、５,２８５万３千円の歳入不足、いわゆる赤字となりました。

５０８ページをお願いします。この歳入不足を補填するため、翌年度の歳入を繰り上げて歳入に充てるという繰上充用の措置を取らせていただきました。

それでは、歳入から説明いたします。

５０２、５０３ページをお願いいたします。款１国民健康保険税、収入済額は１４億７,２９０万８,０６５円、前年度から６,７４６万１,９７２円の減、不納欠損額が１,４６８万１,４１９円、収入未済額が２億６,７５５万２,０９３円となりました。

収納に関しましては、滞納者に対し家宅搜索による財産調査、差押えなどの滞納整理に取り組んだ結果、現年度分が96.93%、滞納繰越分が22.28%、合計で83.92%と過去最高の収納率を上げることができました。

次に、款3県支出金56億4,619万8,249円は、県からの補助金で、内訳は、普通交付金54億6,971万1,249円、特別交付金1億7,648万7千円です。

款5繰入金6億2,224万210円の内訳は、一般会計からの法定内繰入金5億6,978万8,210円と基金繰入金5,245万2千円です。

歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額78億8,473万1,455円となりました。

次に、歳出を説明いたします。

504、505ページをお願いいたします。款2保険給付費は55億2,943万8,870円となり、総支出の69.7%を占めています。内訳は、項1の療養諸費47億6,213万1,807円は、一般被保険者・退職被保険者等の療養給付費及び療養費が主なもので、前年度に比べ6,788万838円の減、率にして1.4%の減となっています。

項2の高額療養費7億4,663万2,983円は、一般被保険者・退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費などで、前年度に比べ488万6,022円の減、率にして0.7%の減となっております。

項4の出産育児諸費では、出産育児一時金補助金として1,915万4,080円を、項5の葬祭諸費では、葬祭費補助金152万円を交付いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金22億848万6,475円は、県への負担金です。

款5保健事業費4,997万5,584円は、特定健康診査及び人間ドック業務委託料です。

款6基金積立金4,158万4,017円は、国民健康保険財政調整基金への積立金です。

506ページ、507ページをお願いします。最後に末尾の欄になりますが、歳出合計の支出済額は79億3,758万4,021円となりました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

続きまして、認定第3号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

決算書の608ページをお願いします。まず、特別会計の実質収支について説明します。歳入総額7億9,793万円に対し、歳出総額7億9,255万1千円とな

り、差引５３７万９千円のプラス収支になりました。

歳入から説明します。

６０２、６０３ページをお願いいたします。款１後期高齢者医療保険料は、収入済額５億１,３５４万８,２４９円です。収入未済額６７万１,３００円ですが、年金からの特別徴収過納分１２５万４,３００円が加わっておりますので、実質の収入未済額は１９２万５,６００円になります。債権回収は、催告状または電話による催告を中心に定期的に行っているところです。

款４繰入金２億６,２３９万７,２５３円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金です。

款６諸収入１,７５０万８７円の主なものは、項３受託事業収入で後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業収入１,６７８万１,４９６円です。歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額７億９,７９２万９,６５７円となりました。

次に、歳出を説明します。

６０４、６０５ページをお願いします。款２後期高齢者医療広域連合納付金７億４,０８９万４,３０２円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金及び保険基盤安定負担金で、総支出額の９３.５％を占めております。

款３保健事業費１,５８４万９,３６１円は、特定健康診査業務委託料で委託先の医療機関に支払うものです。

最後に、歳出合計は末尾の欄になりますが、支出済額７億９,２５５万１,０９６円となりました。

６０６ページをお願いします。したがいまして、歳入から歳出を差し引いた額５３７万８,５６１円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第３号の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） これで認定第２号及び認定第３号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後２時００分

再開 午後２時１０分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第４号令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 認定第４号、令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

令和元年度宇城市歳入歳出決算書 710 ページをお願いします。はじめに、実質収支に関する調書についてです。

歳入総額が、69億8,010万4千円、歳出総額が66億3,845万5千円、歳入歳出差引額が3億4,164万9千円、実質収支額も同額となっております。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

720 ページ、721 ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費の支出済額は9,791万2,459円でした。そのうち人件費の7,589万9,395円と本田会裁判弁護士訴訟業務委託料2,072万4千円が主なものです。

722、723 ページです。項3介護認定審査会費の支出済額は4,854万5,860円でした。そのうち主なものは、目1認定調査等費、節1報酬で、非常勤の認定調査員報酬1,611万6,634円、節12役務費、認定調査の医師所見手数料1,431万3,708円、目2認定審査会共同設置負担金の宇城広域連合負担金1,705万6千円です。

次の款2保険給付費、項1保険給付費の支出済額は、724 ページ、725 ページで、前年比約1億700万円増の60億503万1,805円でした。同ページの項2地域支援事業費の支出済額は、前年比約470万円減の1億6,864万3,504円でした。そのうち、目1介護予防・生活支援サービス事業費の、節13委託料の一次予防事業対象者向け事業委託料1,607万6,097円と、726、727 ページ、目2一般介護予防事業、節13委託料の5,670万2,614円、目3包括的支援事業・任意事業費の、節13委託料の6,389万8,131円が主なものです。

次に、款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、前年度比約5,870万円増の1億7,878万336円でした。

次に、728、729 ページです。款6諸支出金の支出済額が1億3,913万4,835円でした。項1償還金及び還付加算金は、目2償還金の過年度国庫支出金等返還金9,290万5,957円と、項2操出金、目1一般会計操出金の決算剰余操出金4,525万1,478円が主なものです。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。

712 ページ、713 ページをお願いします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、収入済額13億8,741万5,188円、不納欠損額358万1,900円、収入未済額1,979万6,949円となりました。

同ページ中の款3国庫支出金の収入済額では、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金（負担率25%）で11億8,500万6千円、項2国庫補助金、目1調整交付金で4億2,918万1千円、目2地域支援事業交付金（負担率25%）で3,

6 9 2 万 4, 8 0 0 円、目 3 地域支援事業交付金（負担率 3 8. 5 %）で 4, 5 2 5 万 9, 4 4 5 円、目 4 保険者機能強化推進交付金で 1, 1 2 3 万 5 千円となりました。

7 1 4 ページ、7 1 5 ページをお願いします。款 4 支払基金交付金は、目 1 介護給付費交付金と目 2 地域支援事業交付金の収入済額で 1 6 億 5, 5 5 0 万 7, 7 1 0 円となりました。

同ページ、款 5 県支出金の収入済額は、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金（負担率 1 2. 5 %）で 8 億 6, 2 1 8 万 7, 9 4 7 円、項 3 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（負担率 1 2. 5 %）で 1, 9 0 9 万 9, 8 7 5 円、目 2 地域支援事業交付金（負担率 1 9. 2 5 %）で 2, 2 6 2 万 9, 7 2 2 円となりました。

7 1 6 ページ、7 1 7 ページをお願いします。款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、法定の負担率による本市の一般会計からの繰入金で、収入済額は 1 0 億 1, 1 3 0 万 8 0 0 円でした。

同じページ、款 9 繰越金は平成 3 0 年度決算による繰越金で、3 億 1, 2 4 2 万 4, 5 1 7 円となりました。

以上で、認定第 4 号の令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 認定第 4 号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第 5 号令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 認定第 5 号令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支に関しまして説明申し上げます。決算書の 8 0 8 ページの実質収支に関する調書をお開き願いたいと思います。

歳入総額 2, 7 2 6 万 7 千円、歳出総額 2, 0 6 9 万 2 千円、歳入歳出差引額は 6 5 7 万 5 千円。実質収支額も同じく 6 5 7 万 5 千円でございます。

事項別明細で、歳入から説明申し上げます。8 1 0 ページ、8 1 1 ページをお願いします。

款 1 財産収入の節 1 利子の収入済額 9, 8 5 6 円は、奨学基金の利子でございます。

款 3 繰越金の節 1 前年度繰越金の収入済額 3 8 7 万 9 1 円は、前年度からの繰越金でございます。

款 4 諸収入の節 1 奨学資金貸付収入の収入済額 2, 1 1 7 万 6, 8 5 0 円につきましては、貸付者からの貸付金返済金でございまして、節 2 奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額 2 2 0 万 3, 8 0 0 円は、奨学金滞納分の返済金でございます。

次に、歳出を説明いたします。８１２ページ、８１３ページをお願いします。

款１育英事業費の節２１貸付金の支出済額６９１万円につきましては、令和元年度貸付者１３人に対する貸付金でございます。

同じく、節２５積立金の支出済額１,３７８万１,８５６円につきましては、奨学基金に積み立てるものでございます。

以上で、認定第５号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 認定第５号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第６号令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について及び認定第７号令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 認定第６号令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について、詳細説明をいたします。議案集は６５ページ、説明は別冊の令和元年度宇城市水道事業会計決算書で行います。

決算書の２ページ、３ページをお願いします。この表の数値は全て税込みです。

まず、収益的収入及び支出の収入です。第１款水道事業収益、決算額は１２億４,２３３万５,８５１円です。内訳は、第１項営業収益、主なものは水道料金で、決算額は１０億３,４１１万８,７１３円です。第２項営業外収益、主なものは他会計補助金・加入金などで、決算額は１億８,０７９万５,１３８円です。第３項特別利益、簡易水道統合に伴う退職引当金の特別会計から受入金で、決算額は２,７４２万２千円です。

次に、支出です。第１款水道事業費用、決算額は１２億２,１６７万５,７７９円です。内訳は、第１項営業費用、主なものは受水費・動力費・職員給与などで、決算額は１１億６１０万５,９４４円です。第２項営業外費用、主なものは企業債利息などで、決算額は１億１,５４６万４,５３５円です。第３項特別損失、主なものは過年度加入金の還付などで、決算額は１０万５,３００円です。

４ページ、５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入です。第１款資本的収入、決算額は１億１,５００万６５０円です。

内訳は、第１項企業債、決算額は６,５００万円です。第３項出資金、主なものは他会計からの繰入金で、決算額は５,０００万６５０円です。

次に、支出です。第１款資本的支出、決算額は５億５,４９６万６,７２３円です。内訳は、第１項建設改良費、主なものは請負工事費などで、決算額は９,９７６万６,８２０円です。第２項企業債償還金、決算額は４億５,５１９万９,９０３円です。

６ページをお願いします。令和元年度宇城市水道事業会計損益計算書です。表の下から４行目に記載してありますとおり、当年度純利益が１,２０２万１,１９８円

で、この金額に前年度繰越利益剰余金 2 億 4, 4 1 6 万 4, 7 2 6 円を加えた 2 億 5, 6 1 8 万 5, 9 2 4 円が、当年度未処分利益剰余金となります。

7 ページ以降は財務諸表として、3 剰余金計算書、4 剰余金処分計算書及び資産及び負債の状況、資本金の状況を示した 5 貸借対照表、6 注記や附属書類を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、詳細説明を終わります。

次に、認定第 7 号令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について、詳細説明をいたします。議案集 6 6 ページ、説明は、別冊の令和元年度宇城市下水道事業会計決算書で行います。

決算書 2 ページ、3 ページをお願いします。まず、収益的収入及び支出の収入です。

第 1 款下水道事業収益、決算額は 1 4 億 1, 0 2 4 万 7, 0 9 2 円で、内訳は、第 1 項営業収益、主なものは下水道使用料で、決算額は 5 億 4, 8 1 9 万 7, 3 8 5 円です。

第 2 項営業外収益、主なものは他会計補助金で、決算額は 8 億 6, 2 0 4 万 9, 7 0 7 円です。

次に、支出です。第 1 款下水道事業費用、決算額は 1 3 億 8, 8 8 0 万 2, 4 0 2 円です。内訳は、第 1 項営業費用、主なものは動力費・職員給与などで、決算額は 1 2 億 3, 2 1 8 万 7 0 0 円です。第 2 項営業外費用、主なものは企業債利息などで、決算額は 1 億 5, 6 6 2 万 1, 7 0 2 円です。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入です。第 1 款資本的収入、決算額は 5 億 6, 6 7 2 万 3, 6 0 0 円です。

内訳は、第 1 項企業債、決算額は 2 億 8, 2 5 0 万円です。第 2 項補助金、主なものは国庫補助金・県補助金で、決算額は 1 億 4, 1 7 2 万 4 千円です。第 3 項分担金及び負担金、主なものは受益者負担金で、決算額は 1, 9 8 2 万 6, 6 0 0 円です。第 5 項出資金、主なものは他会計出資金で、決算額は 1 億 2, 2 6 7 万 3 千円です。

次に、支出です。第 1 款資本的支出、決算額は 1 0 億 5, 3 0 3 万 6, 7 1 9 円です。内訳は、第 1 項建設改良費、主なものは工事請負費などで、決算額は 4 億 5, 3 9 2 万 7, 8 9 7 円です。第 2 項企業債償還金、決算額は 5 億 9, 9 1 0 万 8, 8 2 2 円です。

6 ページをお願いします。令和元年度宇城市下水道事業会計損益計算書です。

表の下から 4 段目に記載してありますとおり、当年度純損失が 1 万 9, 4 5 7 円でしたので、前年度繰越利益剰余金 1 億 4, 3 1 2 万 8, 5 8 1 円から差し引いた金

額、1億4,310万9,124円が当年度未処分利益剰余金となります。

7ページ以降からは財務諸表として、3剰余金計算書、4剰余金処分計算書及び資産・負債の状況・資本金の状況を示した5貸借対照表、6注記や附属書類を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 認定第6号及び認定第7号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第8号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 認定第8号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の説明を申し上げます。議案集は67ページになります。説明は、別冊となっております宇城市民病院事業会計決算書で行います。

決算書の2ページと3ページをお開きください。決算報告書の金額は、税込みの金額で表示しています。

まず、収益的収入及び支出になります。上段の収入です。第1款病院事業収益の決算額は4億2,991万2,701円です。

その内訳は、第1項医業収益が3億7,568万3,479円です。主なものは、入院・外来の診療報酬、健診、予防接種、人間ドックなどの収益です。第2項医業外収益5,411万6,471円です。主なものは、不採算地区病院の運営費、医師の研究手当・研修費に対する一般会計からの補助金になります。第3項特別利益11万2,751円です。これは過年度損益修正益になります。

下段の表の支出です。第1款病院事業費用の決算額は4億8,267万6,149円です。

その内訳は、第1項医業費用が4億7,804万2,102円です。主なものは、職員の給与費、薬品や診療の材料費、電気・水道の使用料、医事業務や給食業務などの委託料になります。第2項医業外費用426万8,541円です。控除対象外の消費税などです。第3項特別損失36万5,506円です。過年度診療報酬の修正によるものです。

次に、4ページと5ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。

上段の表の収入です。第1款資本的収入の決算額は1,569万5千円です。

その内訳は、第1項企業債1,420万円、第2項出資金149万5千円です。企業債元金償還に対する一般会計からの繰入れ収入になります。

下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額は1,974万7,327円です。

その内訳は、第1項建設改良費が1,675万8,200円。内訳としましては、企業会計システム、人工呼吸器、セントラルモニター等の病院医療機器整備と駐車

場南面の整備事業などです。第2項企業債償還金298万9,127円です。また、資本的収入が資本的支出に対して不足する額405万2,327円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

次に、6ページをお開きください。令和元年度の損益計算書になります。なお、損益計算書の金額は、税抜きの表示となっています。

まず、1医業収益の合計額3億7,326万4,071円から、2医業費用の合計額4億6,902万3,308円を差し引きました9,575万9,237円が、医業損失となります。

次に、3医業外収益の合計額5,403万220円から、4医業外費用の合計額、1,108万786円を差し引いた4,294万9,434円が医業外利益となり、医業損失の9,575万9,237円と合わせた5,280万9,803円が経常損失となります。

さらに、5特別利益の11万2,751円から6特別損失の36万5,506円を差し引いた25万2,755円が特別な損失となり、先ほどの経常損失5,280万9,803円を合わせた5,306万2,558円が当年度純損失となります。

この結果、前年度繰越欠損金6,983万6,407円に当年度純損失5,306万2,558円を合わせた1億2,289万8,965円が当年度末における未処理欠損金になります。

当年度純損失5,306万2,558円は、前年度より約2,832万円増加しています。要因といたしましては、退職給付引当金に対し一般会計からの繰入金の特別利益が、前年度に比べ約3,300万円減少したためです。

次のページからの欠損金計算書から注記及び附属資料までの説明は、省略をさせていただきます。

以上で、認定第8号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 認定第8号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第46 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第46、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日2日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日2日水曜日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 3 5 分

第 2 号

9 月 3 日 (木)

令和2年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和2年9月3日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、大村悟君の発言を許します。

○8番（大村 悟君） おはようございます。議席番号8番、会派彩里の大村悟でございます。

本年度4月、子どもたちは全国的規模での臨時休校中でありましたが、小学校においては新学習指導要領が完全実施となりました。子どもたちが今後出会うであろう予測不可能な社会を想定し、主体的に向き合い、広い視野を持って自分の人生を切り開いていけるような力、そういう力を身に付けておけば、どんな社会でも乗り切ることができるのではないかということを重視して、今回の改訂は行われていると理解をしております。

一方、社会の社会状況を見てみますと、これまで予想していなかったような出来事が続いているような気がいたします。新型コロナウイルス感染症の全世界での感染拡大、豪雨による大河川の氾濫による被害の甚大さ等がその例であります。そのようなことを考えますと、既に予測不可能な社会に突入していると考えても、過言ではないのではと思ったりもしております。一刻も早くコロナ禍が収束し、予測不可能な社会を想定した子どもたちの生きる力を育むためにも、新学習指導要領での学習が、落ち着いた状態の中でスムーズに進んでいきますように望んでいるところであります。

後になりましたが、新型コロナウイルス感染症及び7月豪雨で犠牲になられました皆様方の御冥福をお祈りし、さらには、7月豪雨で被害に遭われました全ての皆様方に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは議長より許可を得ましたので、事前に通告しました大きくは2点につきまして質問をさせていただきます。

まずは、大きな1点目、防災拠点センターの有効活用についてであります。宇城市においては、市内6か所への防災拠点センターの新設ということで、着々と工事が進んでいるわけですが、既に3か所が完成し、内覧会及び落成式にも参加させていただきました。すばらしい施設を造っていただいたと喜ばしく思っているところであります。以前、この場でお尋ねいたしましたオストメイト用トイレも、一番に確かめさせていただきましたが、間違いなく頭に描いていましたとおりのも

のが設置されており、安心をしたところであります。

そこで、小さな1点目ですが、既に完成し供用が始まっている豊野、三角、不知火防災拠点センターの活用状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 現在、供用開始されました豊野、三角、不知火の防災拠点センターの利用状況でございますが、豊野防災拠点センターの7月における公民館としての利用は、10団体、297人の利用があり、昨年の豊野公民館と比較いたしまして約6割の増加で、多くの皆様が利用されておられます。

しかし、8月に入りまして、県内の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、豊野防災拠点センターでは4件のキャンセル、三角防災拠点センターでは9件のキャンセルがあり、利用が減少している状況であります。

避難所としましては、昨日から台風9号に伴う避難所として開設をして、3か所の防災拠点センターで最も多い時間帯で28人の方が避難をされておられます。また、7月24日の大雨の際も、豊野防災拠点センターを避難所として開設をいたしました。この時は、避難者は無かったところです。

現在、それぞれの防災拠点センターの利用におきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、施設の消毒、利用者のマスク着用、入室前の手指消毒、発熱、体調の状況報告、そして3密にならないようお願いをし、貸出しを行っております。

○8番（大村 悟君） ここでは新しい施設ができたので、これまでの場所と比較しての利用者の数を把握できたらと思って質問をさせていただきましたが、それぞれの施設とも供用が始まって間もないということ、特に8月に入って県内の新型コロナウイルスの感染拡大ということで、公民館機能としてのせっきくの予約もキャンセルが続いているようであります。条件がこれまでと異なりますので、今単純にこれまでと比較しても意味がないなと思いました。よって、もうしばらく様子を見ていきたいと思ったところであります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止のために対策をとっていただきながらではありますが、希望される方々への貸出しをよろしく願いいたします。また併せまして、さらに多くの市民の方々に活用していただけるように、積極的な利用に向けての啓発もよろしくお願いいたします。

次に、小さな2点目に入ります。現在、完成に向けて残り3か所の工事が進行中ではありますが、その松橋東、松橋西、小川防災拠点センター建築の進捗状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） それでは、進捗状況についてお答えいたします。

まず、豊野防災拠点センターは7月20日、三角防災拠点センターは7月27日、不知火防災拠点センターは8月31日にそれぞれオープンしております。残します、松橋東・松橋西・小川防災拠点センターは、現在、順調に工事が進んでいるところ

でございます。

まず、本体工事についてでございますが、松橋東・松橋西・小川とも外装工事は完了しております。現在は、内装工事を行っているところでございます。松橋東及び松橋西の工期は9月末、小川の工期は10月末で予定どおりに進んでおり、現在の進捗率は80%から90%ではなかろうかと思っております。

駐車場整備等の外構工事の工期は、松橋東が11月末、小川が12月末で、共に順調に進んでいるところで、松橋西については、解体が予定されています公民館が隣接されておりまして、外構工事はこれから入ることになります。

供用開始ですが、松橋東は予定どおり12月を予定しております。松橋西は、公民館の解体工事に伴い公民館利用者を受け入れることとなりますので、外構工事の完成を待たずに供用を開始し、開始の時期は11月中を予定しております。小川の供用開始は予定どおり1月を予定しておりますが、全体的な工事の進捗ではもう少し早く、年内にできるかもしれません。ここはちょっとまだ不確定要素でございます。

以上のように、供用開始に向け、3か所とも順調に工事が進んでいる状況でございます。

○8番（大村 悟君） 現在3つの施設とも外装工事が完了し、内装工事に入っているということでもあります。工期につきましては、松橋東と松橋西が9月末まで、小川の工期が10月末までと、まだ期間はありますが、進捗率は80%ないし90%で順調に進んでいるということでもあります。供用開始については、松橋東が12月を予定していると。松橋西については、公民館の解体工事に伴い、公民館利用者を受け入れるので、外構工事の完成を待たずに11月中の供用開始を予定しているということでもあります。小川の供用開始につきましては、予定は1月であるんだけど、進み具合ではひと月早くなるかもしれないということであったかと思います。供用開始まで順調に進んでいきますように、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、小さな3点目に入ります。令和2年3月26日付け熊日新聞で知りましたが、宇城市では、今年12月にしゅん工予定の松橋東防災拠点センターに、防災情報コーナーを設置するということでもあります。また、松橋西防災拠点センターには、学習コーナーを設けるという説明が途中であったかと記憶をしていますが、松橋東防災拠点センターへの情報コーナー設置と、松橋西防災拠点センターへの学習コーナー設置の趣旨と活用計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） まず、松橋東防災拠点センターの防災情報コーナーには、ほかのところと同じくテレビを設置し、壁面には熊本地震の被災写真、市の活断層やハザードマップ等の防災に関する資料を展示し、防災への啓発を行うとともに、

休憩スペースとしての活用を想定しております。

大村議員御質問の新聞記事の件でございますが、こちらは、県が熊本地震の記憶を風化させないために取り組んでいる熊本地震震災ミュージアムについてになりますので、説明させていただきます。

熊本地震震災ミュージアムは、旧東海大学の震災遺構など県内広範囲に点在する震災遺構や情報発信拠点などをつないでまわる回廊型式で、宇城市など8市町村が参加し、地域の視点から地震の被害や復興に向けた取組などを紹介し、地域のコミュニティづくりや活性化に寄与するものです。本市では、松橋東防災拠点センターの防災情報コーナーを利用し、情報発信する予定ですが、展示資料については、今後県と協議しながら、令和3年度中に運用を開始したいと考えております。

また、松橋西防災拠点センターの学習ルームは、窓際に仕切りを張ったカウンターを設けて、読書や勉強を行う部屋としての活用を想定しております。例えて申しますと、学生が静かな空間で読書や勉強を行っている姿をイメージしていただければと思います。

○8番（大村 悟君） 松橋東の防災情報コーナーにつきましては、熊本地震の被災写真、市の活断層やハザードマップ等の防災に関する資料を展示し、休憩スペースとしての活用を想定しているとのことであります。県が取り組んでいる熊本地震震災ミュージアムとも関連があるようですが、県との協議によってより内容を充実させていただき、特に子どもたちの防災教育の場ともなり得ますように、よろしくお願いいたします。

松橋西の学習コーナーにつきましては、以前の松橋図書館の学習室の復活の意味もあるかと思うので、多くの市民の活用へとつながっていきますように、積極的な利用のための啓発をよろしくお願いいたします。

次に、小さな4点目に入ります。市内6か所への防災拠点センターの設置は、非常時には防災拠点として、平常時はコミュニティ施設としての設置であると理解しているわけですが、防災拠点センターの今後の有効活用について、市長の思いをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 先ほど総務部長が御説明したとおり、今年度で6か所全てが供用開始します。安心安全なまちづくりを目指す宇城市として、大変喜ばしいことであります。

市では、今後の有効活用として、避難者・被災者が、あそこにいけば大丈夫と思える拠り所としての意識付け、近年多発する大規模災害に備え、市民の安全を最優先にすばやい情報の発信を行っていきます。

また、日頃から市民の憩いの場として、防災を学びながらコミュニティを形成す

る場として、文化活動やイベント、スポーツも楽しめる施設となっております。

市としましては、防災教育にも力を入れていきますが、今後も多くの市民の方に新しい施設を御利用いただくことを期待しております。

○8番（大村 悟君） 今後の有効活用として、避難者・被災者が、あそこにいけば大丈夫と思える拠り所としての意識付けをしていきたいということ、それと市民の憩いの場や防災を学びながらコミュニティを形成する場として、さらには文化活動やイベント、スポーツも楽しめる施設としていきたいという市長の思いも分かりましたので、私たちもしっかり市民の皆様方にその思いが伝わりますように、使用に向けてのPRをしていきたいと思います。

次に、大きな2点目、教育課題への対応についてであります。小さな1点目です。新型コロナウイルス感染症に関して、感染拡大防止のための休校が宇城市の学校でも3か月続きました。教育現場での経験から、年間の授業時数は台風による休校やインフルエンザでの学級閉鎖等を考えて、余裕を持った年間時数を計画していたことを思い出します。具体的には、文部科学省が示す年間標準時数プラスアルファ、そのプラスアルファが余裕時数となるわけですが、そのプラスアルファは、台風による休校やインフルエンザによる学級閉鎖には対応できても、2か月や3か月の休校には当然対応できるものではありません。今回は、宇城市の場合、時数確保には夏休み短縮と学校行事の精選等で対応というふうに聞いていますが、果たして授業時数が本当に確保できているのか、心配しているところであります。関連して、授業時数確保のために一部中学校では7時間授業が実施され、他の中学校保護者からは、うちの学校はこれまでと同じ6時間授業のままであるが、授業時数の確保は大丈夫なのかなど、心配の声、不安の声もあったと聞いています。同じ宇城市の学校である以上、1日の授業時数など基本的なところについては揃えるべきではないかと私は考えますが、その点の見解も含めて小さな1点目ですが、本年度の授業時数確保策についてお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 本年度におきます授業時数確保策についてお答えいたします。

本年度は、議員おっしゃられましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、臨時休業期間が5月まで延長されました。その休校期間の不足した授業時数を確保するために、各学校の校長先生方の指導・責任の下、丁寧に現在進められております。

主に、次に申します4点によって、授業時数の確保をしていただいているところです。

まず1点目、先ほど話にありましたように、夏季休業日の短縮によりまして、17日間の授業日を確保することができております。

次に、家庭訪問の中止など、学校行事の中止・時間短縮・日課の工夫によりまして、授業時数を生み出すことができております。

3つ目としまして、先生方の研修会や授業研究会のそういった大会等の中止によりまして、当初実施予定ではなかった時間帯に授業を実施することができております。

4点目に、臨時休校期間での工夫された先生方による学習課題によりまして、再開後の授業においてそれらを有効的に活用しまして、指導することで、必要な指導時数の削減につながっているところです。

現在、8月の最終週におきまして、例年の9月の第1週の進捗と変わらない状況であるということで報告を受けているところです。

また、先ほどの質問にありまして、一部の学校、これは松橋中学校ですけれども、50分を40分に短縮した形でその授業時間により、7時間授業を実施したという実績があります。これは校長先生の判断によりまして、特に中学3年生の不安感を取り除くため、各教科を総合的に推進するために実施されたものと聞いております。他校は実施しておりませんが、授業1単位を50分として計算したそのトータルの授業時間の内容、これは、分数では他校と同程度になるというふうに確認をしております。

今後も教育委員会としましては、各学校における教育課程実施の進捗状況につきましては、適切に管理し指導していきたいと考えております。

○8番（大村 悟君） それぞれの学校現場で、工夫しながらの時数の確保をいただいているようであります。具体的には、夏季休業日の短縮により17日間の授業日を確保し、その他家庭訪問の中止、学校行事の中止や時間短縮、それに日課の工夫等により授業時数を生み出すことができていくということでもあります。さらには、先生方の研修会や授業研究会が中止になり、もともと授業予定がなかったところに授業を入れることでの時数生み出しもできたようであります。8月の最終週において、例年の9月の第1週の進捗と変わらない状況であるとの報告も、現場からは上がっているようであり、これまでの各学校の先生方の御苦勞に対しまして敬意を表したいと思います。

次に、小さな2点目に入ります。今回の休校が長引いたこととも関係すると思いますが、ICT教育環境整備についての文部科学省の当初の計画が大きく前倒しされたようで、そのこともあり、全国的な傾向として他の多くの自治体もタブレット等のICT教育関連機器の整備等が予定より早く進んでいるようであります。本市も小学校1、2年生への1人1台タブレット導入は、当初令和5年度までの予定であったのを、今年度中の導入へと変更があっているわけではありますが、ICT教育

に関する環境整備が今年度どういう計画で進んでいくのか、その最新状況をお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、ＩＣＴ教育環境の整備状況についてお答えいたします。

文部科学省が提唱しておりますＧＩＧＡスクール構想への対応と、新型コロナウイルス感染症や災害などでの学びの保障対策として、宇城市ＩＣＴ整備計画の３つの方針と、整備状況及び予定を説明いたします。

１つ目の方針は、本年度中に全ての児童生徒へ、タブレットを１人１台整備することを完了することです。令和３年２月１日に整備完了を目指しております。

２つ目は、インターネット上のシステムや、教材を使用したオンライン学習をできるようにすることです。今の学校のインターネット回線では支えきれないため、新しいインターネット回線を年内に全ての小中学校に整備いたします。

３つ目は、インターネットを使用して、学校と各家庭でオンライン授業をできるようにすること、タブレットを各家庭のインターネットにすぐに接続できる環境をこちらにも年内に整備いたします。

これらの整備につきましては、国の公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を最大限活用して、今年度中にできる限り前倒しをして整備することにしております。

○８番（大村 悟君） 最新の整備計画を具体的に答弁いただきました。３つ繰り返しますが、１つ目が、本年度中の令和３年２月１日までに、全児童生徒へのタブレット１人１台導入を整備完了するということでもあります。２つ目は、新しいインターネット回線を年内に全ての小中学校に整備し、インターネット上のシステムや教材を使用したオンライン学習が、基本としてできるようにするということでもあります。３つ目が、タブレットを各家庭のインターネットにすぐに接続できる環境をこちらにも年内に整備するということでもあります。国の動きでもあるわけですが、予想以上のスピードで宇城市の整備事業が進んでいきますことに喜びを感じているところがあります。

次に、小さな３点目に入ります。休校が長引き、自治体によってはオンライン授業が実施されたという話題がマスコミでにぎわったことは、皆様方御承知のとおりでございます。本市は、オンライン授業をできる環境整備がなされていないということで、中学生についてはタブレットを持ち帰り、タブレットの中のドリルソフトを活用する方法がとられたと聞いています。

そこで、小さな３点目のお尋ねですが、先ほどの答弁でも推察できる部分もありますが、オンライン授業に向けての環境整備について、市の考え方と今後の方向性

をお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） オンライン授業に向けての環境整備についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症や災害の発生等により、やむを得ず臨時休業を行わなければならない場合であっても、子どもたちの学習の継続及び学校との関係を維持することに、オンライン授業は有効な手段と考えております。

ただし、学校で行う授業と同レベルの授業を行うには多くの課題があります。その主なものとしましては、家庭の課題として、保護者にタブレットを管理する負担が増える、家庭にインターネット環境の整備が必要となるなどであります。学校側の課題として、オンライン授業用の教材が少ない、またオンライン授業の経験のある教員が少ない、ＩＣＴに詳しい教員の負担が大きいなどがございます。いずれも解決に時間を要します。

このため、本年度はインターネットによる課題の配布及び評価や、短時間の授業動画の配布及び健康観察を主としたオンライン授業をできるように整備したいと考えております。

整備内容は、主な内容として5つありまして、1つ目は、家庭と学校のインターネット環境のどちらでも使えるよう、そして簡単に切替できるように校内ネットワークを変更します。2つ目は、家庭で使用する際に危ない通信を遮断するフィルタリングソフトを、全てのタブレットにインストールいたします。3つ目は、授業動画の撮影などに必要なカメラ・マイクを購入します。4つ目は、いつでも持ち帰りできるように、家庭用タブレット充電器を購入いたします。5つ目は、長期休校時に最終学年の小学校6年生と中学校3年生で、家庭にインターネット環境がない児童生徒へ、モバイルルーターを貸与できるようにいたします。いずれも、年内には整備する予定でございます。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症や災害の発生等により、臨時休業等の緊急時においても、ＩＣＴの活用により、全ての子どもたちの学びが保障できる環境を、早急に実現できるよう取り組んでまいります。

○8番（大村 悟君） 繰り返しませんけれども、オンライン授業に対する市の考え方も示していただきました。今後の宇城市としてのオンライン授業に向けた取組として、本年度はインターネットによる課題の配布及び評価、あるいは短時間の授業動画の配布及び健康観察を主としたオンライン授業ができるように整備したいと、具体的に示していただきました。今後の宇城市のオンライン授業化が、今年度をスタートとして、年々レベルアップ、進歩していきますように期待をいたしたいと思っております。

最後に小さな4点目ですが、市長のこの2期目、教育のまちづくりを目指すということで、ICT教育のための環境整備にも力を入れていただいていることに感謝を申し上げます。先ほども触れましたように、今後の宇城市のICT教育にも大きな期待をしているところでありますが、宇城市の目指すICT教育についての市長の思いをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 将来の社会は、全ての人がICTを日常的に活用することが当たり前の世の中となります。実は昨日、総務省OBの方とお話しする機会がございまして、総務省はこのICT、IoTにつきまして、2040年を目指してということがこのコロナのこともあって、20年前倒しで進めるということでございます。今後、総務省、文科省、熊本県と連携を取って、この流れにしっかりと便乗して、Society 5.0の実現に向けてしっかりと頑張っていきたいと考えております。

このため、学校の生活や学習において、日常的にICTを活用する環境づくりを、本市はソフトとハードの両面で推進してまいります。

今年度は、小学生に1人1台のタブレット端末の導入と、オンライン授業ができる環境整備等に取り組みます。

○8番（大村 悟君） これからの社会を見越した上で、学校の生活や学習において、日常的にICTを活用する環境づくりを、ソフト・ハードの両面で推進していただいていることと、特にオンライン授業が可能となる環境整備を、本年度中の事業として取り組んでいただきますことに感謝を申し上げます。なお、今の話の中に国が20年前倒しで進めていると、その流れに是非乗っかっていきたいという思いを出していただきましたので、引き続き宇城市教育の場でのICT教育環境整備が、滞りなく先に進んでいきますようお願いを申し上げまして、今日の私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けられました皆様方に、心よりお

見舞いを申し上げたいと思います。とともに、お亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。また、コロナ感染においてもお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げたいというふうに思います。特に、県南の豪雨の中で人吉球磨、芦北町それから坂本町においては、復旧に向かっているものの、このコロナ禍のためにボランティアの募集が県内に限られており、熊本地震の際と比較して圧倒的にボランティアの数が少なく、復旧が遅れております。昨日の市長の諸般の報告の中で、令和2年7月の豪雨において、本市の災害派遣職員として136人、また本市のボランティアバスで被災地に136人の方が参加されたと御報告をいただきました。被災地の皆さんは、大変感謝をされているものというふうに思います。私も実は、八代市、人吉市それから芦北町に4回ほど炊き出しのボランティアにまいりました。それから、8日の日は松橋高校の21人の生徒と先生2人と同行いたしまして、人吉市の薩摩瀬神宮に泥出しと片付けに行っていました。まだまだ人手不足で、9月も何とか今月3回社協から出していただくということで、喜んでいるところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました大きくは4点について質問させていただきますが、大変申し訳ないんですが、質問の順番の3点目と4点目を入れ替えさせていただきたいと思います。

大きな1点目、令和2年7月豪雨災害についてでございますが、小さな1点目、萩尾大ため池災害復旧事業についてでございます。6月豪雨災害により、松橋町萩尾大ため池南部幹線水路トンネルの一部が崩落をいたしまして、通水不能になっていると私には6月22日耕作者から御連絡がありました。既に、末松県議、吉田県議の方には連絡をいたしましたということでございました。トンネルの上部の崩落により、土砂災害堆積をしております、当時、現地は危険な状態で、担当課に被害状況を写真と口頭で説明を受けました。いずれにいたしましても、早急にこの災害復旧事業が必要であると考え、担当課には数回出向しましたが、その後の進捗状況について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○経済部長（稼 隆弘君） 議長のお許しをいただき、皆様に萩尾大ため池被災概要図をお配りしておりますので、御確認をお願いします。

6月13日から14日の梅雨前線豪雨により、松橋町萩尾大ため池南部幹線水路のトンネル部分において、一部が崩落し、通水不能となりました。図面では中央に青い点線で表示している水路です。赤い斜線部分が崩落している部分であり、崩落状況も写真でお分かりいただけたと思います。土砂等により埋設している状況になっております。

本水路は、昭和12年に築造された松橋町外一ヶ町土地改良区が管理する水路で、

豊福・豊川地区の水田地帯約400㍓の重要な用水源となっています。現在は、崩落が2か所確認できているところです。施設の老朽化が著しく、更なる崩落も想定され、詳細調査が非常に困難な状況です。

しかしながら、用水の確保が急務であるため、九州農政局と事前協議を行った上で、応急仮工事を行っています。図面では右側と中央下に赤い線で表示しています。応急仮工事1工区、2工区と記載しておりますのでよろしくお願いします。工事内容は、揚水ポンプを使い、鏝ヶ鼻下池から野鶴川を經由し、南部幹線水路への新たなルートを作るというものです。これにより、水稻の生育に必要な中干し後の用水を確保します。

今後は、本工事の復旧工法等を比較検討し、秋頃予定されている災害査定に申請します。

なお、本水路は、豊福・豊川地区の営農に欠かせない重要な用水施設であり、土地改良区と連携を取って、一日でも早く復旧するよう努めます。

○19番（豊田紀代美君） 経済部長、御説明大変ありがとうございました。まずは新たなルートを作る、応急の仮工事を行うということで、中干し後の用水は確保できるという御答弁をいただきました。経済部長の御指摘のとおり、本水路は豊福・豊川の営農には欠かせない重要な用水施設であります。萩尾ため池水路トンネルの農家戸数570戸対象となりますが、350億円の国営基盤整備に大きく影響をいたします。一日も早く、早急な災害復旧事業が推進できるように強く要望をいたしておきたいと思います。

また、国の補助災害事業や8月25日の激甚災害指定をいただきましたことで、本市や受益者負担の負担率が軽減されておりますが、何とか受益者負担につきまして思い切った御英断をお願いいたしたいというふうに思います。市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 萩尾大ため池トンネル水路の崩落に関しましては、県南豪雨に先立つ災害でありました。すぐに、金子代議士、末松県議、吉田県議とも連絡を取り合いまして、今回金子代議士の特別なお計らいもありまして、激甚災害に指定することが閣議決定を受けたところであります。これにより補助率がかさ上げされます。

さらに、農家一戸当たりの復旧事業費に応じた補助率増高申請も行いますので、農家負担がかなり軽減されます。市でも最終的な補助率を確認した上で、できる限り協力したいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 市長、大変ありがとうございます。心強く思います。被害報告額は約5億円の事業費を必要とする災害復旧事業です。11月頃に査定の確定

の予定があるとお聞きをいたしております。最終的な補助率を確認されて、今市長がおっしゃったように、できる限りの協力をするという力強い御答弁をいただきましたので、是非よろしく願いをいたしておきたいと思います。

小さな2点目、内田区林道災害復旧事業についてでございますが、松橋町内田区から豊野町下郷区林道の白岩線は、生活道路としてまた毎年11月に行われる白岩登山には、県内から約100人の皆さんが登山に子どもたちも一緒に参加していただいております。内田区を挙げておもてなしをされております。さらには、西村前区長が会長を務めておられるブナの森を育てる会は、活動地域である九州中央山地での森林保全運動により、林野庁より森林生物遺伝資源保存林として、保全されているブナの苗の育成を内田区の林道のあるその白岩山でやっていると伺っております。25年間続けていただいております。新聞テレビ等で報道されておりますので、御承知の方もたくさんいらっしゃると思います。そこで、私も先日その林道が7月豪雨での甚大な被害を受けましたので、内田区の役員さんと一緒に現地の視察をさせていただきました。とにかくのり面が崩れて、道路には落差が落ちて、コンクリート道路は真っ二つに折れているというような感じで、通行止めになっておりました。早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

○経済部長（稼 隆弘君） こちらも議長のお許しをいただき、皆様に被災概要図をお配りしておりますので、御確認をお願いします。

御質問の林道は、松橋町内田地区から豊野町下郷地区までの延長869mの林道白岩線です。7月11日から12日までの梅雨前線豪雨により、松橋町内田地区の約60mが、路床から崩壊し、通行ができない状態です。被災状況図を見ていただければ、被害の度合いをお分かりいただけることと思います。大変な被害と思っております。

本災害につきましては、宇城地域振興局林務課と事前協議を済ませており、復旧に向けた設計業務委託を行っています。今後は、本工事の復旧工法等を検討し、11月頃に予定されている災害査定に申請した上で、早期の復旧を目指します。

○19番（豊田紀代美君） 経済部長、また御説明ありがとうございました。経済部長の御答弁で、既に振興局と事前協議を済まされ、設計業務委託を行っていただいているという御報告をいただきました。早急な対応に感謝をいたしたいと思います。この林道の災害復旧工事にも受益者負担が発生すると思いますが、お隣の美里町ではこの林道につきましては、この受益者負担がゼロというふうにお聞きをいたしております。激甚指定の補助率かさ上げ等も視野に入れて、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 本災害につきましても、激甚災害の指定による補助率のかさ上

げがあります。また、林道1区あたりの事業費に応じた補助率のかさ上げもあり、地元受益者の負担が軽減されます。市でも最終的な補助率を確認した上で、できる限り協力したいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 市長ありがとうございます。引き続きよろしく願いをいたしておきます。

小さな3点目にまいります。公営住宅災害復旧事業についてでございますが、7月11日の豪雨災害で、本市は甚大な被害を受けました。道路の陥没、河川の氾濫、土砂崩れ等がありました。その中で、曲野中村復興住宅では床下浸水がありまして、入居して数か月でこんなことになるとは思わなかった、今後のこともあるので引越したいというような御相談をいただきました。浸水原因と今後の対策についてお尋ねをいたします。

○土木部長（原田文章君） 7月11日の豪雨によりまして、曲野中村復興住宅の一部が床下浸水をしております。災害公営住宅の建設地の決定にあたりましては、地区代表区長等も委員に含めた選定委員会を開催して、ハザードマップや地域性を考慮した上で決定しております。

浸水の原因は、短時間に100ミリの雨量がいったことと、建設地は水田でありましたので、造成を行い地盤のかさ上げを行っていますが、周辺の水田が復興住宅の完成後に新たに造成されたため、住宅地が低地になってしまい、水路を越水した雨水が曲野中村復興住宅に流入したことが原因と思われます。

対応策として、浸水した住宅の床下消毒や清掃を行っています。さらに台風時までの一時的な対応として土のうを積み立て、堤防代わりにしているところです。

今後は、団地内の掲示板に7月豪雨の浸水状況の告知を行うなどの啓発と併せ、設置した土のう等の効果を見極めた上で、さらに効果的な対策を行いたいと思います。

○19番（豊田紀代美君） 福永議員から7月11日の大雨の際に、現地調査をされた写真を見せていただきました。曲野中村災害公営住宅一帯は、国道266号線でありまして、車も通行できないくらい冠水して川のような状態になっておりました。以前より近隣にありますパチンコダイナム駐車場は、大雨のときには冠水をいたしておりました。そういう事例もあります。そして今、部長の御答弁で、選定委員会には地区の代表区長さんも入っておられるということでございましたし、ハザードマップや地域性を考慮して建設をされたと御報告をいただきました。早速、このハザードマップの見直しをこの後いたしますけど、それに総務部長に入れていただきたいというふうに思っております。昨日、現場を視察させていただきましたけど、確かに土のうをずっと積んでございました。堤防代わりにしてありましたけれども、

入居者の方とちょうどお会いいたしまして、2、3日以内に消毒に来ますということで、ここまで浸かりましたというふうに説明をしていただきました。本当にやはり皆さんが、安心して安全に生活ができるような抜本的な解決をしていただかないと、今の状況下ではちょっと納得はできないんじゃないかと思います。入居者の方に代わって、お声をお届けさせていただいております。

小さな4点目、漂着流木等処理対策事業についてでございますが、7月4日の県南豪雨により、7月6日不知火町の方より、球磨川からとかほかの河川から流れ込んだ流木やゴミが、海岸一帯にいっぱいになっている、すぐ見に来てくださいという御連絡をいただきました。末松県議、吉田県議と市議の方にも何人か御連絡を申し上げましたけれどもお忙しくて、坂下議員と永木議員が駆け付けていただきました。現地調査を一緒にさせていただきましたら、既に振興局と宇城市の担当の方がお見えになっておりました。翌日7月7日には、金子代議士が国交省の方をお連れいただきまして、末松県議、吉田県議とともに現地視察にお越しいただきました。現地視察中の金子代議士から、「明日から漂流物の回収を始めますよ」とお電話をいただきまして、非常にありがたく思いました。翌7月8日には、早速、金子代議士はお約束どおりクレーン付き台船の手配をしていただき、漂流物の回収がスタートいたしました。迅速に対応していただきました金子代議士の御尽力に、深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、その後の対応についてお尋ねをいたしたいと思います。

○経済部長（稼 隆弘君） 県南地区に甚大な被害を及ぼした、令和2年7月3日からの梅雨前線豪雨の後、南西の風にあおられた大量の流木やゴミ等が市の海岸線に漂着しました。そのため、漁業関係者は、漁船の操業及び出漁ができない状態になり、海岸にある樋門開閉の妨げにもなりました。

これを改善するため、それぞれの海岸管理者が、集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分を災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業で実施しています。負担割合は、国が50%、市が50%になります。

流木及び漂着ゴミ等の量が余りにも膨大なこともあって、国や県もすばやく対応していただきました。沖の漂流物は、国土交通省から派遣されたクレーン付き台船で回収され、建設海岸、農地海岸は、県が回収しています。

市が管理する漁港海岸においては、災害時における応援に関する協定書に基づき、宇城市建設業組合に作業を要請し、漁港海岸での集積・選別から漁港の野積場等への回収を実施しました。

今後は、回収された流木及び漂着ゴミ等の処分を行います。

市は、建設業組合や漁業者との連携を図り、協力を仰ぐことによって、一日でも

早く元の海岸に戻るよう努めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 今後、大潮やまた台風9号、10号がやってまいります。

その漂流物に対しましては、県、関係自治体、漁協、海上保安庁との連携をされまして対応していただきたいと思います。また、漁港に野積みされている漂着物の処分につきましても、最終処分場までしっかりと対応していただきますように要望をいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

大きな2点目、宇城市防災計画についてでございますが、本市におきましても6月から7月の豪雨で甚大な被害を受けました。本市の現在の宇城市洪水土砂災害ハザードマップは、県が作成した洪水浸水想定区域図を基に作成されており、30年に1回若しくは50年に1回の大雨が降った場合に、本市内の主要河川が大雨によって増水し、河川の堤防が決壊したとき、浸水の状況を氾濫シミュレーションにより想定したものと理解をいたしております。

そこで、本市では今年度、ハザードマップの作成を計画されているとお聞きをいたしております。主な見直し点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 全国では、洪水や土砂災害がハザードマップの危険場所と示されているところのとおり起こったケースが多くあり、今、その重要性が見直されております。

今年の7月豪雨では、人吉球磨、八代芦北を中心に県内では65人が死亡、行方不明者が2人という甚大な被害をもたらしました。中でも7月3日から4日までの48時間の降水量は、球磨川流域で418^ミから497^ミの雨量が記録されたということでございます。これは、人吉市の既存のハザードマップの浸水想定における雨量（48時間で440^ミ）とほぼ同じ規模であったということでございますが、これに加えて、球磨川流域では4日0時から9時までの9時間で300^ミから370^ミの降水量が記録されております。

速報ではございますが、国立研究開発法人防災科学技術研究所が行った調査で、現地とハザードマップを比較したところ、浸水範囲、浸水ともに調和的であったものの、想定浸水範囲は外側に広がり、想定浸水深も実測では超過するところがあったということですが、ハザードマップが洪水対策、避難計画、災害対応に有効性であるということも、改めて認識されているようでございます。

今回、市のハザードマップの見直しでございますが、県が洪水浸水想定区域を、これまでの想定雨量「数十年～100年に1回の大雨」から「千年に一度レベルの大雨」に変更し氾濫シミュレーションを行っておりますので、その最新情報を反映させます。なお、千年に一度レベルの大雨とは、1年の間に発生する確率が千分の1、つまり1年に0.1%の確率で降る雨のことを意味しております。毎年の発生

確率は小さいのですが、規模の大きな降雨であることを示しております。そこで千年に一度レベルの大雨の設定雨量ですが、一例を挙げますと、大野川の場合9時間雨量が76.4㎜で設定し、洪水浸水区域を想定してあります。既存のハザードマップの大野川の洪水浸水想定区域は50年に1回の大雨、日雨量38.8㎜で設定してございます。

また、土砂災害警戒区域等も一部見直されておりますので、新しいデータを反映させて作成したいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） ありがとうございます。時間が40分なので、ちょっと急いで質問させていただきたいと思いますが、2点目の各行政区でのチェックの必要性につきましては、総務部長よりしっかりと御指導をいただいて、内容は分かっておりますので、まずはA4判サイズの手帳マップを全世帯に配ってある中で、それはちょっと分かりづらいんだよということのお話があったので、今度はA1判サイズで、開いたら新聞の大きさになる分をお作りいただくということをお聞きいたしております。私は大賛成でございまして、家庭や行政区あるいは自主防災組織の中でそういうことをしっかりと管理していただいて、先ほど大村議員の質問の中にもありました、防災拠点センターにもそういうことを配慮していただければというふうに思っております。

そうということで、小さな3点目にいかせていただきたいと思います。避難確保計画作成と避難訓練実施についてでございますが、7月4日の県南豪雨によりまして、球磨村で唯一の特別老人ホーム千寿園で14人の尊い命が奪われることになり、非常に痛ましい災害が発生しました。国交省によりますと、浸水するおそれのある高齢者施設や学校など全国に77,906施設のうち、避難確保計画を作成しているのは令和2年1月1日現在で、44%の35,043施設、さらに避難訓練の実施率は17%の13,282施設でとどまっているとあります。計画作成率は、都道府県別では、熊本県が5%で全国で最も低いところでございます。水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に位置付けられる要配慮者利用施設は、洪水時の避難時に避難確保計画の作成が義務付けられていますが、本市において地域防災計画に、要配慮者の利用施設さらには避難確保計画と避難訓練実施についての記載があるのかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 本市では、例年6月に防災会議を開催し、市地域防災計画について承認を得ておりましたが、今年度はコロナ感染症の影響により、防災会議は書面により防災会議委員へ説明を求め、改正を行いました。7月4日の県南豪雨を受けて、県より市管内の要配慮者利用施設の避難確保計画をできるだけ早く作成していただくよう指導がっております。

そこで、7月中に要配慮者利用施設の浸水想定区域エリア内に該当する施設の抽出を行いまして、8月初旬に作成依頼の資料及び計画作成の手引きを該当施設へ発送しております。各施設管理者には計画を作成いただき、市で避難確保計画のチェック・一覧表作成を行い、次期地域防災計画の改定にて位置付けを行う予定でございます。

今後は、各施設管理者が作成された避難確保計画を基に、庁内各部局と関係団体と連携し、避難訓練の実施などについて協議・検討していきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） ありがとうございます。防災計画の位置付けとしていただくこと、さらには関係部局と各施設とも連携をされて尊い命を守るための避難訓練等の実施について結び付いていただきますように、強く要望をいたしまして次にいきたいと思います。

大きな3点目、福祉問題についてでございますが、小さな1点目、療育体制の整備・充実についてでございます。地元の保育園の園長先生より5歳児発達健診の相談の要望をいただきました。健康福祉部長さらには教育部長にはその内容を事前にお渡しいたしております。現在、14市の中では、天草市1市のみが5歳児健診をなされているという状況であります。まずは、健康福祉部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市保健福祉センターでの乳幼児健康診査についてお答えいたします。

当センターでは、現在、4か月児・7か月児・1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児の健康診査を実施しており、医師・歯科医師・心理士・保健師等が連携しながら、子どもの発育発達や栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認など、必要な項目を定期的に確認し、最適な成長発達を遂げるよう保健指導を行っております。

また、本市に住民票を有する5歳児に対しては、子どもの成長発達の悩み、家庭での生活習慣を振り返る機会として、毎年、健康育児相談を実施し、幼稚園・保育園等を通じて、各家庭に健康育児相談の案内文書を配布していただいております。昨年度の相談件数は39件であり、そのうち9件は、県の専門医療機関である子ども総合療育センター等を紹介しています。

近年、子どもの成長過程において、不安を持たれる家庭が増加しており、支援を要する子どものいる家庭は、子育ての中で苦勞することが少なくありません。将来、その子どもたちが社会人として自立していくためには、幼少期からそれぞれに合った適切な治療・教育を受けることが重要です。

今後も引き続き保護者に寄り添い、家庭の状況に応じきめ細やかな支援を行うと

ともに、教育委員会及び関係機関と連携し、心身の健やかな成長と子育て支援の充実を図ってまいります。

○19番（豊田紀代美君） ありがとうございます。本年度から教育部に特別支援教育相談員が配属をされました。療育に関する業務や相談件数、内容についてお尋ねをしたいのですが、なるべくコンパクトに御答弁いただければと思います。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、特別支援教育相談員についてお答えいたします。

相談員は、特別な支援を要する児童生徒が、本人にあった支援が入学時から受けられるよう保育園・幼稚園及び小中学校に出向き、先生や保護者に対して、就学前後の相談やアドバイス等を行っております。

本年4月から、会計年度任用職員として雇用を始めまして、年度当初は、新型コロナウイルス感染症の影響で訪問を控えておりましたが、7月までに158件の相談がっております。

主な相談内容は、来年度、小中学校入学予定者及び転籍希望の保護者からの相談、それから保育園年中・年長児の行動観察、生活面の観察依頼と対応相談、小学校から学習態度や行動観察依頼と支援方法の相談、保護者へ通常学級、特別支援学級等の説明及び対象児へのアドバイスなどを行っております。

相談員が保育園などを巡回し、就学前から適切な相談業務を行うことで、小学校へのスムーズな就学につなげていきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 大変ありがとうございます。私も教育部長も早口になってしまいますけれども、時間がないので、ますます早口で頑張りたいと思いますけれども。

今申し上げた、なぜ5歳児の発達健診、相談が必要なのかというのを少しだけ取り上げます。保護者の方の現場の声です。保護者の方の困り感と保育現場、集団生活の場での困り感の食い違いがあるので、保健師さんや専門家の方に保育園での集団生活の様子を見に来てもらいたい。まさに今、教育部長がおっしゃった特別支援教育相談員の方も、園に行っていただきたいと思います。それから、今、健康福祉部長からありました分の各園の在園児に持たせてそれを保護者に、それと市外の園児とか未就園児には郵送でしますと、それが保護者に直接なので、保育園とか幼稚園でその内容がつかめないんですね。そういうことなので、是非、保育の現場の職員とも話し合う機会をつくっていただきたいということでございます。それから松橋町の時代には、早い時期に5歳児の相談ができて全国的にも取組が早かったので、非常に評価を高くされていたという経緯があります。なぜ、5歳児の健診、相談が必要なのか、保育現場の声をお届けいただきました。今後は健康福祉部、教育委員会、関係機関と連携をされまして、保育現場の声を活かしていただきますように強

く要望をいたしておきます。

最後の4点目、持続するまちづくりについてでございますが、小さな1点目から小さな3点目をまとめて質問させていただきます。6月補正で809万6,000円、内閣補助10分の10で予算の計上をなされておりますJR松橋駅周辺複合施設PPP／PFI導入可能性調査を実施するに至った経緯と、調査の概要とスケジュール、さらには解決すべき課題についてお答えをいただきたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） それでは、まず1点目の調査の経緯ということですが、今回実施します可能性調査は、平成29年、平成30年度に実施しました交通事業者、地元区長、庁内関係部署などをメンバーとする「駅まち☆未来創生会議」において提言されました、官民連携事業として駅前の商業施設とバスターミナルの一体化の可能性について、内閣府の補助事業を活用して調査を実施するものです。

松橋駅を中心とした地域の生活利便性や交通利便性の向上を図り、熊本都市圏からの新たな層の移住・定住促進、定住人口の増加、駅周辺地域の活性化、交流人口の増加へとつなげる駅前複合拠点施設を、民間の資金を活用して整備するにあたり、解決すべき課題等を整理し、導入の可能性を調査するものです。

2点目になります。調査のスケジュールにつきましては、現在、公募型プロポーザル方式により選定した事業者と契約に向けた協議を行っているところです。

今後、業者の方で、既存施設の現況整理、関係者ヒアリングを行った上で、コンセプトや施設の配置、事業スケジュールなどの基本計画を検討し、事業リスクの整理を経て、来年3月19日までに最終的な調査結果が提出される予定となっております。

3点目になります。解決すべき今回の調査の課題ということですが、今回の調査で、こちらが明らかにしたいと考えている課題につきましては、主に5点あります。

まず、民間事業者が、独立採算型で参入できる魅力的なビジネスモデルが示せるか。独立採算制が難しい場合は、行政負担の抑制策を検討いたします。2点目は、熊本都市圏を含むマーケットや利用者、そして地域特性や住民ニーズに対応した効果的な機能・サービスを持続可能とする最適な事業規模の設定。3つ目は、公共サービス部分における、イニシャルコスト（施設整備費等）、ランニングコスト（維持管理・運営費等）について、公民連携手法により公的負担を抑制しながら、価値の高いサービスを供給するために最適な手法、整備プロセス、配慮すべき事項を明らかにすることです。4つ目は、地域の人材や関係団体、それから参入候補となる外部の企業等の意向を踏まえた、持続可能な運営体制を構築する手法を示すこと。最後になります5つ目は、交通・観光ハブ機能の向上、それから子育て支援、地域

包括ケア支援等のコミュニティ拠点機能の向上など、松橋駅を中心とした松橋駅周辺地域、ひいては宇城市、熊本県央地域全体の振興につながるような仕組みを構築するには何がふさわしいかという点になります。

この調査により、今述べましたような課題を明らかにして、宇城市の玄関となる松橋駅周辺の活性化につながる取組を進めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 来年3月19日までに、最終的な調査結果が提出されるとの御答弁をいただきました。期待をいたしております。ここで、守田市長にJR松橋駅周辺開発の構想についてお考えをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 企画部長が最後に申しましたように、今後、宇城市の玄関となる松橋駅周辺の活性化に、今後も積極的に取り組んでまいります。

○19番（豊田紀代美君） 市長、ありがとうございます。松橋駅を中心とした松橋駅周辺地域、ひいては宇城市、さらには熊本県央地域全体の振興につながるような守田市長には積極的に挑戦していただきたいというふうに大きな期待を寄せております。これで私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。
ここで、しばらく休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時30分
再開 午前11時40分
-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、長谷誠一君の発言を許します。

○17番（長谷誠一君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問に入らせていただきます。議席番号17、会派は彩里でございます。

昨日、16時30分エリアメールが入りました。台風9号に対する避難準備でした。9号は過ぎ去りましたが、次の台風10号が九州地方に接近中との情報でございます。あえて台風を申ししたのは、気象庁から発表されているもう頭から警報です。昭和36年第2室戸台風に勝るとも劣らない大きな台風が近づきつつあります。それはそれとして、お互いに自然災害に対する脅威は地球規模でございます。そのようなことで、宇城市の今後の課題、問題等について質問をさせていただきたいと思います。

先ほど豊田議員の話にもありました、令和2年7月豪雨により被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。平成28年4月14日午後9時26分に震度6弱の前震、そして16日午前1時25分には震度6強の本震に襲

われ、宇城市はこれまで経験したことのない規模の被災をしました。前震直後から守田市長は本部長として災害対策本部を立ち上げられ、自衛隊派遣要請や避難所の開設、避難者の安全と水・食料確保、道路・水道などのライフラインの復旧に向けて、早急な対応を全力であたられましたことは、高く評価しているところでございます。そして、翌年2月には市長選へ出馬、そして再選をされ、守田市長の2期目スタートとともに熊本地震からの復興を最優先として、「いざ、復興へ。～市民生活を最優先する都市(まち)を目指して」を合い言葉に、第2次宇城市総合計画がスタート、熊本地震からの早期復旧・復興に向けた取組を最優先に行うことが、まちづくりの最重要課題として捉えられた守田市長は、地域の課題や市民のニーズへの柔軟な対応を図られる体制を進めてこられたことと思います。その中でも、熊本地震を教訓に旧町ごとに進められた防災拠点センター整備事業においては、これからの市民の安全・安心を最優先に考えられた事業は、現在、次々に建物がしゅん工しており、大きな成果の1つであったと実感をしております。また、地震にも勝る脅威で私たちの生活を脅かしている新型コロナウイルスの影響により、低迷した市内の消費活動を喚起し、市内経済の活性化を目的として発行されたコロナに負けない100%プレミアム付商品券ですが、市民の評価は非常に良く、一躍全国でもトップクラスの経済対策事業として認知されたと思っています。これからも、地震そして新型コロナウイルスからの一日も早い生活の再建を目指した取組に期待をしているところでございます。

そこで、2点守田市長にお尋ねをいたします。1点目は、コロナ禍で大変な時期ではございますが、来年2月には、宇城市にとって大変大切な市長選挙がございます。私どもは、来る市長選挙において守田憲史市長の3期目の挑戦に大きな期待を申し上げ、同志とともに最大のエールを送り、所信をお伺いいたします。

そして2点目は、そのコロナも第2波が全国で猛威を振るっており、その影響は宇城市にも徐々に広がっています。そこで、第2波に対する経済対策はどのようにお考えかをお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 平成25年2月に初当選から、現在2期目を務めさせていただいておりますが、早いもので、残すところ半年となりました。

1期目の4年間も、熊本大地震、市が始まって以来の豪雨災害、宇城・氷川スマートインターの開業や松橋駅西側及び戸馳大橋の整備、豊野小中一貫校の整備など、財政的な制約がある中、また様々な課題がある中で、議員の皆様の御協力と職員の努力、さらには地元の皆様の御助力により、無事遂行することができました。

2期目を振り返ってみますと、熊本地震による未曾有の災害を踏まえ、復旧・復興を最優先に住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、2期目の重要課題として

6点を掲げ、取り組んでまいりました。

1つ目の「復興する」まちづくりでは、6か所の防災拠点センターの建設を復興の最重要プロジェクトとして進めさせていただき、現在、三角、不知火、豊野の防災拠点センターの供用が開始しております。残る松橋東・西と小川につきましても、本年中にしゅん工を迎えます。

また、災害公営住宅につきましても、全181戸が本年4月に全て完成し、被災された市民の入居が開始され、安心して生活されているところでございます。

2つ目の「育てる」まちづくりでは、子どもたちが幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体をつくれるよう、安全かつ快適な教育環境の整備と子育て支援が充実したまちづくりを進めてまいりました。

子ども・子育て支援事業としまして、第3子以降の保育料無料化や中学校3年までの医療費無料化を継続し、さらには、国の幼児教育・保育の無償化実施に合わせた県下初となる副食費の無償化や、全児童生徒1人1台のタブレットパソコンの整備、デジタル教科書の導入や株式会社ベネッセコーポレーションとのICT包括支援協定に基づいた英語4技能検定、ICT支援員の派遣、学習支援システムの導入などを手掛けてまいりました。

ハード事業に関しましては、平成30年度までに、県下でも先駆けた小中学校全教室へのエアコン設置を実施いたしました。また、老朽化による大規模な校舎等の改修工事につきましては、平成29年度から計画を進めまいりました不知火小学校改修工事を、令和3年4月に松合小学校の統合を行い、校舎完成後の9月の供用開始に向けて進められているところです。松橋中学校体育館及び武道館改修工事は、来年2月を目標に卒業式ができるようしゅん工を目指しています。さらには、老朽化した不知火・松橋・豊野給食センターを統合した新給食センターの建設につきましても、来年9月の供用開始に向けて順調に進められています。

私自身が1期目の公約の1つである、豊かな人間性を育む教育の実現に向けた施策が実りつつあると思っております。

3つ目の「持続する」まちづくりでは、行財政改革の大きな柱である公共施設の再編や民間委託推進などについて、公共施設などの総合的かつ計画的な管理・推進に向けた公共施設等総合管理計画を策定し、行政の更なる効率化やスリム化を強力に進めてまいりました。

この取組として、公立保育所の民営化を、松橋保育園を皮切りに、河江保育所及び不知火保育園と継続的に進めてまいりました。現在は、青海保育園と大岳保育園の統合民営化に向け協議が進んでおります。待機児童問題につきましても、松橋地区に新たな私立保育園を開園され、解消の方向に進んでおります。

次に、老朽化した施設の再編策として、スクラップアンドビルドによる整備を実現した施設が、防災拠点センターや給食センターにあたります。世論では、箱物批判だと耳にすることもありましたが、決してそのようなことはありません。宇城市財政は至って健全でございます。各地域にある老人福祉センターや公民館などを解体させていただき、その施設の利用状況などを検証し、規模や間取りを決定いたしました。建物の面積は、既存施設と比較しましても約半分の規模で、機能を維持できるものとして、さらには防災機能を充実させました。

建設計画の当時は、かなり議論させていただきましたが、有利な財源の使用や既存の建物を大規模改修した場合と比較しましても、かなりのコスト削減をすることができました。

就任時の財政上の指数である健全化判断比率では、実質公債費比率が14.6%から8.9%と減少し、将来負担比率につきましても85.9%から2.0%まで劇的に減少いたしました。

次に、農地・緑地の保全と産業基盤づくりとして、市の基幹産業である農業の持続化のため、国営ほ場整備事業に継続して取り組んでいます。地域の皆様の御協力のおかげで、着工に向けて着実に準備が進んでおります。JA熊本うき元本所跡に、農水省の職員の方が、この1年後には40人ほど働いてもらうことになりまして、本格的に農水省が取組を始めます。農地の大区画化等により稼げる農業づくりができれば、農業の持続化につながるものと確信しており、引き続き取り組んでまいります。現在のところ、総額250億円の予算規模でございます。

4つ目の「活躍する」まちづくりでは、超高齢化時代が進行している中、市においても医療費・介護費が年々増加しており、財政を大きく圧迫している状況下で、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができる環境を整備し、高齢者の健康寿命を伸ばすための取組を進めてまいりました。住み慣れた地域で、自己の希望や能力を活かしながら、心身ともに健康的な暮らしを望んでいることだと思います。

高齢者や障がいがある方、子育て中の方など支援を必要とする人たちには、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう支え合いの体制づくりが重要であります。その体制実現のためには、医療・介護・予防、住まい、生活支援それぞれの分野でのサービスが、タイムリーに総合的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムの構築のために、生活支援体制整備事業の取組を進めてまいりました。

5つ目の「住み続ける」まちづくりでは、全ての市民が「ちょうどいい！住みやすさ」を実感できる行政サービスや生活環境の整備、そして災害対策の充実や防犯対策の向上を図ってまいりました。

まずは、健康管理の一環として、さしより野菜プロジェクトの取組においては、市民の高血圧Ⅱ度以上の割合が減少するなど、生活への定着と取組の効果が表れているところです。

市の地理的・社会的好条件にさらに磨きをかけるため、都市機能強化策として、長崎久具線の開通や松橋駅西側の整備や小川駅西側の整備をすることで、新たなまちづくりの拠点として人口増加策につなげることを目指しました。

また、災害対策や防犯対策につきましては、全区域において、防犯灯のLED化を図り、不知火・小川地区の防災行政無線デジタル化事業の整備を進めています。将来にわたって、安全で安心して住み続けられるまちづくりに取り組んでまいりました。

宇城広域連合のクリーンセンターの新築問題では、連合議会で予算額が215億円を可決していただきましたが、160億円弱の入札で大手が落札いたしました。宇城市の財政健全化に役立てられたと考えています。

6つ目の「選ばれる」まちづくりでは、金桁温泉施設の復活を行いました。

また、世界文化遺産である三角西港の情報発信や観光振興として、景観上好ましくないファッションホテルを買収し、駐車場の整備を計画いたしました。

今後は、交流人口の増加を目指して、市の発信力を高める取組を行ってまいります。

最後に、熊本地震からの復興によりやく光が見え始めたところに、新型コロナウイルス感染症の流行が始まりました。この新たなる脅威に対処すべく、市民生活の回復、市内の経済活動の継続のため、また、私自身の大きな施策であります、小川中学校の改修計画と大野川リバーサイドロード整備計画につきましても、完成へ向け全力で進めてまいります。

4年間を振り返ってみますと、改めて気づいたことがあります。それは、思い描いたことを現実にする難しさと、取り組まなければならないことに対し、当たり前結果を出すことの難しさです。今まで取り組んできたことは、平易にできたわけではなく、市民の皆様の御理解と議員の皆様のお協力、そして職員の努力によって課題を乗り越え、実を結んだものばかりです。

しかし、宇城市には引き続き数々の問題や課題が存在します。しかし、市政を止めるわけにはいきません。さらに、地震で被害を受けたところに、豪雨災害で更なる被害が生まれ、ようやく立ち上がろうとした時期の新たなる災いは、日常生活と市内経済に再び多大な被害をもたらし、それは現在進行形で続いています。

今までの2期8年間の成果を継続させ、ちょうどいいまちとして住みやすさを実感いただくために、確実に前に進めてやり遂げるため、引き続き市政運営を担わせ

ていただき、ふるさと宇城市の発展の道筋を描きたい。市議会の皆様とともに、職員一丸となって、市民の皆様の御支援をいただきながら共に進んでまいりたいと思っております。

8月に3日ばかりお休みをいただき、人間ドックとPET健診を受けました。全て異常なしと、安心してくださいと担当医師からお言葉をいただきました。私、心身ともに充実しております。

ここに改めて、宇城市長3期目に挑戦することを表明いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、コロナウイルス第2波に対する経済対策についてお答えいたします。

本市においても、新型コロナウイルスの感染者が発生したことで、市民に不安が広がっていることを実感しています。普段の生活における感染への不安や各事業所の経営維持に関する不安など、生活面や経済面での不安が増していることと思います。

そこで、市の経済対策としては、まず初めに、プレミアム付商品券の第2弾発行を計画しています。これにより、市民生活における感染防止対策も可能と考えます。また、それに加え、平成14年4月2日以降生まれの子どもを対象にした子育て応援商品券を配布することで、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、第1弾と同様、またはそれ以上の経済効果も期待しているところです。

次に、今回特に影響が大きいとされる飲食店に対しましては、一律30万円の支援金の給付を予定しています。現在実施している事業持続化対策特別支援金事業を拡充し、交付決定を受けた事業所のうち、店内飲食型の店舗を対象とします。今回国から、今10億円のコロナ対策の交付金をいただいております。また熊本県は、熊本市を除く市町村に30億円ほどを配布するようございまして、私は3億円ほど望めるのではなかろうかと思っております。これはイメージですが、その10億円と3億円、13億円をもってこのコロナ対策、市民の方々にそのまま還元できたらと考えているところございまして、宇城市の財政が痛むところではないと考えているところございします。

さらに、今会期中に追加提案をさせていただきますが、8月5日に県知事が記者会見で公表された熊本型飲食店等コロナ感染防止基盤整備事業についても、予算化を図ります。飲食店等が営業を継続するための環境づくりを支援します。

いずれにしても、経済の悪化は、消費の冷え込みでもあります。過剰な消費は禁物ですが、市民の感染に対する不安を少しでも取り除くとともに、日常生活に必要な消費を促し、経済循環を維持することが、経済の悪化を防ぐ予防策と考えます。

○17番（長谷誠一君） 平成25年2月の27日が、守田市長の初登庁日でございます。可能性の追及を命題とした4つの公約、第1回3月議会で所信表明がなされております。力強い産業を目指す（後継者育成、定住促進）、2番目に誰もが出番、支え合いの福祉社会、3番目に豊かな人間性を育む教育、4番目に環境保全と再生でありました。過去、当初予算ごとに施政方針が出されております。今まで2期8年間の宇城市の問題・課題の対応について成果を先ほど申されました。私は、いろいろな問題の先送りはせず、やらなければならない問題・課題については、自分たちの世代で解決するという気概と覚悟と信念を持って今を大事にするとともに、将来に責任を負う市政運営を行ってまいりたいと冒頭申しましたように施政方針の終わりの方で申されております。そのようなことで、大きな信念の中で宇城市発展のために今後も頑張っていけますよう、特にお願いをする次第でございます。

私がこれだけは聞いておきたいということを、もう先に申されたことが1点ございます。それは、安倍首相が、7年8か月に及んだ憲政史上最強の政権を、体調不良を理由に8月28日に辞意を表明されました。先ほど守田市長は充実の体調であり、心配はいりませんということでございます。守田市長の健康表明が、宇城市の元気につながっていくと申しても過言ではないかと思えます。頑張ってください。

コロナウイルス第2波に対する経済対策についての答弁もいただきました。再質問というよりも、経済部長に第一次のプレミアム付商品券の現在と今後について、ちょっとお話をいただきたい。よろしいでしょうか。

○経済部長（稼 隆弘君） その前に第一次の経済対策についてお答えします。

まず、中小企業者向け特別融資利子補給制度は、現在認定申請を受け付けていますが、8月25日現在の申請事業者数は延べ353事業所です。

次に、事業持続化対策特別支援金は618事業所に対して交付決定を行っており、総額6,180万円を支給いたしました。内訳としましては、宿泊・飲食サービス業が118件、建設業が106件、卸売小売業は93件で、この3業種が上位を占めております。

最後に、プレミアム付商品券は、販売対象者数58,573人に対し、購入された市民は47,738人で、商品券の購入率は81.5%となっております。大変市民の皆さんに好評をいただいていると感じております。また、第2弾を頑張っていきたいと思っております。

○17番（長谷誠一君） 小川町のイオンのマネージャーにお会いをしました。その中でやはりプレミアム付商品券の発行があった後、非常に館内に出入りが多いということで、非常にマネージャーも喜んでいらっしゃいました。イオンの中の店舗数が86店だそうです。その中で仕事をなさる方、雇用されている方が大体800人ば

かり。最大で1,000人ほどいたということでございます。ひいては、やはりここではなんですけれども、やはりイオンとともに相乗効果が生まれるような小川支所の移転計画もありますので、今後相乗効果を目指しながら、お互いに頑張っていかなければいけないのではないかと思います。

次に移ります。人口ビジョンに対する宇城市の取組ですけれども、少子化問題は、人口減少につながっているわけですし、雇用の減少や地域活動の担い手不足等の課題が深刻化するだけでなく、税収、交付税など、市の財源への影響も大きく、行政サービスの低下を招きかねない重要な問題でございます。少子化の要因は、未婚・晩婚化と思われ、若者が結婚や子育てに希望を描ける環境の整備が急務と思われま

す。

全国的に人口が減少していく中で、平成27年から5年間の第1期総合戦略の取組でも、東京への一極集中に歯止めがかかっていない現状を踏まえ、危機感を持った対応が必要だと思います。宇城市の取組をお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） それでは、宇城市の計画について御説明いたします。

今年3月に改訂しました宇城市人口ビジョンでは、本市の人口は減少傾向にあります。今後40年で、人口は約27,000人減少し、2060年には約32,000人になると予測されております。

こうした状況を受けて、市では令和6年度までの5年間を取組期間とする第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、子育て・教育それから健康・生涯活躍、産業・都市、観光・交流の4つの重点分野で取組を進めています。

その中で、子育て世代が男女とも社会に参画・活躍でき、子どもたちが健やかに育まれる適切な子育て環境の確保、育児不安の解消・軽減につながる子育て支援の推進、こども医療費の助成や副食費無償化、第3子以降の保育料完全無償化など経済的な支援等により、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指しております。

また、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることができる良質な雇用を創出することで、多様化する価値観やライフスタイルを踏まえ、誰もが力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境をつくり、地域全体の魅力を高めるまちづくりを進めています。

こうした取組により、今後40年間ににおける人口減少を約9,000人抑制し、2060年の人口40,000人を目標としております。

○17番（長谷誠一君） 市長何かありませんか。

○市長（守田憲史君） 本市では、第1期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成28年1月に策定しました。しかしながら、その直後の平成28年4月に発生し

た熊本地震の影響から、復旧・復興が最優先事項となったことで、実質的な取組期間はおおむね2年間であり、一部の取組では結果が表れつつありますが、進捗状況は道半ばです。

第2期総合戦略では、第1期の柱であった雇用の創出という観点を踏襲しつつ、地方創生の更なる推進を図るため、子育て支援・教育、健康・生涯活躍の視点も取り入れた基本理念を掲げています。この基本理念を、行政だけでなく、市民や企業、団体などと共有し、官民一体となって総合的に多彩な取組を進めることで、誰もが魅力を感じるまちづくりや、市民が宇城市に対して抱く誇りや愛着心の醸成を図り、市民とともに地方創生の実現を目指してまいります。

○17番（長谷誠一君） 結婚したい、子どもを持ちたいと願っているが、それができない人々が多く存在しているのは、大きな問題ではないかと思います。少子化対策の優先度は、結婚支援でなければならないと思います。結婚するかどうかは個人の自由ではありますが、しかし将来世代が生まれない社会に、活力も未来もないのではないかと思います。結婚への最大の障害の1つが、結婚資金や生活資金でもあります。若者の雇用が不安定化している現状では、安心して子育てができる公的な補助の拡充も不可欠であると思っております。人口減少が原点の人口ビジョンに対する今後の企画部の活動に期待を申し上げます。

それから、広報うきですね。人口が1ページを開いたらすぐ載っています。そのようなことで広報が大きく変わっております。3階に上っていったら広報の表彰状がございます。それもやはり広報を担当する方含めまして、部の大きなおかげではないかと思います。これは、やはり宇城市の教科書になっているような状況です。先月号が水問題、上水道問題、今月号は国勢調査問題ですね。そのようなことで、やはり各家庭に今後も続けて配布されますようお願いを申し上げまして、時間遅くなりましたけれども、終わらせていただきます。終わります。

○議長（石川洋一君） これで、長谷誠一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時23分

再開 午後1時10分

-----○-----

○4番（三角隆史君） 議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。

7月4日土曜日に線状降水帯が熊本県南部にかけて、次から次へと発生をいたしました。想定をはるかに超える大雨になり、球磨川をはじめとした多くの川が氾濫し、たくさんの大切な命が奪われました。お亡くなりになられた方には心よりお悔

やみ申し上げますとともに、被災された方にはお見舞いを申し上げます。コロナウイルス感染拡大のさなか、ただでさえ大変な状況の中での豪雨災害に、慰めの言葉ありません。宇城市からちょっとしか離れていないところの出来事で、いまだに信じがたい出来事です。また、本日三角港の周辺でも、高潮の影響で緑地公園の方に海水が来ておりました。また海のピラミッドの方にも、流木が若干打ち上げられておりましたということを報告いたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく3点、熊本豪雨の影響及び今後の災害対策について、地域における拠点づくりについて、公共施設の周辺整備について質問させていただきます。

まずは大きな1点目、熊本豪雨の影響及び今後の災害対策についてから質問をさせていただきます。宇城市において8月から災害ボランティアバスを運行されています。私も23日に人吉の方へ行かせていただき、お手伝いをしてまいりました。球磨川氾濫の爪跡は大きく、復興には相当な時間が必要と思われると思いますが、一日も早く復興することを祈っております。この宇城市独自の災害ボランティアバスの利用状況と今後の予定についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今回の熊本豪雨に伴う被災地への市主催災害ボランティアバスの運行は、8月の土日、8日間実施しております。バスの運行は緊急的事業となりましたが、市民の方々や近隣の各高等学校などの御協力により、延べ136人の参加をいただきました。

その内訳としましては、一般参加者が40人、高校生が51人、市議会及び市職員が45人となっております。その他ボランティアバス以外でも、個人や各種団体、有志グループなど、多数の方々が積極的に被災地支援に出向かれています。市民の方々は、平成28年の熊本地震を経験されていますので、改めてボランティア活動に対する意識の高さを示す結果となりました。

今後の計画については、ボランティア需要の状況を踏まえ、市社会福祉協議会と協議・調整を行ってまいります。

○4番（三角隆史君） ボランティアバスを出していただきまして、本当に行き帰り自分で運転するのと全く違って、そんなに疲労感が残らず非常に良かったと思いました。

次に移ります。今回の豪雨で人吉球磨、天草において、甚大な被害が発生しましたが、宇城市においても浸水等の被害が起こっています。どの辺りでこういった被害が起きたのでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 7月豪雨の被害状況ですが、各部署に分かれておりますので、総務部で一括してお答えします。本市では7月11日から14日に発生してお

ります。

まず、土木課所管による公共土木施設の被害は、道路、河川合わせて105件、被害総額約2億2,500万円となっております。なお、当時は、冠水や土砂崩落等により一時、国県道含めて30か所の交通規制が取られております。

次に、農林水産課所管による被害は、農道、水路、ため池、田畑、林道合わせて43件で、被害総額約8,400万円となっております。なお、住宅の被害については、床下浸水が35件となっております。

以上、被害状況について説明しましたが、参考までに申し上げますと、6月11日から7月29日における本市の総降水量は、アメダスがございます観測地点、三角で1,296ミリでございました。期間の平年値が大体605ミリでございいますので、例年の約2倍の雨が降っております。本市の年間の平均降水量は約1,776ミリですので、この期間に1年の73%の雨が降った計算になります。

ちなみに、この期間の県内の降水量は、球磨郡湯前町の2,408ミリが最大で、最小地点は宇土市の1,208ミリとなっております。今期は、県内で例年の2倍から3倍の雨量が降っているということが見受けられます。

○4番（三角隆史君） この辺り、宇城市市役所周辺も冠水をいたしました。この原因と今後の冠水を防ぐ対策をお尋ねいたします。

○土木部長（原田文章君） 7月11日は、明神川右岸の市役所周辺及び南11区並びに明神川左岸の久具地区、曲野地区については市道が冠水し、一時通行不能となりました。また、雨量の状況としましては15時20分からの2時間で112ミリの降雨がありました。

原因は、明神川の氾濫による外水被害と、明神川の水位が高く、接続する水路が流れきれないことにより、雨水が堤内へ滞留する内水の被害です。

今後の対策としましては、県河川の明神川は河川改修工事が進んでおりますので、引き続き早期完了を要望してまいります。併せまして、大野川及び明神川の堆積土砂の掘削事業の要望についても、早期着手を強く要望しております。

また、今後の国の治水に関する方向性としては、これまでは雨水を流すためのハード事業が主に進めてられてきましたが、それとともに、これからは流域への流出を抑制するための貯留施設や、流域各戸での貯留などの流域治水の考え方に方向性が示されつつあります。宇城市においても国の動向に合わせて、事業を進めていきたいと考えます。

さらには、ハザードマップや河川監視カメラなどの情報周知機器などを活用し、早期避難のためのソフト事業も視野に入れ取り組んでまいります。

今後、気候の変動により、ますます増えると思われる大雨や、新たな開発により

川沿いの低地へ流入する雨量は増え、リスクは高まるばかりです。

市としまして、宅地化の進行と排水対策をセットとして考え、他自治体の先進事例の情報も活用しながら、限りある財源を有効に活用し、治水政策を進めてまいります。

○4番（三角隆史君） さすがに市役所周辺が度々冠水することは、いろんな面において住民の皆様にご迷惑をかけることになると思いますので、原因が分かっているのであれば、早急な対策をお願いしますとともに、市役所周辺には大きな水の逃げ道、逃げ場所をつくる必要性を感じます。頻繁に冠水することになってはいけない場所でもありますので、ここでもうちょっと突っ込んで聞きたいところではありますが、この先は地元でもあります溝見議員が詳しく質問をされると聞いていますので、私はこの辺にして次の質問に移ります。

人吉球磨において、今回の豪雨によって相当数の死者が出て、公共施設、民家もかなりの数が使用不能となっています。テレビを見ていて数十年に一度の大雨、想定外の出来事とかよく耳にしました。地球温暖化による異常気象によるものと思われませんが、1年に一度は、必ず日本のどこかでこういった災害が起こっております。あの日線状降水帯が50°北に来ていたら、宇城市にも大災害が起こっていたかもしれません。しかし、ある程度予測をし、住民の皆様を早めに避難誘導させることで、被害は最小限に食い止めることも可能かと思いますが、この近年、想定を超える災害について、市はどういった対策を考えているかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 防災対策の件と思われますが、まず気象情報をいち早く入手するよう努めております。基本になるのは天気予報でございます。これは市民の方にもお伝えしたいことでございますが、天気予報を習慣づけて見るということが、数日後の災害の危険性を知るということで大事なことだと思っています。今期は、例年の防災対策に加え、避難所における感染症対策も必要になりました。3密を避けるために避難所を増設し、パーティションの準備や避難者の体調チェック等で、運営にあたる職員は例年の倍以上に及んでおります。そのためにも情報を早く入手し、早めに職員へ周知し、市民の避難に備えております。

市民へも予想される災害に対し、早めに準備してもらうよう防災行政無線等で周知しております。

また、気象台から注意報が発表されれば、気象庁のレーダー予報を注視しますが、雨量情報だけではなく、河川の水位、潮位等にも注意し、必要な段階で市民へ情報を伝達するよう努めております。

今期は、既に、レベル3避難準備・高齢者等避難開始を6回発令していますが、夜間に大雨が予想される場合は、注意報の段階でも夕方からレベル3避難開始を発

令し、早めの避難を呼び掛けています。これは、夜間の避難は危険を要するための対策です。また、気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合は、レベル4 避難勧告を発令しています。市民への周知方法は、防災行政無線や熊本県防災情報メールや宇城市情報メール等で周知し、消防団による地域巡回を兼ねた広報も行っています。

関係機関との連携も必要不可欠です。自衛隊、警察、県、消防署、消防団等と情報を共有し、災害に備えているところでございます。

長期的避難に備えまして、市備蓄計画に基づき、食料や生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を準備しております。

最後に、気象庁の説明では線状降水帯の発生予測は、現在の技術では困難を極めるということでございます。県南の豪雨でも大雨の予想は出されていたものの想定以上の雨量で、甚大な被害が発生しております。人的被害をなくすためには、早めの避難が必要です。ハザードマップで危険箇所をチェックし、早めの避難をお願いしたところでございます。

○4 番（三角隆史君） まずは線状降水帯の発生予測、これが技術的に可能になることを願います。9月1日の熊日新聞にも掲載されておりましたが、まだ現在の気候変動に観測技術が追いついていないという記事がありました。線状降水帯発生条件である上空の水蒸気量を正確に見積もることができないということで、できるだけ早く正確に把握できる技術の開発が待たれます。想定外の災害に対する備えも非常に重要であります。それと同時に地球温暖化対策もとっていかねば、災害の規模はどんどん大きくなります。今自分にできること、例えば、たばこのポイ捨ては絶対しない、近距離は車ではなく自転車若しくは徒歩で移動するとか、住民の皆様がそれぞれできることをできる範囲でしていくことが、災害をより小さくし、地球がきれいになっていくということを理解して行動していただきたいです。一人一人の自覚に求められます。

次に移ります。今回の豪雨で、すごい規模の流木、災害ごみが、かなりの数、宇城市の沿岸に打ち寄せられました。途方に暮れる思いで毎日海を見ていましたが、その後、宇城市の建設業組合の会員企業の皆様によって、毎日撤去作業に従事してもらい、見違えるほどきれいになりました。ここに建設業組合の皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

そこでお伺いしますが、この撤去作業はいつまでしていただけるのでしょうか。また、撤去作業のおかげできれいな海を取り戻しつつありますが、漁業者の方たちにとって、それ以前にコロナウイルスの影響で魚が売れず、困っていた矢先の豪雨で、ダブルパンチをまろにくらっているという状況です。おまけに漁に出たくても

大量の流木の影響で出られず、また出たとしても流木がプロペラを傷つけてしまったりしています。完全に収入源を絶たれている漁業者に対して、市として何らかの救済策はないかお尋ねをいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 漂着流木等の撤去につきましては、先ほど豊田議員の御質問でもお答えしましたとおり、市は漁業者と連携しながら、災害時における応援に関する協定書に基づき、宇城市建設業組合に応援作業を要請しております。回収完了としましては、9月上旬を目指しております。

令和2年7月豪雨による災害に伴い発生した流木等の流入により、沿岸海域においては環境保全機能が悪化しており、流木等の漂流、堆積による二枚貝類の死滅、堆積物による船及び網の損傷等で出漁できないなど、漁場等の機能回復への影響が懸念されています。

今後、漁業者への支援につきましては、被害を受けた漁場等の機能を早期に回復させるため、漁場等機能回復対策事業を活用し、漁業者等による漂流・漂着・浮遊・堆積物の回収・処理及び耕うんに取り組みます。

市は、漁業者等と連携を図り、国県に協力を仰ぎながら、一日も早く元の海に戻るよう努めてまいります。

○4番（三角隆史君） 少なくなったとはいえ、漁業者はまだまだいらっしゃいます。こういった方たちがいるおかげでおいしい魚が食べられます。三角町は魚がおいしい町とよく言われます。どうか漁業にもあたたかい目を向けていただくことをお願いし、次の大きい2番に移ります。

宇城市におきまして、どこの地域でも工夫され洗練された保育教育をされておられますが、人数、規模、置かれている地理的環境を考えたとき、今後、先進的な保育環境、教育環境の整備を目指せる場所が、青海、大岳合併後の新保育園と青海小学校であります。青海小学校は今までの校長先生並びに教職員、保護者の方々の御努力で、いろんな取組がなされて、そして数々の賞をもらってられました。こういうすばらしい地域で子どもたちをのびのびと育てていくには、時代に即した環境整備が必要と考えます。保育園は青海保育園と大岳保育園が合併し、民営化することが決まっています。民営化した保育園を受け入れる法人も決定しました。厚生労働省と文部科学省は共同で新放課後子ども総合プランを作成し、子どもの居場所づくりを目指しています。そこには小1ギャップの解消や地域の方々の協力によるスポーツや文化活動などの指導がうたわれております。こういった保育園、小学校、地域が一体となって子どもたちと向き合い、ほかの市町村がうらやむような教育環境をつくることのできる地域に、ここ青海小学校の場所はなり得ると考えます。

そこで、まず子どもの居場所づくり、小1ギャップの解消を目指すこのプランを

就学前保育・教育の視点から、市はどういうふうに捉えているかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 小学校においては、特に低学年児童の放課後における居場所の確保対策が急務と言われておりますが、幼児教育・保育施設等においては、延長保育事業など、共働き家庭を支援する事業の実施により、安心・安全な居場所の確保を行っております。

また、現在市内の5つの保育所が学童保育事業を運営しており、来年度より民営化する大岳・青海両園を統合した新しい保育園についても、学童保育所の整備・運営を条件としております。

保育施設と小学校の連携については、子どもの交流活動や職員の意見交換などは行われておりますが、きめ細やかな接続のための取組については、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた体制づくりを構築し、幼児期と児童期の保育・教育に携わる両者が強く連携していく必要があると考えております。

○4番（三角隆史君） 今、健康福祉部長の答弁にもありましたが、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた体制づくりの構築、幼児期と児童期の保育・教育に携わる両者の強力な連携は、今子どもを支える人たち、保育園、学校の先生、地域の方たちも含めて、子どもの精神面、学習面、体力面において最も大切なことであり、離れた場所でできるものではありません。今、大人がすべきことは、自分の立場、思い、利害関係をまず傍らにおいて、子ども目線で、子どもが楽しく笑っている姿を想像しながら、環境づくりを考えるべきではないでしょうか。そう思える地域になったとき、保育教育によるまちづくり、地域の拠点となる場所が誕生し、そこに地域住民皆様の居場所が確立されます。誇れる地域になることを願い、次に移ります。

来年度民営化される新保育園の園舎は、現在の青海保育園の敷地に整備することになっているみたいですが、大規模災害時、青海小学校体育館は市の避難所に指定されています。ちょっと離れてはおりますが、先日の人吉球磨で発生した豪雨や熊本地震レベルの災害が発生した場合、新保育園は一部でも避難所として活用することができるのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 熊本地震発生時に青海小学校には、避難所である体育館やグラウンドでの車中泊など、市民が多数避難されていたと確認しております。

民営化後の統合新園の運営は、移管された社会福祉法人により行われますので、市より施設の災害時の活用について話すことはできませんが、災害時における保育需要は高いことから、施設を避難所として利用することはできないと考えます。

しかしながら、人道的見地により施設内トイレの利用や炊き出しなど、地域の依頼により保育所運営を継続しながら、可能な支援を検討されるのではと考えております。

○4番（三角隆史君） 青海小学校体育館内にはトイレが無く、屋外トイレでしかも和式です。こういう状況から、足の不自由な高齢者の方たちは避難時でも我が家に帰って用を足さなければならない現状です。非常に危険極まりありません。すぐ近くに新園舎があれば、トイレを借りることも可能だと思いますが、高齢者の方にとって、しかも災害時に現在の青海保育園までの距離は酷であります。

そこでお尋ねしますが、青海小学校体育館内でも外でも構いませんが、トイレの設置の予定はないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 青海小学校のトイレについてお答えいたします。

現在、青海小学校校区の避難所は、部屋数やエアコン設置等を考慮し、郡浦市民館を使用いたしております。大規模災害時には、青海小学校体育館も指定避難所として使用することになります。

しかしながら、青海小学校体育館にはトイレが無いため、隣接する屋外トイレを使用することになりますが、議員話されたとおり、便器は全て和式となっております。

今年度は、青海小学校を含め、児童生徒が常時頻繁に利用する校舎及び体育館のトイレを洋式化する、実施設計業務を補助事業により行っております。

屋外トイレは、今回行う補助事業の補助対象外でありますので、校舎等屋内トイレの整備後、国の補助の動向を踏まえ、緊急性や必要性を判断してまいりたいと思っております。

○4番（三角隆史君） 分かりました。まずは、日常的に子どもたちが使用する学校内を整備するということで理解しました。今後の整備に期待したいと思います。青海小学校は高台にあり、敷地も広い、非常に安心感が持てる施設です。狭い所ではなくこういった安心できる場所で、子どもたちは保育や教育を受け、伸び伸びと育つべきではないでしょうか。もちろん大人の意見も重要ですが、教育を受けるのは子どもたちです。子どもたちの目線で教育環境は決めるべきだと思います。青海小学校また新保育園が、素晴らしい環境で保育教育を受けられるようお願い、次の大きな3番の質問に移ります。

三角町に、地域間交流施設金桁温泉、三角防災拠点センターが相次いでオープンし、非常にありがたく思っております。この施設をどうやって生かしていくか、住民の皆様と話し合い、活気の生まれる地域にしていかなければと思っております。そのためにも周辺整備が必要となってきます。三角防災拠点センターは災害時、特に大規模災害時には、たくさんの車の往来が予想されます。しかし現状は、入口付近の道幅が余りにも狭く、離合ができない箇所もあります。今後拡幅計画があるのかお尋ねいたします。また、金桁温泉に関しても、周辺の道路が狭い、場所も分か

りにくいという御意見もいただいております。三角防災拠点センター同様に、道路の拡幅計画についてお尋ねいたします。

○土木部長（原田文章君） 三角防災拠点センター及び金桁温泉周辺の道路整備についての御質問にお答えします。

まず、三角防災拠点センター周辺の道路整備ですが、センターの進入路部分においては、舗装が傷んでいる状況であることを確認しております。緊急避難時はもちろんですが、通常の利用時の車両通行に危険を及ぼさないためにも、外側線や舗装等の復旧を今後進めていきたいと考えております。

次に、金桁温泉周辺の道路整備につきましては、施設前面の市道金桁中河原線には住宅等建物が立ち並んでおりまして、拡幅等の整備には多額の事業費が必要となります。また、開業して約1か月程度しか経っておりませんので、今後の利用状況を見ながら、道路整備の是非について研究してまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 今後、周辺整備、また分かりやすい案内誘導看板の設置の必要性が地域から上がってくることが予想されます。その際はどうか前向きに検討していただくことをお願いいたします。金桁温泉を取り巻く金桁地区は、大雨かつ満潮時には必ずと言っていいほど冠水被害が出ます。もう既に執行部の方も何回も聞いて十分に御存じだと思いますが、この長年の課題に対して、現在、市はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○土木部長（原田文章君） 金桁地区は、豪雨時と満潮とが重なったときに、地区内の雨水が海へ排水されず、冠水される地区です。

現在のところ、市では国道266号を管理する県へ国道の排水対策を主目的とし、道路事業としての採択ができないか要望を行っているところです。こちらについては、国道266号整備促進期成会でも要望しておりますので、引き続き継続して要望してまいります。

○4番（三角隆史君） 県と国への粘り強い交渉をよろしく願いをいたします。先日、個人的に三角防災拠点センターを見学してきました。改めて素晴らしい施設ができたかと再確認をさせていただきました。三角の住民の1人として、この施設を住民の皆様の誇れる施設にしなければと気持ちを新たにしましたところです。

次の質問に移ります。三角防災拠点センターの近くに、済生会みすみ病院があります。済生会まではバス停が来ておりますが、今後防災拠点センターまで延伸されるのかをお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） これまで、済生会みすみ病院まで乗り入れておりました路線バスにつきましては、今回の三角防災拠点センターの完成によりまして、バスの折返し環境が整うことから、このバス路線が関係する上天草市とも協議を行った上

で「みすみ病院～さんばーる線」を防災拠点センターまで延伸するよう産交バスに申入れをしております。

今後、防災拠点センターの外構工事が終わり次第、産交バスが延伸する路線の実測を行い、運輸支局へ申請する予定となっており、今のところ、年内には運行を開始できるよう調整をしているところです。

これによりまして、平日のみではありますが、三角防災拠点センターと三角市街地を結ぶ路線バスが、1日8往復運行することとなります。

○4番（三角隆史君） 今後、防災拠点センター周辺道路が拡幅され、バス停ができれば住民の皆様の利便性は格段に向上し、大きいイベントの開催も可能になってきます。いろいろな使用用途が見込まれます。ただ、三角防災拠点センターがあります旧三角中学校敷地が余りにも広大なため、防災拠点センターが建っただけでは物足りない感があります。今後残った土地の活用について議論の余地があろうかと考えます。子どもが楽しめる遊具付きの公園などもよいかと思います。住民の皆様に喜んでいただければ、若い人たちが住みたくなるような周辺整備を、今後少々時間がかかっても前向きに検討していただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時41分

再開 午後1時50分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆さんこんにちは。公明党の河野正明です。今日の議会質問、最後の質問になりますが、最後までお付き合いよろしくお願い申し上げます。そしてまた、今回豪雨災害によって被災されました皆様方、そしてお亡くなりになりました皆様方に対しまして、心よりお見舞いと御冥福を申し上げたいと思います。

通告に従いまして質問させていただくつもりでございましたけれども、1点だけ訂正をさせていただきたいと思います。質問事項の1番、コロナ感染症拡大を防ぐための避難所運営の在り方についての小さい1番、高齢者の基礎疾患のある方とありますが、この部分を時間の都合上、割愛させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、質問に入らせていただきます。コロナ禍における避難所運

営の在り方について。近年、大規模地震または大規模水害など、想定を超える地震、災害が頻発化、日常化しています。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要となっており、発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があると思います。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について、今回具体的に質問をさせていただきます。

はじめに2番目であり、分散避難の定着について伺いをいたします。避難とは、難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があると思います。災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきと考えます。その上で分散避難によって、災害物資の届け先が増えるため、どう本市として対応されるのか検討が必要であります。御見解をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 避難所の開設には、初期段階では昨年度まで、各町1か所ずつ開設していましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策として、今年度は各町2か所に増設しております。また、分散避難として安全な親戚・知人宅も検討していただくよう協力を求めてきましたし、また垂直避難、車中泊もその1つでございます。さらに、自主防災組織が避難所を開設する場合には、必要な感染症対策資材等の購入費用の補助を現在行っており、8月26日現在で33件の申請があります。

御質問でもございました大規模災害が発生し、避難が長期化した場合の物資の供給についてでございますが、各地域の防災拠点センターが支援物資の調達や被災者への配送の拠点施設となりますが、自治会や自主防災組織、消防団等と連携・協力して避難者の情報を把握することになります。また、必要に応じて指定避難所への誘導を行います。やむを得ず指定避難所に滞在することが困難な場合は、インターネット等の様々な方法による情報の伝達等を行いまして、物資の供給等避難者への支援を行っていきたいと考えております。

○14番（河野正明君） 避難所の開設は、現在新型コロナウイルス感染症防止対策として、今期から各町2か所に増設をされたということです。また、避難が長期化した場合の物資の提供については、各地域の防災拠点センターが支援物資の調達、ま

た被災者への配送の拠点施設となるということで、自治会や自主防災組織、消防団等と連携をされて、協力して避難者の情報を把握することになっているというような答弁でございました。やむを得ず指定避難所に滞在することが困難な場合、車中泊とかいろんな場合ですね、親戚の家とかは、インターネット等の様々な方法によって情報の伝達等を行って、物資の供給等避難者への支援を行っていきますという答弁でございました。本当に理解いたしまして、しっかり計画されて、対応されているなと思います。熊本地震でのその教訓を、自主避難されておられた方々に対して物資が行き届かなかった、混乱した部分がありましたので、その部分をより一層反省されて、しっかりした体制になっていると私は評価をいたします。今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。次に3番目です。避難所の運営についてお伺いをいたします。避難所における感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要であります。感染症予防に必要となるマスクや消毒液、非接触型体温計であったりフェイスシールド等の備蓄、またサーモグラフィや空気清浄機等々の設置等の推進を図るべきであると思います。また、避難所での感染症の蔓延を防ぐために、段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーティション、飛沫感染防止シールド等の備蓄を進めますとともに、保管スペースの確保が必要であると思います。避難所内の十分な換気やスペースの確保、また避難所全体のレイアウト、動線と感染症対策に配慮した避難所運営の在り方についても、しっかりとまとめておく必要があると思います。本市の見解をお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど総務部長からもありましたけれども、現状における災害発生時の避難については、コロナウイルスの感染リスクが高くなりますので、まずは、できる限り安全な親戚や友人宅への避難を検討されるようお願いしております。

避難所開設にあたっては、コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉・密集・密接いわゆる3密対策を講じることにより、通常時より広いスペースの確保が必要となるため、避難状況の把握を随時行い、可能な限り多くの避難所が開設できるよう対策をとります。

また、避難所での具体的な取組として、受付時に検温や問診などを実施して健康状態を確認するとともに、避難後も定期的な健康状態の確認を行います。

生活面では避難者、運営スタッフ共に、マスクの着用及び手洗いや咳エチケットなどの対策を徹底します。

衛生面では、物品等の定期的な清拭による消毒を行い、適宜換気を実施いたしま

す。

なお、避難所運営スタッフは、避難所のパーティション設置作業や健康チェックなどの業務量増加に対応するため、通常時より増員して避難所運営に当たることとしております。

○14番（河野正明君） しっかりと検討、対応をしていただいていると思います。私としてはしっかりと理解できました。大変ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。質問第4番目、災害の状況において発熱・咳等の症状が出た被災者の病院移送が難しい場合に備えた対応について、具体的にお伺いいたします。避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線分け、個室などの専用のスペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要であると思います。こうした課題にどういうふうに取り組まれていくのか、本市の見解をお聞かせください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 避難所において、発熱や咳の症状がある避難者が発生した場合は、通常であれば消防署と連携して医療機関に搬送することとなりますが、何らかの理由により搬送等ができない場合は、体調不良者専用のスペースが確保できる場合は隔離し、定期的な健康状態の確認を行います。併せて、生活動線を可能な限り分け、一般避難者との接触を極力少なくし、使用するトイレなどは専用として、使用後は消毒を行います。複数の方が発症した場合は、専用スペース内をパーティションなどで仕切るなどの工夫を行い、適宜換気を実施します。

また、一般避難者との隔離が困難なケースにおいては、市再建住宅などの空き住戸等を避難スペースとして活用することも検討します。

○14番（河野正明君） 避難所において、発熱または咳の症状がある避難者が発生した場合は、通常であれば消防署と連携して医療機関に搬送することとなりますけれども、何らかの理由によって搬送等ができない場合は、体調不良者専用のスペースが確保できる場合は隔離をし、定期的な健康状態の確認を行うということですね。併せて、生活動線を可能な限り分け、一般避難者との接触を極力少なくし、使用するトイレなどは専用として、使用後は消毒を行う。複数の方が発症した場合は、専用スペース内をパーティション等で仕切るなどの工夫を行い、適宜な換気を実施するということで了解をいたしました。また、一般避難者との隔離が困難なケースにおいては、市再建住宅等の空き住戸等を避難スペースとして活用することも検討されているということで、もうしっかりと検討また対応を考えていらっしゃるなど私としては敬意を表したいと思います。どうか今後また身近に台風10号が接近をしております、7日に上陸するおそれがあると気象庁は発表しております。最大風速

が50ミリ以上、特別警報級に発達する可能性がある。それによって記録的な大雨、暴風、高波、高潮になる可能性があり、これは余りないんですけど、最大級の警戒を呼び掛けているということですから、避難所においてもいろんな面でこれから検討また対応された部分が、しっかりと活用されるだろうと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目の新型コロナウイルス対策についてということで、秋以降のインフルエンザの流行を見据えた検査及び医療提供体制に対する整備について、本市の対応等に対しての質問をさせていただきます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議員御案内のとおり、今年の秋以降、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行期が重なることにより、重大な事態になることが危惧されているところです。

日本感染症学会は8月初旬に、一般クリニックや病院の外来診療者に対する診断及び治療について、臨床症状だけで両疾患を鑑別診断するのは難しいと指摘しています。また、新型コロナウイルスが流行している場合には、インフルエンザが強く疑われる場合を除き、可及的に両方の検査を行うことなどを推奨しており、特に、新型コロナウイルス流行地域では、寒い時期に発熱や呼吸器症状の疾患を診る場合、インフルエンザと新型コロナウイルスの両方の可能性を考える必要があると提言しています。

国においては、今後の取組として、かかりつけ医等が相談・検査できる体制を整備することとしております。

そのため、国はインフルエンザ流行期を見据え、9月のできるだけ早い時期に、検査需要、検査・医療提供体制、検査能力等を都道府県ごとに計画を検討・策定するように要請する予定であります。

新型コロナウイルスに関する状況は、刻一刻と変化しているため、引き続き宇土地区医師会、下益城郡医師会と連携し、国県の動向等を注視しながら、市民にとって安心できる医療提供体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○14番（河野正明君） 今年の秋以降、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行期が重なるということによって、重大な事態になることが危惧されているということで、国もマスコミ等もいろいろと言っております。日本感染症学会は、一般クリニックや病院の外来診療者に対する診療及び治療について、臨床症状だけで両疾患を鑑別診断するのは、大変難しいと指摘をしているわけであります。今後、国においては取組として、かかりつけ医等が相談・検査できる体制を整備することとしておりますが、国はインフルエンザ流行期を見据えて、9月のできるだけ早い時期に、検査需要、検査・医療提供体制、検査能力等を都道府県ごとに計画を検

討・策定するように要請する予定であるという答弁をいただきました。私も含め市民の皆さん方も、やはり秋以降のインフルエンザとコロナウイルスに対しての不安というのは、大変大きなものがあると思うのです。また、宇城管内の病院にしても、感染症医療体制がしっかりできているのか等々も不安がございます。そういった点で、まず第1番目に私が思うことは、現時点では、感染したのが新型コロナなのかインフルエンザなのかを判断することが難しいということだから、秋以降のコロナウイルスとインフルエンザの両方の検査ができる体制を、国の方が進めているとおり、体制を確立しなければならないというふうに私も思っております。また、インフルエンザの予防接種等も、なるべく多くの方に受けていただくというような自治体からのそういったことも、やはり広報等でも進めていっていかねばいけないのではなからうかと私は思っております。インフルエンザとコロナの識別が大変難しいということですから、今まで疾患を持っている方であるとか、いろんな方々はやはり宇城管内の病院であるとか、しっかりした感染症対策ができているのか等々の不安もあって、やはり病院に行くのも控えておられたという方々も、たくさんおられるというのを聞きます。ですから、安心して今後そういった国からのいろんなものが来ますので、国また県そして医師会と密に連携を取りながら、注視しながら市民にとって安心できる医療提供体制といたしますか、宇城市管内の医療体制を進めたいと強く要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

3番目の高齢者の在宅支援についてということで、小さい1番目、本市の安心相談確保事業の内容と実績についてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 自宅で生活されている一人暮らし高齢者は、平成27年度の国勢調査によれば2,519世帯と計測されており、現在は高齢化が進み、さらに増加しているものと見込んでおります。

このような一人暮らし高齢者に対しては、市地域包括支援センターの総合相談業務の中で、総合的かつ継続的な支援を行っています。また、地域の民生委員や老人クラブによる定期的な見守り活動が行われています。

さらには、緊急的な対応が必要な一人暮らし等高齢者への事業としまして安心相談確保事業を実施しています。この事業は、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者で、かつ脳梗塞・心臓疾患の持病を有する人、2つ目に、災害時に機敏に行動ができない人、3つ目に、心身に緊急事態が起こる可能性が高い人のいずれかに該当する人が対象となります。対象者には、緊急通報機器を貸与し、緊急時の対応と月1回の電話による声掛けを委託警備会社が行っております。費用は、一人当たり月額2,585円を要し、介護保険特別会計から支出していますが、利用者は月額200円の機器レンタル代の自己負担があります。

令和元年度中の事業登録者数は45人で、138万9,179円の事業費でした。また、本年8月末の登録者数は43人というような状況でございます。

○14番（河野正明君） 現在宇城市で、自宅で生活をされている一人暮らしの高齢者、これは平成27年度の国勢調査ということで2,519世帯となっており、現在は高齢化が進み、さらに増加をしているものと見込んでいるという答弁でございました。この事業に対して、市地域包括支援センターの総合相談業務の中で、総合的かつ継続的な支援を行っておられるということと、また地域の民生委員や老人クラブによる定期的な見守り活動が行われているということです。地域において民生委員の方とか老人クラブの方が、定期的に見守りを行っていただくおかげをもって、遠方におられる御家族への安心につながっていると思います。

また、安心相談確保事業について答弁をいただきました。対象者は、緊急通報機器を貸与し、また緊急時の対応と月1回の電話による声掛けを委託警備会社が行っているということですね。費用は、一人当たり月額2,585円であって、介護保険特別会計から支出しているということで、利用者は月額200円の機械のレンタル代の自己負担ということであります。令和元年度中の事業登録者数は45人、本年8月末の登録者数は43人であったという報告でありました。事業として、私もほかの市のこともちょっと調べてみました。隣の八代市であります。やはり安心相談確保事業をやっておられまして、八代市の場合は432の方が利用されておられます。宇城市の10倍ですね。人口的には倍以上ありますけど、規模的にはですね。利用の中身については、簡単に操作できる緊急通報装置を利用者宅に設置をしておられまして、ボタンを押すことで委託しているコールセンターに自動で電話がつながって、コールセンターには保健師や看護師等の資格を持った職員が対応しますと。緊急時の利用者の状態把握を迅速に行い、また必要に応じて利用者宅への駆けつけサービスを実施している。その結果、緊急を要する場合には消防署へ救急車の出動を要請し、事前に聞き取った利用者情報を消防側に伝えるというふうに。また、月2回コールセンターから利用者に対し、安否確認のための連絡を行うとともに、月ごとにテーマを設けて会話をすることによって、利用者との信頼関係の構築を図っているということでもあります。

昨年度の事業実績は、緊急通報が52件あったということです。そのうち救急車による緊急搬送につながったものが50件、相談通報が904件、誤ってボタンを押してしまったといった誤報が266件あったということなんですが、本事業の周知の方法については、八代市においてはホームページの掲載をはじめ、市役所窓口や各地域包括支援センターでのチラシの配布及び出前講座やケアマネジャーの研修会等を通じて、周知を行っているということなんです。今回再質問はしないという

ことでしたのでしませんが、本市においても、やはり人口が八代市は多いですけど、10分の1ということはちょっと私も腑に落ちないところがありましたので、周知の関係でいろんなそういったところがあるのかなというようなことで、本市に対して、今後介護保険等を利用しておられる包括支援センターやケアマネジャーから制度の説明、案内を受けることが、介護保険を利用しておられる方がいると思うのですが、それによって理解されていると思います。しかし、特にサービス等を利用していない方は御存じない方もおられるのではないのかと私は思います。更なる今後周知の徹底をお願いしたいと申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

近年、社会問題となっておりますいわゆる8050問題について、本市としてどのような認識と対応を行っておられるのかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 子どものひきこもり問題は、本人だけではなく、同居する家族にも重くのしかかる問題であります。昨年10月に民生委員・児童委員への調査を実施し、市内で32件の報告が上がっております。そのうち、23件が40歳以上となっております。

市では、平成27年度に市生活自立支援センターを設置、平成30年度から市社会福祉協議会と委託契約を結び連携して相談業務及び支援体制を整えています。また、県には、ひきこもり地域支援センターゆるここという施設があり、電話による個別相談や社会参加の手はじめとなる交流の場の提供などの事業を行い、併せて支援者の人材発掘・育成などを市町村と連携して行っております。

市では、今年度から国の自立相談支援機能強化事業を併せて実施し、窓口業務だけではなく、支援員が自宅に出向いて支援・相談を行う事業を実施しております。

昨年10月の調査以後、15件の相談があり、3人の方が社会復帰され、12人の方に自立に向けた支援を継続して実施しています。

今後も、県や社会福祉協議会、民生委員の方々と連携して現状把握に努め、支援を続けてまいります。

○14番（河野正明君） ありがとうございます。今、市内で32件の報告が上がっているということですね。また、そのうち23件の方が40歳以上であるという現状。また、平成27年度に市生活自立支援センターを設置し、平成30年度から社会福祉協議会と委託契約を結んで連携をし、相談業務及び支援体制を整えておられるということ。また、県には、ひきこもり地域支援センターゆるここという施設があるということで、県とも連携をとりながら、しっかりやっつけらっしゃるということでもありますね。今年度から国の自立相談支援機能強化事業を併せて、窓口業務だけではなく、支援員が自宅に出向いて支援・相談を行う事業を実施しておられると。

これまでに10月の調査後、15件の相談があったということで、3人の方が社会復帰をされたということです。あと12人の方に自立に向けた支援を継続して実施しておられるということで、大変評価を私はしたいと思います。しっかりと頑張っておられると。私もこういったひきこもりの方からの相談を何件か受けたことがあります。親御さんは本当に深刻に悩んでおられますけれども、子どもさんとしては、なかなか話を聞いてくれなかったりとか、いろんな施設等での相談等でも行ってくれなかったり、大変これは根気のいることだと私は思っております。そういった中で3人の方が社会復帰をされたということは、大変評価をしいいんじゃないかなろうかと思っております。

8050問題というのは、これは定義として私から話させていただきます。80歳代の親が、50歳代の子どもの生活を支えるという問題であります。背景にあるのは、子どものひきこもりと言われておりますが、ひきこもりは、1980年代から90年代にかけては若者の問題とされておりました。しかし、約30年が経って、当時の若者が40歳代から50歳代になり、またその親が70歳代から80歳代になり、こうした親子が社会から今孤立をしている、生活が立ちいなくなる深刻なケースが目立ち始めているという報告が、全国でなされております。この問題は、本当に潜在化しているケースが多いです。そして、先ほども申しましたように、実態がなかなか把握できないという側面もございますので、窓口等で相談が寄せられた場合には、適切な対応を必要な支援につなげて、今後もいつていただきたいとお願い申し上げまして、あと5分残っておりますけれども、ここで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川洋一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時27分

第 3 号

9 月 4 日 (金)

令和2年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和2年9月4日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君

土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

ここで、執行部から発言の申出がありますのでこれを許します。

○教育部長（吉田勝広君） 昨日、4番三角議員の一般質問の中で、2、地域における拠点づくりについての（2）地域の拠点（避難所、イベント利用等）としての活用について市の考えを問う、の答弁におきまして、「青海小学校体育館にはトイレが無いので、隣接する屋外トイレを使用することになります。便器は全て和式」と答弁いたしましたが、正確には便器は和式2基、洋式2基の誤りでございました。訂正しておわび申し上げます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） おはようございます。議席番号1番、会派うき未来21、原田でございます。早速質問に入りたいと思います。その前に1つお断りをいたします。質問の順序についてですが、大きな1番、水道事業についての部分の（2）と（3）の部分、順序を入れ替えて（3）を先に質問をさせていただきたいというふうに思います。訂正をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、まず1番目、水道事業について。本市の上水道の設備について、その概要をお聞きしたいと思います。

○上下水道局長（大塚和博君） 本市の水道事業の設備について御説明いたします。

本市の水道事業につきましては、上水道事業としまして三角地区・松橋小川地区の2地区、簡易水道事業としまして郡浦・松合・永尾・塩浜・不知火東部・豊野西部・上巢林の7地区、合計9地区約17,000戸に対して給水を行っております。

施設数につきましては、井戸19か所、ダム1か所、浄水場3か所、配水池23か所、送水ポンプ所14か所、管路が導水管・送水管・配水管合わせて約530^{キロ}メートルになります。

○1番（原田祐作君） それらの上水道と簡易水道の部分が統合されたということで、非常に多くの設備を抱えているのだということが分かりました。では、その設備について、その管理の方法についてどのようになされているのか御説明をお願いします。

○上下水道局長（大塚和博君） 施設の管理につきましては、全施設の非常用発電機等の電気保安業務、電気計装機器点検、塩素消毒施設の機器調整と薬液補充及び三角

浄水場の運転管理につきましては、専門業者へ委託を行っております。その他の業務については直接職員が行っております。

○1番（原田祐作君） おおよそ概要は把握できました。ただいま御説明いただいた部分については、たぶん営業費用の部分でかなり費用が把握できるのではないかなというふうに思っております。令和元年度の決算によると、およそその部分が10億5,000万円ほどじゃないかなと思います。また、単純に比較ができないでしょうけれども、平成30年度においては8億6,000万円程度だったかと思っております。事業が合併していますので、単純にどれだけ増額したということは言えないのですが、増加の傾向にあるというところをこの時点では、その点だけ押さえておきたいなと思っております。

では、次の質問に移ります。（3）です。水道設備の更新と改修についてお聞きしたいと思います。先ほど御説明をいただきましたように、やはり多くの施設を抱えております。大部分がやはり老朽化しているのではないかなと感じております。計画的なメンテナンスを必要とするものもあれば、早急に改修・修繕が必要な部分もあるのではないかと思います。その設備施設の更新と改修については、どのような考えをお持ちか伺いたします。

○上下水道局長（大塚和博君） 水道施設の耐用年数につきましては、建築物が50年、機械電気設備が15年、管路施設が40年となっております。

本市の水道施設につきましては、耐用年数を経過している施設もありますので、更新を考えなければならない状況であります。

このことから、現在アセットマネジメント計画策定業務委託を発注しております。この業務の中で施設の更新計画を行う予定であります。

この計画策定では、施設の更新のみならず、統合や廃止についても検討することになっておりますので、この報告書を参考に、より効率的な施設の更新・整備を行おうと考えているところでございます。

○1番（原田祐作君） ただいま御説明いただきました中に、アセットマネジメント計画策定の業務委託という言葉が出てまいりました。その計画というのは、発注先ですね、どちらに発注してどのようなものとなるのか。また、その計画が確定するのはいつ頃になるのかなというのをお聞きしたいと思います。また、施設の改修を含めた整備には、やはり非常に予算を伴うものであると考えております。そこで、営業収益は当然として、そのほかの部分の予算として、やはり基準内、一般会計からの繰入れですね、この部分も非常に大きな財源の1つではないのかなと考えるのですが、そこで、昨年度と今年度の予算書等を比べると、やはり基準内繰入れ、基準外繰入れ、この辺がやはり大幅に変動している部分が見受けられます。非常にこの

水道事業については影響を大きくもたらす部分ではないかと思うのですが、その基準内繰入れが減額になっている部分の理由と、また基準外繰入れの基準といいますか、上限といいますか、そこについて伺いたいします。

○上下水道局長（大塚和博君） まず、アセットマネジメント計画策定業務委託につきましては、本年6月30日に競争入札が行われまして、落札者は、熊本市の共立設計株式会社です。履行期間を令和2年7月6日から令和3年2月26日としておりますので、計画策定の完了時期は、令和3年2月末頃になると考えております。

次に、基準内繰入金の算出項目につきましては、何項目かございまして、金額が一番大きいのが高料金対策費でございます。

この費用の算出については、いくつかの条件がございまして、昨年度の場合、市の給水原価が国が規定した基準金額以下になりまして、交付基準に達しなかったことによりまして減額となりました。

次、基準外繰入金につきましては、当該年度と翌年度4月に必要な費用を算出いたしまして、市長部局との協議を行った後に、決定した費用を繰り入れていただくことにしております。

○1番（原田祐作君） 今、基準内繰入れと基準外繰入れのお話をさせていただきましたが、基準内繰入れの部分については、何かちょっと危うさを感じました。その国の定める基準というところなのですが、全く他の話なのですけれども、保育園の民営化が進んだ原因の1つとして、国からの交付金が無くなったという原因がある。例えば、その水道の単価を定める基準、これを国が決めているということで、もしここに対して国が交付金を出したくなければ、その基準を上げてしまえば、自治体にその交付金を下ろさなくていいというようなことになっていくのかなと思います。非常に今後の水道事業、自治体、非常に苦しい中でやっている部分を、国に握られているような感覚を今受けてしまいました。この辺もしっかり注視して把握し、今後議論を進めていかなければいけないのかなというふうに今感じているところであります。

それでは、今、予算の話を、お金の話をずっと続けてきましたが、次の質問に移りたいと思います。（2）水道料金についてのお話なのですけれども、国県からの交付金というのは限られていると。どちらかというと減少傾向のようなニュアンスを今感じています。これは私個人の感覚です。営業収益についてもやはり様々な資料を読んでも、今後人口減少していく社会においては、やはり大幅な増は見込めないというような論調が非常に多いように感じています。その中で、やはりどうしても水道料金の引上げというような議論も、この中には入ってくるのかなと言わざるを得ないのかなというように感じているわけですが、この水道料金につい

て、今市長はどのようにお考えになられているのをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 御存じのように、水道企業団の方の金額も40円上がっているところですよ。かなり逼迫しているところございまして、これは長期的にしっかりと対応を考える必要があります。

○上下水道局長（大塚和博君） 水道料金のことにつきまして御質問がありましたのでお答えします。

施設更新を行うことになると、費用の支出というものを考えなければなりません。そのことから、まずはアセットマネジメント計画策定により、必要な更新費用を算出いたしましたして、この費用を考慮した経営戦略策定を来年度に行う予定にしております。

この経営戦略を作成する中で、予想される収入及び支出を算出して、良好な事業経営を行う上での適正な使用料金を算出することになっております。

まずは、この調査結果を参考にいたしまして、必要であれば料金改定を行わなければならないと考えております。

○1番（原田祐作君） やはり料金の改定は今後検討しなければならないということで、先ほどその企業団からの受水費用も上がったということで市長から答弁をいただきましたので、その辺十分理解をしているところであります。ですが、やはりいつかは上がるんだろうなという思いはたぶん皆さんお持ちなんですけれども、具体的にもうちょっと知りたいなというのが、やはり私たち生活している人間の本音なんですよね。未確定な部分があるのは十分理解はしているんですけれども、ですので、ちょっと再質問になるんですけれども、改めましてその水道料金を上げる下げるにしても、やはり他市とのバランスも必要だと思います。そこで、現在、本市は水道料金が高い高いとよく言われるんですけれど、では本市の水道料金の状況というのは、他市と比較してどうなのか。また、先ほども市長から答弁いただきました企業団からの受水費用の増額、これは今後もひょっとしたらあるかもしれないですね。企業団の設備も当然古くなっていくわけですから、その辺の費用も上がるかもしれない。その辺を含めて、また先ほどの戦略策定という話もありましたけれども、もうちょっと具体的に上がるか上がらないか、いつ頃上げようという思いが具体的に示せばお聞きしたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○上下水道局長（大塚和博君） まずは、水道使用料金の状況につきましては、本市は、県内14市のうちで高いほうから3番目になっております。

1番高いのが上天草市で税込み1立方メートル当たり319円、2番目が天草市で242円、3番目が当市の松橋小川地区で232円、4番目が宇土市で165円という状況であります。

水道料金改定の時期につきましては、先ほど申しましたアセットマネジメント計画策定を今年度に行いまして、この施設更新費用を基に、令和３年度に経営戦略策定を行いまして、この計画策定の中で、事業を運営する上での適正な使用料金を算出することによりまして、上天草・宇城水道企業団受水費用も当然考慮することになります。

その結果を参考に内容を協議して、必要があるという結果になった場合に行うことになりまして、料金改定の条件・時期等については、この経営戦略で出された報告結果次第ということになります。

○１番（原田祐作君） 分かりました。それでは、今後出されるであろう計画とか経営戦略の策定等々の結果を見ながら、またしっかりと私たちもその辺を把握していきたいなと思います。

それでは、４番目の質問に移ります。今後の水道事業ということについてお聞きしたいと思うんですが、今後の水道事業は、今お話いただきましたように水道料金はやはり上がっていくだろうと、また当然経費も膨らんでいくと増していく、非常に厳しい状況ではないのかなというふうに思っております。やはりそういったところを見据えてかどうなのか、見据えてなんでしょうけれども、県内でももう水道事業のブロック化、広域化というところでも話が進んでいると、確か前回の一般質問で私はお聞きした記憶があります。そこでは、その広域化、ブロック化の中でもその議論の１つとして、民営化というワードも出ているというような説明を受けております。

そこで、現在は県内を６つのブロックに分けて広域化が進んでいるわけなんですけれども、今後はもっと大きな枠組みで、やはり公営企業経営という観点からスケールメリットで少しでも利益を出そうという考えから、更なる広域化若しくは民営化が進むんじゃないかなと私自身思っています。だからこの辺について、どのような方向性が今示されているのかという点と、同時にこの市内に目を向けた場合、決算書のところに施設利用率とか様々なデータが載っているんですが、その施設利用率とかを見ても、平成３１年度の今議会で議論する決算書の中には、施設利用率が全国平均が６０．６％に対し、宇城市は４４．３％という数字が出ていました。やはりこれは数字が大きければ大きいほど、効率的に施設として利用しているよというような指針になると思うんですが、こういうことから考えて、私は本来あってはいけないと思うんですが、現在の給水エリアの縮小とか、そういったところも視野に入っているのかなというふうなイメージを持っております。ですから、この辺の２点ですね。大きな話でこれから先の広域化、ブロック化、民営化と、若しくは市内に目を向けた場合に、コスト削減するための給水エリアの縮

小、こういったものが議論に上っているのかどうなのか、その辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

○上下水道局長（大塚和博君） 先ほどの水道事業の経営につきましては、現在、人口減少による料金収入の減、老朽施設の更新費用の増加、技術職員の減が全国的な問題となっております。この対策を検討するために、国の指導によりまして熊本県内においても県内を6ブロックに分割して、先ほどの広域連携が協議されております。

この影響もございまして、県内では荒尾市と福岡県大牟田市が共同浄水場の整備を行ったり、県外では、県内を1つの水道事業で行うなどを実現した県もございます。

市としましては、国の動向や他自治体の状況、ブロック内の意見などを参考にするとともに、利用者の利便性や将来の経営を考えて、事業運営をまずは対応したいと考えております。

その効率的に行う意味での御意見のありました給水区域の縮小ということが案としてございましたけれども、現在給水しておられる区域に対して、縮小ということで区域を中止することになりますと、現在使用されている方が代替え施設を整備するなど、新たな水源を確保しなければならないことになります。利用者の費用負担など考えますと、給水エリアの縮小というのは現実的にはかなり厳しいかなと考えるところでございます。

○1番（原田祐作君） 私も給水エリアに関しては、前回この件で質問をした時に、確か指定避難所となり得る小学校の中で、海東小学校の部分がやはり上水道の指定エリア外というような話をした記憶があります。やはりそこまで延伸すべきじゃないかと、緊急事態のときに人が集まるようなところには、上水道をきちんと整備すべきではないかという話をしましたので、縮小というのははっきり言ってもってのほか、できればそういったところは拡充していただきたいというのが、私の持論というところは申し上げておきたいなと思います。やはり水というのは、これはまさに命そのものですよね。停電よりも断水の方がこれは非常につらい。断水することによって本当に命に直結するような状況になってしまうというふうに、私は思っています。そういった意味でもこの水道事業というのは、やはり最も重要なライフラインであることには間違いない。皆さんこれはもう当然認識をされている部分だと思います。それを、公営企業ということで、ある程度独立採算制というか利益を上げた中で運用をしていきなさいというところで、やはりコスト面ばかりに目を向けてしまっただけじゃないかなと思っています。最近、やはりここ宇城市もそうなんですけど、生涯学習とか社会教育とか公民館も機能は移転したという話なんですけど、そういった目に見えないもの、お金、コストで計れないものについては、

非常に自治体から手を放して民間に委託してしまえとか、そういった世の中の流れとか、それに非常に危機感を感じているところでもあります。そういった中でも、やはり水の問題、民営化というのが数年前からずっと叫ばれていますけれども、諸外国においては、民営化した後に水質が非常に悪くなってしまって、管理が行き届かないということで、また公がやらないといけないよというような国も多数あるというようなお話を聞いています。そういった意味でもこの部分に対しては、しっかりと自治体が担っていくんだよと、市民の命をここで保っているんだよという自覚をお持ちだと思うんですけども、さらに強く持っていて、しっかりと公が担ってやっていただきたい。もし国から予算が出なければ、一般会計からでも、基準外の繰入れをしてでも、これは自治体でしっかりやっていていただきたいというのが、私の希望するところでもあります。なかなか広域化が進む中で、宇城市独自でそれを打ち出すのは厳しいところは十分分かっているんですけども、やはりそこはそれでも声を挙げていただきたいというのが、私の希望するところでもあります。それでは、1番の水道事業についての質問は、以上で終わりたいと思います。

では、大きな2番の質問に移ります。公共工事についてということでお聞きしていきたいと思います。まず小さな(1)なんですが、公共工事におけるJV、今非常に多いように感じています。ジョイントベンチャーでの発注の条件ですね、どういった場合そういったJVになってしまうのか。また、この備品等の購入も含めてなんですけど、指名入札とかする場合に、市外業者も当然入ってきます。その市外業者が入ってくるところの基準というものがあるのかなというところ。また、これと関連して、市内の建設会社の方々と話をする中で、地元の仕事はやはり自分たちでしたいというような思いは持たれています。その中で、ただ今非常の多くの工事が並行して進んでいますけども、それをいくつも受けることは厳しいと。また大型もなかなか厳しい。その中の理由として、1つは現場ごとに専任の技術者を置かないといけないという点があると。これは建築基準とか様々な法律で決まっていることなので、緩和することはちょっと難しいのかなと思うんですけど、それが1つあると。もう一つは支払いに対して、現在、一般的に前渡金で4割、希望すれば中間金で6割ですかね。あとは工事完了後、残りということなんですけど、これでなかなかお金が回らないんですよ。やはり下請けさんたちには毎月毎月出来高で請求が上がってくるので、その分払わないといけない。だから工事完了までに6割いただいても、やはり自己資金を持っておかないとできないというのがちょっと厳しいなというお声を聞きます。

そこで、この公共工事で毎月毎月の出来高払いといいますか、そういった支払方

法というのは検討できないのか。ちょっと話が長くなりましたけれども、整理しますと、公共工事 J V になる条件と備品購入等も含めた指名の中で市外業者が入ってくるお話と、もう一つはこの支払いの条件、この辺について御説明いただきたいなと思います。

○総務部長（成松英隆君） まず、共同企業体いわゆる J V（ジョイントベンチャー）につきましては、複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のことで、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、並びに優良な中小・中堅建設企業の振興を図ることを目的に、昭和 26 年に旧建設省において制度化され、運用されております。これが現在まで続いているということです。

市においても、工事請負建設業者等選定要綱に基づきまして、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保する場合などの工事の規模・性格等に照らしまして、建築工事でおおむね 5 億円以上、橋りょうなど土木工事でおおむね 2 億円以上と規定をしておりますが、金額にかかわらず、技術力等を特に集結する必要があると認められる場合には、J V による発注を行っております。その時の経済状況等によって変わってくるものでございます。

発注形態につきましては、共同企業体の中に市内業者も 1 構成員となることで、地元企業の技術力の向上や施工実績の蓄積にも資するものと考えております。

県においても、市とほぼ同様の運用基準に基いて実施されていると伺っております。

続きまして、事務機器等の備品や物品購入の発注においては、入札参加資格審査いわゆる指名願いにおいて、取扱対象品目の登録がなされている業者の中から指名しております。高額な備品やその他その取扱品目、数量など内容によっては、より競争性を高めるために、弾力的に市内外業者も含め、広く指名業者を選定している状況でもございます。

続きまして、工事の前払金につきましては、工事契約約款によりまして、本工事に伴う材料費や労務費、仮設費等に充てる額として定めておりまして、契約締結後、請負金額の 10 分の 4 以内を支払うことができると規定しております。また中間払金については、工期の 2 分の 1 を経過しており、かつ工事全体の作業に要する進捗額が 2 分の 1 以上に相当する出来形の確認をもって、請負金額の 10 分の 2 以内を支払うことが可能です。よって、前払金の契約締結後の 4 割と中間払金の 2 割を加算しまして、請負金額の 6 割を超えてはならないと規定されております。

ただ、契約約款第 38 条で別途、部分払の規定を定めておりまして、仮に前払金及び中間払金を支払っていたとしても、請負金額 5,000 万円未満については、

別途部分払が1回、5,000万円以上では2回まで、請負金額1億円以上であれば、別途3回まで支払うことが可能となっております。ただし、その出来形を確認するための検査が必要であることと、部分払については、出来形相当額の9割を超えてはならないとしております。よって、会社として資金調達が必要であれば、所定の出来形検査を受けられて、本制度を活用されて資金の調達をなされていただければと考えております。

○1番（原田祐作君） 分かりました。弾力的な対応はできるけれども、その分やはり業者また行政共に手続きとか労力がかかるというようなお話かなと思います。その辺は制度があれば、判断はその業者側でやることでしょうから、その自分の会社の能力に合った制度を活用して、十分やっていただければなと思っております。

それでは、2番の質問に入ります。公共工事の施工評価についてということなんですけれども、工事完了後に施行評価の点数が付けられていきます。この点数というのが、次回以降の公共工事の指名にどの程度影響するのかという点をお聞きしたい。また同時に、その評価の中に、地域貢献とか創意工夫という項目があります。この創意工夫というのは、私が考えるに最初に頂いた図面から施工する場合、施工図というのを起こします。その施工図を起こす段階で相当創意工夫というのは入っていると思うんですね。ですから、この辺をきちんと見て評価をしていただきたいなと。創意工夫という時点で他の項目をやろうとすれば、やはりそこに材料費とか労務費とかかかってしまう。その工事を圧迫するような原因になるんじゃないかなと考えます。ですから、そういった技術的なところをきちんと、現在見ていただいているのかどうか分かんないですけれども、そういうふうなことで評価をしていただきたい。また、地域貢献というところですけど、非常に多くの方が工事現場の周辺の側溝の掃除とかそんなことをされている。またごみ拾いとかをされていると思うんですよ。ですが、地域貢献も地元業者においては地元で生活をされているわけでありまして、または地元の方を雇用して、その生活を支えていらっしゃるという意味で、十分もう地域貢献になっているんじゃないかなと私は思います。ですから、やはり宇城市がやる公共工事です、宇城市のお金を使うんですから、地元業者が取った場合には、地域貢献の部分に関しては免除でもいいよと。ただ、市外から来られた方に関しては、しっかりとやっていただきたいなというのが私の思いです。多少その差別的なことになるかもしれないですけども、これは宇城市が行う宇城市の事業ですから、その辺の差別化は図ってもいいんじゃないかなと私は思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） まず、工事成績の評定につきましては、請負契約を締結した工事の厳正かつ適正な評価を行うことで、工事における技術水準の向上及び受注

者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的に、工事成績評定要領に基づきまして、最終請負金額１３０万円を超える建設工事において実施しております。

工事成績は、県の評定項目を準用しておりまして、８０点以上が優良工事、６５点未満が粗雑工事と位置付けております。指名につきましては、工事請負契約に係る指名業者選定の運用基準に基づきまして、工事成績の平均が過去２年連続して６５点未満である場合は、指名しないという規定になっております。

また、地域貢献や創意工夫の評価項目については、現場外の清掃活動など、近年の働き方改革、建設業の週休２日制の推進等に対し、逆に労働時間を増やしているという意見もあるかもしれませんが、あくまでも本業の工事以外で行うボランティアでございまして、地域に対する企業さらには業界全体のイメージアップにもつながるものと考えております。当然、取り組まれた業者に対しては評価を与える必要があると考えております。また、企業独自の技術提案や創意工夫のある取組は、技術力の向上や無駄なコスト削減など、現場での作業効率のアップも期待できます。

本項目については、工事共通仕様書において、受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目について、工事完成時まで監督職員へ提出することができると定めておりまして、取組は任意でございまして、強制するものではございません。今のは建設業のイメージでしたのですが、ある市内の銀行の方は早朝８時前から来て、国道をほうきを持って掃除をされているのを見ると、何となく私も地域貢献やっという感じがするんだなと思うので、そういうものかなと考えております。

○１番（原田祐作君） 確かに業界のアピールとしてボランティア活動をやったりします。私も経験があります。そういった面もあるんですけども、先ほど部長も言われましたが、働き方改革とかそういったところの観点から、やはりどうもその地域貢献という部分も、だんだんこれは一般的だからもうちょっとやらないといけないねというような風潮が出てきているような気がしますので、市内業者も市内に住んで、市内で地域の発展に貢献しているんだから、もうそれでいいじゃないかなという思いもあって、ちょっとこういったことを言わせていただきました。

では、３番目、それでは地元業者の発注状況というところをお聞きしたいんですけども、いろんな工事がありますから全部といってもなかなか大変だと思いますので、この宇城市の目玉施策と言われております、またＪＶで施工されている工事に限らせていただきますが、防災拠点センターの工事と給食センターについて、地元業者の受注状況についてお聞きしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 地元業者の受注状況ということで、一次下請工事というところで地元業者の受注状況についてお答えしたいと思います。

まず、完了しております豊野防災拠点センター、三角防災拠点センター、不知火防災拠点センターにおける状況について説明したいと思います。

元請業者から市へ提出されております下請報告書によりますと、豊野防災拠点センターにつきましては、最終請負契約金額が3億3,800万円余で、下請業者数が29者で、下請金額合計2億1,400万円余のうち、地元業者との契約はございませんでした。

三角防災拠点センターについては、最終請負金額が5億1,100万円余、下請業者数が26者で下請金額合計3億3,400万円余、うち地元業者が2者で5,700万円余でございます。

不知火防災拠点センターについては、JVでの入札が不調になったことで、単体での発注に条件を変更しております。こちらも最終請負金額3億4,500万円余、下請業者数が25者で下請金額合計2億2,800万円、うち地元業者が1者で30万円程度ということになっています。

続きまして、現在工事が進んでおります松橋東及び松橋西防災拠点センター、小川防災拠点センター、学校給食センターについては、まだ施工中であり未確定ではございますが、現段階では松橋東が、契約額が6億3,600万円余、下請業者数が13者で下請金額合計2億3,000万円余、松橋西は、契約額が5億7,000万円余、下請業者数が18者で下請金額合計2億2,600万円余、本工事2件についても現時点で地元業者への契約はございません。小川防災拠点センターにつきましては、契約額が6億5,200万円余、下請業者数28者で下請金額合計4億1,900万円余のうち、地元業者が2者で5,900万円余となっております。最後に、学校給食センターについては、契約金額2億1,000万円余、下請業者数が17者で下請金額合計1億5,700万円余のうち、地元業者が1者で6億6,400万円余といった状況となっております。

- 1番（原田祐作君） 地元業者が少ないなというのを私自身も実感しておりましたし、また地元の仲間からもそういう話は聞いておりました。改めて数字にするとやっぱり非常に少ないと言わざるを得ないですね。そもそも今防災拠点センターとかも5億円6億円というようなお金です。これをまたJVを組む必要があるのかというのも1つ問題があると思うんですよ。一番最初の質問で、建築工事5億円がJVと言われました。これを分離発注してしまえば、建築工事なんておそらく2億円から3億円ぐらいになってしまうのではないかと。そしたら十分単独でできると思うんです。分離発注をすることによって、やはり地元の業者も電気設備業者、機械設備業者も独自で受注することができて、売上げも上がり技術力も上がっていくわけですね。今、なかなかそういったのが進まないから、分離発注しようといっても書類

が煩わしいとか手続きが煩わしいといって、やはり業者が嫌がる傾向にあります。だから継続的にそういうことやっていけば、やはり皆さん自分で請けて、自分で仕事をして、適正な利益を上げていただいてというような循環に戻っていくと思うんですね。スポットの施策でお金を市場に出すのも、これは1つの方法ではあると思うんですが、やはり継続的な公共工事とかで、継続的に市内でお金を循環するというような流れも、今後はつくっていただきたいなというのが私の希望するところであります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党の五嶋映司でございます。議長のお許しを受けて一般質問をいたします。

今日で2か月だそうです。7月の球磨川の大水害で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、コロナ禍の中、十分なボランティアを確保できずに、この暑さの中、被災復旧に悪戦苦闘されている皆さんへ心からお見舞いを申し上げます。

さて、日本の政治も大きな転換期を迎えています。先週の木曜日8月28日、7年8か月にわたり政権を維持し、戦後最長と言われた安倍政権がついに退陣に追い込まれました。この安倍政権を振り返ってみますと、国民の世論を二分し、反対意見も多く見られたいろいろな制度をつくってきた政権でもありました。常に国民が監視対象になる秘密保護法や集団的自衛権の行使を容認する閣議決議、それを具体化する安保法制、いわゆる戦争法の成立、これで憲法の平和条項を無視して海外で戦争に参加できる国となり、戦後の日本が守ってきた平和主義を切り捨てることになりました。日本の農業や企業にとって計り知れない影響をもたらし、日本の文化そのものにも危険が及ぶと危惧されるTPPの承認、その中で心の中で思っただけで処罰の対象となると言われる共謀罪法の成立など、立憲主義を無視した政治が目立ちました。特に、国民の皆さんが疑問に思った安倍政権の問題は、お友だち重視と目に余る忖度が横行した政治手法ではなかったかと思います。森友学園問題、加計学園問題では、あつてはならない公文書改ざん問題が発覚し、桜を見る会では税

金を使つての後援者の優遇が問われましたが、どの問題も国民が納得できる説明がなされていないままです。アベノミクスの経済政策は、大企業には評価されているかもしれませんが、2度にわたる消費税の増税で所得の低い人たちには大きな負担となり、常に景気後退の危機をはらみ続けました。働き方改革で雇用は増えたとはいえ、非正規労働者の増加で雇用を確保するにとどまり、貧富の差の拡大、すなわち格差拡大を今も大きな社会問題にしていまいしました。この雇用の問題は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で、さらに問題を拡大しています。経済の急速な停滞で起こった企業活動の低下による首切りや雇止めは、これらの非正規雇用に集中していると言われています。

そこで本論に移ります。お尋ねしたいと思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が宇城市の経済、すなわち宇城市にある企業などの経済活動にどのような影響を与えているか伺います。

○経済部長（稼 隆弘君） 市の経済への影響につきましては、厳密な調査はできておりませんので、ここでは、各種制度の申請状況による数値で述べさせていただきます。

市では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、急激な経営悪化等の影響を受ける中小企業者への資金繰りを支援するために、中小企業者向け特別融資利子補給制度を創設しました。現在、認定申請を受け付けていますが、8月25日現在の申請事業所数は、延べ353事業所で、前年度同月との差額合計は約44億6,800万円に上ります。これは、1事業所当たりの売上げ平均減少額が約1,200万円であり、前年同月の売上げと比較すると約46.7%も減少したことになります。

次に、売上げが前年度に比べ30%以上減少したことにより、企業活動に支障が生じている小規模事業者及び農林漁業者に対し、一律10万円を支給する事業である事業持続化対策特別支援金の申請状況を申し上げます。

8月25日現在で618件が申請されており、交付決定をした事業所の業種別件数と全体比率、平均減少率は、宿泊・飲食サービス業が118件で全体の19.1%を占めており、平均減少率は64.9%と最も多く、続いて、建設業が106件で全体の17.2%を占めており、平均減少率は63.3%です。次に、卸売・小売業が93件で全体の15%を占めており、平均減少率は55.0%となっています。この3業種が上位を占めており、全体の売上げは平均して約60%も減少しております。

また、農林水産業につきましては60件で、平均減少率は56.8%です。なお、これ以外に県の経営安定支援資金の申請が20件あり、平均減少率は35%となっています。

この2つの事業実績から読み解いても、市の事業所は多大なダメージを受けており、経済も低迷していることがうかがえます。

○12番（五嶋映司君） 今答弁いただいたとおり、現実の調査というのはなかなか難しいのかもしれませんが、ちょっと残念な気がします。なぜなら、地域経済に責任を持つのは地方自治体ですから、ある意味ではもう少しこういう状況が発生したときに、あらゆる資料を集めてもっと精査できるような数字が出てくる、そういうことをまずは指摘をしておきたいと思います。しかし、今答弁いただいたコロナの影響に対する国の地方自治体の救済施策への事業体の申請件数から見る宇城市の経済状態の実態を伺いましたが、宇城市の業者数は2018年の市勢要覧によれば、2,051件ということになっています。たぶん多少減っていると思いますが、余り遠くないとは思いますが、その中での618件の申請にもかかわらず、上位3業種、今おっしゃったとおり農林業その他含めて建設業まで入れての申請件数で、その平均が売上率60%を超えている。大変宇城市の経済に大きな影響を及ぼしているという結果には驚きを覚えました。

まずは、今の宇城市の経済状況ということを確認した上で、次に2項目目の雇用に対する影響について伺います。今お答えいただいたのは事業者の問題でしたが、雇用の問題でも大きな変化が生まれています。厚労省のちょっと古いですが7月3日の発表では、雇止めは32,000人、一昨日の報道では40,000人という報道もございました。を、超えているとも言われています。失業保険の申請件数では、コロナ前後は、大体ひと月当たり20万人前後の申請件数が平均であったそうですが、3月3週目には、この20万人の10倍を超える330万件が申請され、その次の4週目には、さらにその倍の686万7,000人に達していると厚労省は発表しましたし、雇用者数は5月の統計で94万人減少したと言い、失業者の大量発生を危惧する声もいたるところで出ています。また、このような状況に陥った人の大半が、非正規労働者の人たちが中心であるとも報道されています。このような全国的な動きの中、では、果たして宇城市の雇用状態はどうなっているのか、このことをお伺いしたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） それでは、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響についてということですが、今、厚労省の方を五嶋議員が紹介されましたが、企画部では総務省の労働力調査というものを引用しております。最新の令和2年6月分のデータでは、全国の労働力人口6,865万人に対しまして、完全失業者数は195万人で、前年同月比33万人の増加ということで、5か月連続の増加になっております。主に宿泊業・飲食サービス業、建設業、生活関連サービス業・娯楽業などにおいて、就業者の減少が見られております。

本市の状況につきましては、市町村単位での統計の数字はございません。ということで、本市に加えて宇土市、美里町を加えたハローワーク宇城の管内での雇用保険の資格喪失者ということで報告したいと思います。つまり、被保険者で離職した方や週20時間未満の勤務となった方の数を参考に考えております。事業主の都合による資格喪失者の数につきましては、本年4月の段階で94人です。前年同月比で25人の増加になっております。5月が47人で17人の増加。6月が45人で27人の増加となっております。これらの離職者の増加の要因が、新型コロナウイルス感染の直接の影響かどうかは分かりませんが、本市におきましても多少の影響は出ているのではないかと考えております。

なお、ハローワーク宇城にも確認しておりますけれども、雇用調整助成金及び休業支援金・給付金といった国の雇用維持に向けた支援によりまして、いわゆるリーマンショックの時のような資格喪失者の急増は見られていないという状況だそうです。

○12番（五嶋映司君） 今の数字については、事実調べられたんだから特別反論はありませんけれども、厚労省の資料と総務省の資料はどう違うのかというのは、ここでは議論のしようがありませんから、ただ、厚労省は3月の段階に1週で300万人が600万人になったということに関して、ちょっと資料が違うなど。だから宇城市の場合には、そんな大した企業がないのかなと思うしかないという気がします。言いたいことは、本来ならば先ほども言いましたが、地方自治体がその地域の経済の責任を持つんですね。ということは、こういう状態が起こったときにいち早く地方自治体がその状況をハローワークに行き行って調べるのもいいし、例えばいろいろなデータを集めるのもいいし、そういうことをやれるような状況をつくらないと、市の新しい方針が出ないじゃないかという疑問なんです。例えばほかの事業については、先ほどの原田議員の質問ではありませんが、例えば水道料金をやる時にアセスメントをつくって、それは委託をしてその業者にいろいろ資料を集めてもらって調べると、そして宇城市は水道料金の方針を出すなど、例えばこういうこともそういうデータを集める。例えば、委託、そういうのをやるということも僕は必要なんじゃないか、そういうのを是非検討していただかないと、今まで言うとおりの何かあったときには、この問題は宇城市のことでは調べていませんというのがほとんどの答えです。だからそういう意味では非常に残念に思います。今日は時間がありませんので、是非宇城市の状況はそういうものじゃない、先ほどの経済部の資料との食い違いがあるから、その辺はしっかり打ち合わせをしながら、宇城市の状況はどうなんだというのを把握していただきたいと改めてお願いしておきます。

それでは、時間がありませんので次の3項目目に移ります。今回の質問の主要な部分はこの部分に私は定めています。3項目目の新型コロナウイルス感染症の社会

に対する影響について。前回の質問の時にも申し上げました。歴史上、感染症のパンデミックが、世界の政治構造や経済構造に大きな変化をもたらしているという事実があるということ。今回も世界の知識人と言われる人たちが、コロナ後の世界について多くの人たちが発言をしています。多くの専門家がまず共通して言っていることは、人間による生態系の無秩序な進出、熱帯雨林の破壊、地球温暖化、それらによる野生生物の生息域の縮小などによって、人間と動物の距離が縮まって、動物が持っているウイルスが人間に移っている。そのことによって新しい感染症が出現するということだと言っています。その結果、これは厚労省の話みたいですが、この半世紀ぐらいで出てきたものは、エイズ、エボラ出血熱、SARS、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症、ウエストナイル熱、ラッサ熱、今回の新型コロナウイルス感染症など、次々と出てきていると言っています。厚労省によれば、この30年間で少なくとも30種の感染症が出現した。このことに関して多くの専門家が指摘しているのは、読売新聞の4月26日付けの報道のものを少し取り上げます。ノーベル経済学賞を受賞したコロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ氏の発言、次のように読売新聞は伝えています。世界一豊かな米国ですが、コロナ禍で露呈したのは、医療現場に人工呼吸器、防護服、マスク、検査薬などの必需品が欠如しているというみじめな現実でした。米国が右往左往しているのは、政府を弱くしすぎたからです。その起点は、1980年のレーガン大統領の登場、英国では前年にサッチャー首相が誕生していました。そのイデオロギーは市場原理を偏重する新自由主義、政策は規制緩和、福祉削減、緊縮財政、つまり小さな政府。市場の規制を外し、大企業を優遇すれば経済は活性化し、経済規模は拡大し、全体の暮らし向きが良くなるという理屈です。この路線は今日まで続き、トランプ大統領の出現に至るまで全くの過ちです。新自由主義の名の下に富裕層が強欲な利己主義を発揮しただけですと報道しています。日本でも安倍政権発足当時の発言で、この議会の中でも発言をしましたが、企業が儲かればゆくゆく働く人たちは豊かになるという、いわゆるトリクルダウンの理論が言われていました。また、自身も感染した、一時は集中治療室にも入ったと言われる英国のジョンソン首相は、コロナウイルスは社会というものがまさに存在することを証明した。「我々の国民健康サービスを守れ」と発言したことは、世界で驚きを持って受け止められた。新自由主義、小さな政府と自己責任押し付けの元祖サッチャー元首相の「社会なんていうものは存在しない、自分の面倒は自分で見てくれなければ困るのです」と言い放った言葉を、真っ向から否定しています。コロナ危機を経験して、新自由主義の居場所もはや世界のどこにも残されていない。このことをジョンソン首相の発言は象徴的に語っているのではないかと思います。日本の国の政治も地方の政治も、

「この新自由主義を基本に選択と集中である」で、あらゆる社会活動を生産性、費用対効果、採算性との数値的基準で格付けし、資源を集中する方向で行われているのが現実ではないかと思っています。この宇城市での施策も、保育園の民営化の推進、養護老人ホームの民間移譲、スクラップアンドビルドの声の下での老人福祉施設や公民館の廃止、事務委託による正職員の削減などに自治体経営のみが先行している状況にあるように思えてなりません。

そこで、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが、今後の社会にどのような変化をもたらして、地方自治体の施策にどのような影響を与えてくるとお考えになっているか市長の見解を伺います。

○市長（守田憲史君） 今回の新型コロナウイルス感染症をきっかけに、いわゆる3密を避けるため、企業活動においても在宅勤務やWEBでの採用活動、学校や社会活動においても、オンライン授業やリモート交流、テイクアウトといった、これまでとは異なる生活様式が広がってきております。

こういった新しい生活様式を下支えするのがデジタル技術であり、それらを使いこなす能力、人材が今後ますます求められると思われまます。

同時に、場所を選ばない暮らし方が前提となると、地方間の競争がより一層厳しくなると考えられることから、行政IT化の積極的な推進をはじめ、リモート対応や分野間連携など、デジタル技術の力を徹底して活用し、率先して選ばれる環境づくりに努めていく必要があると考えます。

内閣府においても、新しい生活様式の実現に向けて、地域で取り組むことが期待される分野を地域未来構想20として発表しており、その中で、感染症にも経済危機にも強い、強靱かつ自律的な地域の社会経済を構築していくための3原則として、人材への積極的な投資、デジタル技術への積極的な投資、新たな社会的事業主体の育成の3つを取り上げています。

また、20の政策分野には、新型コロナウイルスに強い社会環境整備として行政IT化が含まれ、行政自らが地域のデジタル化をリードしていくことが期待されており、今後、国が進める施策においても、これらが重点分野として取り組まれていくと考えております。

○12番（五嶋映司君） 部分的ではありますが、市長としての答弁としては、いわゆる今の施策中でそれをどうしていくのか、それをどう展開するのかということでは理解はできますし、いわゆる自治体経営としての問題としては、そうすることが国との関係ではどうしても必要な部分というのは理解できます。しかし、根本的な問題、では例えば、今回具体的になった問題の中で病院の統一の問題が提起されました。市長は宇城市の市民病院はそのまま残すと力強く宣言していただきましたから、

そういう形になるというのはありがたいと思いますが、今回のコロナパンデミックの中で起きた大きな問題の医療崩壊の問題は、日本の医療体制が余りにも弱くなってきている。結局PCRをやる、前線である保健所の体制が非常に弱い。これが何なのかというと、やはりいわゆる効率化が新しい形での要するに数値を指標化して、そして勝てるものに勝つ、勝てるものにはもっと投資する。結局この間に起こったことは今回のパンデミックでも今回のコロナでも、この1か月か2か月の間に貧富の差の拡大が極端に大きくなった。集中しているときに富は集中しているという宣言、大きな声があります。そういうことも含めて、ここで次の議論をすることは非常に難しいし、案外かみ合わないと思います。私はそういう市民もいるんだ、そういう考え方もあるんだということを是非考えながら、市政の執行にあたっていただきたい。宇城市の場合には、市長が次の選挙への立候補表明されたときも、成果としておっしゃったとおり、いわゆる市政経営としては、非常にうまくいっているのは認めざるを得ない部分があります。しかしそれが成果として市民にプラスであったかどうかというのは、次の段階で評価するものだとは私は考えていますので、是非その辺はそういうお願いをして通告しておりませんし、今の議論の中の広がりですという発言をさせていただきましたので、答弁は求めません。

それでは、次の問題に移ります。今の多少執行部との私の認識の違いがありますから、なかなかうまくはいかないかもしれませんが、臨時交付金が昨日の市長の答弁のとおり、国が10億円、県が3億円、13億円程度のコロナに対することが出てきました。その使い方については、今の経済分析をして、どう使うかの判断をしてほしいと僕は思うんですが、今回の予算措置はほぼ決まってしまったと思います。多少まだ使える部分があるかもしれませんが、その予算の使い方の判断基準は、どういったところに置かれたのかというのをまずお伺いしたい。

○総務部長（成松英隆君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じまして、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、実施計画に基づく事業に要する費用に充てるための交付金でございます。新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大を受けている地域経済や、住民の生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的としております。

本市においても、第1次分として、2億6,500万円余の交付決定、第2次分としましても7億5,700万円余の交付決定を受けておりまして、合わせて御案内のとおり10億2,200万円余の交付金が見込まれるものです。

この感染症対策の予算編成にあたりましては、通常の編成同様、市民ニーズを的確に判断、把握した上で、今何をすべきかを職員一丸となり創意工夫を凝らし、効果的な事業に取り組んでいくところでございます。

予算についても、臨時交付金の有無に関係なく、市民のために真に必要と考えられる事業については、機を失することなく迅速に措置を行っており、4月1日付けの専決第1号をはじめ、数回の補正予算において適宜措置を行っているところです。

事業内容につきましても、これまで感染拡大防止対策をはじめ、利子補給等の金融支援、事業持続化支援、プレミアム付商品券事業などに取り組んでおりますが、これらの事業も含めた感染症対策に必要な事業の財源として、臨時交付金を有効に活用していきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 予算の使い方としてはおっしゃるように、一般予算組むときも市民のニーズを考えて、どういう予算の組むのが市民のためになるのかということで予算を組んでいますということで、それに従って今回の予算も考えましたと。当たり障りのない答弁だと思います。それは原則で当たり前のことです。しかし、今回はいわゆる感染症に関して、国は膨大な予算をつぎ込みました。あと国の財政はどうするのかと非常に心配になりますが、膨大な予算を積んで、これは平常時ではないんです。だからその点で先ほども申しましたが、宇城市の経済状態を把握して、そして予算を使う。特に今回提案されているさらの10万円の、悪いことではありません。全て駄目だとは申しませんが、こういうときにはこの危機に対して市民が本当にどういうことを要望しているのかというのを考えて、この予算を立てていただきましたかったということをまず要望して、この13億円のお金の使い方、ちょっと不満だということを申し上げて次のことに移ります。

それでは、次の少人数学級の問題について移ります。まず、いつもですけど時間が無くなってごめんなさいね。だから、主要な部分は多少こちらで修復しますので、御勘弁をいただきたいと思います。少人数学級については、宇城市の今の学級編成のことを伺いましたが、その辺の学級編成の答弁は削除していただいて、今宇城市では、今小学校1、2年生は、1年生は35人、国の予算、2年生の35人は県が作っている県の予算で、1、2年生は35人になっていますね。ところがそれ以上は40人になっています。そこで、今回のコロナの問題の中で、国もやはり少人数学級がいいなと言い始めて、これは今回だけではなくて前から少人数学級がいいなという方針は多少あったんですけども、今回は特に少人数学級については、8月の中教審もこれやった方がいいですよと提案までしている。そういう状況です。その中では今の8 $\frac{1}{2}$ ×8 $\frac{1}{2}$ の64平方 $\frac{1}{2}$ ぐらい、約ね、小学校の教室が。そのくらいでは2 $\frac{1}{2}$ ×2 $\frac{1}{2}$ 取れないんですね。取れないからどうしてもそれに近い数になると、20人学級だとかろうじて取れそうだという話になっていますけれども、今お願いしたいと思っているのは、20人学級にしてほしいというのはあるけど、これは国の予算で市町村がそんなことをできるわけがないから、今そういう議論になっ

ているけどそれはともかく置いといて、少人数学級でも35人学級ぐらいにできないかというようなことを思っています。そのためには、どうも小学校では10クラス程度かな、中学校では4クラスぐらい増やせばそれはできるんじゃないかという数字が出ていますけれども、この学級編成のことには、答弁書用意されているのに申し訳ありませんが、少人数学級ということを教育長どういう具合にお考えになっているか。宇城市の中で35人学級はできないかということも含めて、いろいろな問題があるかと思いますが、御答弁いただければと思います。どうも飛んでしまっ

て申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 他市におきましても、そういった流れの中で35人学級、少人数クラスというものを実績として行われているところがあります。例えば、近隣でいえば玉名市です。しかしその玉名市におきましても、1年生から6年生までの全学年を35人にしているんですけれども、そこに必要な職員数若しくは雇用に必要な予算、こういった財政面等若しくは人材確保が難しいということで、来年度以降の実施については検討中であるというような流れになってきております。議員話されたように、非常に困難な問題が続いておりますけれども、例えば、私が今所属しております全国教育長会議の中でも国に対しまして、こういった陳情書を必ず出しております。そういった中に項目として上の方に挙げてありますように、法整備による少人数学級の早期実現、つまりここに関して言いますと、教職員定数の改善と学級編制基準の緩和というものを法的に行うことによって、今後の今おっしゃるようなコロナ対応若しくは働き方改革、そういったものにつながっていくのではないかと私自身も考えております。

ですから、今困難な道のりではありますけれども、少人数学級への進ませなければいけない教育改革は、私自身も賛成はしているところです。ただ、現実的に今申しましたように、人員配置そして財政面というところで、市としての運営としては、かなり困難なところが強いと私個人は思っているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 教育長の思いはよく分かりました。地方財政では無理だということもあると思うんです。ただし臨機応変に、ここのところは教室が空いているからここはひょっとしたらできるねと、この学校は、このクラスはというような状況が出てきたら、そういうことを是非臨機応変に考えていただきたい。例えば、それでも教員を1人か2人増やさないといけないわけですから、その予算はあるからその辺は執行部とも協力をしながら、教育長の思いがそうあれば、執行部との議論ができますから。是非そういう条件が出てきた場合、一律に35人にするのではなくて、是非そういうことをお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の給食費の問題に移りますが、実はこの給食費の問題は、なぜ取

り上げたかという、今、親の経済状況が非常に大きく変化しています。先ほど言ったとおり、雇止めが起きたり何したりというのがあって、だから就学援助がかなり増えているんじゃないかということも考えていました。それと同時に、例えば3か月間の休校によって、経済的な格差や何かが出てきているのではないかという心配をしていましたが、この就学援助に国もこれに対して通達を出しています。それに対してどういう対応をされたのか、しっかり対応をされているのかどうかについてお答えをいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、就学援助の実情についてお答えいたします。

本年8月1日現在、令和2年度の就学援助認定者は、小学校533人、中学校311人、合計で844人になり、全児童生徒数の約18%を占めているような状況でございます。昨年度は、小学校で555人、中学校で319人、合計で874人でありましたので、ほぼ昨年並みという形で推移しているかと思っております。

就学援助制度の保護者へのお知らせにつきましては、毎年1月、4月、9月と学校を通じて配布しております。今年は、9月配布分を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、前倒しをして6月に配布いたしましたところです。

また、申請に関する柔軟な対応及び速やかな認定について、現在も毎月認定を行っておりますし、家計急変により、市民税・国民健康保険税・国民年金保険料の減免等の措置を受けている方は支給対象となりますので、個別の御相談をお受けしているところでございます。前月から4人の方が新たに認定を受けられております。

なお、就学援助制度は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費や修学旅行費の一部経費、特定の疾病による医療費等の費用を援助する制度でございますので、学校と連携をとって柔軟な対応と速やかな支援に努めてまいりたいと思っております。

○12番（五嶋映司君） 就学援助については、昨日の打ち合わせの中でも私はどうも通達に従って、コロナによって減少したところも影響があったところも申請はしてくださいよというのが、周知されているのかちょっと疑問でした。しかし、ある程度の周知はしているみたいですから、引き続いてコロナの影響で減っても、就学援助は前年の1年間の収入というのが基本的にあるもんだから、そういうことで躊躇する部分があるから、その辺を是非しっかり周知して、そうじゃないんですよということを養育者の皆さんに伝えていただきたいということを要請したいと思います。

それと、確かにまだ予定として言われている、市長もおっしゃったかな、子育て応援商品券1万円出して、これでも子どもたちを応援するんだよということを言われていますから、これもそういう形で是非しっかり行っていただきたいと思います。養育者の経済変動が、結局先ほどの状況からいくとつかめていないのが事実ですね。

できればこういうことも今教育部がおっしゃった、市民環境部で受け付けるコロナに対する援助の問題、経済部で受け付ける問題とか、いろいろな情報で入ってくる。そういう情報を、横断的に是非行政としては使っていただきたい。縦割りじゃなくて、今そういうことをやるんだということを教育部がちゃんとおっしゃっていただいているから、例えば部長会議、週に1回ぐらいおやりになるんですから、そういう中で横断的にそういう情報を提供していただきたいというのをつくづく思います。

最後に、教育格差がこのコロナ禍の中で起きていないのかどうか、不安や何かを持っている子どもたちがいないのかどうか、それが全国的に課題になっています。その辺の対応はある程度されているというのは報告を受けていますが、その辺の対応はどうか、簡単に御答弁をいただいて終わりにしたいと思いますが、お願いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 今言っていただきました学びの遅れ、教育の格差問題については、この新型コロナウイルス感染症における学びを当初大変心配しておりました。しかしながら、各学校での行事の精選そして夏休みの休業日の短縮等によりまして校長先生方のリーダーシップの下、授業時数の確保等により解消をされております。それに加えてICTを活用しながら、今後も推進に努めたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） どうもすみません、話が飛んでしまいまして、答弁に関して御迷惑をおかけし、改めておわびをして私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、山森悦嗣君の発言を許します。

○3番（山森悦嗣君） 皆さんこんにちは。議席番号3番、会派彩里、山森悦嗣でございます。令和2年7月豪雨で65人の方が亡くなり、いまだに2人の方が行方不明となっております。河川の氾濫、決壊、土砂崩れで被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りします。

それでは議長のお許しがありましたので、早速質問に入らせていただきます。大きい1番、浜戸川・小熊野川河川改修について、小さい（1）市から県への河川改修工事要請について伺います。浜戸川の河川改良が城南町鰐瀬まで工事が進んでおり、今後は上流の県管理区間及び小熊野川の改修について、地元から県へ強く

要請していく必要があると考えますが、これまでの国県への要望活動の経過、河川の今後の改修計画、市の要望方針について伺います。

○土木部長（原田文章君） 浜戸川の改修要望につきましては、昭和47年から現在の宇城市、宇土市、熊本市南区、美里町を構成市町とする浜戸川改修促進期成会を組織し、国県に対する働きかけを強く行ったところですが。近年は、上流域の県管理区間の整備について、緊急的な河道拡幅と治水事業費の増額を要望しています。

浜戸川及び小熊野川の土砂堆積については、地元からの要望を受け、管理者の熊本県へ毎年度市から要望を提出しており、定期的に対応いただいております。昨年度は、浜戸川の安見地区及び糸石地区のしゅんせつが行われています。また今年度も、浜戸川の糸石地区及び小熊野川の間地区の堆積部分を撤去するとの予定を聞いております。

河川改修についても、熊本市の鰐瀬地区までは改修が進んでおりますが、上流の宇城市の区間においては未改修であります。それゆえ近年の豪雨時はたびたび氾濫水位となり、川沿いの地区では農業被害・産業施設の被害も発生しており、常に不安が付きまとっている状況です。市としましてもそのような状況を鑑みまして、しゅんせつ等の維持管理と併せて、引き続き強く要望を県に行ってまいります。

○3番（山森悦嗣君） 今年度も浜戸川の糸石地区及び小熊野川の間地区の堆積部分を撤去することですが、そのほかの地区にもかなりの堆積がたまっている状況です。それも併せて要望をお願いします。平成29年10月31日に国道3号整備促進期成会、浜戸川・潤川改修促進期成会合同要望活動が行われています。浜戸川も下流から工事が着工され、城南町鰐瀬地区まで改修が進んでおり、上流の宇城市の区間は今後かと思えます。私の記憶に新しいのが、平成28年熊本地震後の確か6月20日頃だったと思います。梅雨前線の豪雨により、各地で大きな被害をもたらした時のことを記憶しております。当時は熊本地震により、市の職員にかなりの負担があり、避難所を開設するにあたり消防団に避難所の運営の応援依頼があっており、確かその日が消防団員が初めて避難所の運営に当たったと記憶しております。私自身も団員に激励に行っておりますし、当時避難場所は熊本地震で豊野公民館ではなく、小学校の体育館が避難所でした。午後9時ぐらいに行った際に、その時9時ぐらいはまだ雨も余り降っておらず、誰も避難はされておりました。その後からかなりの雨が降り続き、浜戸川、小熊野川の水位も上昇し、巢林地区にあります株式会社ヤハラ製缶前の市道が冠水し、2台の車が水没したとお聞きしております。そのうちの1台が、ガードレールに引っかかった状態で救助されたと聞いております。その話は、かなりしばらくしてからのことでした。当時の駐在所の方から救助していただいた人を探しているということをお聞きして、救助していただい

た方が助けていただいた方を探しておられるとのことをお聞きしております。しかし、その方はその後確か見つからなかったと聞いております。おそらくその方はかなりの恐怖だったと想像します。このような出来事があったわけです。宇城市において、新たなハザードマップを今年度中に作成することですが、最近の報道で、国土交通省は8月下旬から、住宅購入や賃貸などの契約前に水害リスクを説明することを不動産業者に義務付ける、これまでは土砂災害や津波のリスクは重要事項説明の項目になっていたが、水害のリスクは対象になっていなかった。7月の記録的な豪雨で被害を受けた人吉市では、ハザードマップ上で浸水が予想されていた地域と実際の浸水区域はほぼ重なっていた。水害のリスクの高まりを受け、赤羽一嘉国交相は、7月の衆議院予算委員会で事前説明を義務化する方針を示していた。施工後は、不動産業者は自治体で作成している水害ハザードマップを活用し、物件の位置や浸水のリスクなどを顧客に説明しなければならないと書いてあり、また近隣にある避難所の場所も伝えてもらうとしてあります。近年、全国各地で豪雨による災害が起きています。災害が起きてからでは遅く、莫大な費用も膨らみます。できるだけ早く河川改修工事の着工ができるよう、県に強く要望をお願いしておきます。

次の質問に移らせていただきます。2番目の水質検査についてお伺いします。上水道の水質検査についてです。令和2年7月豪雨で水道水の濁り及び苦情の状況があったとありました。水質検査の内容についてお伺いします。

○上下水道局長（大塚和博君） 松橋町、小川町、豊野町の水道水については、上天草・宇城水道企業団から受水しておりまして、当該企業団の原水は球磨川河川水を使用しております。

企業団職員の話によると、7月11日の人吉・球磨豪雨の際には、球磨川の河川水の濁度が異常に上昇したことで浄水能力が限界に達するなど、送水できるか危機的な状況であったとのことでした。

このような状況でしたが、当該企業団の努力によりまして、送水停止は免れたところでありました。とは言いましても、原水である河川水の濁度が非常に上昇した影響によりまして、松橋町区域、小川町区域から土のような臭いがするなどの20件ほどの苦情がございました。その翌々日に松橋町、小川町、豊野町地区の行政区長数人に対して水質について聞き取りを行いましたところ、全ての区長からは、今は臭いはしないし、異常は感じないとの回答でございました。上水道の水質検査につきましては、水道法の規定によりまして行っております。実施につきましては、資格を有している業者に委託して行っております。検査項目につきましては、一般細菌・大腸菌・塩化物イオンなどになります。

浄化する前の水である原水につきましては、年に1回行うことになっておりまし

て指定された40項目について行っております。浄化後の水である浄水につきましては毎月行うことになっておりまして、18配水区について51項目については1回、33項目について3回、9項目について8回ということで水質調査を行っております。また、毎日検査というものが努力義務というふうに規定されておりまして、これにつきましては、項目については残留塩素濃度、色・濁り、臭いにつきまして、20給水区ございますけれども、給水区ごとに水道水を利用されている住民に委託して調査を行っているという状況であります。

○3番（山森悦嗣君） 7月11日の人吉・球磨豪雨の際に、球磨川河川水の濁度が異常に上昇したことで浄水能力が限界に達するなど、送水できるか危機的な状況であったという答弁でありました。そのような状況でしたが、当該企業団の努力により、送水停止については免れたと答弁がありました。本当に企業団職員の皆さんのおかげだと思っております。この場をお借りして心より感謝を申し上げます。また答弁の中で、20件ほど苦情があったということがありました。その翌々日は、異常は感じないと報告があり、一安心したところではありますけれども、我が家も水道水を利用させていただいております。当時は私自身も別に何も感じませんでしたけれども、防災無線で放送があっていたので少し心配したわけであります。その検査についても説明をいただき、また検査項目がいろいろありますけれども、安心して今後も水を送っていただきたいと思いますと思っております。当たり前のように蛇口をひねれば水が出てくる、本当にありがたいことです。これからも安心して飲める水を送っていただくよう、今後ともよろしく願いしておきます。

続きまして、井戸水の水質検査についてお伺いします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 本市では、環境保全のため旧廃棄物処分場3か所（九州環境跡地・宇土焼却場・旧松橋焼却場跡地）周辺の井戸水65か所においてのみ水質検査を毎年実施し、定期的に検査を実施することで有害物質が検出されていないかを確認しております。これ以外の一般家庭の井戸水の水質検査は市では行っておりません。

飲用井戸につきましては、一般飲用井戸と業務用飲用井戸がございます。のうち一日あたりに使用する量が、20立方メートルを超える場合や100人を超える者に必要な水を供給する場合は、専用水道として水道法の適用を受け、敷設の際には保健所の確認が必要となります。

また、定期的な水質検査も義務付けられています。一般家庭の井戸水はこれに該当せず水質検査の義務はございません。

それから補助金等の施策についてですけれども、現在市では、水質検査の補助については実施しておりません。県内の14市で水質検査の補助を実施している自治

体は、玉名市と八代市の2市のみで、対象を上水道の未整備地区や検査項目を限定（ヒ素等）しての補助を行っております。

本市では水質検査等の御相談があれば、水質検査機関の紹介をさせていただきます。ただし、広く周辺環境に影響を及ぼすような事案がございましたら、市で対応を進めてまいります。

○3番（山森悦嗣君） 市では、環境保全のため旧廃棄物処分場3か所においてのみ水質検査を毎年実施し、定期的検査を実施されていて有害物質は検出されていないという報告であります。一般家庭の井戸水の水質検査に関しては義務がない。したがって補助金等も今のところ考えていないという答弁でありましたけれども、それぞれの地区で、今年も6月から7月にかけて大雨が降っており、私自身施設園芸をしております関係上、2か所の井戸水を利用しております。その際、水のpHを測って供給しているわけで、その時になかなかpHが下がってこない。水質検査をして送って調べた結果、弱アルカリ性、pHが8.1ぐらいあったわけです。こういった感じで、これは農業の問題でありますけれども、年に2回ぐらいは、水質が変わるという言い方もされております。もちろん雨が深い月とか少ない月で変化していくのかなと、そういった関係上この3か所のみで水質検査をされておられるということでもありますけれども、宇城市も幅広く東西にあるわけでもあります。今後、そういった検査を一般市民の方々が不安に思っておられるときは、逆に今度は市の方からどうですかというのを相談していただいて、積極的に水質検査をしていただく、なかなか普段飲用されている水を濁ったり、また臭いがしたりしたら、もちろん相談に来られるかと思っておりますけれども、見えない部分で毎日毎日飲用するとかシャワーを浴びるとかそういった状況が続くと、後に健康被害があつてからでは遅いのかなと思いますので、今後苦情が出る前に、市からもたまにはそういった状況なりを把握していただきたいと思い、今回質問させていただきました。

続きまして、上水道未整備地区の飲用水の水質検査、豊野地区にも未整備地区があります。上糸石そして下巢林と安見地区に上水道が整備されておられません。この地区は当初釈迦院ダムの計画があり、釈迦院ダムから上水道を供給する計画でしたが、その後釈迦院ダムの計画が中止となり、整備されていない状況であります。今後整備することができるかお尋ねします。

○上下水道局長（大塚和博君） まず、未整備地区につきまして水道水を供給するためには、当該地区につきまして給水区域に設定するために、県知事から経営認可を受ける必要がございます。

また、市の給水条例に給水区域が記載してありますので、条例改正のための議会承認が必要になってまいります。

水道事業につきましては、地方公営企業に位置付けられておりますので、良好な経営が求められています。

近年、耐用年数を経過した施設の更新費用の捻出が全国的な問題となっておりますので、整備の際には加入率のみならず、料金収入や将来の更新費用を踏まえた整備が必要になってまいりますので、新たな地区の整備につきましては、慎重な検討が必要になってくるということをお含みおきいただきたいと思います。

○3番（山森悦嗣君） 理解はしますが、ライフラインが整備されていない地区が、今後過疎化の一途を辿っていくのではないかと非常に心配しているわけであります。そういった地区には、消防団も減少している状況であります。火災が発生した場合、防火水槽あるいは用水路からの連結で火災も食い止めることに限界があると感じております。その地区の中にも、上水道が欲しいと言われる方も中にはいますけれども、その一方、宅内工事とかいろいろな費用とかがかかり、お金の面で特に御高齢の方からすれば確かに負担がかかり、なかなか上水道を引っ張りたいという声も出てこないのが現状かと思っております。こういった状況が私たちの地区のみならず、整備されていない地区もそういった状況かと思っております。今後こういった問題が本当に難しいかと実感しておりますけれども、何か良い解決策があったら、私なりにいろんな方面からいろんな視野から勉強して、解決策を探っていきたいと思っております。

それでは、次に入ります。3番目のタイケン学園についてです。（1）連携協定後について伺います。8月24日から宮城県東松島市にあるウェルネス宮城高等学校に視察に行く予定でありましたが、全国的に7月以降新型コロナウイルス感染者が増加し、相手方から今回の視察を延期させてもらえないかということがあり、なかなか情報が乏しく、そして今回の情報収集が趣旨であります。また、地元については、かなり期待値が高いため、積極的に進める旨の答弁を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 学校法人タイケン学園とは去る6月26日に、教育のまちの推進、高等教育施設の開設及び設置、定住人口の増加、公共施設の有効活用の4つの事項について協定を結びました。協定を結んだ後、通信制高校の開設に向けた協議を開始しております。進捗の状況としましては、市から通信制高校の運営に活用が期待される豊野地区の公共施設のリストや図面等の提供、防災ハザードマップによる防災上の確認を行っております。

タイケン学園からは、これらの資料を基に、豊野地区に通信制高校の開設プランを双方協議し作成することの確認が取れていますが、新型コロナウイルス感染の影響で、県外への移動自粛等で出張が制限されている状況のため十分な協議ができておりません。今後は感染拡大防止に努めながら協議を重ね、先方からの計画に基づ

いた基本協定や賃貸借などの具体的な内容を詰めてまいりたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 新型コロナウイルスの影響で、県外への移動自粛が制限されている中、全国的になかなか移動が困難な状況であり、そんな中でこのタイケン学園が宇城市、地元でもありますこの豊野町に進出したいという旨の報告を聞いたときは、本当に私自身も現実になっていくのかという不安もあったし、またわくわく感もありました。そういった中、今回8月24日に視察に行く予定で私自身も楽しみにしておりましたが、それ自体も延期ということになり、こういった内容まで進んでいるか非常に心配でありましたけれども、今後も更なる協議を進めて、豊野町にタイケン学園ができるよう今後ともよろしくお願いします。

その中で、再質問になりますけれども、豊野地区の公共施設と表現されましたが、具体的にどの施設を使用される予定なのか。執行部で把握されている、これまでなかなか情報が乏しい中であると思いますけれども、教えていただけたらと思います。

○総務部長（成松英隆君） 閉鎖した若しくは閉鎖を予定している豊野公民館や豊野給食センターなどの施設は、使用できるのではないかと考えております。学園側からの具体的な計画が提出されておきませんので、他の施設は今後の協議を経て決定していくものと考えております。また、協議により計画が調整された場合は、地元の皆様にもお知らせし、説明をさせていただきたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） これからという感じで受け止めております。漠然と豊野小学校跡地と言われてみましても、なかなかあそこにどういったふうに行けるのか、私自身もイメージがつきにくいわけでありますので、今後協議が進められていく中で自分なりにイメージをしていたところと、相手方のタイケン学園がおりますので、そういったところを鑑みながら、今後私なりに頭の中で整理していきたいと考えております。

続きまして、（2）の市の職員、副市長が視察に行かれたということであり、その印象をお伺いします。

○副市長（浅井正文君） タイケン学園の視察には7月に行つてまいりました。7月16日に職員3人と私で、宮城県の東松島市にあるウェルネス宮城高等学校を視察してきました。

令和2年4月に開設した全日制の高校で、廃校になった公立中学校を改修し利用されております。生徒数は開校する前月に認可が下りた関係で120人の募集に対して22人と少なかったのですが、全ての生徒が寮に入り、硬式野球部に15人、女子バレーボール部に7人所属しております。

印象についてですけれども、受入れ前は防犯面などに不安な声もあったようですが、生徒はスポーツに打ち込んでいるため、礼儀正しく元気で、挨拶も行うので近隣住

民からも評判が良かったと聞いてきております。先生については、公立学校を退職された方の雇用、運営には地元の方を優先して雇用され、お会いする限りでは好印象を受けました。

ハード面の整備については、東松島市からの支援を受けていることもあり、校舎は新しくリフォームされ、武道館を改修し120人以上が収容できる食堂が整備されておりました。新設されたのは、2階建ての寮が建設され、生徒を受け入れる環境は整っていると感じております。今後は、隣地にあります市立鳴瀬桜華小学校が統合により廃校が決定しておりますので、当学校を学生寮として改修が予定されております。

また、地域も歓迎の横断幕が設置されており、地域を挙げて応援しているとのことでは好印象を受けてまいったところです。

○3番（山森悦嗣君） 今、副市長の答弁で、非常に好印象を持たれたということも伝わってきました。そこで、再質問になりますけれども、タイケン学園において、スポーツに特化した選手の輩出や活躍している選手がいと伺っております。学園出身で有名な選手や現学園が全国大会などでの活躍・実績があれば紹介してください。

○副市長（浅井正文君） 先日、来庁された際に、創立20周年記念誌をいただきました。その中には、学生、生徒や教職員の活躍という項目に、歴代のオリンピック選手が紹介されておりました。リオデジャネイロ五輪のバドミントンシングルスで銅メダルを獲得しました奥原希望選手です。ユニシスにおりましたですかね、その前がタイケン学園ということで、タイケンの大学を卒業してというふうなところで書いてありました。そのほかにも多く選手がオリンピックで活躍されております。最近では、昨年女子プロゴルフ賞金ランキング13位の稲見萌寧選手も有名で、その他にもプロとして活躍している選手が多くいと伺っております。

東松島市にあるウェルネス宮城高等学校では、女子のバレー部でまだ1年生でありながら、宮城県内の3年生相手に勝利を収めたとも伺っております。これは、先生が自慢しておられた一節です。

○3番（山森悦嗣君） すばらしい選手も輩出され、活躍されているようすごいいことだと思っております。ウェルネス宮城高等学校におきましては、女子バレー部でありますけれども1年生が7人ですね。宮城県内の強豪校に勝利したという今副市長からの答弁で、本当にすばらしい学校だなと思っているところであります。今後ウェルネス宮城高等学校の更なる御健闘を心より願い、また次の質問に入らせていただきます。

教育長のタイケン学園の見解についてですが、平岡教育長は天津高校での経験を踏まえ、現時点でのタイケン学園の印象はどのように思われておられるかお伺いし

ます。

○教育長（平岡和徳君） つたない私の経験ではございますけれども、ちなみに今、大津高校サッカー部は、部員が215人、そのうち103人が寮生・下宿生ということで、今言われている町の定住人口に貢献しているところもあると思います。日本代表が5人、そしてJリーガーが53人というところで、今そういうところにいるところです。

そういった中で、タイケン学園も幼児教育から中等・高等教育そして社会教育において「たくましさ作り」という人間教育をモットーに、先ほど紹介がありましたように各分野で活躍する人材を数多く輩出されております。加えて、地域に根差した教育も実践されていると聞いているところです。

タイケン学園が豊野町に学校を開設されて、定住人口が増加するのはもちろんですけれども、そこでの地域の交流と活性化が期待できると思っています。

また、スポーツを通して、学校力の向上と生徒の人間力の育成にも期待しているところでございます。

○3番（山森悦嗣君） 豊野町において児童生徒も年々減少傾向であり、このままだと地域間の交流や活力が衰退していくのではないかと心配しているところであります。今回の話を聞いて、私自身も期待感を募らせる思いであります。平岡教育長に伺ったのも、無名の大津高校サッカー部の監督として全国大会屈指の強豪校に育てた実績のあらわれる方なので、是非お聞きしたいというふうに思い、今回質問させていただきました。地域の交流と活性化が期待できると言われたとおり、令和になり時代とともに流れも変化していく中、新しい風をこの豊野町にも送り込んでいただきますようよろしくお願いします。何より学校長、PTAとも意見交換をしながら、前に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。最後の質問になります。タイケン学園に対する市長の方針について伺います。

○市長（守田憲史君） 市としては、全日制の高校でなく通信制高校の開設を目指しています。これからの時代、技術革新や価値観の変化により、通信制高校の需要は見込まれるのではないかと感じています。勉強に限らずスポーツやITなどの分野で、通信制高校を選択したい子どもが増えていく可能性もあり、その受け皿として教育を推進する本市が、豊野町に誘致することは大変価値があることと思っています。

若い人が地域に入ると、にぎわいが創出され地域に活気が沸きます。加えてスポーツに力を入れている学園なので、市から全国で活躍する選手が出てくるかもしれません。そういった意味では大変夢がある事業です。

この実現に向け、生徒が来たいという環境整備を中心に積極的に進めていきたい

と思います。

○3番（山森悦嗣君） 残り時間が余りありませんけど、守田市長が実現に向けて、生徒が来たいという環境整備を中心に積極的に進めていきたいという答弁をいただき、私も地元の議員として大変力強く思いました。この話は、守田市長が御自分の足で自ら持ってこられた話であります。是非とも実現に向けて進めていただきたいと思いますのはもちろんですが、地元からも盛り上がっていくよう私自身も努力していく方針です。コロナ禍ではありますが、今後、都市から地方へと移り変わっていく可能性もあるかと思います。その始まりを宇城市は教育のまち、それも通信制高校が豊野町に開校され活気付いてくれば、それを機に地元の皆さんの笑顔が増え、夢も膨らんでくるように感じています。生徒がスポーツに打ち込んでいる姿を目の前で見られる環境は、子どもたちにおいても我々大人にとっても、必ず良い影響を与えてくれると信じています。教育は未来の投資だと思っており、守田市長の洞察力に期待をし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時21分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、園田幸雄君の発言を許します。

○11番（園田幸雄君） 皆さんこんにちは。11番、会派彩里の園田でございます。

はじめに、先の県南豪雨災害で犠牲になられた方々に対して、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、現在非常に強い特別警報級の台風10号が接近しています。大きな被害が出ないことを祈り、願い、通告に従い、一般質問を行います。

国は、平成26年に東京一極集中を是正して、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策である地方創生を発表しました。宇城市では平成28年1月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、良質な雇用をつくる、稼ぐ力を高めるという観点の下、基本目標を定め、これまで幅広い分野で地方創生事業を実施してきたものと考えます。総合戦略も第1期の5年間の終了しますが、これまでの取組でどのような成果が出ているのか。また、その成果をどう評価しているのかお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 平成28年1月に策定しました第1期の宇城市まち・ひ

と・しごと創生総合戦略では、22の事業に47の重要業績評価指標（KPI）を設定し、良質な雇用をつくるための稼ぐ力を高めるという観点の下、若年層の流出抑制、持続的に発展できる地域づくりを進めてまいりました。

第1期総合戦略の成果ということですが、設定した47のKPIのうち、21が達成されております。達成率にしますと44.7%になっております。

特に、ベンチャー企業誘致におきまして、2件の誘致に成功しております。そのうちの1つであります株式会社ジェイックでは、今年1月にスタッフ募集説明会が行われまして、約140人の来場があつております。その後約20人の方が採用されました。

また、松合地区で取り組んでいるにぎわいのあるまちづくり事業では、民間事業者の支援も受けまして、松合千軒協議会という集落版総合戦略に基づく地元の実行組織が立ち上がり、地域産品の開発、白壁古民家の活用など、地域が主体となった地域振興の取組が進んでおり、最終的には、このような取組を他の地域にも波及させていきたいということで考えております。

第1期総合戦略の総括といたしましては、戦略の計画期間が開始しました直後の平成28年4月に熊本地震が発生し、その復旧・復興が急務となった中で、総合戦略に取り組む時間がなく、実質的に総合戦略の取組を行った期間ということでは2年余りであることを考えれば、今後につながる取組はできたのではないかと考えております。

なお、国の地方創生関係交付金を活用した事業の事業費総額といたしましては、平成28年度から令和元年度までの4年間の合計で、計2億6,600万円余りとなっております。その財源として、国からの交付金が計1億7,500万円余りとなっております。

○11番（園田幸雄君） 策定直後、熊本地震が発生して計画どおりに取組ができなかったことは理解したいと思います。そこで、第1期の総括を踏まえて、第2期の総合戦略はどのような内容になっているのかお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 第2期総合戦略につきましては、基本理念といたしまして、宇城市人口ビジョンと第1期総合戦略の取組を踏まえて、良質な雇用をつくる、稼ぐ力を高めるという観点を踏襲しつつ、雇用対策だけではなく、この地域で生まれ育ち、すぐれた子育て支援や教育を受け、生涯にわたり健康に過ごしながら、地域社会で活躍・貢献し、次世代を育むことができるような宇城市を目指しております。

また、国の第2期総合戦略で掲げられました新たな視点を踏まえ、宇城市の未来を拓く3つの新たな視点を取り入れております。

1つ目は、関係人口の創出・拡大です。宇城市への関心・関わりを深めてもらう

中で縁（えにし）を築くことで、関係人口を創出・拡大し、将来的な移住者の増加につなげていくことが期待されます。

2つ目として、Society 5.0の推進です。先端・未来技術を活用することで、少子高齢化や過疎化などの社会課題・地域課題の解決を目指しております。

3つ目は、国土強靱化計画との連携です。熊本地震から得た教訓も踏まえ、想定し得る大規模自然災害が発生した場合にも、社会経済への影響を最小限にとどめ、地方創生を推進できる安全安心なまちづくりを目指します。

特に、Society 5.0により、都市生活圏と集落生活圏を結ぶネットワークの構築、スマートシティに向けたまちづくり、スマート農業の推進などを通して、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を実現することで、地方創生の推進との相乗効果で宇城市の付加価値がより高まることが期待されております。

これらの基本理念、未来を拓く新たな視点を取り入れることで、更なる地方創生の推進につなげてまいります。

○11番（園田幸雄君） ただいまの答弁にありました関係人口が、今大きくクローズアップされています。これまでの交流人口から一步踏み込んで宇城市に関心、関わりを深めてもらって、将来的には定住促進につなげていければと思います。

次の質問に入ります。少子高齢化、人口減少について質問いたします。合併当時の人口は約64,000人でしたが、現在では約58,000人です。実に15年間で約6,000人の減少です。人口減少に歯止めがかからない状態が続いています。そこで、第2期総合戦略では少子高齢化、人口減少に対してどのような取組が行われるのかお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 第2期総合戦略の人口ビジョンでは、2060年の人口を31,892人になると推計しております。この人口ビジョンを踏まえた上で、効果的な施策を立案して、人口減少対策を進める必要があると考えます。

そのために第2期総合戦略では、重点分野としまして、子育て・教育、健康・生涯活躍、産業・都市、観光・交流の4つの柱と、これらの柱をまたがって総合戦略全般に関わる横断的取組の計5つに区分をしております。

子育て・教育の分野では、子どもたちが豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長できる教育環境と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。

健康・生涯活躍の分野では、将来わたり健康で、年齢や障がいの有無等を問わず、誰もが活躍できるまちづくりを進めます。

産業・都市の分野では、本市が将来にわたり持続的に発展できる地域となるように、産業基盤や都市機能の充実したまちづくりを進めてまいります。

観光・交流の分野では、多様な人々が訪れ、交流し、活力を生むまちとなるよう

に、本市固有の地域資源や特徴を生かしたブランドを確立し、選ばれるまちづくりを進めます。

このうち企画部では、松合地区で取り組んでいるにぎわいのあるまちづくりや、本市の魅力を発信するパンフレットUKINISUM（ウキニスム）を用いて、熊本や福岡都市圏の子育て世代をターゲットにしたシティプロモーション、利便性の高い新しい定住拠点を目指す小川駅西側の周辺整備などに取り組んでいます。また、市の玄関口としてふさわしい松橋駅の周辺整備に向けたPPP／PFI導入可能性調査にも着手しており、交流・関係人口、そして定住人口の増加につなげていきたいということで考えております。

○11番（園田幸雄君） 続いて、市長の見解をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 地方創生は、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることが目的としており、国の重要な政策の柱と位置付けられています。

人口減少が続いている本市においても、雇用数の低下や地域活動の担い手不足、山積している様々な課題への対策を図る必要があります。

第1期総合戦略では、熊本地震の影響もあり実質的に取り組んだ期間が短かったため、一部の取組では結果が表れつつありますが、進捗状況は道半ばです。

そのため、第1期の取組を継続しつつ、Society 5.0など新たな視点を取り入れた第2期総合戦略に沿って、引き続き地方創生に取り組む必要があると考えています。

人口減少という課題を克服して、持続的に発展するまちを実現するため、そして、本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を実現するため、地方創生に取り組んでおります。

○11番（園田幸雄君） 子育て・教育、健康・生涯活躍、産業・都市、観光・交流の4つの柱を重点分野として取り組んでいただき、大いに発信力を高めて定住人口の増加につなげていただきたいと思います。我々議員もしっかりとサポートしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、第2期総合戦略の策定にあたっての影響について伺いたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 第2期総合戦略の策定にあたりましては、産官学など各方面の委員からなる、まち・ひと・しごと創生有識者会議におきまして御審議いただいておりますけれども、総合戦略の最終案ができあがったのが3月でしたけれども、新型コロナウイルスの影響により有識者会議が開催できない状況でしたので、書面協議により承認をいただき、3月末に戦略を策定したところです。

そのため、新型コロナウイルスが収束後、速やかに有識者会議を開催し、改めて審議していただく予定としておりましたが、その際は、アフターコロナも見据えた新しい生活様式の視点を、第２期の総合戦略に取り入れる必要があると考えております。

しかしながら、現時点では宇城市内でも感染者が確認される中、有識者会議を開催できない状況です。新型コロナウイルスの状況を見ながら、できるだけ早期に有識者会議を開催し、総合戦略の必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。

○１１番（園田幸雄君） これからは、アフターコロナを見据えて見直しを含めた総合戦略をお願いして、次の質問に入ります。

国営ほ場整備事業について質問いたします。宇城市の基幹産業の１つである農業の未来を約束する大事業であります。いくつかの課題についてお伺いいたします。まず、登記についてです。少子高齢化に伴い農業後継者も少ない状況で、離農する農家も多くあります。そのため、農地の未相続や、未登記が発生している状況にあります。そのような中、国営ほ場整備事業では、地権者から本同意を徴集されましたが、法律上では地権者や相続人全員の同意がなければ、その農地は整備ができないことになります。

そこで、本地区の農地について、未相続農地の件数や面積、対象者はどれくらいおられるのか。また、どのような取組をなされているのかお伺いいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 国営ほ場整備事業は、御意見いただきましたとおり、地権者からの本同意が得られなければ、その農地を整備することはできません。また、既に登記名義人が亡くなられている未相続農地も存在しているのが現状です。現在、市では、九州農政局とともに、未相続農地の整理を行っておりますので、現時点での数値を申し上げます。

同意対象者は１，１９３人おられます。そのうち未相続者は２２７人で、未相続農地の筆数は７７５筆、未相続農地の面積は、合計で約９２．６㍖あります。

これに対しましては、昨年の仮同意徴集後に、未相続農地の相続権者にあたる方に文書で通知し、できる限り本同意徴集前に相続登記を完了していただくよう勧めてまいりました。

現在におきましても、未相続農地に係る家系図を作るなどの作業を行い、相続権者の相談に対応しているところです。また、今後は、地区に出向いての説明会を予定しています。

○１１番（園田幸雄君） 未相続農地を解消することは、大変な作業であります。それぞれの家庭の事情など複雑な問題も絡んできます。相続登記をしたいが後継者がいないなど、また経済的な理由で登記ができない方もおられると思われます。本事業

は土地改良法に基づいた事業なので、整備後の相続登記については行政でできます。受益者負担の軽減につながると考えますが、お伺いいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 御質問のとおり、本事業は土地改良法に基づいており、整備を終えて、換地後の登記を行政で手続きすることができます。

なお、整備前の農地に対して、行政で相続登記を行うことを代位登記と申しますが、そのためには、事前に相続人全ての実印と印鑑証明が必要になります。

市としましては、地権者の負担軽減につながりますので、地権者に対して地区説明会で丁寧に説明してまいります。

○11番（園田幸雄君） 次に、事前換地について質問いたします。本事業において、本同意の取得は大変重要であります。その後の換地についても同意が必要であります。私も、県営豊川南部地区ほ場整備事業で換地委員を務めた経験がありますが、その責任と苦労は大変なものがありました。本事業は、さらに大規模な範囲で整備されます。

そこで、換地委員の人員についてお伺いいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 本事業では、約800㌥の農地を8ブロックに区分しており、各地区から推進委員が選出されています。現在の推進委員を合計しますと207人です。換地区域としましては、この8ブロックが基準となります。そのため、この8ブロックからそれぞれ換地委員を選出していただきます。ほぼ207人の推進委員の中から換地委員が選出されるものと思われます。

換地委員の報酬に関しましては、国から県を通して市に委託料が交付されます。国の支給基準は、換地区域が100㌥未満は15人、100㌥を超える換地区域については、一定の計算式に当てはめて算出した人数となります。

各ブロックの換地委員の人数に関しましては、国の支給基準を基本とし、これから各地区に選出を依頼します。その後、換地基準と換地計画原案を策定することになります。

○11番（園田幸雄君） 換地に関しましては、個人の財産である農地の位置を改めて決めることになります。そのため、誰もが自分にとって都合のいい場所や条件のいい場所を選びたいと考えます。もちろん換地委員も農地を所有しています。そこで、地権者が不平等と感ぜない対策が必要になってきます。換地委員に対しての基準や計画、農地の評価や採点に不平等感が出ないようにしなければなりません。市民の財産を扱う換地計画についてお伺いいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 令和2年度は各地区から換地委員を選出いただき、市から委員を委嘱します。御意見いただきましたとおり、換地は個人の財産を扱う業務です。換地委員には、公平、公正な立場で、換地業務に当たっていただきます。

そのため、まずは、換地委員の役割について、専門機関である県土地改良事業団体連合会に講師を依頼し、学習会を開催します。

換地委員の役割をしっかりと認識していただいた上で、換地基準案を作り、換地計画原案の策定を行っていただきます。

農地の採点につきましても、不平等感のないよう、換地基準に基づいて、その地区の換地委員全員で確認していただくことを基本と考えております。

また、何よりも市においては、県営豊川南部地区のほ場整備を実施した実績があります。平成27年度に法手続きを終えて、公平、公正な換地ができたところです。その換地委員長を務めていただきました園田議員の御意見もいただきながら、県営豊川南部地区の換地手法を参考にし、公平、公正な換地ができるよう努めてまいります。

- 11番（園田幸雄君） それでは次の質問に入ります。整備事業の業者選定について質問いたします。本事業は、総額約350億円の事業費と聞いています。壮大な整備事業になります。県営豊川南部地区ほ場整備事業においても高額な事業費を投じて、約120㌦の農地が整備されました。豊川南部地区の例で言えば、工事に携わった地元業者も多くありました。また市外の業者もありました。地権者としては、整備後に不具合が生じた際に早急に対応してくれるなど、地元業者への安心感があります。またアフターケアも、地元業者と市外の業者では差があると感じています。
- そこで、本事業の整備に地元業者がどのように関わられるのか。また、本市として、地場産業の育成と内需拡大の意味も含めて、どのように国県に働きかけを行われるのか、市長にお伺いいたします。

- 市長（守田憲史君） 本事業では、約777㌦の農地に国が350億円を投じて整備を行います。元JA熊本うきの本所があったところに、農水省の職員の方々が40人働くことになります。もう10人ほど来ていらっしゃると思います。この350億円には、もちろん国のガイドラインによる負担割合もありますが、事業費に対しては、市も5%を負担します。そのため、国に対しては、要望を伝える権利はあると思っております。

また、毎年、農林水産省へ要望書を提出にまいっております。

今回の御意見につきましては、真摯に受け止め、市民の期待に応えるほ場整備となりますよう、国に対して要望してまいりたいと考えています。

- 11番（園田幸雄君） 是非、市長には国県に対して強く要望をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。様々な法手続きを経て、いよいよ本格的な整備がスタートしますが、これからのスケジュールそして整備内容についてお伺いいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 平成29年度から始まりました地区調査は、令和元年度を持ちまして終了しました。令和2年度から本格実施に入っておりますが、これからも土地改良法に基づいた法手続きがございます。

昨年度末からの経緯と今後のスケジュールについて申し上げます。まず、本同意の徴集を令和2年3月から7月にかけて行いました。その時点での同意率は96.7%になります。それを経て6月23日に市から県知事に対し、施行申請書を提出しています。その後は、県知事協議や予定管理者協議を得て、7月31日に農林水産省が正式に受理したとの報告を受けました。

今後は、国の現地調査などを受けまして、本年12月4日を最短での計画確定日、いわゆる事業施行可能日としています。実際にはその後に、国が実施設計に入ることになります。その間、地元におきましては、換地委員の選定と換地に関する学習会などを開催し、工事着手に向けて取り組んでまいります。

続きまして、整備関係を申し上げます。まず、実施期間は、令和2年度から令和16年度までの15年間で予定しています。受益面積は、整備後の面積を計画書に表記するため777㌧としております。工事内容は、区画整理と排水機場の設置です。

次に、区画整理では、1区画の面積を1㌧から2㌧に大区画化します。道路の幅員は5㌧から6㌧に拡幅します。水路は、現状の土水路をコンクリート3面張りにし、1.5㌧から5㌧に拡幅します。用水路はパイプライン化し、各ほ場に30㌧から50㌧ごとに1つ給水栓を設置します。また、乾田化するための暗きょ排水を設置します。

最後に、排水機場ですが、設置場所は、豊崎地区と五丁川流末です。排水能力としましては、豊崎地区は毎秒6㌧で、五丁川流末は毎秒18㌧で計画されています。

○11番（園田幸雄君） 先般、農水省農政局の事務所も開設されました。本市の国営事業推進課職員のこれまでの頑張りに敬意を表したいと思いますし、これからの御尽力を期待して、次の質問に入ります。

水産業振興について質問いたします。本市の漁業を取り巻く環境は、依然厳しいものがあると思いますが、今、漁協組合の合併問題が上がっております。それと漁獲高等の現状について伺いいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 漁業を取り巻く環境は、担い手不足、高齢化、気候温暖化等に加え、浅海化の影響による漁場環境の変化や漁獲の低迷など多くの課題を抱えております。

また、漁獲の減少による担い手不足、高齢化が進み、組合の存続が危ぶまれております。正組合員20人未満になると解散になりますので、漁協合併協議の場が設

けられています。

港勢調査によりますと、市が合併した平成17年当時と比較して、漁業者は477人から225人に半減し、漁獲高は931トから87.7トと10分の1に減少しています。

市は、水産資源の回復・増大を図るため、稚魚・稚貝の放流、マガキ養殖事業等の振興を行っています。

- 11番（園田幸雄君） 漁獲高は年々減少傾向でありますし、漁業組合の合併問題は実はこの一般質問をするにあたって、地元松橋小川漁業協同組合の組合長にお伺いしましたところ、松橋小川漁業協同組合は、合併はしない方向でいく。三角松合漁協は合併する方向で今進んでいますというお答えでありましたので、是非私としては、せっかくですので3つの宇城市の漁業組合員も年々減少されていますので、是非執行部の方でも、合併に向けての働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。カキとシジミのブランド化について質問いたします。クマモト・オイスター養殖試験などに本市から毎年補助金が出ていますし、補助事業で養殖試験が行われていますが、マガキ、シジミの養殖は、漁業者の御努力によって年々増加傾向、順調に伸びています。そこで、カキ小屋の開設とシジミの市内飲食店でのメニュー化への取組を提案したいと思いますが、市の見解をお願いいたします。

- 経済部長（稼 隆弘君） 平成28年度から新たにマガキ養殖が行われ、本年は9トの販売量があったと聞いております。これもクマモト・オイスター養殖試験を平成23年度から行い、ノウハウの蓄積ができていたこともあり、生産量が順調に伸びてきたとのこと。ふるさと納税の返礼品にも、昨年の12月から取り上げられています。また、ブランド化のための商標登録申請を本年度中に行う予定と聞いています。カキ小屋の開設については、漁協と連携し、場所の選定や設備の設置等について検討を重ねながら支援してまいります。

シジミ貝については、ほとんどが一般開放による販売であり、市内への販売流通は余りありません。とても大きく良質なシジミ貝ですので、漁協に働きかけ、販売流通量を増やし、市内の飲食店や販売店への流通を促していきます。

- 11番（園田幸雄君） クマモト・オイスターの養殖は、今、海の変化、悪化によってなかなか厳しい状況ではありますが、マガキとシジミのブランド化は可能と考えます。マガキのカキ小屋については、現在、鏡漁協と芦北漁協でカキ小屋が期間限定で開設されていますが、私も1回、鏡漁協のカキ小屋に行きましたが大盛況でありました。カキは健康食品でもありますし、海のミルクと言われるように栄養価の高いカキでありますので、是非漁協と協議を働きかけて、カキ小屋の開設を是

非お願いしたいと思いますし、多くの需要はあると考えます。

それから、シジミについてであります。現在のところ一般開放だけで、飲食店とか販売は行われていませんが、これこそ宇城市の宝だと私は考えています。今松橋小川漁協で養殖されていますが、このシジミは、海東河川の清らかな水が流れてきます。そして満潮時には不知火海、八代海の潮水が来ますので、ほかの地区の淡水湖のシジミと違って非常においしいといえますか、色も黄金色でほかの産地のシジミと違って見た目もよく、また栄養価もちろん、シジミは巷でも言われていますが、お酒が好きな人にも非常に効果があるということで、私もお酒が大好きですのでシジミを食しているところでありますので、今後とも継続的な市の働きかけ、御支援をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

—————○—————

日程第2 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

来週7日及び8日は、議事整理のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、7日及び8日は休会とすることに決定しました。

ここでお諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後1時50分

第 4 号

9 月 9 日 (水)

令和2年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和2年9月9日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

ここで、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、台風10号に関わる報告をいたします。

はじめに、今議会の一般質問日程について台風10号の接近に伴い、一部日程を変更していただき、誠にありがとうございました。7日月曜日及び8日火曜日の一般質問日程を変更いただいたことで、台風対策に傾注することができましたので、その御報告をさせていただきます。

台風10号の接近に伴い、本市は6日12時頃に強風域に、同日18時頃に暴風域に入り、翌7日の6時頃には暴風域から同日13時頃には強風域から出ました。この間市では6日9時に、レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令し、同時に市内21か所に避難所を開設しました。その後15時には、レベル4避難指示を発令し、同時に職員の半分を出勤とする第4配備態勢をしきました。強風による事故を防止するため、戸馳大橋を17時に通行止めとし、翌7日8時に解除しました。また7日は、全職員の半分以上が台風対応業務に従事することから、庁舎における全ての通常業務を停止しました。

次に、台風10号による被害の状況ですが、7日未明から朝にかけて市内1,920戸が停電となりました。また、倒木が10件程度、カーブミラーの倒壊が1件あっております。倒木の中でも大きな被害として、三角で市所有地内からの倒木により、住家1件の一部を破損した被害や、豊野で防災拠点センター横から保育園前の市道が、倒木により昨日まで通行止めとなった被害がありました。豊野の通行止めが昨日まで及んだ理由として、倒木がNTTの電話線に接触していたことから、市で復旧することができず、NTTによる復旧を待っていたため迅速な復旧ができなかったものです。

次に農業被害ですが、ビニールハウスの破損や梨、ミカンの少量の落下、ショウガの茎折れ、水稻の倒れ等があります。今後は塩害が心配されるところです。

被害を総括しますと、過去に類を見ない勢力の台風の接近に備え、最大限の警戒を行ってりましたが、幸いにして甚大な被害が発生しなかったことに安堵しております。

次に、避難の状況について報告いたします。6日日曜日の9時から7日月曜日の10時まで、三角町5か所、不知火町4か所、松橋町6か所、小川町4か所、豊野町2か所の計21か所に開設した避難所には、ピーク時の6日22時には、合計で

3, 4 3 4 人の方が避難されていました。避難者が多かった施設として、ウイングまつばせ 8 4 6 人、小川ラポート 5 0 9 人、三角防災拠点センター 2 6 2 人、不知火防災拠点センター 2 6 0 人、不知火支所 2 0 9 人という状況でした。高潮を警戒された沿岸部の方の避難が多く、また空調を完備する施設への避難率が高かったことがうかがえます。過去の議会に御指摘いただきました三角防災拠点センターへの避難についても、少ないというより三角町に開設した 4 つの避難所のうち、ピーク時における防災拠点センター以外の 3 施設の合計が 1 9 9 人だったのに対し、先ほど申しましたとおり、三角防災拠点センター 1 施設だけで 2 6 2 人であり、台風の勢力やコースに違いはあるものの、三角センターを避難所としていた時に比べて、高いニーズを再認識し、防災拠点センターという施設の必要性を改めて感じたところです。

避難所の設置を総括しますと、熊本地震の際に次ぐ避難者数となった今回、全ての避難所が新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、避難者間に一定の間隔を確保する必要がある、避難者数を収容人数より低くする必要がありました。このことにより、合計 2 1 施設という多くの避難所開設に至りましたが、一部の方は満員状態の施設を避け、やむを得ず空調の無い施設へ避難されたことと思料しております。感染症対策と避難所のバランスは今後の継続する課題であることから、できることから対策を行ってまいります。

以上、台風 1 0 号に関わる報告といたします。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2 0 番、中山弘幸君の発言を許します。

○2 0 番（中山弘幸君） 2 0 番、うき未来 2 1 の中山でございます。

質問に入る前に、去る 7 月 4 日の豪雨により多くの尊い人命が奪われました。心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。私も 7 月 2 2 日、2 3 日に、人吉市、相良村に後片付けの手伝いに入りました。作業が終わってから知人の案内で人吉市内を見て回りましたが、とても信じがたい光景でその被害が広範囲にわたっており、継続した支援の必要性を感じたところがあります。また 8 月 5 日には、八代市の坂本町と芦北町で被災者からの聞き取りを行いました。家が屋根まで浸水し、命からがら屋根づたいに裏の畑に避難したという経験も聞かせていただきました。その時の恐怖は想像もつきません。また、今月の 7 日の未明には、これまで最大級の台風 1 0 号が九州を襲いました。結果的には予想したほどの被害はなかったとはいえ、農作物は今後被害が出てくることが予想を

されます。そのような中、私は6日の午後4時頃より、三角町の避難所5か所を見て回りました。時間ありませんので詳しくは申し上げられませんが、戸馳農村改善センターは、自主運営ということで市の職員はおらず、地域の方々が献身的に運営され、ほかには職員の皆さんが大変な中、運営に当たっておられました。そこで感じたことは、空調設備の問題、間仕切りやテントなどの備品の問題、特に防災拠点センターにおける定員の問題などありますが、これらは執行部としても十分に把握しておられると思いますので、今後の避難所運営に活かされることを期待して質問に入ります。

あらかじめお断りいたしますけれども、大きい項目の2番目の青海保育園と大岳保育園の統合民営化の中で（3）を1に、（4）を2に、（1）を3に、（2）を4に変更をよろしく願いいたします。

それでは、まず仮称復興会館について質問をいたします。仮称復興会館につきましては、これまでの経緯で三角町に建設予定であることは理解できますが、聞くとところによれば、ほかの町にもそれぞれ建設されると聞いておりますが、どのような経緯でそうなったのかお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 熊本地震の復旧・復興への取組の1つとして、応急仮設住宅を各地区に整備し、被災者支援を行ってきたところでございます。

この仮設住宅は、県が費用を負担して県が建てたものでございますが、使用期間に制限があるため、入居された被災者の方々は、新たな住まいの再建に向けてそれぞれ移られている状況にあり、建物は順次、解体撤去などの処分が必要となります。

このような中、かねてから、県の担当部局より仮設住宅を有効活用してほしいと伺っており、その内容は、本来、仮設住宅は県が解体し、廃材等を撤去、処分することになりますが、設置している市町村において震災復興などへの活用はできないかというものでございます。

そこで今回、震災復興事業における熊本地震復興基金の交付金事業において、県産材を使用した仮設住宅の解体材を再利用する移築事業に着目し、これまで三角地区の要望等をはじめ、その他の地区の老人会や地域婦人会などから要望等があっており、復興会館の建設を計画したところでございます。

今後は、県の計画承認等の手続きをはじめ、建設候補地の選定や各種団体との調整を図りながら進めたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 具体的には、どのような要望があったのかお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 要望というのは、以前から要望書という形で出されてきていたり、実際に団体の方が要望活動に出てこられて、自分たちの活動ができる場所はないものだろうかという御相談でございました。

○20番（中山弘幸君） 仮設住宅の有効利用は理解できます。しかし宇城市がこれまで公共施設の統廃合を進めてきましたが、これは宇城市公共施設等の総合管理計画に逆行しているのではないかと思います。その点はいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 総合管理計画は不要なものは削減するということでございますので、必要なものはやはり建てていかなければならないと考えております。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。では、続いて計画の詳細についてのお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 仮設住宅の再利用（移築事業）といたしましては、老朽化した公共施設の建替えや遊休地の利活用を目的とし、さらには各地域の各種団体などから様々な御意見や要望などを伺っており、市民のコミュニティが形成できる仮称復興会館の建設を計画するところでございます。

また、利活用の方法については、様々な方が利用できる施設ではありますが、日頃から主に利用する各種団体の活動拠点となる施設でもございます。復興会館においては、光熱水費などの維持管理費用を原則、利用者負担とする管理運営で現在調整しているところでございます。

このほかに、築後47年が経過しました宇城警察署三角交番の整備についても、移築事業を活用することで移転協議を進めており、また、特に老朽化が著しい市営住宅などへの活用も検討しているところでございます。

現在の整備計画につきましては、当尾仮設住宅を本来のグラウンドに復旧する必要があるとございますので、その分の解体材を再利用するために必要な解体、移築にかかる費用を補正予算に計上されております。

また、各施設の規模等の詳細については、利用者団体等と協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 大体分かりますけれども、具体的に三角センター跡と交番、あと何か所あるかと思いますが、具体的な場所を教えてください。

○総務部長（成松英隆君） 現時点での仮設住宅の移築計画の候補地でございます。

まず、今御案内がございました三角センター解体後の跡地が1つでございます。

それと先般お話ししました、老朽化した松合の農業就業改善センターの解体後の敷地に、これは就業改善センターの代替施設として建設するものでございます。

それから不知火地区や豊野地区においては、市が所有します遊休地、また、老朽化した小川総合福祉センターの解体後の敷地と、旧小川郷土資料館跡地に整備を予定しております。

それから、松橋地区においては、県が今後整備を予定します動物愛護センターの建設に関連しまして、建設予定地について地元として受け入れていただいた東松崎

区に、地域振興策として集会場を整備する方向で調整しております。

利活用の詳細については、今後、予算成立後に県の計画承認の協議を要するため、県や各種団体と調整を図りながら進めたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） これは、財源はこちらから申し上げますが、県から4分の3、それから市の復興基金からということで、その点は評価しますし、住宅の再利用も評価いたします。ただ、市の総合管理計画の中でこの2ページの中で、いろいろと省略しますが、交付税の一般算定とかを見据えてできるところから順次施設の廃止、統合、移譲等を進めていく必要がありますとありますが、やはり今の状況をみると廃止、統合どころか逆に増えているんじゃないかと思いますが、その点はいかがお考えですか。

○総務部長（成松英隆君） これまで解体してきておりました三角センターも、これから解体するところでございますが、そういうところと、今回建設しております防災拠点センターを比較しますと、かなり削減しております。こちらの今回造ります仮称復興会館でございますけど、それまで含めたところでありましても、元の面積よりもかなり削減はできていると思っております。

○20番（中山弘幸君） 何度も申し上げますが、この取組自体は評価します。理解もしますが、やはり要望があったからといって、どんどんというのもあれですけど建てていくのは、ある意味逆行していると感じます。この点は今回予算も出ておりますので、是非、常任委員会で議論をしていただきたいと考えております。

次に、青海保育園と大岳保育園の統合民営化について質問いたします。民営化につきましても、法人も決まり民営化に向けて準備が進んでいると思いますが、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今回の民営化については、来年4月1日からの法人運営に向けて、両園及び法人が協力し、スムーズな移管に向けて取り組んでいくこととしています。

現在、青海・大岳の両園で行っている保育の継続性と、園児及び保護者と職員の間構築された安心と信頼を引き継いでいただくため、それぞれの園に勤務する会計年度任用職員の方々に就労依頼を行っているところです。

また、両園保護者と法人・市で構成する3者協議会を定期的を開催し、民営化後の園の運営について協議していくとともに、2園が統合することによる行事のすり合わせや、両園と法人との業務引継ぎ及び子どもと保護者への影響を最小限に抑え、スムーズな移行につなげることを目的とした合同保育や共同保育を、10月より実施することとしております。

○20番（中山弘幸君） 先日第1回目の3者協議があったと聞いております。聞くと

ころによりますと、保護者の中から本当に4月の開園に間に合うのかという心配の
声が私に入っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 心配されるのはコロナの関係で、園が休園になったり、
そういう事態になるのが一番心配なところでございますけれども、現状のところでは、
先ほど言いましたように会計年度任用職員の雇用をできるだけ継続をしまして、
スムーズな移行へとつなげていきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 今後、来年の3月に向けての課題等があればお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） ただいま申し上げましたように、現状の幼児教育・保
育施設においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図りながら、
保育業務を行っております。これは全国的な話でございます。

しかしながら、熊本市の保育施設において、保育士の感染が確認されたことによ
り休園措置がとられるなど、施設の休園を余儀なくされるような事態が、民営化対
象園で中長期的に発生した場合は、運営を引き継ぐための協議や両園合同による保
育若しくは園と法人による共同保育が、十分にできない可能性が考えられます。

これまでのところ、長期の休園を行うような事例は全国的にも確認されておしま
せん。来年4月1日からの法人運営に問題はないと考えておりますけれども、不測
の事態に備えて、いかに効率的かつ効果的に引継ぎに関する業務を遂行するかに主
眼をおいて、取り組んでまいりたいと思います。

○20番（中山弘幸君） それは理解できます。実は私は、青海小学校のPTAの役員
をしておりますが、去る8月7日に運営法人の方と青海・大岳両保育園の会長が学
校にお見えになられ、現在の青海保育園の場所では新園舎を建設するには場所が少
し狭いということと、また小1ギャップの問題などを考えたときに、青海小学校の
敷地に建設することが望ましいので、御了解をいただけないでしょうかということ
でありました。私の個人的な考えとしましては、保護者の皆さんがそう考えられる
のならばそれに沿いたいと思います。ただ、これまで現在の候補地に決まった経緯
もありますので、私が独断で判断はできませんが、皆様のお気持ちは理解しますと
しか答えられませんでした。執行部としましてもこのことは把握しておられると思
いますが、今後どのように対応されるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 中山議員が今御案内されたとおり、今回の青海・大岳
統合園の公募にあたっては、青海・大岳両保育園の保護者はもとより、地域の代表
である行政区長、小学校PTAの皆様の御意見をいただきながら、公募条件等を決
定しておりまして、新園舎建設予定地についても現青海保育園敷地に建設する案が
提案されまして、皆様の総意として決定した経緯がございます。また、移管先募集

にあたっては、決定した条件を基に宇城市内をはじめ、熊本県保育協会を通じ幅広く県内に公募を行っているものです。したがって、移管先法人決定後に市が条件を変更することは難しいと考えております。ただし、移管にあたっての諸条件のただし書として、法人からの新園舎更新について提案がある場合は、市と協議することとしております。これは、最終的には新園舎建設の実施主体が法人となるため、新たな提案等を可能としているものでございます。現在、両園保護者の合意の下、法人及び保護者が先ほど議員が話されましたとおり、小学校関係者との話し合い等を御尽力されていることは承知をしておりますが、市としましては、地域や学校関係者との合意形成がおおむねなされた上で、法人からの提案をいただきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今答弁にありましたように、確かに大岳・青海保育園の移管にあたっての諸条件の中で、ただし書にあるとおり、法人により新園舎候補地については提案がある場合は市と協議するとあります。今の市の対応は、地域や学校関係者との合意形成を保護者にも責任を押し付けておられるように見られますけれども、それは私はよくないと思っております。これまでの経緯は、最初市から青海小学校の敷地を候補地にと提案があり、小学校の保護者や地域の区長さん方からも問題点が指摘され、それに対する市の対策が十分ではなかったと理解しています。それで、最終的に地域の区長さん方、青海小学校の保護者、大岳・青海両保育園の保護者と市の担当者を交えた中で、現在の青海保育園の場所に建設することが決まった経緯があります。そのような中で保護者にその合意形成を求めるのは、余りにも気の毒だと私は思います。もともと移管にあたっての諸条件の中で建設予定地の変更を想定してあるわけですから、速やかに市と法人と協議をされて進めるべきだと私は思っております。その上でこれまで出された問題点・課題を解決していただければ、地域や学校関係者との合意形成も、スムーズにいくのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど申し上げましたとおり、これまで2年間かけて保護者の皆さんと話し合いをずっと続けてまいりました。最終的に小学校の保護者、それと地域の行政区長を交えたところで、皆さんの総意として決定をしたところでございます。そういうところで公募をかけておりますので、市の方から場所を変えるとかそういう提案はできないと考えております。法人さんは今のところ小学校で建てたいという希望がございますので、その辺保護者とすり合わせをしていただいて、合意形成がなされたところで、市の方は精一杯応援をさせていただきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） その立場も分かります。ただ、例えばPTAの立場で言えば、

同じ保護者ですから気持ちは大いに理解できます。しかし、合意形成と言われれば無責任なことも言えないことも現実であります。大岳・青海保育園の移管にあたっては、諸条件のただし書には、保護者や法人に合意形成を求めるというような文言はどこにもありません。よって、法人の提案があれば、速やかに市と法人で協議をされるべきではないかと思いますがいかがですか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、最終的に建設をされるのは法人の方です。提案自体は法人からされますけれども、それは保護者との合意形成があって初めてできることだろうと思います。

○20番（中山弘幸君） 今回のプロポーザルでは、1つの法人しか応募がなかったと聞いております。おそらく青海小学校校区は児童も減少傾向にあり、経営的に厳しいという判断もあったのではないかと推察をいたします。そのような中で唯一手を挙げていただいた法人でありますので、私も地域住民の1人としてできるだけの支援をしたいと考えておりますが、やはり合意形成と言われても、そこは地域にとっても市と話をしないと、なかなか保護者や法人と話しても解決しない問題もありますので、やはりここは市が中に入っていたかないと、なかなかスムーズに進まないのではないかと考えておりますので、ここは市が中に入って進めるべきだという指摘をしておきます。もし、答弁があれば。

○健康福祉部長（那須聡英君） 現在も、法人さんとたびたび協議をしております、その辺の準備を進めているような状況です。どうしたらスムーズにいけるかというような協議を常に行っておりますので、その辺は御心配いただけるのはありがたいですけれども、中山議員先ほど協力をされると話されましたので、そちらの方をよろしく願いいたします。

○20番（中山弘幸君） よろしく願いしておきます。

次に、3番目の地方創生臨時交付金について質問いたします。これまでいくつかの事業が行われていますけれども、これまでの実績についてお尋ねをいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 実績ですけれども、まず、事業持続化対策特別支援金は、8月25日現在、618事業所に対して交付決定を行っており、総額6,180万円を支給しました。交付した業種での上位は、宿泊・飲食サービス業が118件、建設業が106件、卸売・小売業が93件です。

次に、プレミアム付商品券は、直近の9月8日現在で申し上げます。販売対象者数58,573人に対し、購入された市民は49,391人で、商品券の購入率は84.32%となっております。

○20番（中山弘幸君） あと購入期限が2か月ほどあると思いますが、最終的にはどれくらい見込んでおられるのか。それと現在の使用率、どれくらい使用されたのか。

それと消費者の消費動向ですね、こういった店舗で使われているのか。おそらく全国チェーンの大型店舗等が多いのではないかと予想しますが、その点はどれくらいまで把握されていますか。

○経済部長（稼 隆弘君） まず換金総額ですけれども、8月25日現在で申し上げます。換金総額は4億2,556万円ですが、約44%の換金率であります。利用された事業者数は登録事業者数の約半数にわたる272件、主に小売業、飲食業、サービス業が占めております。この事業は来年3月まで続きます。現状把握できていますが、事業が完了していないため結果の分析は行っていない状況です。

○20番（中山弘幸君） 詳しいことは委員会でも議論したいと思います。前回の議会で、私がおそらく大半が食料品や日用品に充てられて、しかも大手の大型店舗に集中するのではないかと指摘をしました。このような店舗は、コロナの影響で逆に特需があったと言われており、さらに今回の商品券事業で特需があり、ますます店舗間の格差が拡大しているのではないかと思います。大型店舗が悪いとは言いません。もちろんそこには地元の方が多く働いておられます。しかし、今本当に影響を受けている地域の中小の事業者、特に飲食業にお金が回っているかといえば、そうではないと私は思っております。地域の中小の事業者が元気になって初めて経済効果があったと言えるのではないかと考えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。今議会に第2弾のプレミアム付商品券事業が提案をされております。この事業の実施にあたっては、まず第1弾をしっかりと検証すべきと考えます。また、先日の執行部説明会でも、議員各位から様々な意見が出されました。そして委員会でも今後審議をされます。それらの意見を参考にし、より効果的なプレミアム付商品券事業にすべきだと考えますが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（守田憲史君） 今、経済部長が言いましたように、昨日の段階で84.32%の方が購買で買われていまして、大変好評でございます。大型店舗その他の問題もありますが、そこに働いていらっしゃる方の支援でもございますので、同じ形がよろしいと考えるところです。

○20番（中山弘幸君） 同じ形なら、今度委員会でもう議論する余地がないように思いますが、委員会でもまた議論させていただきます。

では、今後の計画についてのお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、5月に第1次分の交付限度額約2億6,500万円が示されました。感染防止対策としてマスクや消毒液の購入、雇用維持や事業継続支援として利子補給等の金融支援、事業持続化支援金などの実施計画を策定しております。その後交付

申請を行い、7月8日付けで交付決定がっております。

また、第2次分については、6月に交付限度額約7億5,700万円が示されております。実施計画書の提出期限につきましては、今月18日ということで、現在実施計画を作成しているところでございます。

それでは、次に実施計画作成の考え方ということですが、市では臨時交付金の有無に関係なく、市民のために真に必要と考えられる事業に取り組んでおり、これまでに、感染拡大防止対策をはじめ、利子補給等の金融支援、事業持続化支援、プレミアム付商品券事業などを実施してまいりました。こういった事業も含めた感染症対策・経済対策に必要な事業の財源として、臨時交付金を有効的に活用していきたいということで考えております。

○20番（中山弘幸君） 先ほども申し上げましたけれども、第1弾のプレミアム付商品券事業や今回の飲食業への30万円の上乗せ、また子育て世帯への商品券の配布などは評価をいたします。しかし、先ほども申し上げましたけれども、第2弾のプレミアム付商品券事業につきましては、反対はしませんけれども、今のままでは賛成はできません。私は、プレミアム付商品券や飲食業の支援など生活者支援や事業者支援はそれなりに評価をいたします。一方、市民の皆さんが今何を求めているかということでございますけれども、それは、自分がいつ感染をするかも分からない、また感染した後はどうなるのか、重症化することは少ないというけれども後遺症が残るということもある。そのような不安が一番ではないかと感じております。これは事前に通告しておりませんでしたので、答えられる範囲で結構でございますけれども、例えば、先日河野正明議員も質問されておりましたけれども、インフルエンザの流行を見据えたとき、市民全員とはいかなくても子どもや高齢者に限定して、インフルエンザの予防接種を市が全額負担するというようなことはできないのかと考えます。またPCR検査が今の仕組みでは希望しても簡単にはできません。しかし一部では自己負担でできることも聞いております。今後は価格も下がり、多様な検査システムができると考えられます。そこで、市民が少しでも感染のリスクを回避できるように、PCR検査の一部を市が負担する、このような取組ができないのか。事前に頂きました資料によりますと、感染症対策等の項目に4項目ほどありますので、これを柔軟に解釈すれば可能ではないかと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず自己負担での検査についてお答えしますが、県の医師会それと歯科医師会に確認をしておりますけれども、独自で実施されている医療機関が1件だけございますけれども、そちらを除いて現状において検査を実施されているところはございませんし、その体制整備もできていないような状況で

ございます。

続いて、先般河野議員の質問にもお答えしましたとおり、国の取組として今後かかりつけ医等が相談及び検査できる体制を整備されることとなっておりまして、そのため今後インフルエンザの流行期を見据え、9月のできるだけ早い時期に、検査の需要、検査及び医療提供体制、検査能力等を都道府県ごとに計画の策定するように要請をすることとなっております。現状において新型コロナウイルスに関する状況は、刻一刻と変化をしております。先週からは変化はございませんけれども、引き続き医師会と連携して、国県の動向を注視しながら検査費用の一部負担等を含め、市民にとって安心できる医療提供体制の整備に努めてまいりたいと思います。

○20番（中山弘幸君） 検査医療体制の充実は分かります。ただ検査の前のインフルエンザにかからない対策も必要ではないかと考えて質問したわけですがけれども、その点、今後検討をよろしくお願いいたします。

次に、金桁温泉について質問をいたします。まだ開業してから1か月余りでありますがけれども、現在どのような状況で推移しているかお尋ねをいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） 開業後の状況についてお答えします。

7月15日に落成式を行い、翌16日から開館しております。開業後6週間の入館者数は、合計1,385人、一日平均約46人、最大は7月19日日曜日の97人となっております。入館者の地域別としては、三角町が35%、ほか宇城市内が15%、宇城市外が50%となっております。また、入館された多くのお客様より、大変良い泉質だったと感謝の言葉も頂いております。

当初計画では、一日当たりの入館者数を100人程度と見込んでおりましたので、約半数といった現状です。原因の1つとしては、近隣の温泉施設の入館者数も前年度と比べ減少していますので、新型コロナウイルス感染症の影響も大きいのではないかと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今、答弁にありましたとおり、現在のコロナ禍の状況また施設の規模からして、私は採算性を追及するつもりはありません。ただ、最低限の経営目標はあるべきだと思っております。市長から、先日小山薫堂さんのことや積極的に市外にアピールしていきたいという発言もありました。そこで、今後の展望と課題についてお尋ねいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） 今後の展望と課題についてお答えします。

採算性については、入館料など年間の収入については先ほどお答えした数値で試算できる状況ですが、開館してまだひと月半ですので水道料金、電気料金やボイラーの燃料代などの経常経費が全て把握できていない現状です。ですので、もう少し時間を頂戴したいと考えております。しかし、採算性の向上のためには、入館者数

の増加が必須だと考えております。

そのためには地域住民をはじめ、市内外のより多くの人々に愛されて利用していただくことや、リピーター客を増やす必要があります。そのため回数券の発行や風呂の日の設定など、入館者増加方策の研究・検討も必要だと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今、支所長から答弁がありましたように、私も最初から地域から愛される施設であるべきだと提言してきましたし、施設の規模からしても、まずは地域の人に気軽に利用してもらえることが重要だと考えております。また、道路の拡幅の質問もありましたが、民家が多く、道路の拡幅は困難ではないかと思えますけれども、くれぐれも安全対策には万全を期していただくように指摘をさせていただきますが、答弁があればお願いします。

○三角支所長（梅田徳久君） 金桁温泉施設に行く道路が狭いのは、十分承知をしております。今後道路等については、土木部の方で検討をなされるかと思いますが、三角支所としても交通がスムーズに進むよう、案内看板の充実等々考えていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今後、ますます来館者が増えるように期待をいたしております。

時間も少なくなりましたので、私が今回調査をしておりますので、その調査をちょっと述べたいと思います。後の件は、決算の委員会でも審議させていただきたいと思います。

この計画は、もともと市内中心部の渋滞緩和の目的で始まったと理解しております。今回、私は3回にわたって調査をしました。午前7時から8時までの間が1回、夕方の6時から6時40分の間が1回、また夕方の5時半から6時半の間、計3回の調査を行いました。前回の質問の時に調査をしましたけれども、その時は渋滞とまではいなくても、若干の混雑はありました。しかし、今回は朝夕ともにほとんど混雑はありませんでした。唯一、不知火支所前が高良の交差点付近辺りから混雑をしておりました。あとほかの市内ずっと不知火中学校から道の駅まで、また市内の旧3号線、そして県道鏡線、マクドナルドからダイレックス、市役所前、何回もここを通ってみましたけれども、ほとんど渋滞といえる箇所はございませんでした。原因は、私は不知火小学校前は、明らかに長崎久具線の開通の効果だと考えております。ほかの場所は明らかではありませんが、1つには、コロナウイルス対策で在宅勤務等が進んだこともあるのではないかと考えております。今後は、そういった在宅勤務等もますます増えることも予想されますし、交通量の変化等も考えますならば、事業費等々を考えたときに、なかなか費用対効果ではかなり無理があるのではないかと考えております。

時間も来ましたので、後のことにつきましては委員会で議論させていただきます。
これで私の質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 47 分

再開 午前 11 時 00 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 番、溝見友一君の発言を許します。

○10 番（溝見友一君） おはようございます。会派彩里、10 番、溝見友一です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

はじめに、7 月の豪雨と先日の台風でお亡くなりになられた方に対して、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方に対してお見舞い申し上げます。先日の台風で宇城市内での避難者数 9 月 6 日 10 時現在で 1,653 世帯、3,434 人と報告がありました。市民の防災意識が高まっていると感じたところです。宇城市においては甚大な被害がなかったことが、私は少し胸をなで下ろしているところです。そして、避難所対応に当たられた職員、自分の持ち場に当たられた職員の皆様にこの場をお借りしまして申し上げます。自分の家族がありながら職務大変お疲れ様でした。

さて、今年に入って新型コロナウイルスが世界的に感染し、いわゆるコロナ禍です。宇城市においても対応、対策に苦慮されています。宇城市独自の施策の 1 つでプレミアム付商品券は、経済対策はもとより市民の皆様にも喜んでいただいていると感じています。第 2 弾が出れば、さらに市民の方々も喜んでいただけると私は感じています。市長をはじめとして執行部、職員の御努力に敬意を表したいと思えます。商工会の方でも会員の皆様に無料で旗を配ったり、そんなことができて少しでも商工会の会員たちの売上げが上がるように、商工会の方でも努力しているところでございます。

7 月の豪雨対策の 1 つ、人吉に向けてボランティアバス運行、8 月土曜、日曜、計 8 回施行されました。先日の答弁でありました延べ参加者数 136 人、うち高校生 40 人、一般 51 人、宇城市職員・議員 45 人とありました。議員も多く参加されました。ボランティアバス以外でも、宇城市の商工会青年部をはじめとした多くの団体や市民の皆さんがボランティアに参加されたと聞いています。8 月 23 日日曜日のボランティアバスには、18 人が参加されました。その中に市職員が 2 人、

長谷議員、園田議員、三角議員そして私がその日は参加しました。ボランティア先が人吉市温泉街、人吉市中心部の住宅地で、築10年で祖母、父、母、一男一女の5人暮らしの家でした。事前の情報ではボランティアが行くのが今回で7回目と聞き、私の想像ではかなり復旧が進んでいるかなと思っていました。しかし、着いた家は2階建て、1階はまだ泥まみれ、2階に上れば机、ベッド、洋服、住んでおられた時とそのままの状態でした。2階で私の腰あたりまで水が来たことが分かる現状でした。早速、作業開始。その中の一場面で、長谷議員と園田議員の一輪車を押す姿を見て、参加したボランティアの人たちに勇気を与えていました。私と三角議員はなかなか休憩が取れずに困りましたけれども、少し話がそれました。7月14日の豪雨で1か月以上の日が続いている現状でした。築10年、5人家族、大手メーカーの建築、フルスペックの家、残されたローンのことを考えると。

今回質問したいことはいろいろありましたが、1つに絞りまして質問させていただきます。宇城市の定住・移住対策、住むのにちょうどいいまちづくりのためにできるだけ水害から市民を守りたい、宇城市を選んで住んでいた市民を守りたい、市長も執行部も思いは一緒だと思います。

排水対策について質問させていただきます。1、宇城市の排水対策について、
(1) 7月豪雨災害での宇城市の災害状況について質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 本年7月の豪雨災害の被災状況についてお答えいたします。

熊本県発表の集計データによりますと、宇城市で7月9日から14日までの連続した雨量につきましては、地区により異なりますが、多いところで総雨量が459ミリ、最大日雨量が294ミリ、最大時間雨量が61ミリの降雨がございました。

公共土木施設の被害は、道路、河川は105件、被害総額約2億2,500万円となっております。

なお、住宅等の被害については、床下浸水35件の被害が寄せられております。

○10番（溝見友一君） 35件の内訳は、どの地区が何件あるのかを質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 35件の内訳につきましては、曲野南区が17件、曲野北区が1件、久具地区が1件、松橋南11区が6件、松橋5区5件、御領5区が5件の合計35件であります。衛生環境課へ各行政区長より、床下浸水の消毒依頼のあった件数をカウントしたものでございます。

○10番（溝見友一君） 35件中29件が明神川、浅井手川の流域だと分かります。皆さんも曲野南区17件というのが、どの辺なのかというのがちょっと分かりにくいと思いますので、要は松橋高校前の橋から警察署辺りのまでのことを曲野南区の17件、久具1件がその辺り隣接されている久具ということで、やはりこの辺一

帯が浸水したということ、床下浸水になったということが分かります。この2つの川は大野川の支流です。消毒依頼をしていない床下浸水の家もまだあるとは思いますが、次の質問に移ります。

(2) 平成28年6月の豪雨災害から宇城市の内水対策の進捗状況について。平成28年度6月豪雨から4年が経ちましたが、これまでの市の対策状況の確認と市が実施した復旧対策工事があれば教えてください。

○土木部次長（梅本正直君） 平成28年6月の豪雨災害での公共土木施設の被災額は、道路・河川で145件、約13億600万円の被災がございました。令和2年8月末で、全ての被災箇所の工事は完了いたしております。そのうち内水対策の幹線に位置付けられております松橋町の浅井手川につきましても、被災した護岸延長約250mの復旧は、河川断面の狭い部分も拡幅するということも含めまして実施しております。平成30年度中に工事を完了しております。また、浅井手川につきましても、河床のしゅんせつ事業を平成29年度に行っております。

○10番（溝見友一君） 浅井手川に関して、今できること復旧・河川断面の拡幅工事、しゅんせつ工事とあり、その周辺の住宅は床下浸水が少なくなったと考えられ、効果があったと推測されます。しかし、現状では工事をするのが難しい場所等があり、今後の課題も残っています。

次の質問に移ります。(3) 宇城市の内水対策の計画について、宇城市内で内水対策に関して実施している事業があれば教えてください。

○上下水道局長（大塚和博君） 内水対策に関しまして、当局で行っている事業がございますので説明させていただきます。

下水道事業につきましては、汚水事業とともに雨水事業があります。この雨水事業としまして、現在、国の事業認可を受けまして、松橋不知火公共下水道区域について内水対策事業を進めております。

地域としましては、不知火支所を中心とした高良地区と、市役所本庁舎を中心とした大野地区と、松橋町の旧大野川と明神川合流部を中心とした曲野久具地区の3地区であります。いずれも雨水ポンプ場を建設して、隣接河川に排出するという計画であります。

現在、3地区とも住民説明会を終えまして、これから具体的な工事設計を行うところであります。3地区の事業完了につきましては、10年後の令和12年度を目標に事業を進めております。

○10番（溝見友一君） 3地区の事業は、地域の住民にとって重要な事業だと考えます。10年後ではなく早期完了を強く望みまして、次の質問に移ります。

(4) 大野川・明神川の県の計画について、近年の宇城市の災害状況を踏まえて

熊本県が管理する大野川・明神川の河川整備計画、現状について質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 管理者であります熊本県に確認をしたところ、大野川については支川の明神川を含め、河川整備計画に基づき河川改修を実施しており、現在は、明神川に架かる大野橋の架け替え工事のための借地補償交渉等を進められているということでした。

その後、大野橋の架け替え工事に着手し、これらの事業進捗を踏まえ、大野川本川の河道掘削や上流側の河川改修について取り組んでいくとのことでした。

○10番（溝見友一君） 上流工事はいつから始まるのか。実施設計はできているのか。用地交渉等は進められておられるのか。また、大野川整備計画全体の最終完了年度はいつになっているのかを質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 計画につきまして、宇城地域振興局に確認いたしましたところ、上流の河川改修工事につきましては、平成6年頃に実施設計を行っており、部分的に用地買収が完了しております。用地交渉が難航している箇所もありますが、今後も取得に取り組んでいかれると伺っております。

具体的な着工時期については未定ということになります。現在、取り組んでいる大野橋架け替え工事の進捗を踏まえ、今後優先順位を検討して対応していくとのことでした。

大野川河川整備計画の最終事業年度については、現在の予定としましては、令和24年度頃の見込みとのことになります。今後宇城市としましても、引き続き早期完了を求め要望を続けてまいります。

○10番（溝見友一君） 実施設計が平成6年頃に行っていて、令和24年頃には完了予定とありましたが、約50年の事業になります。遅すぎるのではないのでしょうか。大規模な予算の事業でしょうか。引き続き早期完了を県に要望活動を行っていただきたいと強く要望しておきます。我々議員としても要望活動を行ってまいります。

次の質問に移ります。（5）浅井手川・尻川の市の計画について、宇城市が管理する浅井手川・尻川において、今後何らかの対策を実施するのかを質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 松橋町、不知火町の市街地を流れます両河川の流域については、以前から浸水被害に悩まされている地域でございます。現在のところ港川防潮水門から松火橋までの区間につきまして、土砂のしゅんせつが可能であるかないか、それを今検討しているところでございます。また、この土砂の一時仮置き場及び搬出先の調査も現在実施しております。

○10番（溝見友一君） 是非、浅井手川のしゅんせつを望みます。しかし、しゅんせつ場所は下流側で、浅井手川上流の築切ため池、上の原団地の北西側から下流にかけて浸水被害があっていますが、対策を考えているのか質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 築切ため池から下流の国道266号までの区間につきまして、浸水被害が発生していることは把握しております。現状としましては、宅地開発が進んでおりますが、開発前の田園地帯の用排水路が多く現在も利用されており、現況の水路では処理しきれない量の雨水が入ってくることが原因だと思われます。水路拡幅を計画する場合、住宅が密集しているため改良工事をすぐに行うめどは現在のところ立っておりません。

しかしながら現在のままでは、今後ますます増えると思われる大雨のリスクには対処できないおそれがございます。今後の方針としましては、ハード整備だけでなくソフト事業を含めた流域内での流出を抑制するような方法も研究しながらやっていきたいと思っております。

○10番（溝見友一君） 先ほど言った場所がどこなのかなという感じがあるかと思います。分かりやすく言うと、旧宇賀岳病院の裏手の方です。松橋ではいわゆる高い土地の所なんですけれども、そこが今浸水しているという被害になっています。もちろん昔は田園地帯で、今は住宅地、昔は松橋小学校の周辺は、私が小学校の頃でもほとんど田んぼだったところです。そこが今住宅地となり、排水処理ができない。住宅が建ち並び水路拡幅は難しいのは私も重々承知しています。執行部も御存じかと思いますが、築切ため池から明神川に水路が流れています。拡幅して流すことも考えられますが、先ほどの（1）（4）の質問でありましたように、今の現状では明神川への流れを増やすことは難しいと考えます。今考えられることはいくつかあるのですが、1つが新築の家の雨水槽若しくは雨水桝、雨水貯槽等の補助を出し、新築の時にはそこに雨水槽、雨水桝をつくって水の流出を少し遅らせるという補助があれば、新築の対象のところが増えていくと、雨水が流れてくるのを少しでも遅らせるのではないだろうかとも私も考えているところですが、私も勉強し、提案してまいります。執行部の方も調査・研究・協議を要望しておきます。

最後の質問に移ります。今までの（1）から（5）までの質問で、皆さんもお分かりだと思います。要は、明神川・浅井手川が支流で大野川がメインの川となっています。そこに今、水が溢れて住宅地への浸水になっているのは、この（1）から（5）の質問で皆さんも御理解できたのかなと思っております。そのために何をするべきかということで（6）大野川・明神川・浅井手川の流域に、神奈川県鶴見川多目的総合競技場を含む新横浜公園のような遊水地が必要だと考えますが、市の考えを質問します。その前に、鶴見川多目的遊水地について簡単に説明します。鶴見川はもともと洪水が起きやすく、古くから暴れ川と呼ばれていた。1958年の狩野川台風では、鶴見川地域2万件が床上浸水する大被害があった。1970年後半に事態を重く見た建設省（当時）が関連する自治体と協議をスタート。1980年

に流域全体で進める総合治水対策が、全国に先駆けて鶴見川で実施された。2003年の運用開始後、下流の氾濫は一度も起こっておらず、暴れ川を制圧した格好となったと記事がありました。それと10年前ほど、岸慶応大学教授の講演会で、現名誉教授だそうです。遊水地には短所もあるが、山などに降った雨は地域を潤し、時には大暴れする。40年前に首都圏で具体化した総合治水対策は、流域思考に基づいており、現在でも日本全国で十分に通用する。堤防強化などにこだわるのではなく、まずは浸水被害があった河川の中流域に遊水地を設けられないか、国や自治体が検討してはどうかと、2019年の10月31日の記事にもありました。教育長も分かると思いますが、この場所は今、日産スタジアムの場所です。宇城市の考え方を質問します。

○土木部次長（梅本正直君） 今の溝見議員と重複する部分もございますが、資料によりますと、鶴見川の多目的遊水地は、河川の堤防を片側だけ低くしまして、豪雨時に一時的に河川水を取り込み、河川の水位上昇を低減し、洪水を防ぐ目的で建設されたものでございます。

昭和50年代に計画が策定され、平成15年に運用開始し、運用開始以降は豪雨時でもかなりの量の貯水を行いまして、下流の水位低減に効果を上げているとのことでございます。

市といたしましても、限られた河川の幅の中で河川の氾濫を防ぐためには、一時貯留することは洪水対策の1つの方法であることは認識をいたしております。

○10番（溝見友一君） この提案も、本来であれば内水対策の根源とまで言っているのか分かりませんが、不知火海湾奥部の影響が大きいと考えています。議会でも不知火海湾奥調査特別委員会が設置され、幾度となく国県に要望活動を行ってまいりました。私も携わって10年になります。副委員長を経験させていただいたこともあります。なかなか進まないのが現状だと認識しています。私もある会議に出席したときに、もちろん八代海、不知火海というのが一緒のようなイメージでされていましたが、八代海が八代海再生ということで、排水対策とは逆行した考え方を持たれているということがありまして、私もその時の県議の委員長と会議場で激論して、最後にはちょっと怒られた経験があったのを今思い出しているところです。宇城市でも湾奥部に対する協議を熊本県と行っていると考えますが、協議の実情、進捗状況を質問します。

○総務部長（成松英隆君） 平成30年6月に担当者によるプロジェクトチームを設置し、県と継続的に意見交換を行ってまいりました。県では、浅海化の状況を平成30年3月と9月に調査されており、ここ12年間では、部分的な堆積・浸食は確認されたが、浅海化は進んでいないとの結果が出ております。しかしながら、排水機

場の改修や河川の護岸工事など、市で実施できる対策は講じているものの、内水被害は毎年出ている状況でございます。

県の行った調査は、環境問題を主眼としているため、防災対策の調査としてはいかなものかと感じております。

また、昨年度に調査を終えたとの報告を受けておりますが、県議会への報告を行った上で市への提示を計画されているところでございます。

○10番（溝見友一君） 先ほど答弁でもありましたように、浅海化が進んでいないということで、私たちも聞いていて、議員もびっくりしてそんなことはないだろうと感じながら、でも地震があったりそれで地盤が動いたのではないだろうかという議論はしているんですけれども、本当に不知火海湾奥の改善改良は、内水対策の重要な課題だと考えています。しかし、この湾奥問題をずっと議論だけして、この後10年後、20年後、30年後も議論だけで終わってしまえば、これから多くなるだろうと予想されているゲリラ豪雨、1時間当たり100ミリの降水量が降ってくるのが言われています。そのことを考えると、今できることの対策ということで、並行して遊水地の計画を立てていただきたい。不知火海湾奥の環境が改善しない状況が続くのであれば、鶴見川のようなまずは遊水地を、その後遊水地の利用活用とした総合グラウンド、県大会などで開会式ができる野球場、駐車場約2,000台以上の整備が有効な手段と考えます。また、市が事業を進めている大野川リバーサイドロード（仮称）線が完成すれば、松橋インター、国道3号、県道14号からのアクセスがよく、この道路の利用価値も高まると考えます。市長のお考えを質問します。

○市長（守田憲史君） 県において、令和24年度頃まで大野川の河川改修が計画されています。この整備は、50年に1度の確率で降る大雨に対応できる計算で整備されていると伺っております。溝見議員御指摘のとおり、改善は遅いと認識しています。

現在実施中である県の護岸整備計画の早期完成を要望するとともに、遊水地などの必要性の検討も、県へ強く強く要望してまいります。

○10番（溝見友一君） 国県へまずは働き掛けを強く要望しておきます。先ほど野球場と話しましたが、今いろんな動きが熊本県内の方でも行われています。1つが、1つの企業が熊本県にプロ野球チームをつくるということで、発足されるのが間近だとも聞いています。たまたまその社長が、私の高校の時の野球部の同級生で、頑張っている姿をしっかりと見ているところなんですけれども、熊本県と大分県にプロ野球チームができ、ソフトバンクの3軍と四国リーグの一部のチームと九州でリーグ戦をやりたいということで、今働き掛けをされていることを記事でも読

んでいます。本人とも会話をしているんですけども、そういった意味では、駐車場がしっかりあって、交通の便がいいところに野球場があれば、この辺の活気、経済効果にもつながると思い、遊水地のあくまでも利用活用として総合グラウンド野球場というのを提案したところでございます。

私も、市長が言われていましたように、松橋駅の西側のバスケットのアリーナ計画、これも間違いなく私も必要なことだと思っています。今日、実はネクタイを付けているのはバスケットのネクタイです。野球のネクタイではなくて、やはりそういった意味ではいろんなスポーツを応援していくのも、議員の仕事だと思っています。野球だけに限らず、テニス場が足りないとか、武道場が足りないとか、ナイター設備が少ないとかいろんな情報がありますけれども、今日、先日送られてきた教育部からのアンケート調査がたまたま私の方にやってきて、いろいろ状況を把握されているのだと、努力されているのだというのは理解しているところでもございます。

最後になりますが、まだまだコロナ禍の中です。まだ市民の皆様の安全のために安心のために、職員の方々のますますの御努力をお願いします。そして、市長、副市長にも更なる御活躍を祈念しまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 45 分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番、高橋佳大君の発言を許します。

○6 番（高橋佳大君） 皆さんこんにちは。6 番、彩里、高橋佳大です。議長のお許しがありましたので、通告した大きく 3 点につきまして質問いたします。

まず、熊本豪雨で亡くなられた方々の御冥福と被災された方々にお見舞い申し上げます。また、先日の台風 10 号は、今まで経験したことのないような台風の予想でありましたが、心配する懸念も少なくなり、市内の方々も大変安堵され、被害も最小限に抑えられ皆さん喜んでおられます。安堵されています。しかし、手放しには県外の方に不幸なことがあり、喜べません。

それでは、早速質問に入ります。1 番目の小川・砂川河川の関連について質問いたします。近年、全国各地で河川の氾濫が頻繁に起きています。熊本も 7 月の集中豪雨で大災害が起きました。河川の氾濫は一瞬にして人命や家屋、財産などを濁流

によって飲み込まれ、甚大な被害が出ます。ここのところを踏まえて、砂川も1か所だけ豪雨時に懸念されるリスクのある箇所があります。

そこで本題ですが、国道3号線に架かる新砂川橋の完成後、旧橋はなぜ撤去されなかったのか。また、市は老朽化した橋を現状のまま存続するのか。ほとんど利用されていない旧橋の歩道橋は、橋脚は全部で5本あります。橋脚が多ければ豪雨時に上流から流れる流木や草などが引っ掛かり壊れるか、流れを阻害して水が堤防を越えて越水するか、堤防の決壊につながると思います。地元の方も大変危惧されておられます。もし被災があれば大々的な甚大な被害が出ます。7月豪雨の人吉、八代の被災状況をみますと、橋脚を減らすか、撤去した方がいいのではないかと質問いたします。

○土木部次長（梅本正直君） 国道3号砂川橋上流の旧橋は、本線橋を新設した際に下り線側の歩道として再利用するため存置し、現在においても砂川橋橋側歩道橋として国が管理をいたしております。

また、ほかの橋りょうと同様、定期的に点検を実施し、今年度、橋りょうの補修を実施すると聞いております。

市といたしましても、旧橋を存続するか否かについて、交通の安全面と防災面を考慮しながら、橋りょうを管理します国、また河川を管理します県とそれぞれ協議をし、また研究を進めたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） この問題につきましては、私が1期目の最初の建設経済常任委員会で橋の議題が出た時、橋脚が何本もあるから洪水の危険性があるから解体はできないものですかとお願いしたら、当時の部長が当初は解体の方向で進んではいたが住民の要望が何かの都合で解体されなかった。後で報告しますとのことで、委員会の案件ではなかったのも、そのまま追及もせず今回まで先延ばしの案件になったわけでございます。

旧橋は、昔のことで使用もなく真相は分かりませんが、普通なら他の自治体を見ても、新橋が完成した時にその予算と一緒に解体されるべきだったと思います。現在は橋側歩道橋として国が管理し、今年度橋りょう補修をされるとのこと、1934年に建設されたほとんど利用されていない歩道をどこをどうされるか分かりませんが、地元住民の願いは橋脚が何本もあつたら、障害物となり、豪雨時に川の流れを悪くして氾濫の危険性を危惧されています。河川の砂川の昭和46年、昭和47年の大災害の時、東小川の橋脚が何本もある鉄筋コンクリート橋でございましたが、流木などが引っ掛かり橋をそのまま押し倒し、橋自体が堤防となり、川の流れが変わり県道沿いの家々を吸収し、一瞬にして濁流に飲み込まれ多数の犠牲者が出ました。当時の惨事を時代とともに風化させることなく、リスクのある箇所は

事前に対処し、国土強靱化の防災のまちづくりを目指して被害を最小限に食い止める施策こそ、自然災害を未然に防ぐことが必要な課題だと思っております。

答弁で、今後市としても旧橋を存続するか否かは、交通の安全面と防災面を考慮しながら、国県と協議をしながら進めるとあり、是非、地域の理解者となられ、感謝されるような対応を切に願って、次の質問に入ります。

2番目の河川内に堆積した砂のしゅんせつでございます。毎年、年々増え続ける砂の堆積は、名前のごとし砂川の由来で、どこからこんなに砂の流出があるのか不思議に思う日もあります。転々と砂川の堆積が見られ、川幅を狭くして川床が上がっている状態でございます。河川の氾濫を防ぐには、水の容量を保つために河川の拡幅、川床の掘削、または堤防のかさ上げなどが必要です。現在堆積が著しいのは蓮仏堰下流付近、小川小学校裏付近、旧J A付近、国道3号の砂川橋付近から下流へ年々増大して、地域住民の方々の不安となっております。砂川河川の堆積する土砂のしゅんせつを市から県へ、下流からでも結構ですので、年間に1か所ずつでもいいですので、要望はできないかお尋ねいたします。

○土木部次長（梅本正直君） 砂川におきましては県の2級河川ということもあり、堆積した土砂撤去をはじめ、その管理は熊本県が行うことになっております。

砂川河川の土砂堆積につきましては、毎年度市から要望を出しておりまして、定期的に対応していただいているところでございます。

今年度は、新田地区のJ Rから黒橋までの間、この部分につきまして堆積土砂を撤去すると聞いております。

議員御質問の土砂堆積場所につきましては、蓮仏堰下流付近、小川小学校裏付近、旧J A付近、国道3号の砂川橋付近から下流、これにつきましても現地に出向きまして堆積している状況を確認しております。

特にこの地域は、昭和46年、昭和47年に連続して大水害が発生したこともあり、近隣住民は、豪雨時には相当な不安を抱えておられることも認識しております。

この区間においても再度県へ報告しまして、土砂の撤去を要望してまいります。

ただし、撤去の作業を行う熊本県も土砂撤去をする際に、搬出場所の確保については、担当者も相当苦勞しておられます。もしよろしければ要望される地元におかれまして、しゅんせつ土砂の搬出先の情報提供など御協力をいただければ、大変スムーズに事業が進行するものと思われまます。

この砂川の河川しゅんせつは、今後も引き続き状況を注視しながら、熊本県に強く要望してまいります。

○6番（高橋佳大君） 答弁では、市も毎年度要望を提出して定期的に対応をいただいております、今年度は、新田地区のJ Rから黒橋間の堆積分を撤去するとのことで、大

変御尽力ありがとうございます。土砂の撤去につきましては、県も市も廃土の捨て場所に苦労されていると聞きます。地元住民もしゅんせつの予算が取れて、工事ができるようであれば、事前に廃土の場所の情報提供など全面的に協力いたしますので、よろしくお願いいたします。

3番目の次の質問に入ります。現在、この通りはスマートインターチェンジの入口、出口になっており、非常に交通量の多い目立った場所に災害慰霊碑が設置しています。通行中、市内外の方々が車道から見ても、記念碑の本体の部分が損壊していたら不思議に思われることと思います。市自体の怠慢と悟られても致し方ないような気がいたします。

そこで、河川堤防の側に、昭和46年から昭和47年の砂川災害慰霊碑が熊本地震で倒壊したままになっていますが、修復は困難なのかお尋ねいたします。

○小川支所長（中村義宏君） 平成28年に発生した熊本地震で倒壊した、稲川市民グラウンド敷地内に建てられていた砂川災害復旧記念碑の修復については、当時から考慮してきました。

しかし、熊本地震復興事業の中で記念碑や墓地等の倒壊が甚大で、全ての要望に対応するためには多額の予算を要し、またこの記念碑復旧に対しましては、その管理者の特定ができず、補助の対象としての選定も難しくそのままとなっていたところです。

この記念碑の建立者につきましては、昭和54年に発生した旧小川町役場の全焼火災により、当時の決算書等が焼失し特定はできませんが、記念碑の建立場所や碑文の内容、広報紙などから当時の小川町が建てたものと推測されます。

このことから、この災害復旧記念碑につきましては、今後、市が管理する災害復旧記念碑として修復も含めて検討してまいります。

○6番（高橋佳大君） 何回か修復の要望もしましたが、建設者の特定ができず管理者の選定が難しく、補助の対象として沿わない部分もあるとのことでしたけれども、今回の答弁で建立の場所、当時の広報紙の内容から小川町が建てたものと推測されることから、今後は、市が管理する記念碑として修復も含めて検討するとあり、一歩前進した思いであります。どうぞよろしくお願いいたします。

少しだけ時間も余るようですので、建立の碑文を抜粋して紹介したいと思います。昭和46年1971年7月21日夜半より、翌22日未明にかけて未曾有の集中豪雨が当地域を襲撃し、歴史に記録すべき大水害を引き起こした。主に砂川上流の山間地を襲った500ミリの達する豪雨は鉄砲水となって、山肌を削り取り、谷間の田畑をえぐり、本流砂川に流れ込み、さらに勢いを増した濁流は堰を壊し、橋を押し流し、左右の堤防を決壊して荒れ狂った。特に蓮仏権現橋上の右岸道路を崩して、

流れ込んだ激流は一瞬にして人と家屋を飲み込み、南小川、蛭子町を吸収して町部に侵入し、さらに平坦地を襲った。一夜にして被った水害は死者6人、床上浸水住家358棟、床下浸水住家2,512棟、橋の流出112、被害額は前年度町予算額の約9倍にあたるものであった。しかも翌年の4月5日夜半、再び350^ミに達する豪雨が襲い、被害額18億4,200万円の再撃を受けた。2年続きの激甚な水害で町は苦境に陥ったが、国県の援助の下、町が一丸となり、砂川の護岸及び災害の復旧に立ち上がり見事完成したのである。中略をいたします。往事をしのび犠牲者の冥福を祈るとともに、朝夜の協力に感謝し、再び悲惨な水害が起これぬことを念願し、ここに記念碑を建立する。昭和50年4月21日、小川町長守田格。市長のお父さんでございます。小川町出身の沢田知事さんを筆頭にそうそうたるメンバーの方々の名前で刻印してあります。しかし、もうほとんどの方が故人となられ、語られる人も少なくなっています。私もこれをずっと読んでいきますと、涙が出てきます。災害は忘れた頃にやってくると申します。日頃の危機管理の意識が必要ではないでしょうか。市長、記念碑も含めて砂川の整備にどのような見解があるのかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 49年前の氾濫で犠牲となられた6人の冥福を祈るとともに、この悲惨な水害を将来にわたり忘れず、今後の教訓とするためにも記念碑の修復については前向きに検討します。

また災害発生のリスクを最小にするためにも、しゅんせつも含め砂川整備につきましては、引き続き県へ強く要望してまいります。

○6番（高橋佳大君） 市長、ありがとうございます。悲惨な水害を将来にわたり忘れず、今後の教訓として後世に伝えていくことが、私たちの使命と思っております。記念碑の修復は前向きに検討すること、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。2番目の宇城市消防団についてです。まず初めに、宇城市消防団の皆様には昼夜を問わず、市民の生命、財産を守る使命と地域防災のために活躍されていることに、心から敬意を表します。

近年、全国で大規模な自然災害が頻発しており、消防団員の役割は年々拡大しております。そのような中、消防団員の減少は全国的にも顕著で大きな課題となっています。そこで、本市の現状と少子化傾向と、若者が流出する中での団員の地域編成の枠組みや構成などで無理はないのか。団員の減少で消防団活動に与える影響またその対策をお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 令和2年4月1日現在の消防団員数は1,572人です。平成17年合併当時の団員数は1,850人で比較しますと、278人の減少とな

っております。特に、平成29年度から消防団自らが組織再編に取り組み、一昨年度に約160人という大幅な団員減少になりました。

その理由というのは、団員個々の消防団活動をそれぞれ班ごとに精査しまして、活動実績が乏しく、今後も活動が見込めない団員たちの整理を行ったことが大きな要因となっております。

また、一部の地域では、団員の人員確保に苦慮しているところもあります。団員が少ないところでは、火災現場での消火活動や異常気象時の避難誘導など、非常時の活動に大きく影響するものがあると考えております。そのため、近隣地域での統合を行い、その結果、班が117班から111班へ減少しております。班の統合は、あくまでも地域の自主性を持たせた統合計画となっております。行政区間の調整が必要なため時間を要することもございます。しかし、市民生活の安心・安全のためには、必要に応じ進めていかなければならないと考えているところでもございます。

団員の減少による消防力への影響を最小限にとどめるため、平成24年から機能別団員制を導入しております。平日昼間の災害時に対応できる消防団員を確保するための措置ですが、現在は、夜間の火災等にも活躍されております。

消防団員の減少は本市の課題でもあり、全国的な課題でもございます。本市では昨年、消防団の安全を確保するため、全団員へ活動服・安全靴の配備を行ってまいりました。また、広域化している災害等に備えるために、今年度長距離型のトランシーバーの購入も予定しております。

今後も、国や県、地域の協力を得ながら、団員の確保、装備の充実に努め、消防団活動を支えていかなければいけないと考えております。

○6番（高橋佳大君） 団員数は合併当初より278人の減少で、現在1,572人の団員数とあり、昨年度消防団員自らの組織再編で160人の大幅な団員減少となったとあります。やはり原因として、指揮班を維持していく人材不足、地区間での不公平感も考えられます。昨年の暮れに私も地元の団員の方々から、少ない人数の中での指揮班の維持は難しい、やめて地区の自主防災組織で構成したらどうか、その方が年間の活動費も地区から出さなくてもいいし、その分地区の年会費などの軽減にもなるなど。また、火事の際は広域消防署があるからなどといった存続に逼迫した意見もありました。確かに、今は私たちの現役の時と比べて若者が中心街、県外への流出で活動に苦勞していることは事実です。私もここでネットみたいに、そうね、いいねと、同調もしたいとは思いますが、やはり消防団は地域の若手のリーダーで、多種多方面にわたり活躍され、中心的な役割を果たす地域の活性化を担う頼もしい存在の組織です。私もこのような問題提起をしている地区には、行政の方々、区長、関係者を交えて統合なども含めて何が不満なのか、どうすれば

納得するのか、相手の話に十分耳を傾け、あの手この手を尽くし根気よく接点を見つけて、打開策を探る議論が必要だと思います。統合には行政区間の調整もあり、時間も要するでしょうが、消防力の低下にならないように努力してもらいたいと思います。対策としては、平成24年から平日の昼間の災害時に対応できる機動別団員制の導入や、全団員への活動服、安全靴の提供、そして今年度は長距離トランシーバーの購入の予定などもあり、消防団活動に支障を来さないようになるべく要望に応じて、団員の減少の歯止めになるように、市としても努力されていくことも十分に伺えます。引き続き、団員の方々の意識の改革も含めて、市には消防団存続のために消防団活動を支えていてもらいたいと思います。

次の質問に入ります。大きな3番目の質問でございます。7月の4日、豪雨により甚大な被害を受けた人吉球磨、芦北町、八代市の被災地に県内から多くのボランティアの方々が連日復旧のお手伝いに行っておられます。私も行きました。熊本地震とは様相が変わり、県内在住の方限定のボランティア募集で、現地では人手不足により後片付けが思うようにはかどらず、非常に困っておられたのが事実です。手伝いに行かれる方も、新型コロナウイルスや熱中症などの心配もあり、体調面を気遣いながらも少しでも人の役に立ちたい一心で活動に参加しております。本市も県や他の自治体と同様に無料バスを運行して、被災地の復旧に尽力されていることを住民の方々も高く評価されていると思います。これからも幾度となく起こり得る災害、ボランティアとして活躍される方々に、保険料の免除または負担の軽減はいいかなものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど溝見議員から御紹介があり、繰り返しになるかもしれませんが、8月に実施した市主催の災害ボランティアバスの運行では、延べ136人の参加がございまして、熊本地震を経験した宇城市民のボランティア活動に対する意識の高さが表れた結果となっております。

災害ボランティア活動に参加する場合は、社会福祉協議会が取り扱うボランティア保険に加入することが条件となります。今回のバス事業を計画するにあたり、この保険料の負担についても事前に協議をしておりますが、ボランティアバスを利用せず、個人や各種団体、有志グループ単位で活動に参加されている市民の方々が多数おられる状況を踏まえ、今回の事業ではバスの運行経費のみとし、保険料については自己負担をお願いしたところです。

今後は、バス運行や保険料助成なども含めて、県内他市町村の動向に注視するとともに市社会福祉協議会と協議・調整を行ってまいります。

○6番（高橋佳大君） 保険料の自己負担には、今後は県内市町村の状況確認や社会福祉協議会との協議を行い検討するとありますが、今他の自治体でも保険料の免除な

どの助成を行っているところもあります。しかし、今回市は独自のバスを出したので、そこに重点を置いたというところで、保険料の支払いの協議までには入っていませんでしたとお察しします。

被災者支援には、行政、災害ボランティアセンター、NPOなどの連携が必要で、支援の本来の姿は法律では行政が担うものであり、責務は自治体にあると規定されております。しかし、行政だけでは困難なため、市民全体の支援が、社会福祉協議会が災害物資を運営し、仕組みもできたと思います。ここから考えますと、ボランティアの方々は行政の手助けをしているように感じられます。保険料はわずかな金額ですが、参加される方のやはり趣旨を尊重されて、助け合いの共助の精神の育成を目指して、誰もが気軽にスムーズに参加できる環境づくりをお願いいたします。

今回の人吉球磨、芦北町、八代市、大変甚大な被害が出ております。人ごととは思えません。こういう意味でこのボランティアの方々も、やはり善意で行ってお手伝いされているということでございます。その分、少しでも負担軽減になるように、市としても御努力をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時18分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、福田良二君の発言を許します。

○13番（福田良二君） 皆さんこんにちは。お昼の大変な時間になりましたけれども、最後まで御清聴よろしくようお願い申し上げます。清風会、福田でございます。

まず最初に、先般発生しました熊本豪雨災害また台風などで被災された多くの方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方の御冥福をお祈りするところでもございます。何か小さなことでもできることはないか、今考えているところでもございます。本市におかれては、災害に弱い中山間地域が多くあります。今後の予算措置、大変期待しているところでもございますのでよろしくお願い申し上げます。

議長にお許しをいただきましたので、通告に従い質問に移ります。最初に、本市に熊本地震で被災された方に災害公営住宅が提供されておりますが、その経緯と現状はどうなっているのか、執行部にお伺いをいたします。

○土木部次長（梅本正直君） 災害公営住宅の建設は、市内で半壊以上の被害のあった

約1,300世帯にアンケートを行い、建設戸数を181戸としました。令和2年3月までに全戸完成しておりまして、希望された方全員の入居が完了いたしました。

整備に要した事業費は約47億円で、その4分の3が国からの補助を受けております。181戸の地区ごとの内訳は、不知火町内が2地区20戸、松橋町内が4地区95戸、小川町内が3地区46戸、豊野町内が20戸、それと集会所1棟でございます。

○13番（福田良二君） 今、現状の御説明がありましたけれども、新設された海東・小野部田地区の災害公営住宅に、今多少の空室があると聞いているところではありますが、ここに子育て世代あるいは生活弱者の受入れを地域から要望を受けておりますけれども、今、海東地区は高齢化あるいは子育て世代の流出で、海東小学校の複式化が進んでおり、将来は統合を見据えたところに今差し迫っているところではありますが、これを解決し、地域に活力を取り戻す手法として、このことができないものか執行部にお伺いするところでございます。

○土木部次長（梅本正直君） 現在、仮設住宅にお住まいの方々の住宅確保の状況を調査いたしましたが、全員の恒久的な住まいへの移行ができたということで確認ができております。国と復興住宅の市営住宅としての使用の協議を行い、早急に市営住宅として入居者の募集を行う予定でございます。

また、学校等に近接している復興住宅については、熊本地震からの創造的復興ができるように被災者に加え、子育て世代等を優先した募集を行う予定でございます。

○13番（福田良二君） さらにその先の質問でありますけれども、子育て世代で全室埋まるということが考えられない場合、やはり有効活用をしなければならないと地域の問題として考えるところでありますが、ここに一般の方の入居ができないか、ひとつお聞きしたいと思います。

○土木部次長（梅本正直君） 今後は、復興住宅も一般の市営住宅と同等の管理を行いますので、優先募集を行った後に空きがあれば、入居者の追加募集を行います。市営住宅管理条例により、年齢、収入等の入居要件に合致した方は入居できることになります。

○13番（福田良二君） 地域振興を期待して、災害公営住宅のインフラ整備について次にお伺いいたしますが、調査したところ、IHの調理用の電源は設置があるということであります。コロナ禍での遠隔授業を支える宇城市が進めているIoT化、タブレットのWi-Fi設備は申請があれば設置してもよいということですが、問題となっている上水道もここには設置がないということであります。行政は費用対効果あるいは公正公平、今あるところの公平性を保っていかなければならない、担保しなければならないということはよく分かっているわけですが、イ

ンフラが整っているところと、やはり整っていないところ、地域間の格差を是正していくことは、政治のこれからの課題でもあると思っております。

そこで、やはり公平性を担保しなければならないのならば、災害公営住宅を質の高いインフラの社会実験施設あるいは特区として指定するのもいいのではないかと、そのような考え方を執行部には促しておきたい、要望しておきたいと思っております。現在、なかなか条例、法整備等の課題があると思いますので、答えは求めませんけれども、強く要望して次に移りたいと思います。

今小川町江頭地区は、本市で一番人口が増加し、1,500人の区民が住む地域ですが、それに伴い災害時の避難場所の確保が今地域で課題になっているところがあります。小川地区にも防災センターが設置されておりますが、コロナの状況下で河野議員が申されましたとおり、分散避難が今課題となり求められております。公民館に隣接した災害避難を目的とした公園が、今、地区住民から求められており、署名も陳情案件で704人の署名が集まり、市長にもお渡しをしたところでございます。このことについて本市の今後の取組について伺いをしたいと思っております。

○総務部長（成松英隆君） 江頭地区というところは、平地で土砂災害の危険性は低いものの、二級河川砂川が流れておりまして、砂川が氾濫した場合の浸水想定区域に入っております。

現在、市の管理の公園は62か所で、そのうち小川町には15か所の公園がございまして、江頭地区には江頭ニュータウン公園があります。公園全体の年間維持管理費は約4,000万円で、現在、公園の廃止も含め維持管理費の削減に努めているところでございます。

御質問の江頭区民館周辺の防災公園整備ですが、松橋町で防災公園を新設した時と同様の扱いとなりますと、新設の場合は、寄附の申出があった場合に、地理的バランスや周辺環境などを調査して検討することになります。江頭地区には江頭ニュータウンもあり、市の都市計画区域内の全体的には、都市公園としては充足しているというところでございます。

現在は、コロナ禍で分散避難を御協力いただいているところですが、避難所として近くには、ラポートもございます。また、御存じのとおり来年1月の供用開始へ向け、小川防災拠点センターの建設も進めているところでございます。昨年12月には、イオンモール株式会社とイオンモール宇城の駐車場の一部を、地震時に緊急避難場所として避難者に提供する協定も締結しております。もし大規模災害等が発生した場合は、こちらも避難場所として活用いただけるようになります。

また、高齢者等の避難の件でございますが、市は、レベル3避難準備・高齢者等避難開始の早めの避難を呼び掛けていますので、安全な場所へ早めの避難をお願い

いたします。また、江頭地区には、自主防災組織が結成されておりますので、自主防災組織における地域活動を通じて、コミュニティづくりを進めていただき、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めていただければと考えております。

○13番（福田良二君） 現状がよく理解されるところであります。地区住民も今の現状ではやはり将来的に不足するのではないかという不安が、このような陳情案件になって、そ上に上がってきたと理解されるところであります。今後ますます江頭地区は、定住人口の増加が見込まれるところでもあります。要らないものはつくる必要はないと思いますが、地域から要望された命を保障する一時避難所、これをつくっておかなければ、第2の地震発災時の責任が問われかねないのではないかと懸念するところでもあります。よろしく善処を期待してお願いしたいと思っております。ここのところにも社会資本の整備、後発の地域、既設のところと格差があってはならないと考えるところでもあります。

次に、熊本県を主体としたため池緊急点検調査がなされておりますが、それに付随して農業用ため池の安全管理の徹底が求められているところですが、各地の水難事故の中にため池での事故者は農水省農村振興局の調べでは、9年間に154人の水難事故者が出ており、年平均にしますと17人となっているところでもあります。本市もこの際、安全対策を取る必要があるのではないかと考えますが、安全対策の一例を申し上げてみますと、富山県砺波市では、転落防止策としてロープを護岸から水面に張ったり、護岸にネットを張る、そのような自治体も徐々にではありますが増えてきているということでもあります。本市も早急にこの緊急点検調査、直接は命の保障に関係はありませんけれども、この際この事故対策に取り組まれるつもりはないのかお尋ねするところでもあります。

○経済部長（稼 隆弘君） まず、ため池の現状につきまして、近年他県で発生した災害を基に申し上げます。

平成30年7月の広島県を中心として発生した豪雨では、ため池が決壊し、下流に甚大な被害を与えました。そのため池の多くが小規模なものである上に、築造年代の古いものが大半を占めていました。ため池データベースに記載はあるものの、既に廃止や荒廃しているため池であったり、記載がなく現地に迅速に到達できないため池などがありました。

次に、農業用ため池をめぐる課題としては、防災重点ため池について、国、県、市の役割が不明確であること。所有者、管理者、農業用水を利用する農業者それぞれの責務が曖昧であること。離農や高齢化によって、管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行われていないことなどが挙げられています。都市化や作物転換が進む中で、利用されなくなり、放置されているため池などもあります。

このため、令和元年6月に農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的として、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました。

御質問の件につきましては、転落等による水難事故が発生していることから、農業用ため池の安全管理の徹底について、施設管理者が水難事故の未然防止のための安全管理を講じるよう通知があり、事故防止対策が求められています。

しかしながら、多くのため池が適切に管理されているとはいいがたく、実質的に管理放棄されているため池もあり、事故防止対策が全て徹底されているとは言えません。

そこで市では、施設管理者とともに、道路に隣接しているため池に、「ため池で魚釣りをしてはいけません」の立入禁止看板を設置しました。さらに定期的に巡回し、危険箇所での魚釣りはしないよう、口頭で指導するなどの対策を講じてきました。

なお、市が懸念するのは、やはりため池の適切な管理であり、大雨時に決壊し、大洪水を起こさないように徹底することです。

市には、約140か所のため池があります。気象庁の大雨洪水警報等の降雨予測等を基にして、大雨の可能性が高い場合には、職員が全てのため池を巡回します。そこで、堤体に変状がないかを確認し、低水位管理の状況については、ため池を目視点検するとともに、水位が高ければ施設管理者等に水位を下げるよう連絡をするなどして、安全管理に努めています。

○13番（福田良二君） 今本市においては、ため池のハザードマップを作成中であると聞いておりますけれども、それと絡めて予算措置が編成できないか。安全対策ができないのかとお尋ねするところであります。

○経済部長（稼 隆弘君） ハザードマップは、防災・減災対策のため、大規模地震や豪雨により、災害発生のおそれがある老朽化したため池が決壊した場合を想定し、氾濫解析に基づき作成します。この結果、地域住民の防災意識の向上、災害時における住民の適正な避難誘導、ため池災害における被害の未然防止を目的としています。

農業用水の利水者等の施設管理者との協議が必要になりますが、まずは防災重点ため池から堤体、洪水吐の状況、維持管理体制等を詳細に把握し、危険度及び緊急度の大きいものから、廃止も含め、近年の豪雨等に備え、決壊による災害を防止するため、防災工事が必要と思われます。

○13番（福田良二君） ため池については、小川地区では特に小野部田・海東地区に多く忘れ去られたため池が存在しているわけであります。それが事故発災につなが

るゆえんでもあると思っております。命の保障をどこにおくのかというのが問題だろうと思っておりますが、本市には通学路あるいは集落、ここに隣接のところ、このようなところに優先順位をつけてでも、多少なりとも毎年前に進んで、お金はそう掛かるわけではありませんので、安全対策を充実していただきたいと強く要望いたします。次に移っていききたいと思います。

次に、地元小川町を通る国道3号線の渋滞問題についてお伺いをいたします。事業主体は国交省になりますが、小川町のど真ん中を貫く動脈になる道路になりますが、小川工業高校へ通じる交差点には、今、右折レーンの設置がありません。一旦車の流れがこの交差点で止まれば、渋滞を生じ、いわゆるボトルネックの渋滞が発生し、朝夕の通勤・通学時に問題となっております。ただ、この渋滞の発生だけが問題となっているわけではなく、このボトルネックを避けるために河江地区や小野部田地区の私たちの市道、通学路へ車が流れていく、う回しているという状況で、子どもたちとの接触事故も多々あるというような報告を地元のPTAの方々から受けているわけでもあります。この部分の小川工業高校右折部分の交差点改良は、何よりも子どもたちの命を守る、あるいは市道の混乱を招かないスムーズな動脈静脈の幹線道路の移動を守っていく、これも本市の課題であると思っております。この交差点の先にはショッピングモールや量販店も多く存在しており、異動人口の増加にここの交差点が改良されれば、非常な増加につながっていくものと思っております。このことに対して本市の対策と現状の認識をお伺いしたいと思っております。

○土木部次長（梅本正直君） 国道3号は、市中心部を南北に縦貫する最も重要な幹線道路です。大型車両等の交通も多く、慢性的な渋滞が市の道路交通網の課題となっております。

そこで、昭和51年に、現在の熊本市、八代市、宇土市、氷川町の4市町と国道3号「緑川橋～八代市区間」整備促進期成会を組織し、これまで4車線化等の整備を国に要望してまいりました。

平成21年には、松橋町曲野までのバイパス整備が完了しております。しかし、松橋町豊福から南の区間につきましては、いまだ2車線の区間となっております。一部交差点の改良は進められておりますけれども、渋滞解消への効果は限定的な状態でございます。そのため、市道等をう回路として通行する車両が少なからずあり、市道通学路の危険性を高めている状況は、道路管理者として危惧しております。

特に、国道3号・小川町北新田交差点につきましては、8月に行われた、学校関係者、県警及び道路管理者による通学路点検におきましても、歩行者が滞留する横断歩道のたまりが確保されておらず、歩行者と右折車両を追い越し、直進する車両が接触する危険があると検討事項に挙げられております。

また、交差点付近では、過去３年間に６件の車両事故が発生しております。

右折レーンの設置は、交差点部の安全性向上と慢性的な渋滞の緩和、さらに市道通学路へのう回車両の問題に対する改善策として、検討する価値があるのではないかと考えております。

国道３号の４車線化と併せて、今後、国に対し、交通渋滞の解消と通学路の安全向上を目的とした交差点部分の改良について、早期に要望してまいりたいと考えます。

○１３番（福田良二君） 通学路の安心・安全、そしてまた地域振興につながるこの国道３号の交差点改良、これはやはり国に対してものを申していかなければならないと思いますが、これはやはり宇城市長の守田市長に、上京時にしっかりと国政に対してものを申していただきたいと感じているところでございますが、このことについて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 宇城市の今国交省に対してのお願いの中には高規格道路がありますが、それ以外で国交省の担当でお願いするところはこの国道３号と国道５７号でございます。その中でこの国道３号の交差点の改良は、それなりにお願いして予算も入っているところなんです、なかなか地権者の御了解が進まなかった点があります。今後福田議員の御指摘のこの交差点につきましても、国交省熊本事務所そして東京にもしっかりと要望してまいります。

○１３番（福田良二君） これをもちまして、本日の一般質問を終了させていただきますが、要望、いろいろな地域の思い、執行部にはしっかりと予算化していただきますことを心からお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、福田良二君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後１時３８分

第 5 号

9 月 1 0 日 (木)

令和２年第３回宇城市議会定例会（第５号）

令和２年９月１０日（木）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第１ | | 一般質問 |
| 日程第２ | 報告第１５号 | 令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第３ | 報告第１６号 | 令和元年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第４ | 報告第１７号 | 令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第５ | 報告第１８号 | 令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第６ | 承認第１１号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第１４号）（令和２年度宇城市一般会計補正予算（専決第３号）） |
| 日程第７ | 承認第１２号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２０号）（令和２年度宇城市一般会計補正予算（専決第４号）） |
| 日程第８ | 議案第５４号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第５５号 | 宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第５６号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第５７号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１２ | 議案第５８号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１３ | 議案第５９号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１４ | 議案第６０号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 5	議案第 6 1 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 6 2 号	宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 6 3 号	宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について
日程第 1 8	議案第 6 4 号	宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について
日程第 1 9	議案第 6 5 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 0	議案第 6 6 号	令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 6 7 号	令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 6 8 号	令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 6 9 号	令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 7 0 号	令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	議案第 7 1 号	令和 2 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））
日程第 2 7	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）
日程第 2 8	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 2 9	議案第 7 5 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）
日程第 3 0	議案第 7 6 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 3 1	議案第 7 7 号	財産の無償譲渡について
日程第 3 2	議案第 7 8 号	財産の取得について
日程第 3 3	議案第 7 9 号	権利の放棄について
日程第 3 4	議案第 8 0 号	和解の成立について
日程第 3 5	認定第 1 号	令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 6	認定第 2 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 7	認定第 3 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 8 認定第 4 号 令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 9 認定第 5 号 令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 0 認定第 6 号 令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 1 認定第 7 号 令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 2 認定第 8 号 令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
- 日程第 4 3 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第 4 4 議案第 8 1 号 令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 4 5 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 4 6 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
教 育 部 長	吉 田 勝 広 君	会 計 管 理 者	林 田 順 子 君
総 務 部 次 長	元 田 智 士 君	企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君
市民環境部次長	浦 田 敬 介 君	健康福祉部次長	岩 井 智 君
経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君	土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君
上下水道局長	大 塚 和 博 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君	不知火支所長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市民病院事務長	坂 井 明 人 君	農業委員会事務局長	白 木 太実男 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は先に配布しております議事日程記載の日程第44、議案第81号であります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、5番、坂下勲君の発言を許します。

○5番（坂下 勲君） おはようございます。5番、彩里、坂下です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問させていただきます。

6日夜から7日朝にかけて、九州全域を暴風域に巻き込みながら、九州西岸を北上した大型台風10号、また、7月4日熊本県南を中心に甚大な被害をもたらした熊本豪雨災害をはじめ、7月豪雨で全国各地においてお亡くなりになられた方に、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

まず初めに、国土強靱化地域計画について質問します。今後、気候変動により、局所的短時間豪雨災害などは、ますます頻発化・激甚化することや、日奈久断層帯では、いつ地震が起きてもおかしくないと指摘されています。人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、災害が全国的どこでも起こり得るとの認識の下、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の1つではないでしょうか。国は、東日本大震災において未曾有の大災害を経験したので、この教訓を踏まえ、強くしなやかな国民生活を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法が、平成25年に制定されました。本市では、本年6月に宇城市国土強靱化地域計画を策定済みである。宇城市にとって国土強靱化地域計画を策定したことで、どのようなメリットがあるのかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 本市では、今年6月に、今、議員がおっしゃられた宇城市国土強靱化地域計画を策定しております。国土強靱化地域計画は、住民の生命と財産を守ることはもちろん、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものです。

策定のメリットとしては、3つ考えられます。まず計画に基づく取組を通じて地域の強靱化を図ることで、災害による被害の縮小を図ることができる点、2つ目に、

国県の交付金・補助金の活用により、各種施策のスムーズな進捗が期待できる点、3つ目は、地域の強靱化により住民や民間事業者の安心感が高まり、地域の持続的な成長に資することができる点です。

また、それらに加えて計画の策定作業を通じまして、職員一人ひとりが強靱化の取組を理解することでその意識が高まり、日々の業務にも活かすことができると考えております。

○5番（坂下 勲君） 3つのメリットが期待でき、また職員の意識が高まり、日々の業務に活かしてください。

再質問に入ります。国土強靱化地域計画は、住民の生命や財産を守るため、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県や市町村が防災・減災、インフラ対策などのソフト・ハード面を定める計画です。国の国土強靱化計画に準じて、本市の特性に応じた独自の目標を設定し、計画に記載する事業には優先順位を付け、進行状況を管理できるようにするとなっています。本市における事業の優先順位と地域の特性に応じた施策の推進は、具体的にどのような計画かお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 国が示しております国土強靱化地域計画策定ガイドラインでは、坂下議員が言われるように、地域の特性に応じた施策の推進を図るとともに、それぞれの地域が直面するリスクを踏まえて、影響の大きさ、重要性、緊急度などを考慮して、プログラムの重点化・優先順位付けを行うこととされております。

本市の計画では、地域の特性といたしまして、平成11年の台風18号による高潮被害や、平成28年の熊本地震など、過去の自然災害を踏まえ、風水害、地震災害によるリスクを想定して脆弱性の評価を行いました。その結果、38の起きている最悪の事態を想定し、最悪の事態を防ぐための対応方を計画に定めております。

その上で、限られた資源の中で効率的・効果的に強靱化を進めるため、影響の大きさ、緊急度、本市の特性等を踏まえ、38項目のうち、人命保護や必要不可欠な行政機能の確保、二次災害の防止など14項目を重点化するプロジェクトとして選定し、それぞれに重要業績評価指標（KPI）を設定して、施策の進捗状況の把握を行うこととしております。

○5番（坂下 勲君） 重要業績評価指標で施策の進捗状況の把握を行い、地域の特性に応じた施策の推進を行ってください。

再々質問に入ります。本市では大雨の時、毎年浸水及び冠水しているところがあります。三角町では、黒崎金桁線の三角保健センター付近と金桁地区市道の冠水、三角分署前の国道266号の冠水、不知火町では浦上川、長崎川の氾濫による亀崎・鴨籠・新村などの浸水及び冠水、松橋町は明神川、大野川の流域、小川町は園

川流域、豊野町は浜戸川流域の浸水及び冠水により、被害が出ております。地形的な要因と潮位の影響また河川が未改修であることにより、浸水及び冠水被害に悩まされてきた地域であります。宇城市国土強靱化地域計画を策定したことで、早急に浸水及び冠水被害防止に向けた河川整備及び内水対策施設整備ができるのかお尋ねします。

○土木部次長（梅本正直君） 宇城市国土強靱化計画を作成することで、河川改修事業や排水施設整備事業などの補助事業を行う際に、この採択について配慮されると聞いております。しかし、具体的なメリットについてはまだ明確化されておられません。しかしながら今後の制度設計を見極め、改修を行う場合は必ずこの計画に記載する方向で考えております。

現在、計画に記載している整備を優先的に進める河川は、全て熊本県の管理する2級河川であります。熊本県に対して整備の要望をしていく旨の記載をしております。要望を行いながら県と協議を進めている段階でございます。

今後、市の管理する準用河川においても、補助事業を活用して河川改修を行う際には、この計画に追記する計画でおります。

○5番（坂下 勲君） 県と協議を進め、補助事業を活用し、早急な整備を進めてください。

次の質問に入ります。さて、不知火海に注ぐ波多川の下流一帯は、古くから幾度かの水害に見舞われ、農地、鉄道、道路などに甚大な被害を受けてきた歴史があり、特に昭和47年7月の豪雨では、甚大な被害を受けております。また、波多川が農業用水に利用されているほか、三角町は地下水を水道水としてきたが、水不足も深刻でありました。波多川は疎通能力が低いと、水害対策として河川拡幅が検討されたが、流域は田畑が広がっており拡幅は困難と判断され、農業用水、水道水確保と併せてダムを建設することにより、石打ダムは波多川総合開発の一環として、多目的ダムとして建設されました。現在も、三角保健センター付近の市道黒崎金桁線が冠水しているのが現状です。ダムの目的は、洪水調節を行い、波多川河川流域の洪水の軽減、防止を図るとなっているが、現在も冠水の被害が軽減されていないので、洪水調整はできないのかお尋ねします。

○土木部次長（梅本正直君） この石打ダムにつきましては、降雨時にダムの貯水能力に合わせて排水を行っているということでございます。今後につきましても、ダムの管理者とともに協議を進めながら、治水対策を行っていきたいと思っております。

○5番（坂下 勲君） 現在も冠水、浸水していますので、今まで以上に適正な操作、運営を県に依頼し、市として排水できるような内水対策を行ってください。

再質問に入ります。ダムの目的は、ダム地点下流の波多川沿線の既得用水の補給

を行うなど、流水の正常な機能の維持と増進を図り、三角町に水道用水として日当たり3,800トンの水道水を供給する目的で建設されました。しかし、現在は多目的ダムとしての上水道、農業用灌漑用水、工業用水などの機能を果たしていないのではないのでしょうか。現在、住民の中には、石打ダムは飲料水に今でも利用していると思っている人も数多くいますし、攪拌機、エアレーションが故障し、修理に莫大な費用がかかるので、上水道として利用していないと思っている人もおられ、また、浄水場で浄化しても臭いがする、水質が悪いなどと、いろいろ住民から話を聞くと、現在上水道として利用できない根本的な原因は何かお尋ねします。

○上下水道局長（大塚和博君） 石打ダムの流域面積は3.9平方キロメートルありますが、流入水量が少ないことから、水質改善が進まない状況になっております。

そのため、平成5年のダム建設当時から、地下水を6割程度混入して水道水に使用しておりまして、その後、5年程度経過した頃から、アオコ発生による水質悪化が進み、何度かダム水割合を少なくするなどして水道水としての使用を試みましたが、水道使用者から臭気についての苦情が多く寄せられましたことから、その後は、郡浦地区の井戸水のみを使用して、現在もダム水については使用していない状況でございます。

ダムの攪拌機の故障につきましては、県に問い合わせましたところ曝気装置の故障が平成30年9月に発生しましたが、平成31年2月に修繕を終え、現在は正常に稼働しているとのことでした。

○5番（坂下 勲君） 県において、2012年から毎年臭気調査などの水質調査を行っているが、速やかな原因究明を県に要望してください。

再々質問に入ります。古池や蛙飛び込む水も無いなど、三角町の水不足は昔から慢性化した歴史があります。将来島原とフェリー復活、西港の世界遺産、戸馳大橋の開通による観光人口及び地域活性化による人口増加を想定し、また、昨年12月には各家庭で使われている水の量が増えているということで、貯水タンクの水が下がっているという状況、また将来、郡浦水源が枯れた場合どうするか危惧されます。今後、石打ダムを上水道として活用していく考えはあるのかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） ダム水が使用できるようになれば、原水が確保されるとともに、既存の郡浦井戸ポンプ施設の維持管理費が軽減されることになります。

また、県では、ダム水を水道水に使用できるようにするために、平成30年度からダム水位を低下させて、アオコ発生原因解明のための水質調査・土質調査を行っておられますので、結果を見極めたいと思います。

○5番（坂下 勲君） 古くから「水を治めるものは国を治める」と言われております。干ばつや水害に襲われるたびに、ダム建設の話は浮かんでは消え、消えては浮かん

で、その間多くの先達が血のにじむような努力をしてこられ、その努力が実り、ダムのかんがいに至ったものである。今後所期の目的が達成できるよう、石打ダムの有効活用をお願いし、次の質問に入ります。

さて、温室ガス排出量は増加の一途をたどり、2018年の二酸化炭素排出量は、過去最高の約331トに達したことが国際エネルギー機関の報告で明らかになりました。また、国連の気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書によれば、今世紀末の世界平均気温の変化は0.3から4.8度の範囲、平均海面水位の上昇は0.26から0.82メートルの範囲となる可能性が高く、地球に長期的な変化を及ぼしかねない危機的な状況にあると言えます。蒲島熊本県知事は2050年までに、県内の二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す考えを表明し、環境立県を目指す本県だからこそ、国に先んじて機運を盛り上げる必要があると強調されております。

2050年までに、CO2排出量を実質ゼロにする必要がありますが、本市としてどのような施策を考えておられるのかお尋ねいたします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされております。

こうした制度を踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明する自治体も増えてきました。都道府県で21、市町村で130、計151の自治体でございます。

熊本県においても、昨年12月、2050年熊本県CO2排出実質ゼロ宣言を行いました。本市を含む18市町村で構成される熊本連携中枢都市圏も本年1月に、環境省シンポジウム「気候変動を踏まえた脱炭素社会の実現に向けて」において、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明しました。

市としては、2020年度に中枢都市圏で策定予定である熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画により、中枢都市圏内の各自治体の特性を活かし、効果的に脱炭素化への機運を醸成し、脱炭素社会へ向け、熊本連携中枢都市圏全体で取り組んでまいります。

○5番（坂下 勲君） 熊本連携中枢都市地球温暖化対策実行計画を策定するということですので、各自治体の特性を活かし、効果的に脱炭素化へ向け、取り組んでいただきたいと思います。

再質問に入ります。本市では、第2次宇城市環境基本計画で、くまもとらしいエコライフ宣言などの環境配慮行動の普及・啓発に取り組むとなっているが、現在、具体的にどのような取組をされているか、またその効果をお尋ねします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 第2次宇城市環境基本計画では、くまもとらしいエコライフ宣言を掲げ、環境配慮行動を推進しております。

くまもとらしいエコライフ宣言とは、熊本県が推進しているもので、個人個人が、風土や気候、習慣に合わせ、自分ができる自分らしいスタイルを選び、楽しみながら環境にやさしく暮らすことです。

本市では、温室効果ガスの排出抑制のための指針となる宇城市地球温暖化対策実行計画を策定し、本市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

主なものは、エアコンの温度調整によるクールビズ、ウォームビズの実施、照明のLED化などにより電力消費の削減に取り組んでおります。

また、電子媒体の活用による、庁内会議等のペーパーレス化や両面コピーをするなど、ごみの減量化を図っております。

このような取組により、市役所本庁舎の消費電力は、平成25年度の約97万^{キロワット}に対し、令和元年度は約86万^{キロワット}と約11万^{キロワット}、約11.3%削減することができました。

市全体としては、フードロス・ゼロ運動として、3010運動や宇城市フードドライブ等を推進しております。

このほか、生ごみ処理機器の購入補助により生ごみの堆肥化の推進や、市内203か所で分別収集を行い、再資源化を実施しております。加えて、地域の防犯灯のLED化を進めております。

また、宇土市・美里町と本市で宇城地域地球温暖化協議会を設置し、市民に啓発活動を行っております。

節電やごみ減量化等への意識付けを地道に図ることが大事であると考えており、今後も啓発に努めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 節電やごみ減量化などへの意識付けを地道に図ることが大事ですので、今後も啓発に努めてください。

再々質問に入ります。日本でも世界でも、記録的な高温や台風などの巨大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど、気候変動が顕在化し被害者や死者数も増大しています。このような状況の中、オーストラリア南東部のデビアン市が2018年12月に初めて宣言してから、世界の地方自治体が気候非常事態を宣言し、包括的な行動計画を立案、実施する動きが広がっています。日本でも、2019年9月25日に長崎県壱岐市が初めて宣言し、熊本県では小国町が本年3月18日に宣言しております。

本市として気候非常事態宣言を表明する考えはあるかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 国内で最初に宣言した長崎県壱岐市では、近年、地球温暖化によって猛暑や集中豪雨などが発生し、災害や水不足、藻場の減少で、基幹産業の漁業に影響があったことやその他の自治体でも地球温暖化による災害等を考慮し、宣言が行われたと承知しております。

今後、宣言自治体の状況等をさらに勉強し、他自治体の状況を見定めて、宇城市として気候非常事態を宣言すべきか研究していきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 市長、記録的な高温や台風などの巨大化、集中豪雨などの自然災害で気候変動の影響が顕在化し、死者数も増大しており、また次世代に豊かな自然を残すためにも、地球温暖化防止対策に向けて是非宣言をしてください。

次の質問に入ります。成年後見人制度には、大きく分けると法定後見人制度、任意後見人制度の2つがあります。また、法定後見人制度は、後見、保佐、補助の3つに分けられます。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が実際の支援にあたります。成年後見人などは、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも法律、福祉の専門家、その他の第三者や福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。また、家庭裁判所から選任は親族以外では弁護士、司法書士、社会福祉士が基本です。ここ1、2年は弁護士、司法書士、社会福祉士の3士会ともに目いっぱい状態ですので、少数だが精神保健福祉士も選任されるようになっております。また、法人後見人として届出をしている社会福祉協議会も受け皿として重要な機関となっていますが、宇城市社会福祉協議会は既に手いっぱいではないでしょうか。支援を受けるには、まず家庭裁判所に申立てをする必要がありますが、申立人として親族などに適任者がいない。また、親族そのものがない場合などについては、自治体の長が申立人となって支援の開始につなげるケースが相当数あると聞いています。

本市における市長申立ての状況及び本人や親族からの申立てに際して、経済的な理由から申立てをためらうような人のために、成年後見制度利用支援事業があり、申立費用や後見人などに対する報酬補助が受けられようになっておりますが、この事業の利用状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 成年後見制度とは、障がいや認知症等により、判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり、財産を管理するなど本人の保護を図るもので、本市ではこれまで、このような対象者への契約行為は司法書士等の後見人を選定するとともに、法人受任として、宇城市社会福祉協議会で日常の財産管理や後見等を行ってきました。

また、対象者の親族等により申立てができない場合は、宇城市長により家庭裁判

所への審判請求手続を行っており、経済的な理由により後見人等への報酬の支払いができない対象者には、報酬の全部または一部の助成を行っております。

令和元年度の実績は、市長申立件数が7件で約14万円、利用支援件数が2件で約23万円の公費支出となっております。

○5番（坂下 勲君） 大変よく分かりました。

では、再質問に入ります。国は、令和3年度までに市町村または圏域を単位とした中核機関の設置を呼び掛けています。県内では設置完了まで無いと聞いていますが、上天草市、天草市、菊池市、合志市、菊陽町、大津町の自治体が、設置に向けて動きを加速しているようです。

本市における進捗状況をお願いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村においては、令和3年度までに成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。

市では、成年後見制度利用対象者の増加や今後ますます問題が複雑化するケースの増加予測に適切に対応するため、さらに対象者の掘り起こしを含め、地域連携ネットワークをつくって、チームとして権利擁護が必要な人たちを支えていく体制づくりが必要であり、令和2年4月から社会福祉協議会内に中核機関を担う予定の宇城市成年後見支援センターを設置しております。

また、県内の先進自治体を参考に、宇城圏域での広域的な支援ネットワーク体制も考慮して、宇土市・美里町と協議を行っているところでございます。

○5番（坂下 勲君） 上天草市などのいくつかの自治体が設置に向けて動きを加速させています。宇城は1つです。宇城圏域での中核機関設置を是非進めてください。

最後の再々質問に入ります。熊本市、玉名市、人吉市などは、市民後見人制度養成講座を数年前から開催し、社会福祉協議会の法人後見人の担い手として育成に取り組んでいます。また、家庭裁判所も要請があれば協力していくとのことである。本市は、このままでは申請があっても受け手が不足するのではないかと。早急に養成講座を開催し、市民後見人を育成すべきではないかと思います。まず、健康福祉部長にお尋ねし、その後、守田市長は司法書士でもありますので、専門的なところでの考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市では、これまで判断能力が十分でない方への見守り支援や日常の財産管理を行ってきた社会福祉協議会に、被災者支援で展開している地域支え合いセンターでも浮き彫りとなった生活支援相談など、生活困窮支援体制も含めた相談体系を一元化し、相談のワンストップ体制を構築する成年後見制度

利用支援事業を昨年度から委託しております。

この委託事業では、地域の方々や司法書士・家庭裁判所等の専門機関、近隣市町村との連携により、総合相談体制の確立、対象者への日常生活支援、市民後見人の育成等の事業を開始しており、本年４月から開設している宇城市成年後見支援センターにおいて、市民後見人育成のための講座受講の機会を確保していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が延期されているような状況でございます。

○市長（守田憲史君） 現在、判断能力が不十分な人への契約行為は、主に司法書士を後見人に選定してなされております。この後見人制度ですね、実は親戚の方々が以前はよく受けていらっしゃいました。その中で、結構親戚ゆえに管理がルーズであったといういきさつがございます。その中で司法書士、社会福祉士に移ってまいりました。私も今３人ほど後見をさせていただいておりますが、ひと月２万円から３万円をいただきますが、司法書士としてはこれはなかなか厳しいものがございます。このひと月２万円から３万円を出せる方はいいんですが、なかなか毎月その法律的な管理の中で２万円、３万円を支出というのは厳しい方がいらっしゃいます。そこを今後どのようにやっていくかというところで、今社会が心配しているところだろうと思います。やはりそこを社会福祉協議会がリードする中、市民の方々が入ってきていただくことが一番大切ではなかろうかと、その中での坂下議員の御指摘だろうと思います。今後、社会福祉協議会がリードする中で、この後見人制度の充実に努めてまいります。

○５番（坂下 勲君） 市長も市民後見人の育成は不可欠と考えておられますので、新型コロナウイルス感染症の状況をみて、養成講座を是非開催していただきたいと思います。

最後になりますけれども、大型で強い台風１０号は各地に暴風や猛烈な大雨をもたらしました。今回の台風通過で多くの人が指定避難所に早くから避難するなどの対策を実施し、また新型コロナウイルス感染を警戒するなど、多くの人がホテルを活用、パチンコ店立体駐車場の活用など、新たな避難方法が見られました。危機感に加えて熊本豪雨災害の教訓が生かされ、人の命が一番を基本に自分の命は自分で守るという防災意識が高まったのではないかと思います。守田市長をはじめ、職員の皆様におかれましては、一昼夜災害対応に当たられ、お疲れさまでした。一市民として厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。新しい生活様式の徹底、３密の回避、不要不急の外出と不要不急の県境を越えた移動の自粛をするなど、いま一度緊急時代宣言発出時の思い起こし、これまで以上に危機感を持ち感染拡大防

止に全力を挙げ、市民一人ひとりが感染拡大防止対策を実施し、大切な人、大切な家族を守る行動を実践することで、一日も早い収束を願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、入江学君の発言を許します。

○18番（入江 学君） お許しをいただきました18番、新志会、入江です。

はじめに、通告しておりますコロナ禍が問うにあたり、新型コロナウイルスの感染によって亡くなられた方、また7月の県南豪雨災害で犠牲になられた方に謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、これまでの質問の中で、重複するところもあろうかと思いますが、しばらくの間お付き合いをいただきたいと思います。熊本県は先月末新型コロナウイルス感染リスクについて最上位レベル4の特別警報を維持することを発表され、昨日も同様の警報を発表されております。御存じのとおり、感染症は瞬く間に世界中に広がり、人々の暮らしや生活、経済活動に大きな影響を及ぼし、感染症の恐ろしさを知らしめております。尊い命を奪い、世界中の経済を揺るがし、あのリーマンショックを上回り、我が国の4月から6月期のGDPの落ち込みも戦後最悪との報告がなされ、また昨日はさらに下方修正となりましたことを御存じのことと思います。そのGDPの半分以上を占める個人消費が激減したことが大きく響き、感染症対策には不要不急の外出は避けるとの名の下に、出歩かないのが身を守る一番の防衛だと、特に外食やレジャー、観光産業など、人の移動に影響を受ける業種は萎縮をし、深刻な状況であります。感染は今なお広がりを見せ、いつ誰が感染し、ウイルスに侵されても不思議ではない大きなリスクを負い、緊迫した状況ではないでしょうか。新型コロナウイルスの収束、その見通しのめどが立たない中、大恐慌以来とも言われる今回の経済ショック、このコロナショックをどのようにすれば、感染拡大を抑制しつつ経済活動を維持することができるのか、最適な方策、政策とは一体どのようなものか、経済対策、感染症対策は共に命に関わることであります。くしくも、今年は皆さん御存じのとおり、地方分権一括法が施行されて、ちょうど20年になります。コロナ対策と経済再生は市長に課せられた使命であり、市民の命と暮らし

を守るのが首長、ネックだと言って過言ではないと思います。

そこで、市独自の感染防止対策と地方経済対策、アクセルとブレーキの作動をどのように捉えておられるのか、先の見えぬ不安の中でその両面の取組についてお伺いをいたします。コロナ禍が問う、その1つが感染拡大を防ぎながら宇城市の経済活動を再生させる両面作戦、初めに感染対策についてお伺いをいたします。残余については改めて申し上げます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市の新型コロナウイルス感染症の感染者数は9月9日現在、13人の感染が確認されておりますが、既に全ての方が退院されている状況です。

本市では、市内の感染拡大の勢いを抑えこむために、防災行政無線、ホームページ、LINE等を通じて、市民の皆様に手洗いの徹底、マスクの着用、3密を避けるなど、基本的な感染予防対策に取り組んでいただくよう周知啓発を図っています。

また、感染拡大を防止するため、日常生活における新しい生活様式の啓発や実践の呼び掛けとともに、社会・経済を維持するための各種支援及び飲食店等で取り組む感染防止対策などに対する国・県・市の各種支援策について、広報紙や号外、ホームページ等を活用し、市内の感染状況、公共施設の状況、イベント開催状況などともに情報提供を行っております。

市感染症対策本部としては、毎週、部長会議終了後に本部会議を開催し、県内の動向及び本市の取組状況等について共通理解を図り、感染拡大防止対策を講じているところでございます。

○18番（入江 学君） 先ほどの坂下議員からエールがありましたが、市民の健康、生活を第一に、感染拡大防止に力を尽くしていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症は、病気そのものの脅威とともに、感染抑止に伴う経済リスクをもたらしているわけであり、感染防止と事業回復の難しい産業は回復が鈍く、感染対策にひと工夫して経済活動を動かすこと、そのことを含めて経済対策についてお伺いをいたします。既に、これまでの質問の中で事業報告がありました、中小企業者向け特別融資利子補給制度や事業持続化対策特別支援金それにプレミアム付商品券、それぞれの事業が宇城市の経済活動に有効的な施策であることは間違いはないと思いますけれども、地域活動の回復に大きくつながっていくことを期待して、いや見守って、市長にお伺いをいたします。感染症の収束が見通せない中、宇城市でも現在コロナ感染者が出ており、予断を許さない状況だと考えます。これからも感染の広がりを考えれば、次善の策を講じていかなければなりません。今後どのような対策をお考えなのかお伺いをいたします。

○市長（守田憲史君） 今後、コロナ対策として各家庭において感染予防に係る対策は、

これまで以上に取り組む必要があります。そこで、家庭の負担軽減に向けて、現在実施しているプレミアム付商品券事業の第2弾を考えており、本議会で補正予算を提案する予定です。

また、外出自粛等により再び客足が遠のく傾向にある店内飲食型の店舗については、一律30万円の支援金を給付する予定です。こちらは、現在実施している事業持続化対策特別支援金事業を拡充し、対応する予定です。

○18番（入江 学君） 事業持続化対策特別支援金やプレミアム付商品券といった支援策をはじめ、経済を動かす他の支援策が必要だと思いますが、その予定があるのか伺いたく思います。

○経済部長（稼 隆弘君） 市長から答弁がありましたとおり、プレミアム付商品券の第2弾を計画しています。内容としましては、現在実施している事業と同様に、予算議決後より速やかに着手し、11月上旬から順次、購入用はがきを郵送します。また、販売期間は1月末まで、商品券の利用期間は5月末までを予定しており、第1弾と同様の効果を期待しているところでございます。

また、特に影響が大きいとされた飲食店に対しましては、一律30万円の支援金給付を予定していますが、これは現在実施している事業持続化対策特別支援金の交付決定を受けた事業所のうち、店内飲食型店舗のみを対象とします。

対象店舗は、先の支援金10万円に加え、次の支援金30万円と合わせますと合計40万円が支給されることになります。

また、今会期中に追加提案をさせていただきますが、8月5日に県知事が記者会見で公表された、熊本型飲食店等コロナ感染防止基盤整備事業についても、予算化を図ります。

この事業では、飲食店や小売店が、アクリル仕切り板の設置やサーキュレーター等の導入に要した衛生管理設備費に対し、上限10万円を市と県で補助します。また、専門アドバイザーによる感染予防対策の確認や指導により、県の基準をクリアした店舗には、新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言と表記したのぼり旗やステッカーを提示します。これにより、市民が安心して来店できる環境づくりを進めるとともに、飲食店等の事業継続を支援していきます。

○18番（入江 学君） 社会経済を維持できるように力を注いでいただきたいと思います。

さて、プレミアム付商品券の第2弾でございますが、市長にお伺いをいたします。好評とはいえ、同じ事業をなぜ今なのか。再度私も、そのタイムリーの理由についてお伺いをいたします。

○市長（守田憲史君） 第1弾に加え、第2弾のプレミアム付商品券事業は、国からの

地方創生臨時交付金を充てることを想定しています。また、その交付金については、コロナ禍で大変な思いをされている市民に対し、早期に支援したいとの思いから、今年度中に同事業を、もう一度実施することがベストであると考えました。

実施時期としては、年末商戦に間に合うようにと考えています。そこで、事務スケジュールを考えますと、議決後直ちに準備を始め、11月中に購入用はがきを発送し、早期に商品券を販売したいとの思いです。

タイミングとしては年末商戦です。この年末商戦に間に合うために、この本会期中に議決しなければならないので、この9月議会に提案させていただく予定です。

○18番（入江 学君） コロナ禍で大変な思いをされている市民に早く支援をしたいと市長の思い、親心的な心情は分かります。よく理解できますが、最初の使用期限が来年2月いっぱいであります。お伺いすることによりますと、第2弾の使用期限は同じく来年の5月、僅かな時間でしつぽをくわえたまま2弾目が追加されますので、できればその使用期限を長くされたらどうかと提案して、次の質問に入ります。

切れ目のない支援、長期化への備えについてお伺いをいたします。熊本市議会は9月4日、9月定例会に新型コロナウイルス対策等への財源捻出のために一般会計当初予算の71億円強の増額に対して、その予算捻出に当初予算計上の227議案を見直し、56億円強を減額する議案上程があったと報じられました。長期化が懸念される新型コロナウイルスへの対応、宇城市の備えは十分なのか。財政力をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 新型コロナウイルス感染症対策については、本年2月に示された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、4月に示されました緊急経済対策などの国の方針に基づき、本市においても、令和2年3月の専決予算、また本年度においても4月1日付け専決第1号をはじめとして、これまで数回の補正予算において、予算措置を行ってきたところでございます。

今後も、市民の皆さんの健康・生活を第一に考え、感染拡大防止に全力を挙げるとともに、事業者支援、地域経済の回復に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、この先の感染症拡大の見通し、またそれに伴う国県の財政支援の動向等について、現時点では予測しがたい状況にあり、財政運営についても慎重を期する必要があるとございます。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、これまで第2次配分を含め、約10億円の交付が見込まれるところですが、今後の感染拡大の可能性に向け、また持続可能な財政運営を図る上でも、独自の財源確保も必要となります。

今回上程しております補正予算までの増減を踏まえた、令和２年度末の見込額として、約７８億円の残高となる財政調整基金、また、その他特定目的基金の有効活用のほか、歳入面だけでなく、歳出面でも緊急性・必要性の観点から、事業の選択と集中による歳出削減など、状況に応じて事業見直しによる財源確保などが必要になると考えております。

○１８番（入江 学君） 有効かつ効率的な活用に英知を結集していただきたいということを願い、最後の財政運営についてお伺いいたします。

中期財政見通し、２０２０年本年度から２０２４年までの当初予算を基に、中期財政見通し本年度の一般会計当初予算を基に、歳入歳出財政指標の推移を試算していただいております。配布してあります資料に基づき丁寧に御説明をいただきたいと思います。単位が億単位でありますので、分かりやすくお願いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 本日、議長のお許しをいただきまして、お手元に配布しております、宇城市の中期財政見通しの内容について説明させていただきます。

本資料につきましては、令和２年３月に変更しました新市建設計画における財政計画数値を基に、区分の集約を行ったもので、各年度の数値については、計画策定時の見込み値となります。

表示単位についても入江議員御案内のとおり、新市建設計画での百万円単位を億単位に置き換えております。

また、表の下の方に※印で記載しておりますが、臨時財政対策債については、予算上は市債となっておりますが、性質的には、普通交付税の一部を振り替えたものとなりますので、本資料では実質的な地方交付税として、歳入区分を整理しております。

それでは、まず表の下段、歳出の概要について説明いたします。

人件費は、定員管理計画、会計年度任用職員等の状況を踏まえ、ほぼ同額での推移を見込んでおります。

扶助費は、近年の状況からみても、社会保障関係経費が今後も増加傾向になることは明らかですので、そのような伸びとなっております。

公債費は、熊本地震発災以降に発行した市債の元金償還が令和２年度から随時始まることから、高い水準での推移が見込まれます。

投資的経費については、主に令和元年度のサマーレビューにおいて取りまとめた、中期事業計画を基に事業費を見込んでおり、公共施設、学校施設の大規模改修等により、当面は多額の事業費が見込まれております。

その他の経費の中では、物件費や繰出金、補助金等がその大半を占めており、特に補助金等については、宇城広域連合における宇城クリーンセンターなどの大型建

設事業により、今後も大きな負担が見込まれるところでございます。

次に、表上段の歳入についてです。

市税は、項目ごとの増減はありますが、全体としてはほぼ横ばいでの推移を見込んでおります。

実質的な地方交付税について、特に普通交付税は毎年度制度の見直しが行われるため、推計にあたっては留意が必要となりますが、近年の状況を勘案するとともに、元利償還の措置額の増減を踏まえて見込んでいるところでございます。

国県補助金については、一般行政経費分は過去の実績等を勘案するとともに、投資的経費分については、下段の市債同様、事業費の増減に応じた推計を行っております。

その他の歳入についても、固定値や伸び率を用いて項目ごとに見込んでおりますが、令和2年度以降の各年度においては、計画上財源不足が生じる見込みとなっております。

このため歳入が不足する年度、また不足する額については、基金繰入金として財政調整基金の取崩しを行うことにより収支の均衡を図っているため、表1の一番下、収支欄はゼロとなっているところです。

これは、基本的には予算調整と同様の考え方により、計画策定を行っていることによるものでございます。

また、今後の歳出増加の要因等により、財源不足を調整する必要性が生じるため、財政調整基金残高についても年々減少することが見込まれております。

今般の新型コロナウイルス感染症対策としましても、まだ先行きが見えない状況ではありますが、更なる財政支出が必要になると考えられます。

財政面での厳しさは増すこととなりますが、市民の健康や生活を守るため、また、地域経済の回復のためにも、事態の収束までの期間と影響を見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえまして、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に、必要な予算措置を行ってまいりたいと考えております。

○18番（入江 学君） 社会保障や広域連合への大型施設建設、歳出の増加、一方歳入では、市税をはじめ交付税の見直し等不安材料もあります。財政運営の舵取りを確実にしっかりと果たしていただくことを願い、終わりたいと思います。なお、市長には来春の改選を控えて、既に健康チェックも済ませておられます。万全の態勢で市政発展、市民の福祉の向上に力を尽くしていただきたいと思います。終わります。

○議長（石川洋一君） これで、入江学君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 30 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 番、高本敬義君の発言を許します。

○7 番（高本敬義君） 皆さんこんにちは。議席番号 7 番、無所属の高本です。本議会最後の一般質問です。よろしくお願いいたします。まずは、質問の順番を入れ替えたいと思います。3 番の子育て支援環境整備基本構想、これを最後にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずは、質問の 1 番ですが、仮称復興会館建設について。その趣旨とか内容、利用方法そして解体の経費、財源等を質問の通告として出しておりましたが、昨日の中山議員の一般質問とほぼ同じような内容でありますし、執行部の答弁で概略のところは理解ができたと思っております。それによりますと、1 つには、県の熊本地震復興基金交付金それと市の復興基金を財源とするということ。2 点目は、解体の対象は、当面当尾の仮設住宅、そして今回の補正はこの分を補正計上した。ほかに残された仮設住宅については、処理及びその対応については今のところは未定。3 点目に、移築先の候補地は若干あるけれども、建築物用途等は今後さらに詰める必要がある、そういう課題が残っているということで、要はこれからの部分が多分にまだ残されているという状況だと受け取りました。

そこで、質問をさせていただきますが、中山議員への答弁と重複する部分はもう割愛してもらって結構です。県から仮設住宅の利活用を要望が出されたという答弁が出ておりますが、いつの時点でこういった形なのか、口頭なのか文書なのか、要請文、依頼文なのか、補助金とか交付金の交付要綱あたりできたのか、そこらあたりをお聞かせ願えればと思います。この事業の事の発端はそこからでしょうか、あえて質問させていただきます。

○総務部長（成松英隆君） いつからの話かということでございますが、これは建設当時からでございます。建設当時からこれは 2 年で終わることはないよねということのお話が、担当の方からこちらの担当の方に話があったということでございます。文章でもございません、交付要綱でもございません、あくまでも口頭でございます。

○7 番（高本敬義君） 口頭で建設当時からということですが、1 つ財源に県が使おうとされている熊本地震の復興基金、これ当初は今回使われるというふうにお聞きしたのは、住まい再建継続利用の支援事業という項目の交付金を使われると私は受け取っています。それが途中で変わっているんですね。当初は、住まい再建支

援事業、要は一般の方が住まいを再建するときの利子補給とか、そういうことに当初は発端でできたのではなかったかなと理解しています。ですから、途中から今回使えるような交付金要綱になったかと思いますが、そのことが分かればお答えください。

2点目の質問にいきたいと思います。候補地はあるということで、若干の場所の名称もお聞きしましたが、ここは執行部で見つけられたのか、募集されたのか、今後まだ他にも残された仮設がありますが、募集する予定計画等がありますかということをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） まず補助金の件ですけど、内容につきましては、仮設住宅でお話いたします。仮設住宅でいきますと1戸当たりの事業費の上限額が600万円でございます。それに県の補助金、先ほど御案内がありましたがこれが4分の3、つまり一戸当たりの上限額が450万円です。そして市の熊本地震復興基金交付金（創意工夫分）を残りに充当できるというスキームでございます。

それと候補地につきましては、管理をしたいという団体がここはどうだろうかといいところもございまして、こちらからここがございましていいところもございました。特段募集したわけでもございせん。高本議員、どのようなお考えの募集をされるのかというのが、ちょっと意味が分からなかったのでもございますが、現在、たぶん意味とすれば、単独の公民館でできるのかというお話かなと思いますけど、昨日話しました東松崎区は別としまして、単独の公民館の予定は現在のところはございません。それはなぜかと申しますと、今回の熊本地震で県の基金を活用しまして多くの公民館を修理されているところがございまして、そちらと今の枠組み、全て公費で賄うというのが整合性が取れるのかというところと判断がちょっとまだできておりませんので、今のところでは予定していないということでございます。

○7番（高本敬義君） さっきの交付金、基金のお話は、もう一度後で確認をさせていただきたいと思います。先ほど説明された分は理解しています。その当初が利子補給だったのではないかと理解していますので、またそれは後ですり合わせをさせていただきます。

候補地の募集はしていないということで、確かに一番最後の段で言われた公民館とか準公的な地域のそういう施設がなかった場合に、応募してもいいのかなというのがあればということですが、今のところまだ市の全体としての整合性、調整の方向付け、方針がまだ確たるものになっていないという理解をしましたので、そこが決まればということで聞いておきます。

最後の3点目は、先ほど来言われた上限600万円の仮設住宅の経費から、どれくらいの資材というか、新しく移築する場合に確保できると見込まれるか、全く見

込めないのか、その点だけ。

○総務部長（成松英隆君） すみません、私も建築士ではございませんので、内容については詳細にお答えすることはできませんが、まず、屋根材は無理だと思います。釘を打っていますので、もう1回使うと漏れると思います。それと断熱材も無理ということ、それと基礎材も現場でコンクリートで打ってありますので、無理ということは分かっております。あとについては、実際外してみても使えるかどうかという判断が出てくるのではなかろうかと思っております。すみません、中途半端な答弁になりましたが、申し訳ございません。

○7番（高本敬義君） まだまだ不透明な点が多いというか、執行部の方でも確たるスキーム、この事業に関するその枠組みが組み立てられておられるのかどうかというところ、少し不安なところがあります。そういう状況であれば、今ここでいろんな質問をしたとしても回答できない部分もあるのかなと受け取っております。ただ、少し危惧、心配するところは、今回補正予算が提案してありますので、予算だけが確保されて、あとの肉付けというかスキーム、枠組み等のところも含めて執行部に全権委任というの、果たしてそれもどうなのかなという危惧、心配もするところでもありますので、十分配慮をされていかれるとは思いますが、そういうことを肝に銘じて事業に取り組んでいってほしいと思います。県知事も思われたのでしょうか、そのもったいない精神というかな、そういうところでの発想だったかもしれませんし、県産材というところでもあるかもしれませんので、根拠付けはそういうところで理解をしつつ、是非、注意、配慮をしながら進めてほしいと思います。この件についてはこれで終わります。

次の質問に移ります。質問の大きな2番、人事行政についてです。市役所の中には正規職員の臨時、今年度から会計年度任用職員、従来の非常勤、それと定年後に再任用されているOBの方といいますか現職ですが、そういう身分のところではチーム宇城市役所ということで仕事をされているわけですが、今年度から会計年度任用職員が制度化されました。従来の非常勤制度の中でいろいろ任用とか賃金とか福利厚生等の課題もいっぱいあったのですが、その何がしかは改善できるような制度として組み立てられておりますので、是非、今後も執行部の取組に期待をしたいと思います。宇城市では、短時間の会計年度任用職員だけを任用するという方針と聞いております。まずは前年度との本年度の任用状況の比較、これは一般職員とかの人員の動きも併せて、簡潔にお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） それでは、前年度の令和元年度の職員の任用状況であります。正規職員498人、臨時・非常勤職員311人、再任用職員16人の総数825人でした。本年度は正規職員496人、会計年度任用職員272人、再

任用職員 25 人の総数 793 人でございます。

会計年度任用職員と前年度までの非常勤の前年比でございますが、育児休業職員の復職による産休代替職員 5 人減、ALT 人材派遣業務委託へ移行による英会話講師 8 人減、文化財作業が未確定による文化財作業員 10 人減など、総数が 39 人減でございます。

会計年度任用職員の内訳は、学習・生活支援員や調理員、図書司書などを多く抱えます教育委員会が 153 人で最も多く、次いで保育士や認定介護調査員、保健師・看護師を必要とします健康福祉部が 65 人、土木部 8 人、市民病院 7 人です。ほか少数ではありますが、支所も含めほぼ全部局に渡っております。

なお、会計管理者、議会事務局、監査委員事務局は、今年度は配置しておりません。

○7 番（高本敬義君） 次に、会計年度任用職員の初任給とか昇給の規定を簡潔にお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 初任給は、本市の行政職、技能労務職及び医療職の給料表、教育部門の一部の専門職については、本県の教育職給料表を適用し、任用しております。事務職を例にとってお話し申し上げますと、正規職員が試験採用により、高校卒業と同時に入庁した場合、行政職 1 級 5 号給で格付けをいたします。これが選考採用の場合であると、4 号給下の 1 級 1 号給での格付けとなります。会計年度任用職員の格付けは、職務の内容や責任を踏まえると、選考採用の基準を適用した 1 級 1 号給が妥当であると判断して適用しております。

前歴計算は、職務経験等の要素を考慮するため、基本は本市での雇用歴を前提としますが、民間企業での当該職種の雇用歴がある場合でも雇用の確認がとれれば、加算いたします。昇給には上限を設けていますので、前歴計算でそれを上回ることはできないことになります。

昇給は、正規職員が通常 4 号給ですが、会計年度任用職員は短時間勤務でありますので、3 号給としております。上限は、2 回の更新が可能であることから、正規職員と同じ 4 号給に 2 を乗じた 8 号級を加えた 9 号級としております。

手当は、これまでも支給してきました通勤手当に加えて、正規職員と同月数の 2.6 月分の期末手当を支給します。ただし、任用初年度の本年度は期間率の関係で 1.6 9 月程度となっております。

休暇などの待遇改善については、国の当該職員との権衡の観点から、国の規定に準拠しています。

○7 番（高本敬義君） 会計年度任用職員は新しく制度になりました。でも制度が完全に運用されていくまでには、まだ少し時間がかかるかもしれません。まだ十分な労

働条件、賃金条件にはなっていないというところは感じておりますけれども、基本的に雇用、任用という面でいくと、継続して任用ができる、任用が可能な制度がスタートをしたということでもあります。先ほど人員の報告がありましたように、約300人に近い会計年度任用職員の方がおられます。この方々も正規職員の方と同じく頑張っており、本市の質の高い行政サービスのために日々頑張っておられると思いますし、その充実に大きく貢献しておられると私は思っています。ですから、個々の任用職員の方々の安定した生活の糧になるために、執行部による更なるこの任用制度を使った待遇改善を要望しておきたいと思っております。

次に（３）（４）の定年退職後の再任用職員に係る任用状況であります。賃金労働条件についてお尋ねをしたいと思います。（３）（４）併せて答弁をお願いできればと思います。

○総務部長（成松英隆君） まず、任用の状況です。本年度、新規に再任用職員となった職員は、昨年度末定年退職者11人に対し10人でございます。

配置先は、支所に4人で最も多く、総務部・市民環境部・健康福祉部・教育部・監査委員事務局・農業委員会事務局にそれぞれ1人ずつ配置しております。

職位につきましては、正規職員行政職の3級主査級に、再任用職員では専門職として、担当業務を的確に理解及び遂行し、後輩職員に対し指導助言を行う職に9人、正規職員行政職の6級課長級に、再任用職員では政策審議員として、円滑な業務遂行に向けて所属職員を統率する職として、健康福祉部付で宇城市社会福祉協議会の事務局長として1人派遣配置しております。

なお、新たに再任用職員を任用しようとするときは、再任用希望職員のうちから、勤務実績、知識経験・技能等、健康状態、勤労意欲等を総合的に勘案し、宇城市職員再任用選考委員会で再任用の可否を決定しております。

再任用職員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、勤務実績が良好であると認めるときは、当該任用職員の任期を1年を超えない期間で更新することができます。現在、退職後勤務年数3年目が8人、2年目が7人、1年目が10人の総数25人が再任用職員でございます。

それと、賃金労働条件でございますけれども、全ての再任用職員は、短時間勤務で任用しておりまして、勤務時間は休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間で勤務しております。

○7番（高本敬義君） 一般的に再任用職員の勤務は、日頃職場を見ると大体水曜日を休日にして、そういう勤務体制の中で仕事をされているようですが、答弁にもありましたように、今年度4月は11人の定年者から10人の方が再任用されていると。最後に答弁されました前年度との比較、トータルとしての再任用の在職者

数も現在は25人ということで、その時々退職者の数にもよるんですが、一般的には少しトータルとしては再任用者の数が増えていく、そういう可能性が今後あると思うんですね。もともと年金の支給年齢が順次引き上げられていくということから、60歳の現行定年退職から年金支給年齢までの間の生活を経済的に支えるという、そういった意味でのこの再任用の制度でありますので、増えていく再任用を希望される方はある意味当然のことだろうと思います。

そこで、再質問の1点目ですが、再任用職員の職場の配置の課題・問題です。この再任用制度は、宇城市においては平成26年頃からだったと思いますが、スタートしたと思います。初めの頃は、公民館とかスポーツ振興の出先などに配属されるのが優先されてきた、そういう傾向があったように見ておりました。その後、本庁とか支所にも配置がなされてきましたけれども、これからは先ほど言いましたように増えてきます。ざっと言えば本庁を取り巻く出先の周囲の方に、最初は再任用を配置してあったような感覚ですので、やはり全体的な配置を考えていかないとけないんじゃないかというところを問題意識として持っています。

もう1点は、現在の配置状況を見ると、個々人の出身の旧町、三角は三角、不知火は不知火、松橋は松橋、小川は小川、豊野は豊野というあたりに再任用の職場をあてがってある。そういう配置がしてあるという傾向がうかがえると思います、全体を見ればですね。人事ですので、そういった出身の旧町に配属するのが、一概によろしくないなんていうのは言えないというふうに思いますが、先ほど来言いますように、65歳が定年と制度化されるまでの間は再任用は増加していくと思われるので、任用後の配置の基本的な方針とかそういうところは、執行部としては一考を要するとは思っています。先ほど再任用の選考の項目にもありますように、その自治体での経験と知識を有するがゆえに再任用できるわけですので、法律的にも。ですから、市民サービスの向上ということであれば、有効な配置というのは今よりはまた違う方法があるかもしれない。そういった意味での配置の見直しなり何なりを、基本的に一考されたいかがでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） まず、再任用におきましても一般職と同様に異動希望、配属先の希望は取っております。職場の方で考えますと毎年部局を組織ヒアリングして、ここには職員が何人、再任用でいいのかあるいは会計年度でいいのかということで、ずっと数を落とし込んでいて、その中で再任用職員を振り分けていっているという状況がございまして、決してどこどこに偏ったという、今年度は先ほど申しましたとおり、庁内にも見られると高本議員の後輩の方もいっぱいいらっしゃるかと思いますので、そのようにやっております。決して恣意的な運用はしておりませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

それと、三角なら三角というところでございますが、町別にいきます。三角町では、三角出身3人、不知火出身1人です。不知火町では不知火出身1人、松橋出身1人です。松橋町では、不知火出身4人、松橋出身5人、小川3人、豊野1人。小川町では、松橋1人、小川2人、豊野1人、豊野町では小川2人というふうに決して偏ってどここの町にどここの出身者を張り付けるということはありません。

それと、出身者が自分のところにいる方は、大体11人いらっしゃるしまして、そのうち5人の約半数が松橋町ですので、やはり本庁付近に近いところが多くなっているのかなというところは、見受けられているところでございます。

○7番（高本敬義君） 偏ったそういうところはないというような見解ですので、それはそれでよしとしながら、そういう基本的なスタンスで、これからも有効な人事配置をやっていただければと思います。

再質問の2点目です。再任用に係る制度、これは国に準じて地方公務員も地方公務員法で規定され、それを受けて必要な部分についてはこの条例でも規定されているということで、人事院規則でもその運用の点検とか詳細が規定されております。地方公務員の規定によりますと、再任用は定年退職する方が勤務した自治体、宇城市であれば宇城市での経験とか知識を有効に活かすということから、その基礎自治体で再任用されるという制度であります。ただし、例えば宇城広域連合あたりの場合は、構成自治体との配置の交流は認められるとされております。民間企業で働きたいという方にあっては、当然一旦退職をして、そちらの民間の事業所の方で再雇用ということで、そういう手続きとなっていきます。現在も先ほどの配置の方でいくと、総務部付で広域連合のクリーンセンターに配置されている。それは問題はないというふうに思いますが、配置の最後の方で言われた、健康福祉部付で宇城市社会福祉協議会の方に派遣を1人しているということは、問題があるのではないかと私は考えて受け取っていますが、いかがでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 確かに以前は、退職後に行政経験を活かし社会福祉協議会改善のために、社会福祉協議会から依頼を受けて、本市の部長級が再就職しておりました。ただ今後、引き続き社会福祉協議会の改善を早急に行うには、再任用職員として派遣勤務することで、人事事務がスムーズに行えることがあります。今後、退職後に再任用職員を希望する職員が増える中で、派遣勤務も含めた再任用職員を充実させることが不可欠でございます。再任用と申しましても、我々と同じ給料表の中にいる者でございますので、一般職と何らその点は変わらないものだと考えております。

○7番（高本敬義君） 再任用が増える、そこに人材を活かすための働く場を確保する、

その趣旨も分かります。それと、社会福祉協議会をきちんと充実した確固たる職場、事業所にするために市も応援しよう、それも分かります。私が最初にこのことを問題意識と言いましたのは、地方公務員法という法です。その法律に準じて条例もできています。人事院規則もそのことを後押ししています。そこでいくと地方公務員法という再任用は、その自治体でなければならないとなっているんです。何も私はその方にどうのこうの言うのではないのです。あえて言わせていただくなれば、執行部の再任用の手続きが、法解釈が間違っていたのではないのですかというのをお願いしたいのです。

○総務部長（成松英隆君） 法解釈の点でお話がございますけど、正規職員と同等に、広域連合や社会福祉協議会に派遣することは問題ないと考えております。

○7番（高本敬義君） 問題ないと言い切ってよろしいですか。上位機関、県とか国の総務省とか確認していいですか。法令の事務提要の中には、そういうふうに説明をして運用するようになっているんですよね。そのことを一応伝えておきます。先ほど言いましたように、これは本人の問題ではなくて、任命権者の問題と私は思っています。そのことで問題があるとするならば、先ほど再任用の職員の職の位は、一般的には3級の主査級専門員ということで格付けだけでも、今回派遣されている場合は、6級の政策審議員で課長級ということで格付けされておりますので、これが地方公務員法上やや問題があるということで不都合であれば、この格付けもまた不都合になるというふうになってくると思いますので、そこのところは十分精査をしてください。今日この場では、そういうことでこの質問は収めておきたいと思います。

再任用の方々も本市のために精一杯頑張っておられます。いろんな方々の不平不満の声も漏れ聞こえてきます。先ほどの勤務場所の話とかそういうことも含めてですね。正規職員同様に先ほどの任用職員の方と同様に、この市のために一緒に頑張っているわけですので、本市発展のために執行部の方の再任用に対する対応も改善すべきところがあれば、是非改善していただくように要望をして、この質問は終わりたいと思います。

質問の4番目に入ります。市立図書館についてです。時間が余りありませんので、教育部には少し端折った感じで答弁いただくかもしれませんが、今回議案第62号で図書館・美術館の指定管理者制度導入ということで条例改正が提案をされております。8月に視察が予定されておりましたが、コロナの関係で中止ということになったようですけども、まずは簡潔に視察の趣旨というか、それはイコール今回の指定管理導入の趣旨とやや似たようなところがありましようから、まずはその部分を簡潔に答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 先に予定された視察の趣旨につきましてお答えをします。

図書館の利用者数及び貸出冊数を５年前（平成２７年）と比較しますと、利用者数が約８，７００人の減で約１２％の減少でございます。それから貸出冊数が２６，４００冊の減で約７％減少している現状でございます。こういった現状の中で、市民ニーズ・利便性に合った図書館運営を目指し、民間のノウハウや経験等を活用し、成功している事例を研修する趣旨で計画をいたしたところでございます。

それから、今回、図書館・美術館を指定管理体制にする理由、根拠でございますけれども、その理由の１つとして、第３次行政改革大綱や公共施設見直しの方針がありまして、その中で公共施設の効率的・効果的な施設運営が謳われているところでございます。また現状でも、図書館利用者を先ほどは現数で申し上げましたが図書館の利用者数６１，０００人、美術館の来館者１７，０００人の利用がありまして、一定のサービス提供ができていると思っておりますが、一方で利用者、来館者につきましては、固定された人の来館が目立ち、幅広い方への利用につながっていないのが現状でございます。幅広い年齢層がいつでも親しみやすく、気軽に利用できるよう民間活力の導入及び新たな視点からのアイデアを民間事業者の経験に期待するところでございます。

○７番（高本敬義君） 指定管理制度の導入を考えられるのであれば、条例改正を提案するのであれば、市民の利用者の合意形成というか、意見の醸成というか、そういうことはこの自治体行政、自治体の業務を進める上では必須条件、ある意味鉄則みたいな事項だろうと私は思っています。今回、教育委員会から配布された、各事務管理及び執行の状況の点検と評価の結果に関する報告書というのが毎年度分あるわけですが、その中で美術館運営というのは、平成元年度分の事業に関してですが、教育部事務局の自己評価として今後の対応として、指定管理の導入を検討したいという文言がありました。有識者教育委員会評価の欄では、導入には市民ニーズをできる限り反映できるようにしてほしいという文言がありました。一方、図書館の蔵書充実事業のところでは、有識者意見教育委員会総合評価では、本の消毒機械が導入された、安心安全の確保をするということで、指定管理の記載は一切ありません。これは、先だつての３月までの事業分の評価です。この報告書は、教育委員会評価委員会及び教育委員会の下に活動がされている部分について作成されております。この表題のすぐ後に、毎月の教育委員会評価委員会と教育委員会の会議録がずっと項目が書いてあるんですが、その中に３月の年度末までの間の協議事項に、指定管理導入の協議、議論は全く出ておりません。議論されたというふうには見えません。そこからこの９月です。まだ半年です。この間にこの条例改正を提案するまでの市民の利用者の意見の醸成、達成できたのか私は疑問です。合意形成がなされてきた

のか疑問です。時間がありません。最後にこれを聞いて、よかったら部長答弁も併せて、教育長も一言いただけたらと思います。

○教育部長（吉田勝広君） まず教育委員会におきましては、教育委員の先進地視察研修として平成26年度と令和元年度、令和2年2月に指定管理者制度が導入されている佐賀県武雄図書館へ研修を行っております。

それから令和2年3月30日には図書館協議会、4月13日には美術館運営協議会、そして8月7日に図書館、美術館の合同会議を開催し、指定管理者導入についての説明を行ったところです。8月の合同会議におきましては、委員から「宇城市民は指定管理になるということに関して情報を知らないと思う。できるだけ公開という形で意見を反映させ、使いやすい公共施設につなげていただきたい」それから「美術館にとって学芸員の人的配置が文化・美術にとって非常に大切になります。是非考慮していただきたい」それから「図書館の一番の課題は利用者数が増えないことである。それらを克服するには今までの方針や計画内容では増加にはつながらない。具体的に内容を詰めてメリットがある図書館を造るべき」などの意見がありました。

それから平成19年の法改正によりまして義務付けられました点検評価につきまして、評価委員会を7月に2回開催をいたしました。美術館管理運営業務において図書館と併せて指定管理者の導入を検討していることを説明し、評価委員からは、「導入にあたっては、市民の皆様のニーズをできる限り反映できるよう努めてください」ということで、意見をいただいたところでございます。

このほか、現在各図書館、美術館及びホームページにおいて、図書館、美術館の利用に関するアンケートを実施しているところでございます。今後も図書館・美術館協議会につきましては、再度開催をいたしまして、丁寧な説明を行いながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、今後の議会で条例改正の議決をいただければ、公募を開始いたしまして受託業者を選定します。その後施設の内装改修を含めた中規模の改修の設計費を本年度に上程し議決をいただきましたら、次年度に工事の改修費用を上程します。工事期間が必要ですので、指定管理への移行は令和4年度に見込んでいるところでございます。

○教育長（平岡和徳君） 今教育部長の方から話がありましたとおり、私はこの宇城市において新しい風の必要性を強く感じております。そういった中に民間活力の導入というのは不可欠だと考えております。こういった新しい風を取り入れながら、有機的にこの風を運用しまして、宇城市の家庭教育、学校教育そして社会教育を今以上に前に進めたいと思っているところでございます。

○7番（高本敬義君） どうもありがとうございました。時間超過して申し訳ありませんでした。あとは委員会の方で御審議をお願いします。

○議長（石川洋一君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時14分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 高本議員の社会福祉協議会への再任用職員の派遣についてでございますが、あたかも法律違反のごとく御指摘を受けましたが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条において、職員を派遣することができる、3項、特別の法律により設立された法人とありまして、また公益法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成25年3月29日）第2条第2項、社会福祉法人宇城市社会福祉協議会とはっきり謳われております。再任用であろうが職員であろうが、この規則が適用されるところでございます。上部団体に行っているのかとか、任命権の問題だとまでおっしゃいました。発言の撤回を求めます。

○議長（石川洋一君） ここで、高本議員の方から発言ありますか。

○7番（高本敬義君） 先ほど一般質問の中で言いましたように、執行部の方にも精査をお願いしますし、私の方も改めて精査をして、その結果として再度執行部との協議に入ろうというふうに今は考えています。

-----○-----

日程第2 報告第15号 令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

日程第3 報告第16号 令和元年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について

日程第4 報告第17号 令和元年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第5 報告第18号 令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（石川洋一君） 日程第2、報告第15号令和元年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、日程第5、報告第18号令和元年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第15号から報告第18号までを終わります。

-----○-----

日程第6 承認第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第14号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号））

○議長（石川洋一君） 日程第6、承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第14号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第11号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第11号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第14号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第11号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第12号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第20号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号））

○議長（石川洋一君） 日程第7、承認第12号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第20号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第12号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第12号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第12号専決処分 の報告及び承認を求めることについて（専決第20号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第12号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第12号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第54号 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第8、議案第54号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題に上っております議案第54号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について、松合出張所の今後についてと農業就業改善センターが解体するということでありますけれども、解体後の施設等について今分かっていることがあれば、お答えいただきたいと思います。

○不知火支所長（瀧口博隆君） まず、松合出張所の移転についてお答えいたします。

松合出張所は公共施設の有効活用の観点から、新しく建築せずに近接にあります松合ビジターセンターで継続的に業務を行っていきます。

次に、農業就業改善センター解体後の施設設備についてお答えいたします。

この建物は、新耐震基準以前の昭和51年に建築されたもので44年が経過して

おり、外壁、内壁等の老朽化が著しい状態にあります。建物の長寿命化を行うには、大規模改修工事に2億2,000万円、耐震補強工事に1,500万円、エレベーター設置工事等に5,500万円、総額2億9,000万円程度の費用が必要と考えております。費用対効果の面から解体を行い、新たに農業就業改善センターの代替えとしまして、平成28年熊本地震復興基金交付金を財源とします、熊本復興基金住まい再建継続利用支援事業により、当尾地区の木造応急仮設住宅の材料を活用し、会議室や投票所、小学生の通学合宿などが利用できる多目的な集会所を計画しております。利用の詳細につきましては、各種団体と協議を図りながら進めていきたいと考えております。

○議長（石川洋一君） これで議案第54号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第9 議案第55号 宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第56号 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第57号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第58号 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第9、議案第55号宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第58号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第13 議案第59号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第13、議案第59号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。ただいま議題になっております、議案第59号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、連携保育の施設確保を不要とするというそういう内容の改

正であります、この間、国はいろんな規制緩和をしてきました。特に福祉の事業関係、法律、条例に関わる部分ではいくつもあったんですが、この条例に関しては、法律で家庭的保育事業の制度が発足した時点で、連携施設を確保するというので就学前保育の体制を担保していくというそういう事業枠組みとされてきたわけですが、今回その連携施設を不要とするということで、保育事業の質を低下させはしないかというそういう危惧を抱くところであります。そんな条例改正を提案することに対していかななものかということで、御質問をいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今回の条例改正は、地域型保育事業所を卒園した後の受け皿について、これまでの認可保育施設に加え企業主導型保育施設や、認可外保育施設も対象となる旨、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴うものでございますが、これは、特に保育ニーズの高い都市部の状況を踏まえ緩和措置が取られたものです。

本市における就学前児童の教育保育の提供については、認可保育園及び認定こども園での実施を基本としております。本年3月に策定された第2期すこやか宇城っ子プランでは、利用希望を踏まえた量の見込みに対する方策を確保しております。計画にあたっては、市内の認可保育所及び認定こども園並びに地域型保育施設を対象に、利用定員の設定を行っております。また、利用に際しては、市内にお住まいの保育を必要とする子どもについて、市が認定を行い、入所決定から入所後の給付費や事業補助など、適正な保育を提供する認可施設及び利用者に対して支援を行っているところです。

なお、保育の必要性を認定しても、同一施設へ入所申込みへの競合により、希望する認可保育所等に入所できず、仕方なく認可外保育所に預けざるを得ない場合もあります。このような世帯に対しては、待機児童が発生している月の保育料について市から補助を行っている状況です。

○7番（高本敬義君） 実態というか、実際の運用については、利用者というか保護者、その就学前の子どもたちに寄り添った、そういう運用がなされているというふうに今の答弁では思ったんですが、一般的に今回みたいにこれまでもそうなんですが、先ほども言いましたように、国の規制緩和に係る国の改正の準則というかモデル、そういうものが果たしてこの地域において妥当か妥当でないか、そういうのも一旦止めおく、考える、思慮する、やはりそういうワンクッション、節目は必要じゃないかというふうに思います。今回も該当するところはないのかもしれませんが、条文に入ってしまうということは、できるということで、実施運用は可能な条文になってしまいますので、そういうところを心配しますが、国の準拠に対する取扱いの考え方、先ほど答弁の中でも言われましたが、実際は都市の方での規制緩和がこの

間ほかの法文も法令等もそうなんですけども、そういうのも含めて国から来る準拠に対する健康福祉部としての捉え方、考え方、基本的なところを教えていただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 国、厚生労働省令であるとか、県の法律が改正になった場合は、いつでも対応できるような状況をつくっておかなければならないということで考えております。ただし、本市の場合はそういう状況にはないということですから、いつでもできるような状況にはしておかなければならないというふうに考えております。

○7番（高本敬義君） 分かりました。運用については理解するところではありますが、逆に言うと、これを知ってできるんじゃないんですかという苦情、クレームが片方ではあるかもしれませんので、そういうことも含めて大きな視点で国の法令改正等にはあたっていただきたいと思います。

○議長（石川洋一君） これで議案第59号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第14 議案第60号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第14、議案第60号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○7番（高本敬義君） 自席で説明させてください。ただいま直前に発言しました条例改正と、文言は違いますが国の規制緩和に関わる条例の一部改正であります。健康福祉部の答弁の趣旨も同じような形であるということで確認をさせていただきましたので、取下げをしたいと思います。

○議長（石川洋一君） これで議案第60号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第15 議案第61号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第15、議案第61号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

日程第 16 議案第 62 号 宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第 16、議案第 62 号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。

○15 番（渡邊裕生君） ただいま議題となっております、議案第 62 号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

まず、この中に出てきております図書館、美術館の指定管理についてなんですけれども、指定管理業者の選定はどのようにして行われるのか。また、もう 1 点、美術館の企画展を今後どのように考えていかれるのか。と言いますのも、特に美術館に関しては、これまで学芸員の充実を図りながら、宇城市は文化というものに対して積極的に取り組んでこられたという経緯があるかと思います。その中で、美術館では、その学芸員を中心に特色のある企画展がなされてきました。特に絵本の原画展、なかなかほかの美術館では見たり経験したりできない企画展を、これまで幾度となく企画をされて、それが不知火美術館の非常に大きな特色というふうに周囲から評価されております。そういうものが指定管理になったときに、これまで培ってこられた美術館の歴史、それから学芸員のこれまでの取組がどう変わっていくのか非常に心配するところではありますが、現在分かる範囲で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） お答えをいたします。

まず、1 点目の指定管理業者の件につきましては、専門的なノウハウを持つ民間事業者の公募での選定を予定しているところでございます。それから、市民サービスの向上や施設の効率的・効果的な管理運営が期待できるような民間業者からの提案を募集するプロポーザル方式でということ考えているところでございます。

それからもう 1 点の美術館の企画展並びに学芸員の件に関しましてですが、美術館において魅力的な展覧会や様々なイベントを行う上で学芸員の役割は大きいものがあります。学芸員を市直営で配置するのかあるいは指定管理者で配置するか、現在協議検討をしているところでございます。なお、指定管理業務仕様書の中で、企画展事業の開催にあたっては、市民に優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、魅力がある自主企画や収蔵作品を中心に構成したコレクション展を開催するなど、多くの市民の方に観覧してもらえよう企画展事業を実施することをうたう予定で考えております。

○15番（渡邊裕生君） ただいま検討中ということですので、これ以上今お聞きすることもないかと思います。是非、深いところまで検討していただいて今後に生かしていただきたいと思います。

○7番（高本敬義君） ただいま議題になっている件につきまして、質疑をさせていただきます。

図書館の指定管理については、いろんな御意見があります。その中の1つに、総務省によるトップランナー方式導入について、平成27年11月に総務省から歳出の効率化を推進するという目的で、図書館に係る地方交付税の算定方式に関して、指定管理者導入の推進を担ったトップランナー方式を検討の対象とするとされましたけれども、翌年の平成28年11月には、図書館への適応を見送るということが発表されております。その折の理由として、1つには、教育機関としての重要性に鑑み、司書を地方団体の職員として配置することが適切であり、専門性の高い職員を長期的に育成、確保する必要があるということ。2点目は、文部科学省や関係団体から業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見があったということ。そして3点目は、社会教育法、図書館は社会教育の大きな拠点の1つであります。社会教育法の一部改正について国会で審議された折に、社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討することという附帯決議がなされている。こういうことから、総務省はトップランナー方式は、図書館は除外するというふうに発表されたということであります。このことについて御意見を伺います。

○教育部長（吉田勝広君） トップランナー方式の導入は、平成28年度導入に16業務、平成29年度に2業務導入されております。図書館管理につきましては、平成29年度以降検討するとされ、導入の意向はあるようですが、具体的には進んでいないというような状況であります。

今回提案をいたしております、図書館・美術館の指定管理の導入につきましては、方針としまして大幅な開館時間や開館日数の増を図りたい、そしてそのことによって固定化が見られる現状から、幅広い方へ利用をつなげたい。そして市民の憩いの場として、また子どもから高齢者まで、誰もが気軽にいつでも利用できる生涯学習の拠点として親しまれる施設を目指しているところでございます。

基本的な方針として5つ掲げて進めたいと思っております。誰もが利用しやすく心地よく滞在できる図書館・美術館、それから新たに利用者呼び込む図書館・美術館、美術館と連携し郷土の文化及び芸術を継承する図書館、市民の学びと課題解決の支援を行う図書館・美術館、まちのにぎわいの拠点となる図書館・美術館、こ

の５点を掲げて民間活力を導入して、専門的知識を生かして、管理運営のノウハウの実績を持つ民間事業者の力を活用しながら進めていきたいと考えております。

○７番（高本敬義君） 今の答弁をお聞きしまして、先ほど私が言いましたその総務省トップランナー方式断念、それは文科省もそういう意見を出してのことであつたわけですが、そういう国の大きな動きに対しても、この宇城市の条例を改正するというバリアにはならないというふうにならないのかという、少し残念な気持ちになったところです。いろんな社会情勢、変化はしておりますが、有識な各議員さん方がいらっしゃいますので、常任委員会での真摯な議論を期待して質疑を終わります。

○議長（石川洋一君） これで議案６２号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第１７ 議案第６３号 宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について

日程第１８ 議案第６４号 宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について

○議長（石川洋一君） 日程第１７、議案第６３号宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について及び日程第１８、議案第６４号宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第１９ 議案第６５号 令和２年度宇城市一般会計補正予算（第４号）

○議長（石川洋一君） 日程第１９、議案第６５号令和２年度宇城市一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。

○１５番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております、議案第６５号令和２年度宇城市一般会計補正予算（第４号）について質疑をいたします。

まず２８ページ、款６商工費、項４観光費、目１２委託料の道の駅不知火全面改修基本構想・基本設計業務委託料について、市はこの全面改修の基本的な考え方をどうお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

続いて３３ページ、款９教育費、項１教育総務費、目１２委託料の小中学校ネットワーク再整備業務委託料の内容についてお尋ねいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） それでは、まず道の駅不知火全面改修基本構想・基本設計業務委託料について私の方からお答えいたします。

道の駅不知火は開業して約２５年が経過しており、施設もこれまで部分的な改修

を行いながら運営を続けてきましたが、ここ数年は赤字決算という現状です。本年度は温泉館の老朽化したボイラー等の設備改修の実施設計、そして来年度には改修工事を計画しておりました。しかし、原状のままの設備改修だけでは経営の黒字化ができないとの判断に至り、また温泉館を開館すればするほど赤字が膨らむ現状であることから、当初の改修計画を見直すことにしました。

そこで、今まで利用いただいていたお客様に加え、新たな客層をターゲットとして来客者を増やすことで黒字化を目指す方向性がかたまりましたので、今までの施設の在り方を一度リセットして、道の駅不知火ブランドとしての世界観やコンセプトを新たに設定した上で、これからのリニューアル作業に入っていきたいと考えています。そのための委託料でございます。なお、施設を全面改修するか否かは今後の基本構想・基本設計によりますが、令和4年度中に新しい道の駅不知火としてオープンできるよう、計画的に取り組んでいく予定でございます。

○教育部長（吉田勝広君） 予算書の33ページの小中学校ネットワーク再整備業務委託料2,346万3千円は、学校のタブレットを家庭に持ち帰ってインターネットに接続して使えるようにする整備業務を委託するものです。具体的には前年度までに整備をしたタブレットなどを、家庭、学校、モバイルWi-Fiルーターと3つの異なるインターネット接続を自動で切り替えた上で、安全に使えるようにタブレットやアクセスポイントなどの全ての機器を対象に、設定の変更及びセキュリティソフトのインストールを行うものでございます。この設定を行うことで臨時休業等の緊急時においても家庭でのICT活用により、子どもたちの学びの保障ができる環境を整えることができるものです。

○15番（渡邊裕生君） 教育総務費の小中学校ネットワークに関しての説明は、十分理解できました。

不知火温泉の全面改修に関してなんですが、先ほど部長答弁の中で黒字化を目指すというところが、設計によって黒字に結び付く設計というのがあり得るのかというふうに、ちょっと思った次第です。例えば、面積を縮小する、人員を削減するという、いわゆる経費を小さくしてプラスにつなげるという考え方もあるだろうし、あとは来客を増やすというやり方。ただ、それが設計という部分に関してどうつながっていくのかが、ちょっと私は今の段階では理解できません。副市長、よければどういうふうに自分たちは不知火温泉を黒字化させていこうというおつもりで、設計を委託されるのかというお話ができましたらお聞かせください。

○副市長（浅井正文君） 稼部長が先ほど申しましたとおりです。それと三セクの不知火温泉については、経営が非常に悪いというのは御存じかと思います。

まずその前に、8月8日にレストランをオープンしました。オープンをして日に

50人、そして土日が100人という数が来ております。90%のお客さんにアンケートを採りました。アンケートを採った大方、味はおいしかったよというふうなところですよ。それと1割ぐらいは水が臭かったとか何とかというふうなのがありましたので、その確認をしております。

それと解雇予告ですね、今話されましたように、どうやって黒字化を目指そうかなと思ったときに、26人おります。26人いて人件費をまず削減します、6人削減します。それはもう9月でしたので、もう言っております。6人の方にはちゃんとお伝えをしております。そのほかに辞めてもらう方にはシルバーに行ったりとかハローワークの失業保険をもらったりとか、お世話もしております。ですから、まず人件費で風呂に入ってくるお客さんが増えればいいんですが、現実それが難しいならば、支出を抑えるということが先に来ます。ですから、人件費それと光熱水費、それを抑えていきます。そして精一杯従業員一同、令和4年中のリニューアルを目指して頑張っていきたいなと思います。

それと、あと熊日新聞でそよ風パークとか記憶にないですか、あれは三セクです。三セクで確か赤字で破産ですね。熊日でも少し前に、菊池市がメロンドームで確か公債費が2,000万円ぐらい出ていました。それも三セクです。それと今日の新聞で玉名の何か出ていましたね。中身は見ていないですがあったと思います。そのようにはしたくないとは思っておりますので、どうにか715万円をかけさせてもらって、そして基本設計、基本委託ということで自分たちの考えもありますけれども、専門の方に聞いて、より良い結果を出せたらと思っております。

○15番（渡邊裕生君） 期待しております。

○7番（高本敬義君） 事前に関係部署にいろいろと説明をいただきました。了解しましたので取り下げます。

○議長（石川洋一君） これで議案第65号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第20 議案第66号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第67号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第68号 令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第69号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第70号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第71号 令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第72号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））

日程第 27 議案第 73 号 工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）

日程第 28 議案第 74 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
（旧戸馳大橋撤去）

日程第 29 議案第 75 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
（松橋中学校屋内運動場改築工事）

日程第 30 議案第 76 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
（松橋中学校武道場他改築工事）

○議長（石川洋一君） 日程第 20、議案第 66 号令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）から日程第 30、議案第 76 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 31 議案第 77 号 財産の無償譲渡について

○議長（石川洋一君） 日程第 31、議案第 77 号財産の無償譲渡についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○7 番（高本敬義君） これも先ほどと一緒に、担当課の方に説明をいただき了解できましたので、取下げをしたいと思います。

○議長（石川洋一君） これで議案第 77 号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第 32 議案第 78 号 財産の取得について

○議長（石川洋一君） 日程第 32、議案第 78 号財産の取得についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○7 番（高本敬義君） ただいま議題になっています、議案第 78 号について若干の質疑をしたいと思います。

基本的に特に合併後の本市の財政的な方針としては、遊休土地は基本的に処分していく。したがって土地購入等については、よほどの理由、根拠がなければというふう思うところではありますが、本件について仮設住宅の用地であるわけですが、説明の中にもありましたが、この間無料で借用してあるということで、確かに地権者の方の良かれと思う善意については重々理解できる場所ではありますが、基本的に無料だったことが問題ではないのかなと思うところです。あえて今回購入するにあたっては、人間の心情として、お世話になった方の土地について市で買い上げて

次のステップで何かの活用をというのは、思わないわけではありませんが、無料だったということが一つネックというか、課題になるんじゃないかなと思います。そここのところの説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案の詳細説明で申し上げましたとおり、熊本地震発災後、応急仮設住宅の建設地確保についてはかなり苦労したというような経緯を踏まえまして、当該用地の取得によって有事の際への備えができるものと考えているところです。また財産取得に係る経費については、熊本地震復興基金の活用が見込めますので、財政負担を抑えることができることに加えまして、平常時においては地域住民のコミュニティ形成の場として活用できると考えているところです。

なお、貸付けの無料については健康福祉部の方では、ちょっと詳しく分かりませんのでお答えができません。

○総務部長（成松英隆君） 土地取得の目的というかということで、何に利用するのかということですけど、先ほどもありましたとおり、有事の際に有効利用が期待されるということが1点でございます。これは、松橋町松橋に保健福祉センターというのがあります。そこの南側広場。これが1点でございます。それと不知火町御領の防災公園、これを思い出していただければと思います。福祉センター南側は、熊本地震の際は避難者の避難場所として広く活用されておりました。不知火町御領の防災公園は、熊本地震の際、いち早く応急仮設住宅の建設用地として選択することができたのも、事前にこのような用地を主として取得していたからではないかと考えております。

今回の用地取得につきましては、多目的広場として用地をするものでございます。いざとなれば、いろんな活用の仕方ができる土地として利用できることを期待するものでございます。ただ、現在建設してございます仮設住宅の利活用も含め、そちらの方の利活用も視野に入れているということも申し添えます。

○7番（高本敬義君） 今の答弁でいくと、使用料が無料だったというところの答弁はありませんでしたが、その後の有効活用ということでいけば、防災広場的なことが一番候補としては大きいですか。利用の方法としては。

○総務部長（成松英隆君） 申し上げましたとおり、多目的に使える広場でございます。

○7番（高本敬義君） 以上で終わります。

○議長（石川洋一君） これで議案第78号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第33 議案第79号 権利の放棄について

日程第34 議案第80号 和解の成立について

○議長（石川洋一君） 日程第33、議案第79号権利の放棄について及び日程第34、

議案第 80 号和解の成立についてを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第 54 号から議案第 80 号までにつきましては、お手元に配布をしております令和 2 年第 3 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 35 認定第 1 号 令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 36 認定第 2 号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 37 認定第 3 号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 38 認定第 4 号 令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 39 認定第 5 号 令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 40 認定第 6 号 令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第 41 認定第 7 号 令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第 42 認定第 8 号 令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（石川洋一君） 日程第 35、認定第 1 号令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 42、認定第 8 号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 43 決算審査特別委員会の設置について

○議長（石川洋一君） 日程第 43、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。認定第 1 号令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 8 号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第 6 条及び会議規則第 36 条第 1 項の規定に基づき、20 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までについては、20人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで名簿を配布させますのでしばらくお待ちください。

（名簿配布）

○議長（石川洋一君） ただいま、決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしましたとおり、私議長並びに議会選出監査委員の16番河野一郎君を除く20人を指名します。

—————○—————

日程第44 議案第81号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○議長（石川洋一君） 日程第44、議案第81号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回の追加提出しますのは、予算案として令和2年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の1件です。補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、商品券を配布し家計等を支援するとともに、地域経済の回復を図るため、また飲食店等がコロナ禍で事業を継続できる感染症対策の徹底と安心して利用できる店舗づくりを推進する経費など、新たに発生した財政需要に対し、早急な予算対応を行うもので、歳入歳出それぞれ2億6,500万円余を追加し、総額を歳入歳出それぞれ450億7,300万円余とするものです。

詳細につきましては、総務部長から説明いたします。この案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。次に、議案第81号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第81号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。配布しております令和2年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,538万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ450億7,376万2千円としております。

2ページをお願いします。歳入科目では、款15県支出金、項2県補助金で9,

９００万円の追加、款１８繰入金、項２基金繰入金で１億６，６００万円余を追加しております。

３ページをお願いします。歳出費目では款２総務費、項１総務管理費で９，９００万円を追加、款３民生費、項４児童福祉費で９，９８２万２千円の追加、款６商工費、項１商工費で６，２１９万５千円の追加、そして款９教育費、項２小学校費で１１９万９千円、同じく項３中学校費で３１６万８千円をそれぞれ追加しております。

４ページに移ります。第２表、繰越明許費補正です。款３民生費、項３児童福祉費で、子育て応援商品券事業９，９８２万２千円を設定しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

８ページをお願いします。款２総務費、項１総務管理費、目１７熊本地震復興基金事業費、節１８負担金補助及び交付金で、被災宅地復旧支援事業補助金９，９００万円を追加しております。熊本地震における被災者等が施工する、宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援するものです。特定財源としまして、県支出金で、熊本地震復興基金交付金９，９００万円を計上しております。

続いて、款３民生費、項４児童福祉費、目７地域子育て応援対策費で９，９８２万２千円を追加しています。新型コロナウイルス感染症の影響により家計への負担が増加する中、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とし、実施中のプレミアム付商品券事業を絡ませ、子育て世帯に対して給付型商品券の配布を実施するための事業経費です。節１２委託料における子育て応援商品券業務委託料９，５３２万４千円のほか、事務経費を追加しております。

次に、款６商工費、項１商工費、目３商工振興費で６，２１９万５千円を追加しております。飲食店等がコロナ禍で事業継続するための感染症対策の徹底と環境づくりのため、感染防止アドバイザー派遣、飲食店等の衛生管理設備等導入支援、取組宣言を行った飲食店等へ、のぼり等の作成・配布を実施するものです。節１８負担金補助及び交付金における、飲食店等新型コロナ感染症防止基盤整備事業補助金６，０００万円のほか、事務経費を追加しているものでございます。

９ページに移ります。款９教育費、項２小学校費、目２教育振興費、節１８負担金補助及び交付金で、修学旅行キャンセル料等補助金１１９万９千円を追加しており、次の項３中学校費においても同様に３１６万８千円を追加しております。いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後生じる可能性がある修学旅行に係るキャンセル料等の補助金となります。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。

7 ページにお戻りください。款 1 5 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費補助金で、平成 2 8 年熊本地震復興基金交付金 9, 9 0 0 万円を追加しております。先ほどの歳出でも御説明しました、被災宅地復旧支援事業に係る補助金となります。

最後に、款 1 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金です。財源調整として 1 億 6, 6 3 8 万 4 千円を追加しております。

以上で、議案第 8 1 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 8 1 号の詳細説明が終わりました。これから議案第 8 1 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

議案第 8 1 号につきましては、お手元の令和 2 年第 3 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 4 5 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（石川洋一君） 日程第 4 5、発議第 2 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（岡本泰章君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収などにより、今後の地方財政は巨額の財政不足が生じ、これまでにない厳しいものになることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税などの一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。

皆さん方のお手元にあります委員会提出議案書の次のページをお開き願います。そこに意見書案でございますが、紙面のとおり 5 つの項目を要請するものでございます。

特に、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。そして、固定資産税については、市町村の極めて重要な基幹税であることから、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないことなど、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、確実に実現がなされるよう、国に対し、強く要請することとなっております。

以上が趣旨となりますが、本議案に対しまして議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 発議第２号の趣旨説明が終わりました。

これから発議第２号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第４６ 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第４６、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日１１日から２４日までは、各常任委員会及び決算審査特別委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、９月１１日から９月２４日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後２時１３分

第 6 号

9 月 2 5 日 (金)

令和２年第３回宇城市議会定例会（第６号）

令和２年９月２５日（金）

午前１０時０３分 開議

１ 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第１ | 議案第５４号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第５５号 | 宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第５６号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第５７号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第５８号 | 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第５９号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第６０号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第６１号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第６２号 | 宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第６３号 | 宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について |
| 日程第１１ | 議案第６４号 | 宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について |
| 日程第１２ | 議案第６５号 | 令和２年度宇城市一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第１３ | 議案第６６号 | 令和２年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第１４ | 議案第６７号 | 令和２年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第１５ | 議案第６８号 | 令和２年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第１６ | 議案第６９号 | 令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１７ | 議案第７０号 | 令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号） |

日程第 18	議案第 71 号	令和 2 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 19	議案第 72 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））
日程第 20	議案第 73 号	工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）
日程第 21	議案第 74 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 22	議案第 75 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）
日程第 23	議案第 76 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 24	議案第 77 号	財産の無償譲渡について
日程第 25	議案第 78 号	財産の取得について
日程第 26	議案第 79 号	権利の放棄について
日程第 27	議案第 80 号	和解の成立について
日程第 28	議案第 81 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 29	認定第 1 号	令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30	認定第 2 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31	認定第 3 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32	認定第 4 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33	認定第 5 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34	認定第 6 号	令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 35	認定第 7 号	令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 36	認定第 8 号	令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
日程第 37	議案第 82 号	公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 38	発議第 2 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
日程第 39		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
日程第 40		各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君
企 画 部 次 長 天 川 竜 治 君	市民環境部次長 浦 田 敬 介 君
健康福祉部次長 岩 井 智 君	経 済 部 次 長 黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長 梅 本 正 直 君	上下水道局長 大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長 豊 住 章 君	三 角 支 所 長 梅 田 徳 久 君
不知火支所長 濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長 中 村 義 宏 君

豊野支所長	園田郁夫君	市民病院事務長	坂井明人君
農業委員会事務局長	白木太実男君	監査委員事務局長	松川弘幸君
財政課長	木見田洋一君		

開会 午前１０時０３分

—————○—————

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第３７、議案第８２号であります。

次に、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、９月１０日の高本議員の定年退職後の再任用職員の任用状況についての一般質問の後、議長のお許しを得て発言の申出をさせていただきました。そこで、上部団体に行っているのかとか任命権の問題などの発言に対し、私が撤回を求めた件につきまして、再度条例等の精査を行った結果、一部不備がございましたので、この場をお借りしその発言を撤回しおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○総務部長（成松英隆君） 高本議員の一般質問に対する発言の修正でございます。

９月１０日の高本議員の一般質問中に、人事行政について、３、定年退職後の再任用職員の任用状況について、４、再任用職員の賃金労働条件についての再質問の中で、社会福祉協議会に再任用職員を派遣しているが問題はないのかという趣旨の質問に対しまして、私の答弁として問題ないと考えている旨の答弁をいたしました。が、次のように訂正させていただきます。

社会福祉協議会へは、一般職の職員の派遣について規定する公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定、それを受けて定めました公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例及び同規則を確認したところ、常勤の再任用職員については派遣できる規定があり、問題ございませんでした。ただ、短時間の再任用職員の派遣については、規定がされておりました。

このようなことを踏まえまして、再度条例を検討する必要があると考えております。

以上、おわび申し上げ訂正いたします。申し訳ございませんでした。

—————○—————

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第１ | 議案第５４号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第５５号 | 宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第５６号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 4	議案第 5 7 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 5 8 号	宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 5 9 号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 6 0 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 6 1 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 6 2 号	宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 6 3 号	宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について
日程第 1 1	議案第 6 4 号	宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について
日程第 1 2	議案第 6 5 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 3	議案第 6 6 号	令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 6 7 号	令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 5	議案第 6 8 号	令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 6	議案第 6 9 号	令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 7 0 号	令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 7 1 号	令和 2 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））
日程第 2 0	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）
日程第 2 1	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 2 2	議案第 7 5 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）
日程第 2 3	議案第 7 6 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 2 4	議案第 7 7 号	財産の無償譲渡について

日程第 25 議案第 78 号 財産の取得について

日程第 26 議案第 79 号 権利の放棄について

日程第 27 議案第 80 号 和解の成立について

日程第 28 議案第 81 号 令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（石川洋一君） 日程第 1、議案第 54 号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定についてから、日程第 28、議案第 81 号令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）までを一括議題とします。

去る 9 月 10 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件 4 件、予算案件 3 件、その他案件 4 件の合計 11 件であります。委員会を 9 月 17 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 54 号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について、委員から「小川支所がイオンの敷地内に移転する目的は何か」との質疑に対し、執行部から「現在の小川支所が、事務所として狭いことや来客の待合スペースがないため、民間と支所が相互に協力して新しい支所機能を創造するのが目的である。建物内には支所の他に障がい者 B 型就労支援のためのカフェや子育て支援スペースを併設する予定」との答弁がありました。討論では「撤退もあり得る民間に支所機能を丸ごと移すことに対して、住民の不安の声が根強くある。また、使用料のように、相手方との協議が必要で本市独自では定められない事項もあり、方向性が不安定である」との反対討論や「支所を新築するならば数億円掛かる。民間への移転に対して住民の不安はあるかもしれないが、江頭地区が本市で最も人口が増えている要因の 1 つは、イオンモールのおかげとも考えられる。自治体だけで頑張るよりも民間や市民と協力し合い、様々な形で共生が必要である」との賛成討論がありました。

次に、議案第 62 号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「指定管理導入の理由と今後の予定は。また、

指定管理が導入された場合、現在の職員はどうなるのか」との質疑に対し、執行部から「導入理由として、図書館・美術館の来館者が固定化されてきており、全体的に減少傾向で、特に若年層の利用が少ない。利用者アンケートでは、開閉館時間を延長してほしい、休館日を減らしてほしい、くつろげる居場所づくり等の声があった。これらを改善するため、指定管理を導入することで民間事業者の能力やノウハウを活かし、新たな視点から今までになかったアイデアで住民ニーズに対応したい。今後の予定は、今年度内に受託業者を決定し、来年8月以降から施設を閉館して中規模改修を行い、指定管理者への移行は令和4年度からと考えている。なお、現在配置されている職員の今後の待遇については、職員の希望を取り、優先して採用する旨を仕様書に入れる予定である」との答弁がありました。さらに、「指定管理導入のメリットは。また、それに至った経緯は」との質疑に対し、執行部から「導入のメリットは、開閉館時間を延長することにより、少ない経費で住民満足度を高めることができることである。導入に至った経緯は、施設の見直しについて平成30年度までは効率的な施設運営にとどまっていた。しかし、令和元年度の秋に利用者が減少傾向にある現状を数値でも確認し、より効率的な運営ができないか検討した。その上で、昨年度末に図書館協議会、今年度に入って美術館運営協議会に指定管理導入の説明を行った」との答弁がありました。討論では、「図書館や美術館は社会教育施設として重要であり、法的にも自治体が責任を持つと定められている。効率的運営を目指すのは当然であるが、費用対効果の望めない施設にも自治体が責任を持って運営するべきと考え、本議案に反対する」という反対討論や、「図書館の現状には大きな課題があり、他県の事例にもあるとおり、指定管理を導入することで市民が利用しやすい形になると思われる。民間の活力は想像以上に高いものがあるので、それを利用する指定管理導入に賛成である」「費用対効果を重視しすぎると、社会教育の充実には支障が出る。また、現状では市民のニーズに応えられていないために利用者が減少しているので、社会教育の充実と現状は逆行している。指定管理を導入し、図書館を幅広い年齢層から利用してもらうことこそ社会教育の充実と考えるので、導入には賛成する」という賛成討論がありました。

次に、議案第65号一般会計補正予算（第4号）の消防施設費について、委員から「防火水槽撤去工事費が計上されているが、今後の方向性として消火栓を中心とするのか」との質疑に対し、執行部から「最近、防火水槽の撤去が多い理由は老朽化によるものである。消火栓の整備が進んでおり、防火水槽の撤去は市民からの要望があれば地区の意見を踏まえ検討する。しかし、消火栓のみに頼った場合、災害で断水が起きたときは消火栓では対応できない。今後の方向性としては、消火栓を主に使いながら、防火水槽もポイントごとに残すこととしている」との答弁があり

ました。これに対し、委員から「消火栓や防火水槽だけでなく、水位の浅い川を利用できるような消火活動の体制もあってほしい」との意見がありました。

次に、光通信網ルート整備事業補助金について、委員から「整備事業の完成時期は」との質疑に対し、執行部から「これから民間事業者が補助申請を行い、年度内の完了を目指す。民間事業者と連携してなるべく早く事業を完了させたい」との答弁がありました。

最後に、議案第81号一般会計補正予算（第5号）の修学旅行キャンセル料等補助金について、委員から「先日、本市の小中学校の修学旅行が延期と報道されたが、計上されている補助金の詳細は」との質疑に対し、執行部から「キャンセル料には延期料を含んでいる。料金は中止や延期の期日が定まらなければ確定しないが、半数の学校に延期料を含めた何らかのキャンセル料が発生すると想定して見込みで計上した。なお、キャンセル料が発生した場合、保護者の旅費負担軽減のため、本市が全額負担することとしている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された、条例案件4件、予算案件3件、その他案件4件の合計11件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件1件、予算案件4件、その他案件2件の合計7件であります。委員会を9月17日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第65号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の商工振興費について、委員から「プレミアム付商品券事業の現在の状況は」との質疑に対し、執行部から「現在の購入率は約85％である。使用された業種の割合は、小売業57.6％、飲食業16.7％、サービス業16.3％となっている」との答弁がありました。また、委員から「第2弾に関しては、どのような内容にするのか」との質疑に対し、執行部から「第1弾と同じ内容でと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「第1弾の結果をしっかりと検証した上で、地元の中小事業者に配慮することを求める」との意見がありました。

次に、観光費について委員から「道の駅不知火全面改修基本構想・基本設計業務委託料の計上と、不知火温泉ボイラー改修設計委託料減額の関係は」との質疑に対し、執行部から「ボイラーを改修し温泉館を再開しても集客が見込めないと思われる。今回、全面改修基本構想により温泉館の存続も含めたところで道の駅の再生を考えている。なお、基本構想がまとまり次第報告する」との答弁がありました。

次に、総務費について委員から「応急仮設住宅・みんなの家移転業務委託料の積算根拠と、もし、予算で不足する場合はどうするのか」との質疑に対し、執行部から「県から応急仮設住宅については1戸600万円、みんなの家については1,200万円までの事業費に4分の3の移転補助があり、4分の1は市の基金で賄う。委託料は、応急仮設住宅74戸、みんなの家1戸分での積算により計上している。また、全てこの委託費の中で納まるように事業を行う」との答弁がありました。

議案第70号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）の委託料について、委員から「下水道事業計画変更業務委託は金額が4,800万円と大きいけど、どのような業務を行うのか」との質疑に対し、執行部から「下水道事業用地の約5万平方メートルのうちコンポスト施設計画用地である約1万平方メートルを県に譲渡するため、国へ提出する事業認可変更申請書類を作成するための業務を委託するものである。事業用地減少により事業全体の計画を見直す必要があることから高額になっている」との答弁がありました。これに対し、委員から「少しでも安価となるような工夫をし、適正な入札をお願いしたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件1件、予算案件4件、その他案件2件の合計7件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さんおはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件6件、予算案件5件、その他案件3件の合計14件であります。委員会を9月17日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第59号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について、委員から「家庭的保育事業の連携施設が必要なくなるということは、そこを出た後の受入先が整備されているということか」との質疑に対し、執行部から「この条例改正の主旨は、連携施設が不要となるということではなく、条件の緩和により認可保育所以外も受皿とすることが可能となり、受入先が広がるというものである。現在、宇城市には家庭的保育所が1施設あるが、今後の保育需要に対しては、従来どおり認可保育施設の整備で対応していく」との答弁がありました。

次に、議案第63号宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について、委員から「老人福祉センターは地域密着である必要がある。閉館後も地域の要望に応え、市民が求める福祉事業が継続していけるのか」との質疑に対し、執行部から「老人福祉業務は、松橋の老人福祉センターに集約して行っている。また、相談業務は、委託先の市社会福祉協議会や市役所本庁及び支所で受け付けている。現状の小川総合福祉センターは、趣味の集いや健康増進のためのレクリエーションの場として利用されていることから、防災拠点センター、河江・海東の両コミュニティセンター、小川公民館（ラポート）での代替が可能であると判断し、閉館を決定した」との答弁がありました。

また、委員から「昨年の予算に修繕費が計上されていて今回廃止となっているので、修繕費を注ぎ込む意義がないのではないか。もっと早く検討できなかったのか」との質疑に対し、執行部から「原因不明の雨漏りにより、電気機器等の漏電による火災の危険性があったこと。さらには熊本地震による被害を受けていたため、応急処置的に雨漏り対策、天井材の補修などを行った。今後の施設維持について業者などとも相談・検討したが、費用対効果は望めない状況である。防災拠点センターが新しく完成することで、施設利用者の代替え場所も確保できることから、市民の安全確保を考え閉館することとした」との答弁がありました。討論では、まず、反対討論として「施設の老朽化によることは理解できるが、老人福祉が受ける影響に対応する施策が十分にできていないと感じるため、小川総合福祉センター条例の廃止に反対する」というものでした。次いで賛成討論としては「目的ごとに全ての施設を造ることは難しい。今の時代に合った防災拠点センターを有効活用させることが市民のためと考えるので、小川総合福祉センター条例の廃止に賛成する」というものでした。

次に、議案第65号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について、委員から「戸籍システムの連携はもっと早くしておくべきだったのではないか。また、様々な個人情報を紐付けるのはセキュリティ上危険ではないか」との質疑に対して、執行部から「システム改修は国主導で行われており、法改正などもあり今となった。

改修がなされた場合、本籍地以外の市区町村でも戸籍取得が可能となり、電子証明書も対応可能となる。セキュリティも銀行同様のかなり強固なものになると聞いている」との答弁がありました。討論では、反対討論として「新型コロナ対策を理由として、マイナンバー制度の強化策を実行するための補正予算には反対する」というものでした。

次に、議案第67号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員から「介護保険は3年周期で計画を立てることとなっているが、今回かなりの黒字が出ている意味は何か」との質疑があり、執行部から「保険料の積立て予定分と、本田会の返還金の合計である。返還金については、介護保険特別会計から支出しているので繰越金として基金に入ることになる。次期の保険料に反映させることで市民の負担軽減につなげていく方針である」との答弁がありました。

次に、議案第71号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）について、委員から「市民病院の経営について、決算審査特別委員会で結果のみの報告であるが、現時点での赤字額や、それまでに至る経緯が不明である」との質疑があり、執行部から「収支については毎月の監査で報告を行っている。委員には経緯が分かるような資料を作成し配布したいと思う」との答弁がありました。

次に、議案第80号和解の成立について、委員から「本田会は宇城市だけでなく他市にも債務を抱えているので、正規に履行できるのかが心配である」との質疑があり、執行部から「現在、関係6市町で係争中だが、全体の債務額のうち、宇城市が約9割を占めており、他市町は宇城市に倣う方針である。また、本田会の資産状況を調べたところ、提示された和解金額の支払能力はあると考えている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された、条例案件6件、予算案件5件、その他案件3件の合計14件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。民生常任委員会の委員長報告について質疑をいたします。

議案第67号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、3年周期の計画が立てられているにもかかわらず、多くの黒字が出ている。このような議題が上がったそうですが、これについて介護保険事業については多くの部

分を社会福祉協議会に委託をしているというふうに私は認識をしております。積立金、繰越金部分のみだけではなくて、その介護事業についてその社会福祉協議会とのやり取り、またその関連について議論は進まなかったのでしょうか。その点についてお伺いします。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 社会福祉協議会との介護保険、その件に関しての議論はなかったかという質疑に対して、その点に関しては委員会の中では議論はありませんでした。今後、そういったことを含めてどういったことが望ましいかを委員長としてもより良く考えて、今後に生かしていきたいと思います。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。自席で質疑いたします。

総務文教常任委員会の報告についてお尋ねをいたします。議案第62号で図書館・美術館の条例改正の案件が出されておりますが、この件について指定管理の導入に至った経緯はという委員会の中でのお尋ねに対し、昨年度末に図書館協議会、今年度に入って美術館運営協議会に説明を行ったというふうな報告の記載がありますが、具体的にその協議会でどんな説明がされて、またどんな意見が協議会の委員から出されて、結果的にその協議会の中で賛否を問われたのか、どんな結論に至ったのか、そういう議論、質疑応答はなされなかったのでしょうかお尋ねします。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） 議案第62号についてでございますが、先ほど委員長報告のときに申し上げましたように、図書館協議会あるいは美術館運営協議会の中で議論はあったというふうに、執行部からの御説明はありましたが、それに対して委員の方からその内容についての質疑等についてはありませんでした。ということで、高本議員がおっしゃる意味は十分分かりますけれども、そのことを深く掘り下げて委員会では質疑はあっておりませんので、そういう報告しかできませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それ以外にも図書館や美術館のことについて、今まで学校行事でやっていた分に対して、これは今高本議員の質疑にはありませんでしたけれども、童話発表会とか職場体験、出張おはなし会等も、そういう指定管理に引き継ぐということでやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

これから、議案第54号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。ただいま議題に上がっております、議案第5

4号について反対の立場で討論を行います。

本議案には、宇城市小川支所の住所移転が含まれております。小川支所を現在のラポートから大型ショッピングセンター敷地内の建物へ移転するというものですが、今までなされてきた説明では、ショッピングセンターの営業を助けるため、新しい支所像をつくるため、現在の場所が狭いためと様々な説明を受けてまいりました。ところが、平成26年に支所機能をラポートに移転した折、図書館や文化ホール、公民館機能を併せ持った複合施設としてスタートする支所は、今後の市公共施設のモデルとして期待されていますというふうなコメントが、市長よりなされております。このコメントについては、私は全く賛同するところであります。この方向がいつの時点で変更になったのか、これが全く明確になりませんでした。

また、今後についても不透明な部分が多くあるように感じております。まず、用途について、専有面積の3分の1ずつを市単独、共有、またショッピングセンター専有というふうに使うという説明が今まではなされておりましたが、今委員会ではショッピングセンターの専有はないというふうに変更されておりました。また、事務機器についても、現在の支所から移転する分はなく全て新しく購入し、新しい働き方のモデルとなるスペースをつくる、このような説明を受けました。明確なねらいがなく、場当たりの進め方、そのような印象を強く受けております。

公共施設の効率的な見直しを進める本市において、文化の拠点ラポート、防災福祉の拠点、防災拠点センター、そこから離れた場所に支所を移すこと、これは効果的とは言えないのではないのでしょうか。また、現時点において1億円を超える移転に対する費用が計上されております。また、この費用とは別に移転の設計業務委託料1,200万円、敷金300万円、年間の賃料が418万円、今後いくらまでこの予算が膨らむのか全く見通しも立ちません。当然退去時には現状復旧するためにもっとこれより更なる予算が掛かる、これも予想ができます。

小川駅西側開発も進み、流入人口増を目指す小川地区においては、今後は様々な住民サービス、そのニーズが高まってくると私は考えております。そんな地域だからこそ、その拠点である支所は、公の建物で責任を持って運用できる、このような状況にしておくのが一番ではないかというふうに感じております。真に市民の皆さんにとって満足いくサービスとは何か、このことを考えた上で、この支所移転には反対をいたします。

御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○19番（豊田紀代美君） 19番、豊田でございます。ただいま議題となっております、議案第54号について賛成の立場で討論をいたします。

小川支所の移転につきましては、現在、支所機能を有しているラポート内事務所

が極めて狭く、来庁された市民の待合スペースや相談スペース、また執務環境改善を目的に行われるもので、今回の移転については新築などと比較した経済的な理由のほかに移転の場所や市民にとって利用しやすいなど、総合的に判断し決定したものとお聞きをいたしております。また、大型ショッピングモールに行政機関の支所が丸ごと移転することは全国的にも珍しく、イオンモールの中で行う行政機能についても、市民に御不便を来すことなく問題点はないと判断をいたしております。さらには、今回の移転の要因の1つが官民による協働だと言えます。平成9年に旧小川町の誘致により進出したイオンモールも、現在はネット販売等の急激な増加のため、消費者の嗜好の変容でショッピングモールとして過渡期を迎えておりますが、イオンモールが接する江頭区は本市で最も人口が増えている行政区で、その主な要因はイオンモールが立地していること、またイオンモールを核として様々な店舗の進出や宅地開発、集合住宅等の建設によるものです。また、行政も働き方改革など新しい形の働き方も求められており、今回の移転では、支所内の就労カフェや子育てスペースの併設など、従来の役所のイメージの変換を図るとともに、職員が個人デスクを持たないフリーアドレスなどの今後の役所機能のモデルオフィスとしても、大きな期待が寄せられるところであります。こうした流れで、イオンモールと本市が協力をしながら施設の融合を図り、市民が気軽に訪れることができ、また新しい形での住民サービスの提供など、相乗効果が期待できると判断をし、本議案についての賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川洋一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第54号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第55号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第55号宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第５６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５６号宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５７号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５８号宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全

条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第60号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第60号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第61号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論

なしと認めます。

これから、議案第61号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第62号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。ただいま議題に上がっております議案第62号について反対の立場で討論を行います。

本議案は、宇城市不知火図書館・美術館に指定管理者制度を導入するための条例改正案です。図書館・美術館とは、市民の文化意識の向上と社会教育を進めるための重要な施設の1つであります。近年、図書の貸出数また利用者数が減少傾向にあり、特に若年層の利用者減が顕著である状況というふうに、また市民のニーズとして開館日、開館時間の拡大等があったことの説明がなされました。

しかし、市民ニーズに応えるための指定管理者制度導入、このことに至った経緯が明確ではなかったというふうに感じております。教育委員会の定例会でも、指定管理者制度については検討がなされたという記述が見当たらず、委員会においても、事務方での検討で方針を決定したという説明を受けました。教育基本法において、国・地方公共団体は、図書館、美術館、博物館、公民館その他社会教育施設の設置の適切な方法によって、社会教育の振興に努めなければならないとその責任を明確にしております。公民館長の委員会での説明は、このことを深く理解され、公立図書館の役割を果たすために試行錯誤をなされている様子を強く感じることができました。

宇城市の社会教育振興のために財政措置があれば、非常勤職員や正規職員の勤務時間の調整を行い、開館時間・開館日の調整はできるのではないのでしょうか。また、図書司書等専門の知識を持った人材を育成することによって、市民の図書に対する相談にきめ細やかな対応ができるのではないのでしょうか。また、くつろげるスペース、カフェ等が必要であれば、そのスペースをつくり、市内業者にそこで事業を行っていただく。こういうことで公共施設としても十分その役割を果たすことができ

ると思います。公民館も大幅に減少され、社会教育に関する分野をどんどん切り捨てていっている、このように感じます。このことを議論する場合に、必ず出る言葉は効率化です。社会教育、この分野は資本主義的思想で行う分野ではないと私は思っております。自治体がきっちりと継続性と普遍性をもって行う事業であると、そうあるべきだと強く感じております。またそのことを法も示しております。このような分野に予算を使うために、宇城市は財政状況を整えてきたのではないのでしょうか。財政的に公共の施設として運営する力を持っている宇城市が、図書館・美術館に指定管理者制度を導入し、社会教育振興の務めを放棄するかのように取られかねない本条例改正には、反対をいたします。

御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○8番（大村 悟君） おはようございます。議席番号8番、大村悟でございます。ただいま議題になっています、議案第62号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

現在、当該施設においては、利用者数の減少や利用者の固定化、さらには若年層の利用が少ないという課題が生じているようであります。それらの課題を解決し、市民のニーズにさらに対応できるように、指定管理者の導入に踏み切られると理解をしているところでございます。

民間力活用の図書館等の運営には以前から関心がありまして、議員1期目に武雄市図書館を訪れたことがあります。印象に残っているのが、高校生から高齢者まで多くの方がいろんなコーナーで読書をしておられ、中にはコーヒーを片手にしての読書の方もおられ、静かな中にも不思議と活気を感じられる空間でありました。民間力のすごさを感じとって帰ってきたことを思い出します。

現在、宇城市ではアンケートも実施され、市民のニーズも調査しておられるようですが、その中で見えてきた開館時間や開館日についての市民のニーズにも、民間の力を借りることによって今まで以上に対応することができるものと考えます。指定管理者が導入された場合、現在の職員がどうなるのか心配で、総務文教常任委員会で確認させていただきましたが、希望を優先して採用するよう仕様書にも入れるとのことであります。現在、図書館で取り組んでいただいている小学生の童話発表会等につきましても、指定管理者になっても引き継いでいただけるよう協議していくとのことであります。

総合的に考えまして、民間の力を借りることで今の図書館・美術館の機能を維持したまま、それ以上に市民のニーズに合致したより利用しやすい図書館・美術館を目指すことができると判断し、この議案に賛成するものであります。

議員の皆様方の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております、議案第62号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

今回は2つの条例を1つの議案として審議をなされるということに、まず疑問を持っています。図書館と美術館は、全く違う施設です。そこを是非理解していただきたい。今、お二方の討論を聞いても、ほぼ図書館についての意見です。美術館の中身に関してはほとんど触れられていません。美術館の社会的役割としてよく言われていますことに、まず第1に、人類共有の財産としての美術作品を目的に沿って体系的に収集し、館独自のコレクションとすること。それを可能な限り損傷のない状態で未来へ保存し、後世へ残すことです。それについて高度で専門的な調査研究を行い、文化の発展に寄与することです。第2に、展示を行い、心のインフラとして利用者の感性と知的欲求を満たし、講演やギャラリートークを通じて教育普及を行い、利用者の学習を助けることも大きな役割であります。さらに地域の文化的資源を発見・創造・保存・養成し、地域住民の誇りとなし、文化発表の場として開き、文化発展に寄与し、様々な交流及び地域活性化を図ることです。価値観や多様化を認める心を育て、新たな価値観を発見する場となる子どものギャラリーリテラシー、リテラシーとは理解力という意味です。を、養うことも美術館にできる大きな役目の1つです。

美術館は社会教育の場であり、生涯学習の要素を大きく含んでいます。これまで間部学や野田英夫、野田哲也、西村正次、河野浅八など、郷土が生んだ芸術家の作品がコレクションされ、地方の美術館としては他に類を見ない充実した内容を持ち、地域の団体の発表の場として、また企画展も子どもたちの教育に大きく寄与する内容で行われてきました。今述べたようなことができてきたのは、旧不知火町時代から、文化情報の発信拠点として行政の力が大きく働いてきたからだと言えます。自治体の品格は、その地域の持っている文化によると言われます。これまで培ってきた宇城市の文化の拠点としての不知火美術館を、今までどおり経営することは宇城市に課せられた使命だと思います。美術館には指定管理者制度はそぐわないと思いますので、この条例改正に反対します。

また、教育部、教育委員会におかれましては、是非図書館と美術館を分けて考えていただきたい。図書館は指定管理になされても、美術館の本来の目的、今私が述べたようなことが指定管理者にできるのかというのを、しっかりと把握した上で御検討いただきたいと思います。

どうぞ議員諸氏の御賛同をお願いいたします。

○議長（石川洋一君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第63号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第64号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第66号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第66号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第67号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第68号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第69号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第70号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております、議案第70号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

今回計上されております下水道事業計画変更業務委託料（聴取不能）水道局の説明では、敷地内に汚泥処理施設を建設する予定で計画書が策定されていたが、汚泥処理施設の建設を断念したことに加え、その土地を県が建設を進める動物愛護拠点の用地として県に譲渡することとなった。そのため再度計画書の策定が必要となり、そのための費用と説明がありました。さらに議論を進める中で、用地は県に無償で

譲渡するとの説明がありました。理由として目的外使用になるので、売買や賃貸では国に対して約5,000万円の返還金が発生するということでした。しかし、土地の価格は7,000万円ということで県に買ってもらえば2,000万円の差額が出るので、そのようにすべきと考えます。加えて、これまで議会に対して、市民の大切な財産である対象の土地についての説明はされておられません。無償譲渡について執行部から納得のいく説明があるのであれば、必ずしも反対するつもりはありません。本来ならば、執行部からしかるべき説明があったのち、この補正予算は提案されるべきだったと考えます。よって、この予算は認めることができないために、議案第70号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）には反対いたします。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の討論とさせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで討論を終わります。

これから、議案第70号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第71号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第71号令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 7 2 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 7 2 号工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 7 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 7 2 号は可決しました。

次に、議案第 7 3 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 7 3 号工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 7 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 7 3 号は可決しました。

次に、議案第 7 4 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 7 4 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（旧戸馳大橋撤去）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 7 4 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してくだ

さい。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 7 4 号は可決しました。

次に、議案第 7 5 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 7 5 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 7 5 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 7 5 号は可決しました。

次に、議案第 7 6 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 7 6 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校武道場他改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 7 6 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 7 6 号は可決しました。

次に、議案第 7 7 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 7 7 号財産の無償譲渡についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 7 7 号

は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 77 号は可決しました。

次に、議案第 78 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 78 号財産の取得についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 78 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 78 号は可決しました。

次に、議案第 79 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 79 号権利の放棄についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 79 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 79 号は可決しました。

次に、議案第 80 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 80 号和解の成立についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 80 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタ

ンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 80 号は可決しました。

次に、議案第 81 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 81 号令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 81 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 29 認定第 1 号 令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 認定第 2 号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 認定第 3 号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32 認定第 4 号 令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 33 認定第 5 号 令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 34 認定第 6 号 令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第 35 認定第 7 号 令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第 36 認定第 8 号 令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（石川洋一君） 次に、日程第 29、認定第 1 号令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 36、認定第 8 号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9 月 10 日の会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託して

おりましたので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（溝見友一君） 決算審査特別委員会において審査してまいりました案件は、去る9月10日の本会議において、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までであります。本案件の審査は、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長につきましては、その常任委員会の正副委員長が担当し進めました。

分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書に基づき詳細な説明を求め、決算審査は執行済みのものとして軽んじる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会である。これを念頭に置き、審査にあたりました。

その中で、昨年の決算審査特別委員会で指摘したことがどのように改善されたか、そして予算の執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか。また昨年の意見、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかとの視点に立ち、質疑を行いました。

質疑及び意見につきましては、先の第2回決算審査特別委員会において、各分科会から報告が終わっておりますので、その内容は省略することにいたします。

なお、その分科会からの報告後、質疑・討論の有無をお諮りしましたが、質疑並びに討論は共にありませんでした。採決の結果、認定第1号から認定第8号まで、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、執行部においては、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきであり、市の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てられますよう期待いたします。

以上で、決算審査特別委員会による審査の報告といたします。

○議長（石川洋一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和元年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和元年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定する

ことに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和元年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の

方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第8号令和元年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

—————○—————

日程第37 議案第82号 公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（石川洋一君） 日程第37、議案第82号公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提出しますのは、条例案として公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例1件です。

改正の内容は、公益的法人等に派遣することができる職員として、短時間の再任用職員を追加するものです。詳細につきましては、総務部長から説明いたします。

この案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第82号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集2ページ、説明資料集は2ページになります。議案第82号公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

この議案につきましては、先日の一般質問において指摘を受け、改正を行うもの

でございます。これまでは地方公務員法第28条の4第1項の規定による本市を退職した職員で常勤の再任用職員として採用された者、第28条の6第1項の規定による組合などを退職した職員で、常勤の再任用職員として宇城市に採用された者、いずれも常勤の再任用職員につきましては、公益的法人等に派遣をすることができると規定されておりましたが、短時間の再任用職員については規定がされていませんでした。そのため短時間の再任用職員についても、公益的法人等に派遣をすることができるよう改正を行うものです。なお、改正後の条例については、令和2年4月1日から適用することとしております。

本来でございますなら、短時間再任用職員を派遣することができるよう条例を改正した上で派遣を行うべきでございましたが、その手続きが欠けておりました。現状では本年4月1日より、宇城市社会福祉協議会に短時間再任用職員を派遣し、給与等も支給されており、本人の既存の利益が存在していますので、本人に不利益が生ずることともなりかねません。そこでこれを解消するため行政法の瑕疵の治癒という考え方を採用することによりまして、条例を改正し、本年4月1日から遡及適応することにより、法的安定性を維持するものでございます。

ちなみに顧問弁護士へ本件を相談したところ、派遣が可能な地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定と、今回追加します第28条の5第1項の規定を比較すると、宇城市を定年退職した職員であることには変わりはなく、常勤か短時間勤務かだけの相違ですので軽微な瑕疵と考えられ、既に本年4月から採用され給与等も支給されており、本人の既存の利益が存在しているのに例外的に条例を遡及適応し、瑕疵の治癒を認めていい事案であるとの回答を得ております。

それでは、資料集の方をお願いします。地方公務員法の第28条の4、5、6の内容を説明します。この条文は全て定年退職者等の再任用に係る項目でございます。まず第28条の4第1項、これは既存の条例でございます。これは常勤の再任用職員で、宇城市を退職した再任用ということになっております。第28条の6第1項、こちら条例でございます。常勤の再任用職員で組合を退職した職員を宇城市で再任用する場合、宇城市を退職した職員を組合で再任用する場合の既定でございます。次に今回出すのが第28条の5第1項でございます。こちらが短時間勤務の再任用職員で、宇城市を退職した職員の再任用でございます。第28条の6の第2項は、短時間勤務の再任用職員で、組合を退職した職員を宇城市で再任用する場合とか宇城市を退職した職員を組合で採用するとかに使う法律の適用でございます。

以上で、議案第82号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 詳細説明が終わりました。

これから、議案第82号の質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（原田祐作君） 今回のこの条例改正の提案なんですが、一般質問を受けた後の改正案であると、提案理由の中で説明がありました。それではそこを踏まえまして、指摘されて分かった後、分かった時点では、今この条例と合っていない状態ということになっていると思うんですが、現在指摘されてもう数週間経っていると思うんですけど、現在までの措置はどうなっているのかという点と、そもそもこの公益法人への宇城市職員の派遣に関する条例なんですけど、これを制定されたときにフルタイムという規定が入っていなかったと。なぜ短時間だけしか規定がなかったのか、その辺の理由について説明をお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 条例と合っていないということは、高本議員の質疑の後、こちらの方も調べまして確かに先ほども申しましたとおり、常勤については規定があり短時間については規定がなかったということで、明らかに我々のミスでございまして、こちらの方はあったものと考えて手続きを進めてきたというところございまして、この辺に関しましては大変申し訳なく思っております。

もう1点、制定の時のことですが、制定時はもう1個、公益法人熊本市町村振興協会というのがございまして、こちらは県の市町会でございます。市町会の方に職員を出すにあたり、この条例がなかったものですからその時につくったということで、内容は聞いておりませんが、その時は先進事例のところを持ってきてつくったんじゃないかなと思うんですが、確かに常勤だけというのは多くございます。やはりこれは平成13年ぐらいから始まっております、その頃は常勤の職員が再任用というのが多くございました。ところが平成25年改正になった以降は、再任用が給与の方が報酬比例部分というのがなくなってきておりまして、やはりそれでは年金が出るまでは生活ができないということで、再任用する方の方が増えてきたというのも事実でございまして、その中で国の調べの中では、再任用でも短時間でもいいよという人たちが出てきたということで、現在そのような条例の中で、今回のようなことが組み込まれている自治体が多く出てきているというのを見受けられると感じております。

○1番（原田祐作君） 先ほど質問いたしました分で、現在の状況とそれまで、要はこの条例と合っていない状態がいいのかなというところの質問が明確ではなかったんですけど、それを改めて聞く分と、今条例制定時には、主に市町会を対象とした部分での条例をつくったというような御説明があったと私は理解をしております。では、今回、言わば状況が変わったわけですね、ほかの公益法人に職員を派遣しないといけなくなってきたということですね。そうであれば、これは当然制定当時とは変わったわけですから、前もって条例改正をするべきであったのかなと思います。本来であれば、条例、規則、法に則って運営をしていくというのは大

前提だと思うんですね。それで、私たち議員の役割としても、そういった部分がきちんと守られているかというのを、監視しないといけない役割があると思っています。ですので、なぜ、当初想定していたのと違う公益法人に、こういう職員を派遣しなければならなくなったにもかかわらず、その条例改正というところに思いが至らなかったのか、その理由は何なんでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） まず、条例と合っていないという点でございます。こちらの方は既に4月1日から職員を派遣しております。それが短時間勤務の職員でございました。考え方として、常勤の再任用職員と短時間勤務の再任用職員の職がどう違うのかというその合理的な違いというのは、時間が短いというだけでございますので、やはりこれは組み込むべきだろうということに至ったところでございます。既存の利益が発生しておりますので、今回遡及させていただくというところと、制定当時は、こちらの条例の方は個別の名称は記載されておられません。これは規則に委任されておりますので、規則の中では先ほどの公益法人の熊本県市町村振興協会と社会福祉協議会は当初から入っております。

○1番（原田祐作君） そこまで当初から規則に入っているのであれば、今回も当初からやるべきであったのかなというふうに思います。その点については、若干私どもにもミスがあったということで認識をされていますので、それはそれとして認めてはいるんですけども、フルタイムと短時間に差がないというお話がありました。これは私は非常に違和感があります。私も公務員出身ではないので、非常に明確に申すことはできませんが、やはり正規職員、フルタイムの場合と非常勤とでは責任の持ち方というか感じ方といいますか、そういったものが非常に違うというものを以前から聞いておりました。また、今、個人の利益が発生しているというお話がありました。個人の利益は発生しているんでしょう、当然報酬も支払われているんでしょうから。ただ、個人の利益を守るために今回この条例を変えてしまえば、この条例は改正された後もずっと運用されていくわけですよね。そしてまたこの派遣された先、公益法人にとってどういう方を再任用として派遣すべきか、これも今回ここで議論ができないですよね。果たして本当にフルタイムでなければならないのか、若しくは短時間でもできると。だったら短時間のままでもいいじゃないか、まさにそうでしょう。仕事が変わらないんだったら。こういう議論も本来であればすべきだと私は思います。個人の利益を今守るために条例を変えられる。しかしこの条例は、今後ずっと残っていく。今後宇城市に関わる方々皆さんに関わっていくんです。ここの利益は問題ないんでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） まず、再任用短時間職員の職というものは、常勤の職員が担当している事務事業と同程度の本格的な業務を行う職、職務と責任が同程度であ

る職でございます。もともと部長であった人間が３級職に行ったら、それは責任は全然違いますので、その点の責任の度合いは違うということは申し添えておきます。

現在、会計年度任用職員というのが従事しておりますが、こちらの方は補助的業務で、あるいは代替的な業務を行う職でございますので、この職とも明確に違うということを申し上げておきます。

それと個人の利益ということでございますが、個人の利益もそうですが、やはり条例になっていないところに今給料を出しているという、こちらの方の法的な感覚での、今回からして例えば１０月１日からとすると、この６か月間は何なんだという話になると思うんですね。そこで、やはり今回は先ほど申しましたけど瑕疵の治癒、条例が当初瑕疵を有していた条例というのが、その後その欠けていた部分をちゃんと補うことによって瑕疵を有しなくなったというところで、今回その手法を使わせていただくということで現在進めているところです。

社会福祉協議会、どんな人物かというのは、こちらの社会福祉協議会の業務というのは、本市と事務事業が綿密な関連を有するものでございまして、かつ本市がその施策の推進を図るために人的援助を行う必要があるからと考えております。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

○１２番（五嶋映司君） 今回、今、原田議員から質疑の部分を書いて、市長も総務部長もいわゆる瑕疵をお認めになって、訂正をされました。ということは、条例に反して雇用があったと、そのことの瑕疵を先ほどおっしゃった瑕疵の治癒、これ法律用語ではっきり分からないですけども、この瑕疵の治癒ということに関してはかなり論争がありそうな気がしてしょうがないんですけども、弁護士の意見だけで瑕疵の治癒がされるのかどうか。それとまずは、４月１日から間違っただけで事実が進行していると、しかも今回の条例で４月１日まで遡っての条例の提案をされるということになれば、何か過ちがあったら、遡って条例改正をすればその問題は解決するんだということになると、非常に例は悪いかもしれませんが、ある人が間違いを犯したと、事件を起こしたと。その事件のために遡って条例改正してその事件を帳消しにするということになりますけども、条例はそういうものなのか。間違っていたから４月１日まで遡ってそのままするよということでもいいのかどうか、その辺はちょっと疑問なんですけれども。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員がおっしゃるとおり、遡及することはかなり気を付けなければならない点であります。しかしながら今回の場合、常勤で認められて非常勤で認められない、その瑕疵がかなり小さいものであること。そして働いている人の給与の個人の利益をも守らなければならない点、その中で小さな瑕疵の治癒であると認識しています。

○総務部長（成松英隆君） 五嶋議員おっしゃいました、何でも遡及すればいいんじゃないかならうかということですけど、とにかく法令とか条例は過去に遡って適用されない、これは大原則でございます。これは五嶋議員もおっしゃるとおりでございます。ただ、今回は国民に利害関係が直接及ばない、関係者にとって利益が出る場合とか例外的に遡及が認められております。そのような中で今回市長も申しましたが、瑕疵が軽微ということ、これは弁護士の手でございまして。しかも第3者の既存の利益が存在している場合は、例外的に遡及適用が認められる場合ではなかろうかということと、それとやはり常勤と非常勤で何が違うんだというところもございまして、ここは遡及していいんじゃないかならうかというところで、我々も判断したところでございます。

さすがに、法規の刑罰、そういうことは遡及適用は絶対に許されない。それと税の遡りもこれもございませぬので。最近よくある遡りというのはございまして。これは補助金でございます。例えば6月補正で通った補助金を4月1日から適用させて、その地域の人たちに優位な方にとってあげようとかですね。今回の確か国の給付金なんかも過去に遡って補助金を出すというところがございますので、何が何でも遡及適用が駄目という問題ではなかろうかと思ひます。あくまで我々も考えた上でこの例外をして、法にちゃんと適用させようということで今回提案をさせていただいたので、その点御理解いただきたいと思ひます。

○12番（五嶋映司君） まず1つ、個人の利益については、僕はその間違いは行政が間違いを起こしたんですから、端的に言うともうもらった給料を返せとかということはありません。もしその分を個人の利害というならば、行政が条例どおり払った分、条例どおり雇った分と常勤で雇った場合の差額が出るならば、行政が補填すべき、行政に対して誰が補填するかとなると、例えば職員が補填するか市長が補填するか、誰かが補填するというような形になる。税ですから。いわゆる条例上やっったものを税を間違えて執行したのは執行側に責任があるから、それは当然個人の損失を、個人に対する損失は絶対請求できない。行政が責任を持たなければいけないという問題が1つだと思ひます。

それと、今、例に挙げられた補助金の問題なんていうのは、全然例が違ふと思ひます。そういう条例があつてうんぬんがあつてそうなんじゃなくて、新しく補助金できたときには、そういう条例も存在するんだから条例違反はないわけですよ。だから今の部長が言ったそんな例は、ちょっとおかしい例じゃない。そんなことの例を挙げてここで論点をずらしてもらつては困る。ですから、私が思うのには、最低限ここで今雇用している職員を1回解雇して、そしてその後どうするかは行政の責任ですから、行政ですから再雇用するという形で、そして条例の施行も、当然こ

の議会で決まった後に条例を施行するという形にしなければ、例えば遡及は小さな瑕疵といっても、条例とは何なんだと。小さい瑕疵、瑕疵は瑕疵ですから。だからそれを起さないようにするということは絶対必要だと思います。だから、例えば、今ここで言われる瑕疵の治癒なんていうのは、僕らに分からない。瑕疵の治癒というのは実際どういう法律で、どういう判例があって、どういうことでどうなのか。ここで判断できない問題を言われても困ります。だから瑕疵の治癒の判例ないしは瑕疵の治癒というのはどういう法的な意味があって、これは前例の中で瑕疵の治癒があるはずですから、判例の中でこういうものが瑕疵の治癒として認められますとかというのを、実際に書面で示してもらおうとかということにならないと、だから僕は全て駄目だということではないんです。途端に出して、僕らが判断できないような材料でここで議論させるのは間違いだと。私は、例えば今解雇して新たにスタートして、そしてその後採用するなら採用してもいい。しかしその間に行政に発生した損失は行政が補填をしなくてはならない。行政の責任者ないしはその人たちが補填しなければいけない。個人にいくものではない。だから個人の利益があるからうんぬんという説明はここではしてはいけないと思います。その辺どう思いますか。

○総務部長（成松英隆君） 今のでいけば、一旦解雇せよという五嶋議員のお話ですけど、それこそやはり個人の利益が損なわれるんじゃないかなろうかと我々は思っております。ですから、継続的、法的安定性を求めた上で今回の条例改正を提案させていただいたところでございます。

それと、瑕疵の治癒の判例を出してくれと、すみません、私もここに判例集を持っておりませんので、後日必要なところは提供したいと思いますが、以上でございます。

○市長（守田憲史君） 今回の場合ですが、給料が支払われました。その場合、今回その人から回収するということはできるかと思います。しかしながら働いておりますので、社協から支給をされることになろうかと思います。結局一緒であること、そして正規と非常勤の合理性がないこと、その中で軽微な瑕疵の治癒なので、是非とも御理解いただき、条例改正に御同意いただきたいとお願いするところでございます。

○12番（五嶋映司君） 条例違反は事実です。条例違反が事実であれば、やはりそれを訂正することが必要です。それが例えば軽微な瑕疵、いわゆる瑕疵の反故で解消できるぐらいの瑕疵とかっておっしゃるけど、それに対しても瑕疵の治癒とはどういうことかという説明もできない、僕らも分からない、議論できないという状況です。そして市長がおっしゃったように、本人に被害を与えることは、これは行政が雇用したというか派遣したわけですから、それは個人には絶対届いてはいけません。だから例えばそれを社協が払うかどこが払うかというのは、その後の論点ですべき

であって、僕はその辺は問題にしていない。どこかがそれを補填すべきであるというのは、だから税の無駄遣いになった部分はどこかが補填しなくてはいけないということだと思います。無駄遣いといいますか、もう最後ですから先に言わせてください。無駄遣いというか間違った使い方ですね。税の間違った使い方です、無駄遣いと言ったらそれは失礼だった。間違った使い方は訂正しなければいけないと思います。ですから、結局ここで皆さんが、例えば4月1日まで遡ってやるというならば、間違えたことをやったことを後で議会が決めて、間違いを上塗りして間違いを犯すという可能性を非常に感じるころではある。1回止めて、1回切ってしまうとそこでスタートすればいいわけですから、例えばそれで解雇したらその人に損害を与えとおっしゃるけれども、それは行政が間違えてやったわけですから、その分に対する不利益に対しても、当然行政がその個人に対して何らかの補填、補償をすべき。だからそれは不利益が生じるというのは、行政の責任であって本人の責任じゃないわけですから。だからそれは間違えている。今の部長の説明は、僕は間違えていると思います。

○市長（守田憲史君） 今回の瑕疵の治癒における条例改正をお願いする点でございますが、今回の条例改正をもって恒久的に何かの次の具体的な事実についてずっとその補償をするとか、支払いを続けるとかそういう問題ではございませんで、今回この具体的なこの我々の治癒に対して、この具体的、今後何かに広がることではありませんで、この個別のこの案件については是非とも御理解いただきたいということです。今後も当然遡及的に条例をお願いするということは決していいことではありません。しかしながら、今回の場合この具体的な事実についてだけ、瑕疵の治癒を議会の方々にお願いするところでございます。

○総務部長（成松英隆君） 1点だけ、瑕疵の治癒、とにかく瑕疵、条文が漏れていた条例をその後、その欠けていた条文を追加します。追加といって必要な要件を具備することによってこれで効力が生じてくるわけです。それで瑕疵を有しなくなったということが瑕疵の治癒ということでございます。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

○15番（渡邊裕生君） 時間もかなり来ています。今お話に上がっていた瑕疵の治癒という言葉が、やはりどうしても今すぐここで理解できません。私なりにちょっとネットでもいいから調べる時間をいただきたいし、執行部側もそれに関する情報を提示していただきたい。その時間をもって昼休みとしたらいかがでしょうかというのと、もう一つははじめという話がもし存在するとするならば、間違ったことをどうはじめをつけて、次に改めて出直すかという話であるならば、今ここでけじめつけないで、そのまま行っちゃうよというような話になっていきはしないかと思いま

すので、はじめのつけ方がもしあるとすれば、それはどういうことだというのを議論すべきじゃないかなと私は思います。とりあえず、瑕疵の治癒ということを調べる時間をください。

○議長（石川洋一君） 渡邊議員にお尋ねします。これは私への話ですか。

○15番（渡邊裕生君） そうですね、時間をくださいというのは議長へのお願いです。

○議長（石川洋一君） 今質疑中ですので、質疑でない方は発言なさらないように。私に対してなら私にとり言っていたかないと、こちらも答弁考えないといけませんからですね。

ほかに質疑ありませんか。

○20番（中山弘幸君） （聴取不能）

○議長（石川洋一君） いや、ちょっと待ってください。今質疑中なので、質疑が終われば渡邊議員の私に対する問いかけについては答えるつもりです。無視はしておりません。質疑中です。質疑を終結できれば終結します。

○20番（中山弘幸君） 今いろんな質疑がありました。また法的なこともありましたけれども、私は市民目線で質問したいと思います。今渡邊議員からもありましたけれども、今執行部はこの条例に反していることをお認めになりました。この条例に反していることをこれまで放置されてきたことに対する責任、これは責任はどうされるのか。はじめということになりますけれども。それが1点と、今執行部の説明を聞いておりまして、本人の利益を守るためということがありまして、私は本人の利益を守るために条例を改正することが、市民の理解が得られるのかということがとても疑問です。今、市長から瑕疵が軽微であるということもありましたけれども、執行部にとっては軽微かもしれませんが、我々からしたらその間違ってきたことを、本人の利益を守るために条例を改正して、自分たちの間違いを無しにしようというふうにしかとれません、その点市民の理解が得られると思いますか。と、あとこの責任問題ですね。それをどうされるのか2点お尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 市民目線と申し上げると、この議場の場でしかもインターネット配信の中で我々を（聴取不能）しているというのは、それはもう市民目線に合うのではなかろうかと思っております。確かにこれまで言っておりますけど瑕疵が軽微というのは、これは過去から出たものだろうと私は思っております。これは弁護士の先生のお話でございますので。その中で先ほど申しましたとおり、宇城市を定年退職した職員でございます。常勤だろうか非常勤になろうか、そこだけの違いをもって、じゃあ全てのことが駄目というのはいかがなものかと考えているので、今回提案させていただいたところです。

なぜ本人の利益かと申しますと、やはり条例に基づかないで雇われている期間が

ございましたら、その間はやはりその方にとっては条例に基づいて雇われていない
ということ、そこをちゃんと治療しましょうよという感じで今回は出している
ところでございます。ここから先については、常勤だろうが非常勤だろうが雇える
ということにしたい。4月1日に遡るその間の本人に対するものと我々のつくりが違
法的であったというところを改善したいというところが、今回の提案でございます。

○20番（中山弘幸君） その条例違反を放置されてきたことに対する責任につい
ては触れられませんでした。先ほど、五嶋議員からもありましたように、やはり条例
に沿っていないければ、やはりもとに職員を一旦戻して、そして条例を改正したの
ちに再度派遣するなり、そうするのがやはりどう考えてもそれが当たり前だと私は
そうと思いますが、なぜそうされないのか。そうしても本人の利益は守られないと思
いません。一旦帰ってもらって、条例改正してまた再度派遣するなりすれば、それ
は少しの時間のラグはあるかもしれませんが、本人の利益は私は守られると思
いますが、その点はいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 今、中山議員が話されたことはいろんな手続きをやってし
なさいよというふうに聞こえたんですね。ですから一旦解雇してまた再度、そう
いうところがやはり法的安定性というのが欠如するんじゃないかならうかと思ひ
まして、我々は法的安定性をこの条例が有効であるというところに視点を置いて、
今回は提案させていただいているところでございます。先ほど処分の件でこちらの方
はこれまでの処分の事例とか照らし合わせまして、どのようなものが必要なのかは
その時々判断によって行いたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 最後になります。先ほど五嶋議員からもありましたように、
要するに間違いの分を修正すると、それは意味は分からないわけでもないわけ
ですが、個人の利益を守るためにというのは、私はどうしても納得いきません。

○議長（石川洋一君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時32分

再開 午後1時15分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（成松英隆君） 中山議員の質問に、個人の利益と申しますのは、お
金だけの利益じゃなくやはりいろんなこともございます。中山議員おっしゃ
いますように、解雇しろということであれば社会保険等の手続き等いろ
んな附帯的な事務が出てきますので、そういうことも含めて個人の利益
あるいはやはり条例全体の整合性というところの利益も考えて、今
回提案しているところでございます。そうは言いまし

でも今後はこのようなことがないように、しっかり事務を執行させていただきたいと思います。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

○15番（渡邊裕生君） 1つ確認なんですけど、今おっしゃられたような話、今出向されている方は再任用ということで、宇城市の再任用職員ですから宇城市の職員として出向されているから、給料は宇城市が払っていらっしゃるのかなというふうに思っています。それは社会福祉協議会に対してどうこうという話ではないですよ。だから、ここでもし今の時点で誤りがあったのだったら、今行っていらっしゃる方を宇城市に呼び戻してそこで働いていただいて、その後条例をきちんと整備して、その後また行ってくださいというのが一番私は正しいやり方じゃないかなというふうに思うんですが、その件についての見解を1つと、前事務局長でいいんですかね、私と同じ歳の方が社会福祉協議会に行かれました。その時の状況と今回の状況は当然違っているんですが、前局長のときは、市を退職されて社会福祉協議会にお勤めになられた。それと今回、何で同じようにされなかったのかなというふうに私は思うんですが、その点についてお答えいただければと思います。

○総務部長（成松英隆君） 今の社会福祉協議会の出向の件、これは市の方の負担で出しております。

前局長の例ですけど、前局長のときは退職から確か1年とかそれくらいで報酬比例部分が出ていたと思うんですよ。でするので当時の時代では全ての方が再任用するという時代ではございませんでした。今ほぼほぼ多くの方が再任用となっております。そういうところも含めまして、市の方から出向させようということで、そこは社会福祉協議会と合意したところでございます。

○15番（渡邊裕生君） 私の記憶だと辞められてすぐ社協に行かれたような気がしたんですね、もう何年か前ですよ。もうだから4、5年前になるのかな。で、今回事務局長職を退かれたから新たな人が必要になって、新しい事務局長をそこに持っていったという流れなのかなと。要するに採用の任期満了で退かれたということで理解していいのか、それでポストが空いたから、じゃあ市の方から。でもそれだったら前局長と同じように、辞めて行かれるという手もあったのかなというふうに思うんですが、あえてそこを再任用、派遣にされた理由というのはあるんですか。

○総務部長（成松英隆君） 社会福祉協議会の前局長がどのようにして任期満了なのか、私はちょっと社会福祉協議会の人間ではございませんので分かりかねますので、お答えは。ただ、現在再任用制度が定着してきたということで、今回から再任用を派遣するということになったということでございます。

○15番（渡邊裕生君） そういうお答えしか聞けないというのは、社会福祉協議会の

ことですから、十分今回理解をされてこの場に臨んでいらっしゃるんだなと思っていたら、余りそういう話ではなかったのでもっと残念ですけども、やはり前例があって今があるという、それを新しく今前例じゃないことをやろうとするときに、先ほどの瑕疵があったという話ですから、やはりそこは4月に遡るんじゃなくて現時点できちんと線を引いて、そこから改めてというのが私は筋じゃないかなと思うんです。雇い元は、今再任用で雇って派遣ですから雇い元は宇城市であるならば、こちらにお帰りいただくという方法があるわけですから、先ほどから何か解雇とかそういう話ではあり得ないだろうと私は思うんですよね。だから、派遣されているわけですから、こちらに戻ってくるというやり方はできるんじゃないんですか。一応そこまでお伺いします。

○総務部長（成松英隆君） 社会福祉協議会との協議で1年間派遣するというございますので、そこをこちらの方から一方的に解約するとすると、やはり安定性に欠けるんじゃないだろうかというところで、今回4月に遡ってちゃんと瑕疵の治癒という先ほどから出ておりますが、そちらの方を取らせていただいたということをございます。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

○7番（高本敬義君） 質問の1点目は、一般質問をさせていただいた関わり上、再確認ですが、質問のときに申し上げました本人の責任ではないと思います。これは任命で行かれたわけですので、任命権者、労務管理をする側の責任できちんと整備をしていかないとというふうに、私はその時に申し上げたと思いますが、そのことについてもう一度答えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 高本議員おっしゃるとおり、これは本人の責任ではございません。ですので、今回条例改正を提案して、きっちりとした形で条例に基づいた任用ということをお願いしているところでございます。

○7番（高本敬義君） 今、最後の方、後段で言われたのは今回の改正がオッケーになればということの前提で、条例に沿ってという言葉だろうというふうに思うんですが、しいて100歩譲って言いますけども、私は条例そのものは悪いとは思っていません。何でもかという一般質問のときにも言ったかと思いますが、これは地方公務員法でも公的なそういうところに行くことは条文でうたっています。そのことを宇城市が定年の延長だったり、フルタイムだったりそういうところだけに絞って、結果的には短時間のところがおざなりになっていたという条例ですから、それを改めることは私は良しだと思います。で、ただし、それを遡及問題と併せてすることがやはり問題だと思います。先ほど言いましたように、本人に責任はありません。本人に不利益がいったとしたら、それは先ほど五嶋議員たちも言われたように、行政

が、任命権者が責任を負うべきだろうと私は思っています。そういう意味では、これは分けて、今日なら今日、10月1日なら1日からこの条例が施行されるという、そういうふうな運用を取られたらいかがでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 本人に責任はございませんが、先ほど申しましたとおり、いろんな手続き等がまた出てくるのも、やはりそれは本人の負担にはなってくるかと思しますので、今回の場合は4月1日に遡って遡及適用をさせていただきたいという条例を提案させていただいて、本人に何ら不利益を与えることなく、条例を施行させていただきたいということでございます。

○7番（高本敬義君） そういう手続きをしたら、本人にまたいろいろ負担になる、煩雑さが出てくるだろうという、そのことは出てきたとしてもそれこそ任命権者執行部が責任取ってフォローする、そういうことが必要なんじゃないんでしょうか。

もう1点お尋ねしますが、先ほど渡邊議員が言われていましたけれども、これは確認ですけども、何を聞きたいかという、3月の議会の終了後に執行部の説明会というのがありました。その折に職員の職務級1級には主事とか3級には係長とか、そういう職名をあてる表が条例上ありますが、給料表が一般職でいくと1級から7級の7級制になっていますから、それぞれに職名を書いてありました。そこには3級に普通一般の退職者が行く専門職で、4級が保育園などの園長、5級が図書館などの館長が出ていた一覧表を示して説明がありました。4月に新たに社会福祉協議会に行かれた退職者の方、再任用の方の給料の位置付けを教えてください。

○議長（石川洋一君） これは、この本議案に必要ですか。

○7番（高本敬義君） はい。

○総務部長（成松英隆君） 先ほど御案内いただきました専門職、主な職責というのを説明させていただきます。専門職といえば担当業務を的確に把握し、適切な方法を考えて遂行するとともに、他の業務についても協調し支援し、後輩職員に対して指導助言を行う職ということで定義付けております。一方で、6級、こちら政策審議員でございます。全市的な観点から適切な合意点を見出せる施策の判断を行い、円滑な業務の遂行に向けて所管職員を統率する職ということで、こちらの方を準用しまして社会福祉協議会の事務局長といたしております。

○7番（高本敬義君） 発言だけで終わります。今言われた職務の級の話でいくと、3月に説明があったこの表と実際に運用されているのが違うとすれば、じゃあこれはどこの条例規則から出てきて、今運用されているのはいつの時点でどういうふうな運用をされているのかなというのが疑問でしたので、お尋ねをしたところです。終わります。

○総務部長（成松英隆君） 条例上は再任用職員は7級まであります。ですから、誤植

か何か分かりませんが、お渡しした時のこちらのそれには若干の不手際があったと思います。7級まで再任用職員は採用できます。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） ただいまの委員会付託の省略について異議がありますので採決します。採決は起立によって行います。議案第82号について委員会付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川洋一君） 起立多数です。したがって、議案第82号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第82号の討論に入ります。討論はありませんか。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。ただいま議題に上がっております議案第82号公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の改正案について、反対の立場で討論をいたします。

条例改正案に反対と言いましても、先ほどから質疑の中でありましたとおり、先ほど私も議論の中で申し上げましたとおり、この議案の改正自体に対して、またこの内容については賛同する部分もあります。ただし、この議案に反対の意思を表明しなければ、この議案が通ってしまうことになるので反対をいたします。なぜか。内容についてはもう皆さん十分御理解していただいていると思いますので、この場にはそぐわないかもしれませんが申し上げますと、本来、地方公共団体また地方公務員、国家公務員も含め、この公務員という職種の方たちは法と条例と規則に則り、真摯にその職務を遂行するその信念を皆さんお持ちであるというふうに思います。本条例、これに今宇城市は合っていない、この条例に違反しているということは、市長も総務部長もお認めになっていらっしゃる。そこを真摯に向き合って正すのであれば、自分たちが守るべき条例を曲げるのではなく、まずその条例に合う状況に戻し、その後に改めて条例の改正を提案する。これが本来行政がやることではないかと私は思います。私は市民の負託を得て議員としてこの議会におります。私の持つ市民感情、市民の代表としての意識、それに則っても、このような手段でこの条例改正を正すやり方は、到底納得ができない。納得できる人もいないと思います。また公務員の皆さんは、こんなことはやりたくない、本当の手続きを踏みた

いと思っていらっしゃる方もいるかもしれない。そういう方たちの思いをしっかりと私は発言する、またそういう社会へ宇城市があり続けるためにもこの条例には反対をいたします。

どうか御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○17番（長谷誠一君） ただいま問題となっておりますことにつきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

いずれにいたしましても、条例改正を行い、本年度の4月1日に遡って適用することについては、特に問題はないと私は考えております。法令や条例は法的安定性のため、過去に遡って適用されないのが原則であるのではないかと思います。国民に市民にまた利害関係が直接及ばない場合や関係者にとって利益になる場合などは例外的に適用が認められる場合もあるんじゃないかと思います。瑕疵がいうなれば軽くして、しかも第三者の既存の利益が存在している場合にいたしましても、瑕疵適用が認められる場合も例外的にあたるものと思われれます。本件につきましては、可能な地方公務員法また宇城市を定年退職した職員であることには変わりはなく、常勤が短時間勤務だけの相違で軽妙な瑕疵と考えられ、既に本年4月から採用され、給与等も支給されておまして、本人の既存の利益が存在しているものであります。例外的に条例を適用して、瑕疵の治癒を認めていい事案ではないかと私は思い、私は賛成の立場で討論を行ったところでございます。

このような背景も含めた中で、賛同されますことをお願いいたしまして、賛成討論に代えさせていただきます。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題になっております、議案第82号に反対の立場で討論いたします。

今まで質疑の中でも明らかになったように、明らかに今回の事案の原因であった事件は条例に違反しております。条例そのものについては、常勤の方を派遣するという条例の改正に関しては反対するものではありませんが、この条例が成立することによって行政が犯した瑕疵を結局隠ぺいしてしまう、それを正しいものとしてしまうということはいかかなものかと思います。明らかにこれは行政が間違いを起こしたのならば、その責任の場所を明らかにして、その反省を行った上で新しい条例をスタートすべきである。個人の利益うんぬんという問題に関しては、全て行政にあるのですから、行政側がそのことを述べることは間違いです。そういうこともあってこの条例案そのものについてはあれですが、この条例を出すの発端になったものを土台にして、それをそのままにってしまうという条例になっていることに、いわゆる遡及することに関しては強く反対をいたします。

議員諸氏の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○１０番（溝見友一君） ただいま討論となっております、議案第８２号に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

もともとこれは一般質問で高本議員の方が質問されて、そこからこのことが分かり、執行部もそれをしっかり受け止めた上で反省され、そしてすぐにこの議会中に条例を変えようと。それは何のためかという、今までそれに対して困ることがないように議会としましても私たち一人一人の市民が困惑しない、安心して生活できるように判断することが私たちの責務だとも感じています。このことが本当に高本議員の一般質問から始まった、議員が一般質問をすることの意義というのを、しっかり考えた上で受け止められたことだと思っていますので、それを受けた市長をはじめとした執行部のまず謝罪から始まったことから、新しい条例の改正ということで、それはそれとして、これはこれとして、しっかり賛成させていただきたいと思っています。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで討論を終結します。

これから、議案第８２号公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第８２号は、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第８２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第３８ 発議第２号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（石川洋一君） 日程第３８、発議第２号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第2号は、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

○7番（高本敬義君） 議長。すみません、7番高本ですが、動議の発言をお許しいただきたいと思いますが。

○議長（石川洋一君） 今、高本敬義君から動議の発言がありましたが、賛成者はありますか。

(賛成者挙手)

○議長（石川洋一君） 賛成者がいますので成立します。

趣旨説明を求めます。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。貴重な時間ですが動議の提案をさせていただきます。

宇城市市役所職員総体として行政サービスの向上に一丸となって頑張っておられますが、毎年新規採用職員があります。今年も4月に入ってきました。先ほど来議題になっていた再任用職員もその後は退職していかれます。そういった意味では、新陳代謝を図りながらの行政サービスの向上に向けての対応がされつつあるわけですが、その新規職員について基本的に、条例法的には半年間は4月から9月いっぱいまでは条件付き採用、条件付き期間、そういうふうな位置付けになされています。この半年間を4月までの試験プラス現場での実務プラスその他もろもろの本人の持っている能力、そういうのを勘案して総合的にこの9月末までに判断がされて、10月から正規職員というのが一般的な流れです。行政の方は9月30日ないしは10月1日に、書面であなたは正規職員ですよというふうな手続きは特段取っておられません。これは法的にも、そのことで自動的に職員になっていくというのが一般的な解釈です。今回、そういう優秀な頑張ろうと思っている職員がおられる中にあって、非常に憂鬱なというか、心配するような状況、事案が出てきているというふうに伺っております。先ほど申しましたように、この半年間担当された、配属された部署において直属の上司なり周囲からのいろんな助言なり、育成なり、育てなり、そういうのを受けて大きく育っていくわけですが、たまたま人事評価、業務評

価、日頃の生活評価等々を勘案する中で、どうも本人の意に反して免職とかできる決まりがあります。これは地方公務員法も条例もそうです。その中にこの半年間のそういう、俗にいう分限という言葉で使われますが、分限で免職できる要件としては、勤務成績が余り芳しくないとか適格性を欠くような状況があるとか、そういうところが主に判断材料というふうになっていくようですが、それに対して本人も頑張っているという気持ちはとてもあるようですが、この時期に執行部の方から事前の通告あたりも受けておられるようです。分限の免職の可能性ということですね。周囲の職員も非常に心配をして、難関を突破して、ようやく入ったこの公務の世界で頑張っているというふうにされているのに、どうしたものだろうかということで、職員一同組合を中心にして分限免職をさせてくれるなど、そういうふうなお願いの嘆願書の署名をこの間とってこられました。9月18日現在でお聞きするところ343筆、約組合員の8割というふうに聞いております。ここにも書いてありますが、条件付き採用期間中の職員には、正規職員のような不利益処分とか身分を守る強い法的な擁護が少し狭められております。そういった意味では、任命権者のこの9月末に向けて、分限の免職とかを発するというのは非常に強力な裁量権になってきます。それが故に分限の処分を十分考えて、合理的に社会的に客観的に、みんなが認めるようなそういう状況でないとやはり出してはいけないだろうというふうな嘆願の趣旨であります。この間、担当部署も本人を少し異動してもらって、どこかでもうちょっと仕事してもらおうとか、そういう異動若しくは特別に研修をしてもらおうとか、そういう相談を総務の方にされた時期もあったようですが、いかんせん今年この時期にコロナ対策ということで、非常に困難な対応をされていた執行部の大変さ、それは理解しますが、コロナ対策でそういう異動とか研修ができ兼ねると、その人のためにというふうなお返しの言葉が返ってきたというのを聞いた折に、果たしてそうなんだろうか。1人の職員といえどもこの市役所で頑張っているというふうに思っているわけですから、周りみんなでそれを育てていく、これが大事なことはないだろうかということを感じるころです。

条件付き採用職員についての人事行政、労務管理等について、この議会で議題とし、また総務文教常任委員会でも議論をしていただければということでの動議の提案であります。ただし、今回の件についていいますと、先ほど言いましたように仮にここでオッケーというふうに承認していただいたとしても、9月30日がその方にとっては期限です。執行部もそういう意味ではある節目です。そういう意味では非常に時間的な窮屈な面はありますが、是非そこあたりは配慮していただくようお願いをして、少し長くなりましたが緊急動議の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（石川洋一君）　ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩　午後１時５２分

再開　午後２時１４分

-----○-----

○議長（石川洋一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○７番（高本敬義君）　７番、高本です。先ほど動議の提案をさせていただきましたが、その案件につきまして、今議長の方からも少し助言をいただいて、状況は少し理解できるところはあるけども、議会として議題としてどういうテーマを何を議論していくのかということにいくと、少し定かではないというふうなことも伺いました。ということで、今日の段階では時間も限られているということでもありますので、今回の動議は、まずは提案はさせていただきましたけれども、一旦ここで収めるということにさせていただきますが、議員の皆様にも是非こういう状況を認識していただきたいなというところが１点と、執行部の方にも是非こういう状況は当の所管部でありますので、私以上に状況とか把握された上でのいろいろの対処、対応だろうというふうに思っています。思っていますが、先ほど来申しますように、やはり職員を育てよう、大きく羽ばたいて仕事をしてもらおう、たかが少し問題というかそういう課題がある職員１人のことであっても、そこにやはり心血を注いで執行部としては人材育成に対応していただきたい、そのことが、先ほど条例改正うんぬんのいろんな議論の中でも出てきたこととつながるのではないかというふうに思っています。結果的には、今回の案件についても事案につきましても、先ほど申しましたけれども、配置換えとか研修の時間をもつとか、そういうことがあと限られた数日ではありますが、執行部の対応として何らかの善処ある結果を期待したいなと思っています。執行部の御判断をよろしくお願いしたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（石川洋一君）　高本敬義君の発言が終わりましたが、執行部の方からも御意見はないと思いますので、今高本議員の方から話がありましたように、やはり人事権というのは非常に大きな力ですので、疑義がないように、ひとつ正確にお進めいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

-----○-----

日程第３９　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君）　日程第３９、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則

第110条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第40 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第40、各常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和2年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時19分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 石川 洋一 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 5 4 号	宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決
議案第 5 5 号	宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 6 号	宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 2 号	宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 5 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 6 8 号	令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（小川地区））	可 決
議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（三角センター解体工事）	可 決
議案第 7 5 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校屋内運動場改築工事）	可 決
議案第 7 6 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）	可 決

議案第 8 1 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
-----------	---------------------------	------

宇城市議第 2 9 9 号
令和 2 年 9 月 1 7 日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 6 4 号	宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について	原案可決
議案第 6 5 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 6 9 号	令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 7 0 号	令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 7 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について （旧戸馳大橋撤去）	可 決
議案第 7 9 号	権利の放棄について	可 決
議案第 8 1 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決

宇城市議会議長 石川 洋一 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 5 7 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 8 号	宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 9 号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 0 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 1 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 3 号	宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について	原案可決
議案第 6 5 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 6 6 号	令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 6 7 号	令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 7 1 号	令和 2 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決

議案第 7 7 号	財産の無償譲渡について	可 決
議案第 7 8 号	財産の取得について	可 決
議案第 8 0 号	和解の成立について	可 決
議案第 8 1 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決

令和2年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

議員名 件 名	1 原 田 祐 作	2 永 木 誠	3 山 森 悦 嗣	4 三 角 隆 史	5 坂 下 勲	6 高 橋 佳 大	7 高 本 敬 義	8 大 村 悟	9 福 永 貴 充	10 溝 見 友 一	11 園 田 幸 雄	12 五 嶋 映 司	13 福 田 良 二	14 河 野 正 明	15 渡 邊 裕 生	16 河 野 一 郎	17 長 谷 誠 一	18 入 江 学	19 豊 田 紀 代 美	20 中 山 弘 幸	21 石 川 洋 一	22 岡 本 泰 章	審議 結果	賛 成	反 対
承認第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第14号)(令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第3号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0
承認第12号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第20号)(令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第4号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0
議案第54号 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する等の条例の制定について	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	原案 可決	16	4
議案第55号 宇城市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第56号 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第57号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第58号 宇城市交通安全対策推進委員会条例及び宇城市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第59号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	19	1
議案第60号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	19	1
議案第61号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第62号 宇城市立図書館条例及び宇城市不知火美術館条例の一部を改正する条例の制定について	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	原案 可決	16	5
議案第63号 宇城市小川総合福祉センター条例を廃止する条例について	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	18	3
議案第64号 宇城市松合ビジターセンター条例を廃止する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第65号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	20	1
議案第66号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第67号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	原案 可決	20	0

議長のため表決には加わりません。

令和2年第3回定例会 議案等賛否表

○：賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄：棄權

[illegible]

棄：棄權

件 名	議員名																					議 審 結 果	賛 成	反 対	
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一				22 岡本泰章
認定第6号 令和元年度宇城市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	認定	20	1
認定第7号 令和元年度宇城市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	認定	21	0
認定第8号 令和元年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	認定	20	1
議案第82号 公益的法人等への宇城市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●		○	原案可決	16	5
発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	21	0